

維持管理等の入札契約方式ガイドライン(案)

～ 包括的な契約の考え方 ～

参考資料編

平成27年3月

公益社団法人 土木学会 建設マネジメント委員会
維持管理に関する入札・契約制度検討小委員会

目次

1. インフラの維持管理の現状	1
1.1. 公物管理者が管理するインフラ	1
1.2. 現状の課題	4
2. 維持管理等の入札・契約に関する留意事項	13
2.1. 維持管理等に関する業務における公物管理者の役割・責任	13
2.2. 発注関係事務の適切な実施	16
2.3. 発注規模拡大のパターン例	22
3. 個別施策の解説	31
3.1. 発注規模の拡大・複数年契約	31
3.2. 地域維持型契約	32
3.2.1 地域維持型契約の概要	32
3.2.2 地域維持型契約方式の取り組み方	35
3.3. 性能規定型契約	43
3.3.1 性能規定型契約の概要	43
3.3.2 性能規定型契約方式の取り組み方	49
3.4. 設計者と施工者の連携を図る契約	78
3.4.1 設計と施工の連携を図る契約の概要	78
3.4.2 設計と施工を分離発注する方式の取り組み方【R-0】	81
3.4.3 設計の受注者が工事段階で関与する方式の取り組み方【R-1】	86
3.4.4 工事の受注者が設計段階から関与する方式の取り組み方【R-2】	95
3.5. 発注者を支援する方式	96
4. 取り組みの推進に向けて	100
4.1. 組織マネジメントの改善	100
4.2. 変革推進のための取り組み体制	101
5. 用語集	102
6. 付録	105

1. インフラの維持管理の現状

1.1. 公物管理者が管理するインフラ

(1) インフラの種類・量

国や地方公共団体等の公物管理者が管理する主な公物管理施設の建設後 50 年以上経過する施設の割合を表 1-1 に示す。これらは高度経済成長期以降、集中的に整備されたが、インフラの種類によって整備時期のばらつきが見られる。今後も厳しい財政状況が続き、人口減少や少子高齢化の進展等といった社会構造の変化が予想される中、管理するインフラの健全度を保ち、一定のサービス水準を確保すべく、持続可能なメンテナンスの構築に向けた取組を進めることが公物管理者にとっての命題である。

表 1-1 国内に保有するインフラ施設数と建設後 50 年以上経過する施設の割合¹

区分	施設		建設後 50 年以上経過する施設の割合			管理者	施設数
			H25.3	10 年後	20 年後		
道路	構造物	橋梁（橋長 2m 以上）	16%	40%	65%	国	27,222 橋
						高速道路会社	16,438 橋
						都道府県	129,916 橋
						政令市	47,593 橋
						市区町村	478,068 橋
		国	1,299 本				
	トンネル	18%	32%	48%	高速道路会社	1,583 本	
	都道府県	4,790 本					
	政令市	335 本					
	市区町村	2,369 本					
	実延長	高速自動車国道	2%	19%	43%	国	8,050km
		一般国道（指定区間）	—	—	—	国	23,368km
		一般国道（指定区間外）				都道府県・政令市	31,854km
都道府県道		都道府県				129,397km	
市町村道	市町村	1,022,248km					
河川・ダム	河川管理施設	6%	20%	47%	国	10,508 施設	
					都道府県・政令市	19,223 施設	
河川	河川延長	—	—	—	国	10,584km	
					都道府県	113,344km	
					市町村	20,054m	
砂防	砂防堰堤・床固工	3%	5%	21%	都道府県	95,675 基	
海岸	海岸堤防等	10%	31%	53%	都道府県・市町村	7,989km	
下水道	管渠	2%	8%	22%	都道府県	6,997km	
					政令市	98,875km	
					市町村等	322,006km	
	処理場	—	—	—	都道府県	185 箇所	
					政令市	150 箇所	
市町村等	1,829 箇所						
港湾	港湾施設	11%	27%	51%	国	4,025 施設	
					都道府県	31,883 施設	
					政令市	2,126 施設	
					市町村等	5,586 施設	
空港	空港	19%	48%	63%	国	28 空港	
					地方公共団体	65 空港	
					民間企業	4 空港	
鉄道	橋梁	51%	70%	83%	鉄道事業者	102,293 橋	
	トンネル	60%	81%	91%	鉄道事業者	4,767 本	
自動車道	橋	34%	87%	87%	民間企業	67 橋	
					地方道路公社	25 橋	
	トンネル	67%	100%	100%	民間企業	8 本	
					地方道路公社	1 本	
航路標識	航路標識	12%	25%	38%	国	5,380 基	
公園	都市公園等	4%	11%	38%	国	17 施設	
					都道府県	516 施設	
					政令市	23,634 施設	
					市区町村	76,944 施設	
公営住宅	公営住宅	3%	30%	60%	都道府県	931,689 戸	
					政令市	390,602 戸	
					市区町村	848,358 戸	
官庁施設	官庁施設	8%	22%	36%	国	48,466 千 m2	

¹ 国土交通省インフラ長寿命化計画（行動計画）平成 26 年 5 月 21 日に加筆（加筆箇所：道路実延長を道路統計追記）

(2) 地方公共団体における職員数と管理施設数量

都道府県及び市町村の土木部門に所属する職員数²及び平均職員数（1 管理者あたりの土木部門職員数）について、平成 17 年～平成 25 年にかけての推移を図 1-1 および図 1-2 に示す。

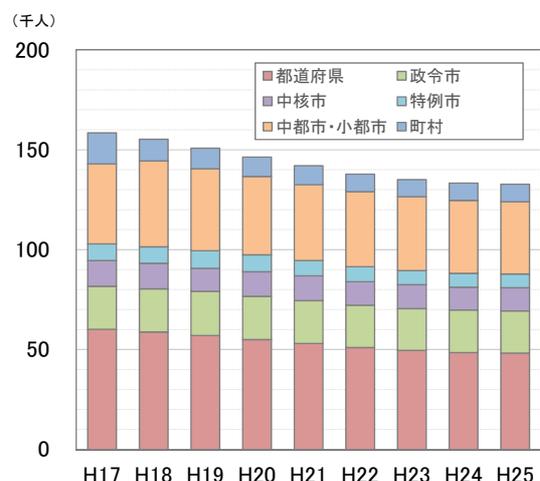


図 1-1 都道府県・市町村の土木部門職員総数

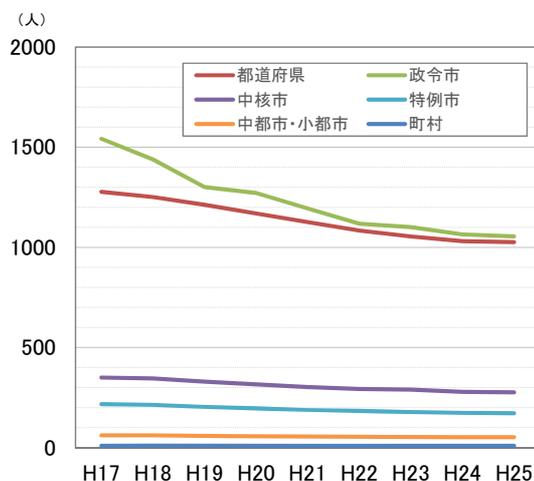


図 1-2 都道府県・市町村の土木職員数
(1 管理者あたりの土木部門職員数の平均人数)

表 1-2 都道府県・市町村の土木部門職員数（総数・平均）

単位：人、()内の数字は平成17年の値を1としたときの比率を示す。

		H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
都道府県	総数	60,020 (1.00)	58,810 (0.98)	56,958 (0.95)	54,949 (0.92)	52,946 (0.88)	50,930 (0.85)	49,577 (0.83)	48,447 (0.81)	48,228 (0.80)
	平均	1,277 (1.00)	1,251 (0.98)	1,212 (0.95)	1,169 (0.92)	1,127 (0.88)	1,084 (0.85)	1,055 (0.83)	1,031 (0.81)	1,026 (0.80)
政令市	総数	21,577 (1.00)	21,568 (1.00)	22,112 (1.02)	21,612 (1.00)	21,488 (1.00)	21,251 (0.98)	20,926 (0.97)	21,300 (0.99)	21,083 (0.98)
	平均	1,541 (1.00)	1,438 (0.93)	1,301 (0.84)	1,271 (0.82)	1,194 (0.77)	1,118 (0.73)	1,101 (0.71)	1,065 (0.69)	1,054 (0.68)
中核市	総数	12,966 (1.00)	12,781 (0.99)	11,537 (0.89)	12,334 (0.95)	12,415 (0.96)	11,746 (0.91)	11,902 (0.92)	11,451 (0.88)	11,612 (0.90)
	平均	350 (1.00)	345 (0.99)	330 (0.94)	316 (0.90)	303 (0.86)	294 (0.84)	290 (0.83)	279 (0.80)	276 (0.79)
特例市	総数	8,256 (1.00)	8,148 (0.99)	8,787 (1.06)	8,490 (1.03)	7,708 (0.93)	7,546 (0.91)	7,095 (0.86)	6,956 (0.84)	6,862 (0.83)
	平均	217 (1.00)	214 (0.99)	204 (0.94)	197 (0.91)	188 (0.87)	184 (0.85)	177 (0.82)	174 (0.80)	172 (0.79)
中都市・小都市	総数	40,025 (1.00)	43,004 (1.07)	41,094 (1.03)	39,188 (0.98)	37,965 (0.95)	37,464 (0.94)	36,907 (0.92)	36,492 (0.91)	36,203 (0.90)
	平均	62 (1.00)	62 (1.01)	60 (0.97)	57 (0.93)	56 (0.90)	55 (0.89)	54 (0.87)	53 (0.86)	53 (0.86)
町村	総数	15,553 (1.00)	10,844 (0.70)	10,254 (0.66)	9,771 (0.63)	9,394 (0.60)	8,798 (0.57)	8,647 (0.56)	8,668 (0.56)	8,693 (0.56)
	平均	9.4 (1.00)	10.4 (1.11)	10.0 (1.07)	9.7 (1.04)	9.5 (1.01)	9.3 (1.00)	9.3 (0.99)	9.3 (0.99)	9.3 (1.00)

土木部門に所属する職員の総数、平均人数ともに地方公共団体の規模に関わらず年々減少している。平成 17 年と平成 25 年の平均人数を比較するとその減少率は、政令市では 32%、中核市では 21%、特例市では 21%となっており、減少率は規模の大きな市の方が比較的規模の小さな中都市・小都市や町村に比べ大きい（表 1-2）。しかし、規模の小さな市や町村においては、合併に伴う管理数量（面積、施設数）の増加等を考慮すると、職員の減少率だけで管理者の負担の増加を推し量ることはできない。

町村においては土木部門の部署に所属する職員の平均人数に大きな変化はないが、元々土木部門の部署に所属する職員数が少数であることを考慮しなければならない。国土交通省が地方公共団体に対して実施したアンケート（図 1-3）でもわかるように保全業務（橋梁に限る）に携わる土木技術者が全くいない町村の割合は増加傾向にあり、これに加え、図 1-4～図 1-7 に示すように規模の小さな市や町村ほど、土木職員 1 人あたりの管理施設数量（道路延長、橋梁 [15m 以上]）が大きいことや、担当業務が多様化している現状を鑑みた場合、職員数の減少率が大きい市や都道府県以上に維持管理体制は整っていないと考えられる。

² 地方公共団体定員管理調査（総務省：平成 17 年度～平成 25 年度）に示された土木部門（土木一般、用地買収、港湾・空港・海岸、建築、都市計画一般、都市公園、ダム、下水）の一般行政職員数を用いた。

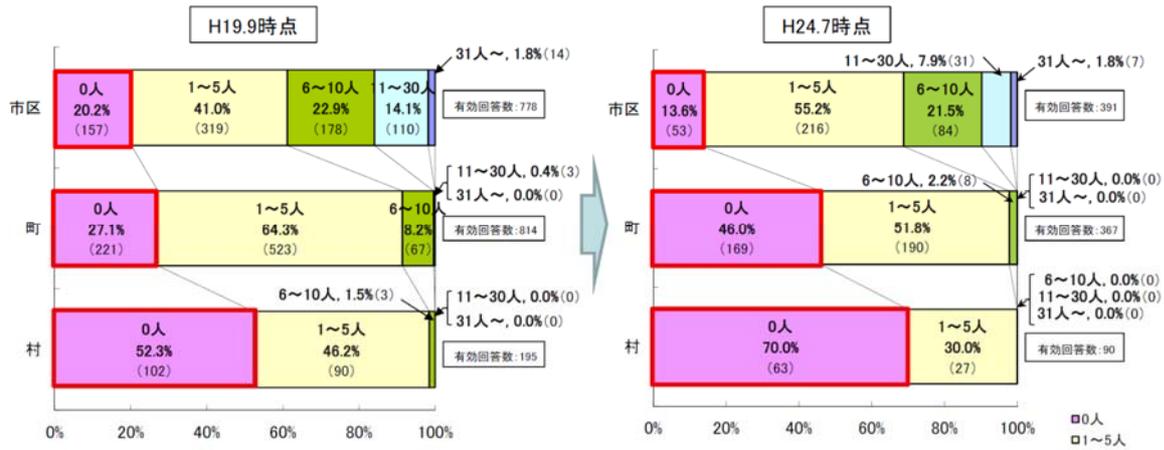


図 1-3 市区町村における橋梁維持管理に携わる土木技術者³

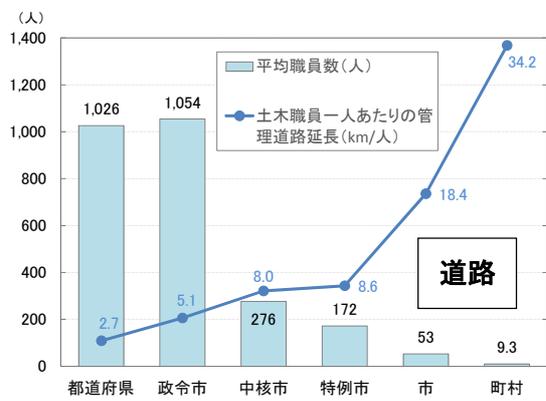


図 1-4 各公物管理者の土木部門職員一人あたりの管理道路延長



図 1-5 各公物管理者の土木部門職員一人あたりの管理橋梁数

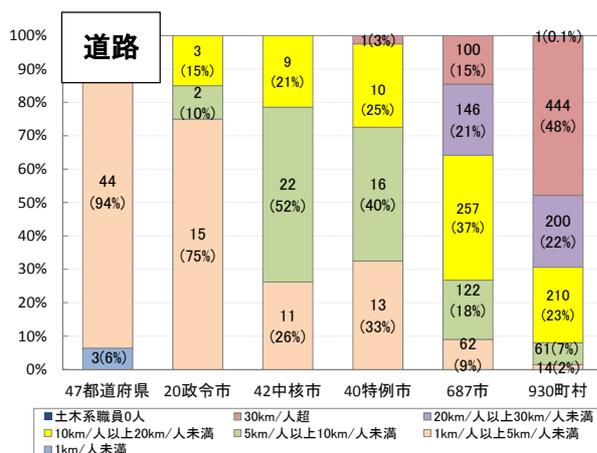


図 1-6 各公物管理者の土木部門職員一人あたりの管理道路延長

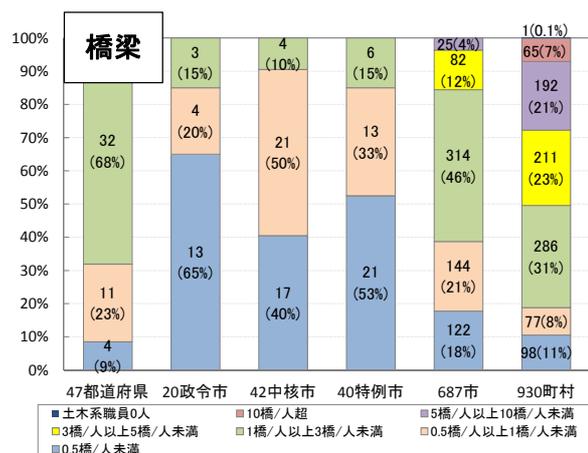


図 1-7 各公物管理者の土木部門職員一人あたりの管理橋梁数

³ 「国道(国管理)の維持管理等に関する検討会」とりまとめ資料(国土交通省道路局)

1.2. 現状の課題

(1) 公物管理者が抱える課題

維持管理業務を行う公物管理者の規模や組織の体制、または業務環境によりその程度は異なるものの、「本編 2. 自己診断」の章で示したように、『技術職員の不足』、『担い手不足』、『業務の非効率性』、『財源不足』は公物管理者が抱える共通の課題といえる。

i) 技術職員の不足

公物管理者、特に地方公共団体に所属する土木部門の職員数が年々減少を続けていることは前述の通りである。

長く続いた公共事業費の削減と共に職員数の減少が続いた。2011年の東日本大震災の影響により一部例外はあるものの、地方公共団体では職員の新規採用を抑制しており、退職等による流出数が流入数を上回る傾向は、今後も大きく変化することは望めない。

このような中、発注者の業務は従前から行っている業者選定や監督・検査等の業務に加え、社会的要請に応えるための業務等、業務内容が拡大している。また、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が改正され（平成26年6月4日施行）、以前とその本質は変わらないものの、品確法の基本理念に則り発注を実施するために「公共工事の施工者が担い手確保・育成するために適正な利潤が確保できるよう施工実態を的確に反映した予定価格設定」、「入札不調・不落時には見積徴集による適正な予定価格設定」、「低入札価格調査基準や最低制限価格設定」「適切な設計変更」、「発注者間の連携推進」といった発注者の責務が具体的に明文化されたことで発注者が求められる役割・責任はさらに大きくなったと言える。

限られた職員で発注者としての責務を果たし、利用者に安全なサービスの提供を継続するには、やはり業務の効率化は避けて通れないと考えられる。

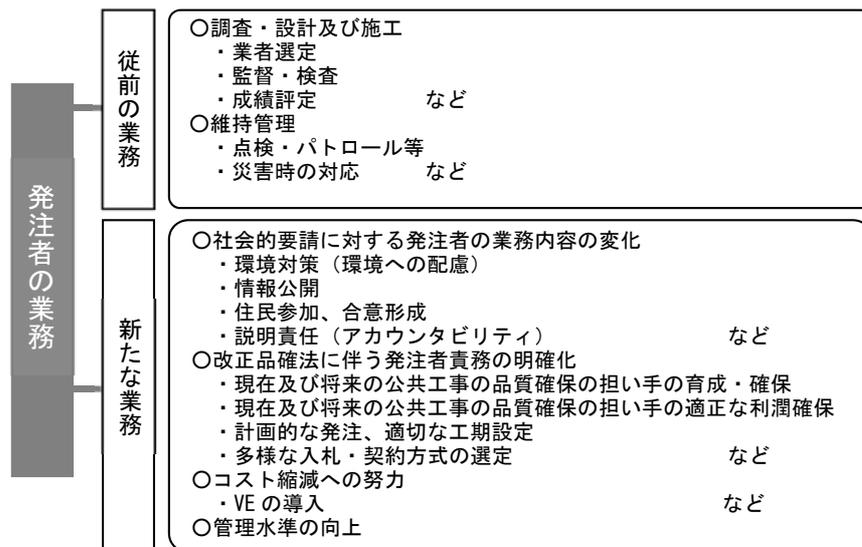


図 1-8 発注者の業務⁴

⁴ 「発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会」配布資料（国土交通省）に加筆

ii) 担い手不足

仮に公物管理者側の体制が充実していたとしても、維持管理業務の担い手が不足しているのは地域の維持管理事業を円滑に実施する事は困難である。長引く不況や公共投資削減による経営状況の悪化により、地域建設企業の倒産や規模縮小が続いた(図 1-9)。中山間地域を中心に、災害対応空白地帯が生じる等、市民の安全な生活の確保が懸念されている。

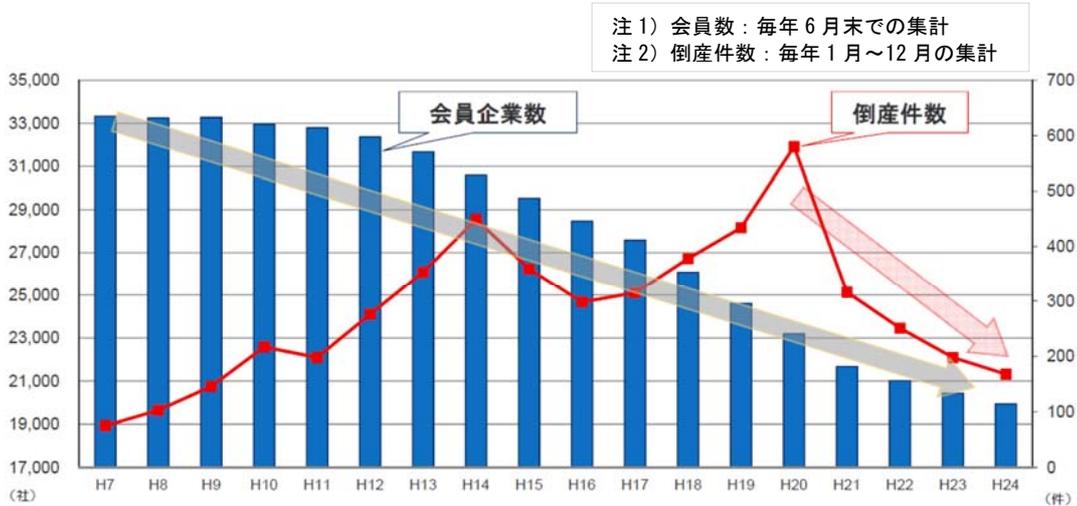


図 1-9 全国建設業協会会員企業数及び倒産状況⁵

iii) 業務の非効率性

維持管理等の業務は、発注規模が小さく労力に見合わない(採算性が低い)、技術者を長期拘束される、待機時間が長い等その非効率性から現在の市場環境を受注者側から見た場合、魅力有る市場とは言い難く、不調、不落となる事例が見られている。また、実施にあたっては実施時期の偏り、同じ場所での別作業の実施、事務作業の増加、技術者の拘束など、公物管理者、受注者双方にとって非効率であることも少なくない。

委員会の活動(ヒアリング、委員報告など)を通して民間企業から見た維持管理の課題を「1.2(4)民間企業(維持管理業務の担い手)から見た課題」で記載している。課題として業務の非効率性に関する意見が多数寄せられている。民間企業から見た維持管理の課題は、換言すると維持管理業務への参画を思いとどまらせる要因とも考えられるので参考にされたい。

iv) 財源不足

財政改革、公共事業のコスト縮減などの影響により、公物管理者においては公共事業費の縮減傾向が続いており、なかなか回復基調を示さない。そのような中、地方公共団体が管理する道路の予算については、平成 24 年度に防災・安全交付金が創設され、橋梁等の点検や修繕事業に対して重点配分する等、国から財政的支援が実施されている。

それでもなお、老朽化対策に関する国への要望として、約 9 割の市区町村が「交付金によるさらなる財政支援」をあげる等、より一層の支援が求められている(図 1-10)。他にも、「老朽化への対応により新規投資が困難になる」や、「老朽化構造物への対応による予算不足によ

⁵ 本小委員会(第 3 回)における委員報告資料より抜粋(全国建設業協会)

り安全性に支障が生じる」といった懸念を示す意見が多い⁶。

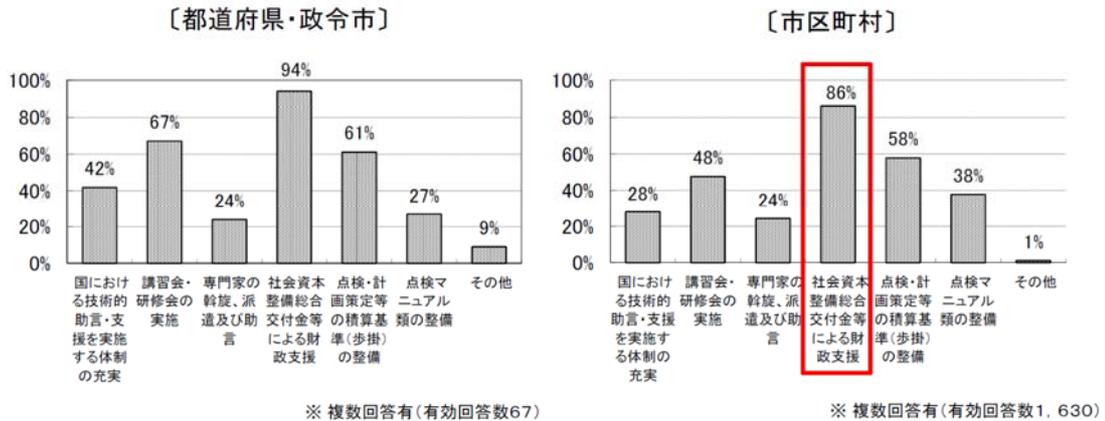


図 1-10 老朽化対策に関する国への要望

維持管理の予算の現状を表す参考資料として、道路延長（一般国道、都道府県道、市町村道の供用延長）とそれらに対して投じられた舗装補修費の推移を示す(図 1-11)。道路延長は年々増加する一方、舗装補修費は平成 5 年をピークに減少傾向にある。最近の数年間において舗装補修費は若干回復しているもののピーク時の水準には到底及ばない。

舗装に限らず、供用期間の経過に伴い、劣化が進行し健全度が低下することは明白であり、適切な維持（予防保全含む）が実施できない場合、近い将来において更新や大規模修繕が必要となる構造物が増加し、財政をさらに圧迫する恐れがある。さらに、必要に迫られた一部の構造物の大規模修繕や更新事業の優先執行により維持業務や軽微な修繕の遂行に支障を来すといった弊害を引き起こすことも懸念される。



図 1-11 道路延長と舗装補修費の関係

⁶ 道路の老朽化対策の本格実施 に関する提言（社会資本整備審議会 道路分科会）平成 26 年 4 月 14 日

(2) 公物管理者ヒアリング及び委員報告事例による現状の問題点

表 1-3 に本小委員会で開催した公物管理者ヒアリング及び委員による事例報告を元に、公物管理者が抱える維持管理業務における課題（問題点）を示すとともに、「本編」 図 3-2 に示した「自己診断から入札契約方式選択までのフローチャート」にならい、課題及び改善目的の区分を示す。併せて契約方式での対策を参考として示すが、実施にあたっては、公物管理者が置かれている状況に応じた最適な対策を講じ、適切な契約方式を採用することが重要であるため留意されたい。

また、公物管理者の維持管理業務の対応状況の現状を示す資料として表 1-4 に対象資産と担い手の現状を示す。なお、今回のヒアリングにおいて、部分的ではあるものの維持管理業務の現状に「問題ない」との発言も聞かれた。担当者の努力により問題が発生していないものと推察するが、維持管理業務は長期的なスパンで計画的に対応することが求められるものであり、問題ないと考えている現状においても常に問題は潜在している。隠れた問題点を洗い出し、適切に先手の対応を行う事が重要である。

表 1-3 公物管理者が抱える維持管理業務における課題から想定される契約方式 (例)

問題点(代表例)	抽出された課題				維持管理レベル	想定される改善目的				想定される改善方策								契約方式での対策例		
	技術職員の不足	担い手不足	業務の非効率性	財源が確保できない		技術力確保	担い手の確保	業務の効率化	民間の能力(資金)活用	発注者を支援する仕組み	発注規模の拡大	契約期間の複数年化	複数企業による共同受注	性能規定型契約	プロセス間の連携	入札手続きの迅速化	民間資金の活用			
維持	業務の実施範囲が広範囲であり、インハウスでの巡回が追いつかず、住民からの苦情が先行となった後手の対応となる。	○			○	維持管理レベル 維持管理等のサイクルが構築できていない C 維持管理等のサイクルを概ね回しているが、部分的に課題を有している B 維持管理等のサイクルを十分に回せている。 A	○				○								<ul style="list-style-type: none"> 発注規模の拡大・複数年契約 地域維持型契約 性能規定型契約 発注者を支援する方式 等 	
	職員不足により職員一人あたりの事務負担が増えている。	○			○		○												<ul style="list-style-type: none"> 発注規模の拡大・複数年契約 発注者を支援する方式 (フレームワーク方式) 等 	
	費用削減のため除草、植栽管理の回数を減らした結果、住民からの苦情が増えた。				○		○								○					<ul style="list-style-type: none"> 発注規模の拡大・複数年契約 性能規定型契約 等
	組織として、直営による応急対策の機能が不十分になっている。	○					○													<ul style="list-style-type: none"> 発注者を支援する方式 等
	これまでと同じように発注業務を行っているが近頃不調が増えた。				○		○													<ul style="list-style-type: none"> 発注規模の拡大・複数年契約 地域維持型契約 性能規定型契約 等
修繕・更新	維持業務の繁忙に加え、予算不足も重なり計画的整備事業の進捗が進まない。	○			○	○													<ul style="list-style-type: none"> 性能規定型契約 発注者を支援する方式 (PFI方式) 等 	
	年度毎に早期対策が求められる構造物の修繕工事に終始しており複数年にわたる計画的な対応ができていない。				○	○										○	○		<ul style="list-style-type: none"> 発注規模の拡大・複数年契約 設計者と施工者の連携を図る契約 発注者を支援する方式 (フレームワーク方式) 等 	
維持管理業務全般	他業務(他工事)との兼ね合いから継続的な費用捻出が困難な状態となり適切な維持管理業務の執行が困難となる恐れがある。				○	○													<ul style="list-style-type: none"> 発注規模の拡大・複数年契約 性能規定型契約 (PFI方式) 等 	
	地元で若手と呼べる技術者、作業者が不足しており、将来的に技術者不足による入札不調が懸念される。将来の地域維持にも不安がある。				○														<ul style="list-style-type: none"> 発注規模の拡大・複数年契約 地域維持型契約 等 	

表 1-4 公物管理者ヒアリング（対象資産、担い手の現状）

		地方公共団体A	B市	C市	D市	E町	F市	G市	
人口規模		1000万人超	100万人弱	50万人弱	5万人超	1万人	5万人弱	5万人	
土木部門職員数		4528名 (技術職員3829名)	187名 (技術職員97名)	318名 (技術職員34名)	5名+臨時2名 (職員は事務系)	11名+臨時4名(職員は事務系)	10名 +嘱託3名	5名	
施設量	道路	約2,300km	約3,300km	約730km	約770km	約370km	約630km	約1,130km	
	橋梁	1,974橋 (760橋)	446橋 (230橋)	128橋 (63橋)	167橋 (37橋)	178橋 (55橋)	336橋 (86橋)	70橋 (138橋)	
	その他	トンネル121本 地下歩道45施設 道路照明灯: 約150,000灯 道路標識28,000本 横断歩道橋713橋等	トンネル2本 ボックスカルバート98本 モノレール15.4km 横断歩道橋68橋 道路照明灯: 約22,500灯 エレベーター74基 エスカレーター35基 大型案内標識等:675基 警戒標識:約3,600基 カーブミラー:約7,700基 電線共同溝等:52km等	横断歩道橋 5橋 道路照明灯 約8,300灯 エレベーター 1基 エスカレーター 4基 大型案内標識等 49基 警戒標識 約1,500基 カーブミラー 約2,700基 電線共同溝 2.7km 等	フタバス6本 駅エレベーター96基 道路照明400基 等	標識18基 道路照明16基 等	トンネル1本 道路照明380基 等	トンネル1本(未利用) 道路照明約1000基 等	
年間予算	全体	58億円	7億円	約7億円	約2.3億円	約5億円	約1億円	——	
維持	道路維持	維持 +11:11.32 入札方式	直営 外部調達[一般企業] 一般競争	直営(パトロール、小規模な補修) 外部調達[地元建設業] 指名競争(希望型)・価格競争・半年間毎委託	直営(パトロール、応急対応) 外部調達[地元建設業] 随意契約(基本協定)	外部調達[地元建設業] —— ——	直営[パトロール、清掃等] 外部調達[地元建設業] 随意契約	直営[簡易な補修、作業] 外部調達[地元建設業] 通常指名・価格競争	外部調達[地元建設業] 年間委託
	植栽管理	直営/外部 入札方式	直営 外部調達[一般企業] 一般競争	外部調達 (地元建設業) 指名競争(希望型)・価格競争・半年間毎委託	外部調達 (地元建設業) 一般競争	外部調達 (地元建設業) 通常指名・価格競争	—— —— ——	同上 —— ——	外部調達 (シルバー人材)
	照明等附属施設 (参考)	直営/外部 入札方式	外部調達[一般企業] 一般競争	外部調達:13,100灯(10年間リース) 9,400灯(地元建設業) リース:WHO一般競争入札 電設業:指名競争(希望型)・価格競争・半年間毎委託	外部調達:8,300灯 (地元協同組合) —— ——	—— —— ——	—— —— ——	外部調達 通常指名・価格競争	自治会負担により住民が実施
定期点検	点検診断 (橋梁) 入札方式	直営/外部 外部調達[一般企業] 一般競争	直営(164橋:観察保全) 外部調達(282橋:市内に本店・支店を置くコンサルtant) 指名競争(希望型)・価格競争	外部調達 (大手コンサル) 一般競争・価格競争	外部調達 (大手コンサル) 通常指名・価格競争	外部調達 (現場コンサル、測量業者) 通常指名・価格競争	2m以上:外部調達 (地元コンサル:県内及び近郊大都市) 2m以下:直営 通常指名・価格競争	15m以上:外部調達 (法人系技術コンサル) 15m以下:直営 ——	
補修設計	路面性状調査	直営/外部 入札方式	外部調達[一般企業] 一般競争	外部調達 (市内に本店・支店を置く舗装業者等) 指名競争(希望型)・価格競争	外部調達 (舗装業者) 一般競争・価格競争	—— —— ——	外部調達 (舗装業者) 随意契約	外部調達 (舗装業者) 通常指名・価格競争	—— —— ——
	補修設計 (簡易舗装)	直営/外部 入札方式	外部調達[一般企業] 一般競争	直営又は外部調達 (地元コンサル) 指名競争(希望型)・価格競争	直営	直営	点検・診断の結果、緊急対応を要する橋梁はなかったため、補修設計・修繕工事はH26以降の予定。	—— —— ——	—— —— ——
	補修設計 (舗装)	直営/外部 入札方式	外部調達[一般企業] 一般競争	直営又は外部調達 (地元コンサル) 指名競争(希望型)・価格競争	直営又は外部調達 (大手コンサル) 一般競争・価格競争	外部調達 (地元測量会社) 通常指名・価格競争	外部調達 (地元測量会社) 通常指名・価格競争	—— —— ——	—— —— ——
	補修設計 (橋梁)	直営/外部 入札方式	外部調達[一般企業] 一般競争	外部調達 (市内に本店・支店を置くコンサルtant) 指名競争(希望型)・価格競争	外部調達 (大手コンサル) 一般競争・価格競争	外部調達 (大手コンサル) 通常指名・価格競争	外部調達 (地元コンサル:県内及び近郊大都市) 通常指名・価格競争	外部調達 (全国コンサル:地元コンサル) 通常指名・価格競争	外部調達 (法人系技術コンサル) 通常指名・価格競争
修繕工事	修繕工事 (舗装、軽微)	直営/外部 入札方式	外部調達[一般企業] 一般競争	直営:(小規模な補修) 外部調達:(地元建設業) 指名競争(希望型)・価格競争・半年間毎委託	直営(軽微、応急対応) 外部調達(地元建設業) 一般競争・価格競争	直営	—— —— ——	—— —— ——	—— —— ——
	修繕工事 (舗装)	直営/外部 入札方式	外部調達[一般企業] 一般競争	外部調達(地元建設業) 指名競争(希望型)・価格競争	外部調達 (地元建設業) 一般競争・価格競争or総合評価	外部調達 (地元建設業) 事後審査一般競争・価格競争	外部調達 (地元建設業) 通常指名・価格競争	外部調達 (地元建設業) 通常指名・価格競争	—— —— ——
	修繕工事 (橋梁)	直営/外部 入札方式	外部調達[一般企業] 一般競争	外部調達 (補修及び簡易な耐震補強:地元建設業、耐震補強及び特殊工事:大手建設業) 指名競争(希望型)・価格競争	外部調達 (地元建設業、大手建設業) 一般競争・価格競争or総合評価	外部調達 (地元建設業) 事後審査一般競争・価格競争	外部調達 (地元建設業) 通常指名・価格競争	外部調達 (地元建設業) 通常指名・価格競争	本年度実施予定。 (ヒアリング段階で工事は未実施)

(3) 維持管理業務における公物管理者の取り組みの工夫

ヒアリングを通じて全ての公物管理者に共通していたことは、財政状況の逼迫や職員が不足する中、抜本的な改善策や制度変更を伴う業務の効率化は実行できないまでも、自らの知恵と工夫で顕在化している問題に対して改善を図る努力をしていることである。

新たな契約方式の試行や企業を巻き込んだ取り組みについては様々な形で報告されることが多いが、実際に現場で取り組んでいる担当者一人一人の知恵や工夫は、一般に公開される機会がなく、類似の問題を抱えている者の目に触れることが少ない。

できる事からまず始めてみる事が業務効率化の第一歩であり、その一歩は全国の公物管理者が既に踏み出している。ここでは、そういった維持管理業務の担当者の工夫を紹介する。

[入札不調・不落対策]

- ・発注時期が遅く適正工期が確保できないケースが見られたため、早期発注を心がけ、これまで多かった年末発注を削減した。
- ・一工事あたりの金額が小さい同種工事が多くあり個別に発注しても企業の採算性が合わない想定されたので、少額、類似工事をまとめて発注した。

[品質確保]

- ・構造物の点検による劣化程度の判定、診断結果では業者ごとの違いが生じないように、職員が確認を行い、計画的な維持管理計画の精度向上に資した。
- ・県推奨のメンテナンスに関する資格を市職員も複数取得し、有資格職員をリーダーにした構造物の点検を行った。自分たちが維持していると言う気概を持って対応できている。
- ・点検と診断をセットで発注した。補修設計までは包括していないが、点検・診断の実績を有する企業にインセンティブを付し、将来的には修繕プロセスでの連携が取れる仕組みを検討している。
- ・緊急性の高い舗装や側溝などの修繕については予め市内の企業組合と締結している基本協定に基づき発注しており、迅速な対応が実施できている。
- ・県内近隣地域と連絡協議会を構成し、情報交換などを定期的に行うことで、業務の手戻りや協議の長期化による業務の停滞を回避している。
- ・点検と診断の工期を輻輳させると共に、点検業者・診断業者・修繕計画策定業者で会議を行い情報共有に努め工事の円滑化に努めている。
- ・結果的にではあるが、点検・診断と補修設計を同一社が受注したことで、点検・診断～補修設計～修繕工事に同じコンサルが関与している。終始一貫した橋梁の品質確保が可能となった。

[積算]

- ・専決処分を含め、設計変更の実施を徹底している。
- ・実際に舗装および施設修繕を施工する企業から収集した見積を審査し、契約額を決定していることから、実際に即した適切な費用が支払われていると考えられる。
- ・共同受注方式に関して、工期を1年ではなく半年とし、工期を2ヵ月間輻輳させることで、一般管理費が下がらない配慮を行った。上期+下期で費用を過不足なく精算するスキームを設定している。

[その他]

- ・定期的ではないが主要な道路を職員が徒歩にて点検している。特に歩道や附属施設においては、車の速度では見落としがちな不具合を発見できた事例もある。
- ・市の合併に基づき縮小した庁舎を振興事務所として残しており、舗装の不具合などは振興事務所を通じて吸い上げる仕組みとしている。管理範囲が広域にわたるため、住民の力を借りながら道路維持に努めている。
- ・共同受注により組合内で除雪車を共有できるため、地域ごとの保有台数の格差解消と共に、特定地区への重点配備などのフレキシブルな対応が可能となった。このおかげで、大雪が降った際にも通行止めを回避できた。
- ・除雪車のオペレータの高齢化が激しくなっている。県の除雪車貸与により、若手技術者を育てる取り組みを行っている。

(4) 民間企業（維持管理業務の担い手）から見た課題

ここでは、本小委員会の委員による報告事例（図 1-12：全国建設業協会報告資料）を中心に、民間企業から見た維持管理の課題（問題点）について紹介する。

民間企業から見た維持管理の課題は、換言すると維持管理業務への参画を思いとどまらせる要因とも考えられる。入札不調・不落は職員が不足する現状において、業務効率化の足かせとなりかねない。入札・契約方法の工夫により民間企業が維持管理に参画しやすい環境を整えることは、今後の地域維持を効率的に行う上で非常に重要である。

[採算性]

- ・積算に小規模、広範囲、長工期といった新設とは異なる状況が反映されていない。
- ・[数量×単価] による直行費の積上げ積算では、設計数量と材料発注可能なロットとが合わず、実際に掛かる費用と合わない。
- ・小規模工事では、工期が延伸した場合、経費の増分が収益に与える影響が大きいため、現状の率計上の経費では利益を確保できない。
- ・施工箇所が点在することが多く、施工歩掛（日あたり施工量）が実態と乖離している。
- ・緊急復旧工事は、1箇所でも緊急対処するため、労務、材料ロスが大きく不採算となる。
- ・台風、除雪時の早急対応のために事前待機を行っているが、事前待機は費用計上されない。

[技術者不足、工事の手間]

- ・監理技術者が長期拘束されるため、他の工事に対応できない。
- ・工事現場が点在している場合、工事全体の規模に対して技術者が多く必要となる。
- ・業務の特性上、設計変更が多く手続きが煩雑になりやすい。
- ・一度に多くの小規模工事が重なった場合、参加したくても技術者が足りず対応できない。

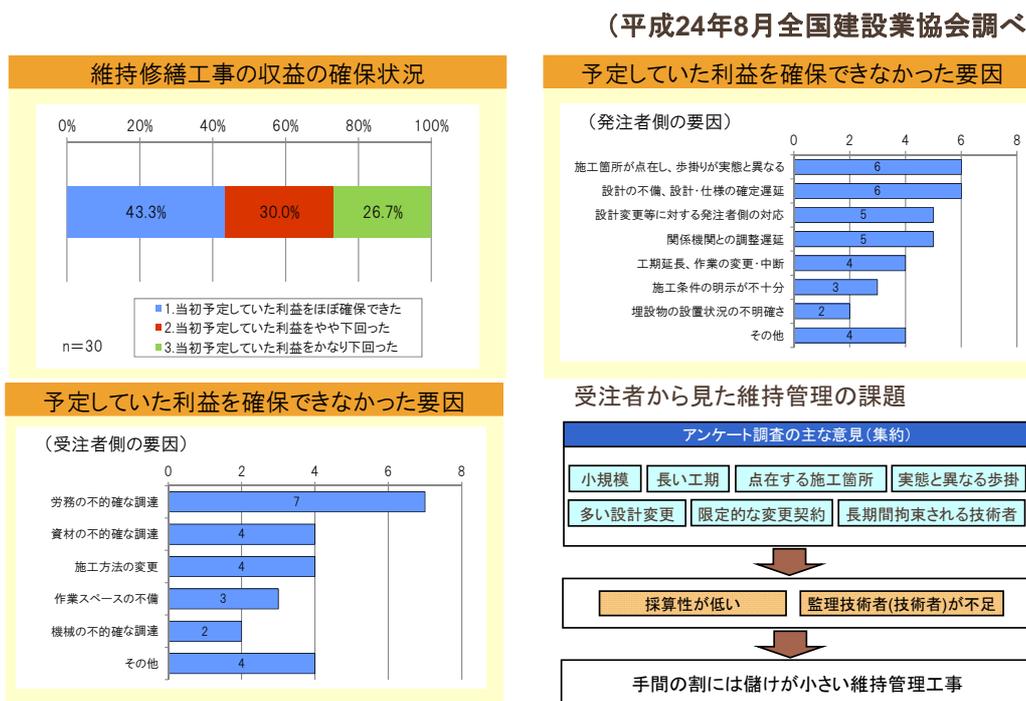


図 1-12 民間企業から見た維持管理業務の課題

2. 維持管理等の入札・契約に関する留意事項

2.1. 維持管理等に関する業務における公物管理者の役割・責任

(1) 維持管理等に関わる業務内容とアウトソーシング

従来、社会インフラの維持管理業務は施設管理者による直営、もしくは、その一部を外部委託することにより実施されてきたが、昨今の厳しい財政状況や、技術職員の削減、社会的要請の変化に伴う管理者が担う業務の多様化等により、従来の制度、体制のままでは、社会インフラのメンテナンスを適切にマネジメントし、安全で快適なサービスを利用者に提供し続けることは困難な状況となっている。

地方公共団体が自ら実施している維持管理に関する業務の中には表 2-1 に示すように、管理者としての判断や許認可、公権力の行使等、他者に代替させることができないものがある一方、それらを除くほとんどの業務は外部委託を行う事で管理者の人員・技術不足を補うことが可能であると考えられる。

このような中、社会インフラの維持管理の分野においても、民間の技術やノウハウを活用し効率的な維持管理を実施する仕組みの構築が望まれている。既に一部の管理者においては、個別の業務毎に単年度で委託していた複数の業務（別構造物、別種業務）を一括して複数年度契約する等、民間の技術や創意工夫を引き出し、効率的に維持管理業務を行う仕組みを導入している例もある。しかしながら、地域維持の担い手となる地域の建設企業側から見た場合、技術者の高齢化や若手入職者の減少等、企業体力も低下しており、現状のメンテナンス市場及びその入札契約制度は、魅力のある成熟したものになっているとは言い難い。

将来にわたる地域社会の維持を図るためには、その担い手の確保と管理者側の業務の効率化が不可欠となっており、入札契約制度において地域の建設業の経営リスクを抑え、経営の安定化と人員・機械の効率的運用が可能となるような工夫を行い、サービス水準の向上を図りつつ、維持管理業務の効率化を図る仕組みが必要とされている。

表 2-1 民間委託に適さない業務の性質とその視点⁷

業務の性質	視点
法令により、公務員が実施すべきとされている業務	当該業務が公益に与える影響やその公平性などに鑑み、公務員の全体の奉仕者としての位置づけや守秘義務等の服務規律、贈収賄罪・公務執行妨害罪の適用などから、公民としての身分を持つ物がこれを行うべきとされるもの。
相当程度の裁量を行使することが必要な業務	「裁量的・判断的」要素を相当程度含む業務については、法令上民間委託が可能であっても必ずしも民間委託に適さない物と考えられる。なお、その場合でも、委託先が行う「裁量」や「判断」の範囲・基準を事前に明確かつ客観的な内容として契約で定めるなどの工夫をして、民間委託の対象とすることは考えられる。
地方公共団体の行う統治作用に深く関わる業務	<ul style="list-style-type: none"> ・公の意思の形成に深く関わる業務 住民の権利義務について定めたり、又は地方公共団体の重要な施策に関する決定を行うなど、住民の生活に直接間接に重大な関わりを有するような公の意思の形成に深く関わる業務。 ・住民の権利義務に深く関わる業務 住民の権利を具体的に制限したり、住民に義務を課したり、住民の身体や財産への直接的な実力行使を行ったりするなどといった住民の権利義務に深く関わる業務。ただし、業務全体で見れば住民の権利義務に深く関わる業務であっても、その中心となる「権限行為」の前後に位置する「準備行為」や「事実行為」のように住民の権利義務への関与が相対的に低い業務については民間委託が行われている事例もある。 ・利害対立が激しく、公平な審査・判断が必要とされる業務 法令に基づいて、国や地方公共団体が政策として労使関係を安定させる目的で行う事としている労働関係の調整や、土地収用などに関わる審理や裁決などのように、利害対立が激しく公平な審査・判断が必要とされる行為。

⁷ 地方公共団体における民間委託の推進などに関する研究会<報告書>，平成19年3月

(2) 契約形態と責任

1) 維持管理等に関する業務の契約形態

我が国の建設事業に用いられる契約形態は、主に工事に適用される「請負契約」とコンサルタント業務等に用いられる「委託契約」があり、各々について標準契約約款が策定されている。維持管理等に関する業務を民間に委託する際にもいずれかを用いる事となる。なお、民法上では「委託契約」は定義されておらず、業務の性質によって民法における「請負」もしくは「委任（準委任）」が準用されることとなる。

維持管理等に関する業務は、その内容や性質が多様であるが、構造物の大規模修繕（設計・施工）や広範囲に及ぶ舗装等の修繕、各種診断結果の報告書作成等の業務は「仕事を完成することを約し、発注者がその仕事の結果に対してその報酬を支払うことを約する（民法第 632 条）」ことが妥当と考えられる。また、巡回、植栽管理、清掃、舗装のポットホール補修、除雪、災害時の点検等においては、仕事の完成の定義は明確にならない場合もあるものの、実施した行為に瑕疵があった場合はやり直し（瑕疵修補）を求めるべきであるため、これらの業務を民間に委託する際には「請負」の性質を持たせた契約とする場合が多く見られる。ただし、維持管理等に関する業務は多種多様であり、その中には「完成責任」や「瑕疵担保責任」を受注者が負うことが適当で無く、「準委任」の契約形態とすることが適切と考えられる業務も存在する。

以上より、異なる複数の業務を組み合わせて一括で発注する場合には、上記二つの契約形態を基本としつつ、契約する業務の性質を考慮し、権利義務関係に齟齬のない契約とするよう留意することが重要である。

2) 発注者及び受注者の責任

前述のとおり、「請負」の契約形態をとる維持管理等に関する業務の場合は、受注者は「完成責任」や「瑕疵担保責任」を負うこととなる。一方、「準委任」の契約形態をとる場合には、受注者は、完成品としての明確な指標は無いが、契約書で交わした業務内容を、善良な管理者としての注意義務をもって履行せねばならず、これを怠ったことで債務不履行（履行遅延・不完全履行・履行不能）に至る場合は民法上の過失があると見なされる。

これらのことより、受発注者間で契約を交わす際には、業務が持つ性質を十分に把握し、受発注者間におけるリスクの分担と、損害発生時の負担の判断基準を契約において明確にしておくことが重要である。

3) 保険

維持管理等に関する業務は、気象条件や特殊な施工条件などに支配されることが多く、危険を回避する措置が取られていても、種々の損害が発生する可能性がある。

発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができない事由による損害が生じた場合に備えるとともに、損害が生じた際には両者がそれぞれの立場で責務を果たさせねばならないのは言うまでもない。これらのリスクを受発注者で享受し、分散・補填するシステムとして「保険」がある。

工事及び業務等に用いられる契約約款において、発注者は設計図書に保険対象、被保険者、保険金額、保険期間等具体的な保険の内容を定めることになっており、受注者はそれに定められるところにより保険に付すことが義務づけられている⁸。

(3) 適正な価格と費用

1) 原価と経費

請負契約の場合であっても、準委任契約の場合であっても、実態に合った適切な積算を実施し、予定価格を設定することは発注者の責務であり、維持管理分野を建設業の魅力的な市場の一つとして発展させていく上で重要である。

特に維持管理等に関する業務では、個別の業務に必要な労務や資機材の数量が小口であることが多いため、受注者が提供しうる数量の最小単位を満たさない事があり、工事原価を算定する上で受注者側に不利に働き、受発注者間の積算に乖離が発生する場合がある。また、維持業務における災害時対応等では、緊急のための配備に要した費用等、受注者側では実際に必要となる経費についても積算に見込まれておらず、受注者の利益を圧迫することとなる。

民間企業の知恵と工夫を引き出し、業務の平準化や資機材の効率的な利用によって維持管理等に関する業務の効率化を図るためには採算性が確保できる計画的な発注規模の拡大(包括化)や実際に必要となる費用の積算への計上が必要となる。また、業務執行中において発生が懸念される潜在リスクについて、現状の制度では予定価格に見込むことは困難であるものの、不要な紛争を避けるためにもあらかじめその分担を明確にしておくことは業務の円滑な執行のためにも不可欠である。

2) 設計変更・支払い方式

通常の工事では、受注者は、施工段階で確認された設計図書に明示された条件との相違を発見した場合には発注者に対して疑義を示したうえ設計変更を通知し、発注者の「承認」を得て設計変更を行い「協議」により工期及び契約金額の変更を行うことになっており⁹、これは維持管理等に関する業務においても同様である。

とりわけ、維持管理等に関する業務では、当初契約時点で想定していなかった新たな条件が施工段階で顕在化したり、災害時の緊急対応(程度・回数)が追加で必要となったりするなど、新設工事と比較し、設計変更(仕様や数量の変更)が多くなることが想定される。

以上のことから、発注者は業務の種類や性質、また、その組合せに応じて「総価請負契約方式」「総価契約・単価合意方式」「単価・数量精算契約方式」等から、適切な支払い方式を選定することで、設計変更に対応できるよう対策を講じておく必要があり、また、設計変更が生じた場合には、原則として契約書に即した手続きによって適切な処理を行う事で受注者に不利益とならないよう対応せねばならない。

⁸ 公共工事標準請負契約約款の解説(改訂4版):大成出版社

⁹ 工事請負契約における設計変更ガイドライン(総合版),平成26年3月:国土交通省関東地方整備局

2.2. 発注関係事務の適切な実施

公物管理者は、維持管理に関する調査・計画・設計等の各種業務および工事を発注する上で、適切な発注関係事務の実施に努めて現在及び将来の公共工事の品質確保の促進を図ることが求められる。

(1) 発注関係事務の運用に関する指針

平成 26 年 6 月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が改正され、同年 9 月には改正法に基づく「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」が閣議決定された。また、平成 27 年 2 月には、各発注者が自らの発注体制や地域の実情等に応じて発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、発注者共通の指針として、発注関係事務の各段階で取り組むべき事項や多様な入札契約方式の選択・活用について体系的にまとめた「発注関係事務の運用に関する指針」（以下、「運用指針」という。）が策定¹⁰された。

(2) 維持管理事業における発注関係事務の適切な実施

ここでは、1) 調査及び設計、2) 工事発注準備、3) 入札契約、4) 工事施工、5) 完成後の各段階における運用指針の規定のうち、維持管理に関する調査・計画・設計等の各種業務（点検・診断を含む）及び工事を発注する上で重要と考えられる事項を抜粋するとともに、維持管理において留意点すべき事項を整理する。なお、下記に記載しない規定についても、運用指針に準じて発注関係事務の適切な実施に努められたい。

1) 調査及び設計段階

① 事業全体の工程計画の検討等

[運用指針の規定(抜粋)]

関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続など、現場の実態に即した条件（自然条件を含む）を踏まえた事業全体の工程計画を検討するとともに、以降の各段階において事業の進捗に関する情報を把握し、計画的な事業の進捗管理を行う。

【維持管理において留意すべき事項】

社会資本の維持管理・更新にあたっては、それぞれの管理主体が人口減少やコンパクトシティ化等を見据え、インフラ長寿命化計画（行動計画）等を策定し、これに基づき効率的に対応していかなければならない。さらに、限られた財源の中で効率的な老朽化対策を実施するためには、今後の老朽化対策は、インフラ長寿命化計画（行動計画）に基づき計画的かつ効率的に実施する必要がある。

¹⁰ <http://www.mlit.go.jp/tec/unyoushishin.html>

② 調査及び設計業務の性格等に応じた入札契約方式の選択

[運用指針の規定(抜粋)]

調査及び設計業務の発注に当たっては、業務の性格等に応じ、適切な入札契約方式を選択するよう努める。主な入札契約方式とそれぞれに相応しい業務の性格等は以下のとおりである。なお、事業の性格等を踏まえ、設計と施工を一括して発注する設計・施工一括発注方式などの契約方式の選択についても検討する。

・価格競争方式

一定の技術者資格、業務の経験や業務成績（以下「業務実績」という。）等を競争参加資格として設定することにより品質を確保できる業務。

・総合評価落札方式

事前に仕様を確定することが可能であるが、競争参加者の提示する技術等によって、調達価格の差異に比して、事業の成果に相当程度の差異が生ずることが期待できる業務。

なお、業務の実施方針のみで品質向上が期待できる業務に加え、業務の実施方針と併せて評価テーマに関する技術提案を求めることにより品質向上が期待できる業務がある。

・プロポーザル方式

内容が技術的に高度な業務又は専門的な技術が要求される業務であって、提出された技術提案に基づいて仕様を作成する方が優れた成果を期待できるもの。

【維持管理において留意すべき事項】

維持管理事業においては、損傷状態、現場条件を踏まえた事業プロセス間の連携がより一層求められる。このため、設計業務の発注前の段階において後述する設計と施工の連携を図る契約の適用を検討することが望ましい。

③ 技術者能力の資格等による評価・活用等

[運用指針の規定(抜粋)]

保有する資格等により所要の知識・技術を備えていることが確認された技術者を仕様書に位置付けることや、手持ち業務量に一定の制限を加えることなどの業務の品質確保に向けた施策を検討し、それらの実施に努める。

【維持管理において留意すべき事項】

インフラの点検・診断や、修繕や更新のための設計・施工に関する専門的知見を必要とする業務を実施する場合には、資格等の一定の知識と経験を有する技術者が担当することが求められる。このため、いずれの入札契約方式を選択した場合であっても、資格や経験に関する競争参加資格や評価項目を設定して、技術者の能力等を適切に審査・評価していくことが重要となる。

2) 工事発注準備段階

① 工事の性格等に応じた入札契約方式の選択

【運用指針の規定(抜粋)】

工事の発注に当たっては、本指針を踏まえ、工事の性格や地域の実情等に応じた適切な入札契約方式を選択するよう努める。自らの発注体制や地域の実情等により、適切な入札契約方式の選択・活用の実施が困難と認められる場合は、国、都道府県や外部の支援体制の活用に努める。

② 予算、工程計画等を考慮した工事発注計画の作成

【運用指針の規定(抜粋)】

地域の実情等を踏まえ、予算、工程計画、工事費等を考慮した工区割りや発注ロットを適切に設定し、工事の計画的な発注に努める。

【維持管理において留意すべき事項】

維持管理事業においては、業務の効率化、情報伝達の確実さ、維持と修繕の切れ目ない実施等の視点から、これまで発注してきた発注業務単位を基本に包括化する方法を検討することが有益である。包括化のパターンとしては、以下のパターンがある。

- a) 対象範囲（数量）の包括化： 個別発注だと規模が小さく、業務時期の偏りや技術者の拘束など受注者にとって魅力のない場合は、対象範囲（数量）を包括化することで、受注者の意欲・工夫を引き出し維持管理業務の効率化を図る。
- b) 対象業務の包括化： 業務ごとに別契約となっていた同種構造物の業務を包括化することで他業務の成果を別業務に反映させる連続性のある維持管理を行い、効率化を図る。
- c) 対象施設の包括化： 同一エリア（区間）に複数種の構造物が点在する場合に対象施設を包括化することで維持管理業務の効率化を図る。
- d) 複数発注者による共同処理： 個々の発注者単位だと、例えば構造物点検等の数量が少なく効率化が図れない場合は、近隣発注者が共同処理することで量を確保し、効率化を図る。

上記のうち a) から c) の対象範囲（数量・業務・施設）の組合せは多様であり、事業の特性や受・発注者の実態を踏まえて特徴を整理しておく必要がある。

③ 現場条件等を踏まえた適切な設計図書の作成

④ 適正利潤の確保を可能とするための予定価格の適正な設定

【運用指針の規定(抜粋)】

予定価格の設定に当たっては、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成及び確保されるための適正な利潤を、公共工事を施工する者が確保することができるよう、適切に作成された設計図書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した積算を行う。積算に当たっては、建設業法（昭和24年法律第100号）第18条に定める建設工事の請負契約の原則を踏まえた適正な工期を前提として、現場の実態に即した施工条件を踏まえた上で最新の積算基準を適用する。

積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離しないよう、可能な限り最新の労務単価、資材等の実勢価格を適切に反映する。積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離しているおそれがある場合には、適宜見積り等を徴収し、その妥当性を確認した上で適切に価格を設定する。さらに、最新の施工実態や地域特性等を踏まえて積算基準を見直すとともに、遅滞なく適用する。

【維持管理において留意すべき事項】

維持管理事業に係る工事では、個々の現場で施工条件が大きく異なり、現行の積算基準の適用範囲外となることが少なくない。このため、積算基準類に基づき、最新の単価を使用すると共に、適用範囲や積算条件を十分に踏まえた上で積算を行うことが重要となる。

また、積算基準類に基づく積算が適さない場合には、特別調査の実施、見積徴収、過去の同種業務（工事）実績との比較等を参考として、適切な業務委託費の積算に努めなければならない。

特に日常管理業務委託費の積算にあたっては、待機費や機械の固定的、待機時の労務費等が適切に設定されていない場合も考えられ、このような事態が生じないよう適切な費用計上に努める必要がある。

3) 入札契約段階

⑤ 適切な競争参加資格の設定、ダンピング受注の防止等

[運用指針の規定(抜粋)]

工事の性格、地域の実情等を踏まえ、工事の経験及び工事成績（以下「施工実績」という。）や地域要件など、競争性の確保に留意しつつ、適切な競争参加資格を設定する。その際、必要に応じて、災害応急対策、除雪、修繕、パトロールなどの地域維持事業の実施を目的として地域精通度の高い建設業者で構成される事業協同組合等（官公需適格組合を含む。）が競争に参加することができることとする方式を活用する。

施工実績を競争参加資格に設定する場合には、工事の技術特性、自然条件、社会条件等を踏まえて具体的に設定し、施工実績の確認に当たっては、一定の成績評定点に満たないものは実績として認めないこと等により施工能力のない建設業者を排除するなど適切な審査に努める。

【維持管理において留意すべき事項】

維持管理事業に係る工事では、1 工事に複数施設・複数箇所の損傷の補修が含まれていることが一般的であり、当該工事に含まれる金額シェアのみで同種・類似の要件を設定した場合に、本質的な技術要件が設定されなくなる恐れがある。このため、契約対象となる損傷の中で構造上の重要度の高い箇所、高度な知識や構想力・応用力が求められる補修等の金額以外の要素も含めて代表的な補修内容を抽出して同種・類似実績の要件を設定することが望ましい。

ただし、同種実績については参加要件となるため、既存のデータベース等から実績を保有する企業・技術者数を把握し、競争性を確保するための配慮が必要である。

⑥ 工事の性格等に応じた技術提案の評価内容の設定

⑦ 競争参加者の施工能力の適切な評価項目の設定等

⑧ 入札不調・不落時の見積りの活用等

[運用指針の規定(抜粋)]

入札に付しても入札者又は落札者がなかった場合等、標準積算と現場の施工実態の乖離が想定される場合は、以下の方法を適切に活用して予定価格を適切に見直すことにより、できる限り速やかに契約を締結するよう努める。

- ・入札参加者から工事の全部又は一部について見積りを徴収し、その妥当性を適切に確認しつつ、当該見積りを活用することにより、積算内容を見直す方法
- ・設計図書に基づく数量、施工条件や工期等が施工実態と乖離していると想定される場合はその見直しを行う方法

例えば不落の発生時には、上記の方法を活用し、改めて競争入札を実施することを基本とするが、再度の入札をしても落札者がなく、改めて競争入札を実施することが困難な場合には、談合防止や公正性の確保、発注者としての地位を不当に利用した受注者に不利な条件での契約の防止の観点に留意の上、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第99条の2又は地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に基づく随意契約（いわゆる不落随契）の活用も検討する。

⑨ 公正性・透明性の確保、不正行為の排除

4) 工事施工段階

⑩ 施工条件の変化等に応じた適切な設計変更

【運用指針の抜粋】

施工条件を適切に設計図書に明示し、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状況が一致しない場合、設計図書に明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合その他の場合において、必要と認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴って必要となる請負代金の額や工期の適切な変更を行う。

【維持管理において留意すべき事項】

維持管理事業に係る工事では、設計段階で立案した施工計画の前提となった施工条件と実際の現場の条件が異なる場合も多い。工事発注時の予定価格は設計時に立案した施工計画を根拠とし、更に施工計画が任意の取扱いであるため設計変更の対象となりにくく、修繕工事に関する積算基準類が十分に整備されていない現状も相まって、適切な設計変更が行われぬ恐れもある。このため、発注段階においては設計図書における明確な条件明示に努めるとともに、適切な設計変更を行うことが望ましい。

⑪ 工事中の施工状況の確認等

⑫ 施工現場における労働環境の改善

⑬ 受注者との情報共有や協議の迅速化等

【運用指針の抜粋】

設計思想の伝達及び情報共有を図るため、設計者、施工者、発注者（設計担当及び工事担当）が一堂に会する会議（専門工事業者、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条に規定する工事監理者も適宜参画）を、施工者が設計図書を照査等した後及びその他必要に応じて開催するよう努める。

また、各発注者は受注者からの協議等について、速やかかつ適切な回答に努める。変更手続の円滑な実施を目的として、設計変更が可能になる場合の例、手続の例、工事一時中止が必要な場合の例及び手続に必要な書類の例等についてとりまとめた指針の策定に努め、これを活用する。

設計変更の手続の迅速化等を目的として、発注者と受注者双方の関係者が一堂に会し、設計変更の妥当性の審議及び工事の中止等の協議・審議等を行う会議を、必要に応じて開催するよう努める。

【維持管理において留意すべき事項】

前述のとおり、維持管理事業では、事業プロセス間の連続性が強く求められる。このため、設計と施工の連携を図る契約の活用を検討するとともに、従来の設計・施工分離発注とした場合も、設計者、施工者、発注者（設計担当及び工事担当）が一堂に会する会議を適切に開催して設計思想の伝達及び情報共有に努めることが必要である。

5) 完成後

⑭ 適切な技術検査・工事成績評定等

⑮ 完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価

2.3. 発注規模拡大のパターン例

「本編 3.維持管理・更新の戦略立案」で整理した改善目的を果たすための改善方策のうち、「発注規模の拡大（数量・業務・施設及び複数発注者）」や「プロセス間の連携」については、組合せが多様である。このため、事業の特性や受・発注者の実情を踏まえ、包括化により得られる効果や留意事項等の特徴を整理しておく必要がある。

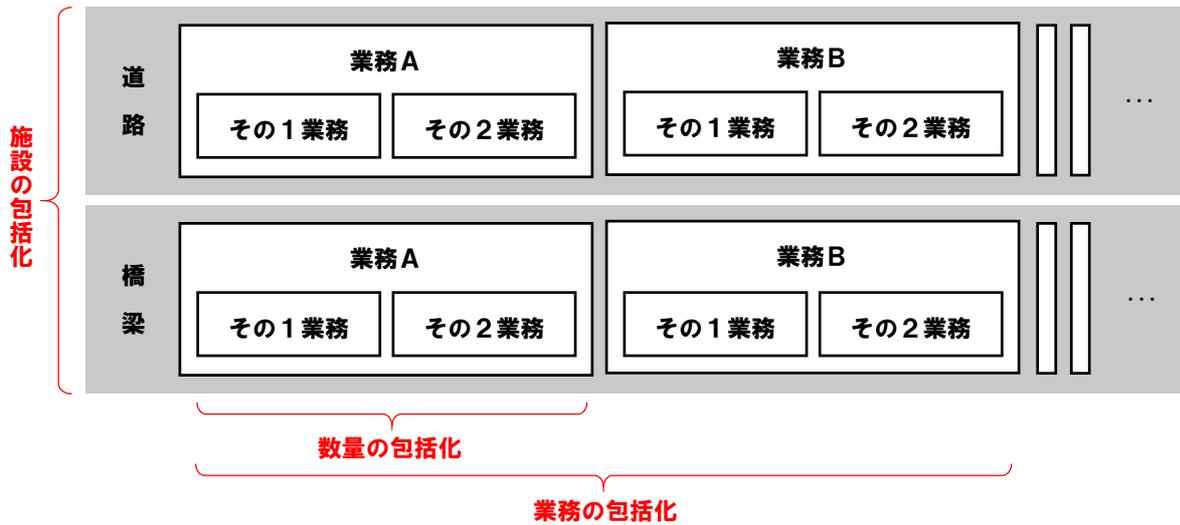


図 2-1 発注規模の拡大のイメージ

以下に、道路事業を対象に施設とプロセスの組合せパターンとして、6つの基本パターンとその派生として考えられるオプションの3パターン、全9パターンを例示し、その効果と留意点を整理する。

(1) 包括化パターン①

⇒ 『同種施設 (ex.橋梁)』の『特定業務 (ex.維持)』について『数量を大型化 (管内全部)』

施設区分	全体マネジメント				維持 <small>巡回・清掃・補修 管理・検査・点検 維持工事等</small>	定期点検および維持で発見した不具合に対する修繕			
	管理責任・権限	予算確保・給付	調達	方針決定 <small>技術判断・採算計画</small>		点検	診断	補修設計	修繕工事
舗装									
付属施設									
橋梁		管理者					受注者		
トンネル									
土工									

【想定する公物管理者】

- 橋梁を多く抱える公物管理者
- 比較的発注体制が整備されている場合 等

【効果】

- 単品発注、単品受注による発注契約業務等、事務手続きの簡略化
- 維持における複数業務の包括発注による、事務手続きの簡略化、業務効率化
- 資機材、労務の効率的な活用等、民間の工夫の余地拡大

【留意点】

- 工事として長期間契約する場合、技術者の拘束期間が長くなる
 - 期間と対象業務（工事）のバランスを検討する必要がある
- 「本編」4.1.2 (1) 青森県県土整備部における事例（発注規模の拡大）

(2) 包括化パターン②：

⇒ 『舗装』に『付属施設』を加え、『業務（点検＋診断＋維持＋設計＋施工）』を包括

施設区分	全体マネジメント				維持 巡回・清掃・補修 管理・検査・点検 維持工事等	定期点検および維持で発見した 不具合に対する修繕			
	管理責任 ・権限	予算確保 ・給付	調達	方針決定 技術判断・情報提供		点検	診断	補修設計	修繕工事
舗装									
付属施設									
橋梁		管理者							
トンネル						受注者			
土工									

【想定する公物管理者】

- 比較的小規模な公物管理者
- 組織が少人数で構成されているため業務負担を軽減させたい場合 等

【効果】

- 発注業務の負担軽減
- 維持で発見した不具合に対する即時対応が可能（簡易な修繕）
- 巡回業務で発見した不具合情報を他業務に反映

【留意点】

- 精算手法において実施可能な手段の検討
 - 受注者任せにならない技術的判断を行う組織体制が必要（発注者を支援する方式の活用等）
- 「本編」4.3.2（1）奈良県道路公社における事例（性能規定型契約）
ただし、維持については橋梁、トンネル、土工についても実施
また、修繕工事は舗装についてのみ実施

(3) 包括化パターン③

⇒ 『同種インフラ (ex. 橋梁)』 の 『業務 (設計+施工)』 を包括

施設区分	全体マネジメント				維持 巡回・清掃・植栽 管理・点検 維持工事等	定期点検および維持で発見した 不具合に対する修繕			
	管理責任 ・権限	予算確保 ・給付	調達	方針決定 技術監査・補修計画		点検	診断	補修設計	修繕工事
舗装									
付属施設									
橋梁		管理者							
トンネル						受注者			
土工									

【想定する公物管理者】

- 橋梁を多く抱える公物管理者
- 点検、診断および修繕に関する計画立案に関しては現状の体制で問題なく実施できるが、修繕工事を効率的に実施したい場合
- 比較的発注体制が整備されている場合 等

【効果】

- 施工を考慮した設計が可能となり、事業期間の短縮に寄与
- 足場の設置ができるため、発注時の設計数量の精度が向上・発注業務の負担軽減

【留意点】

- 設計の妥当性を判断できる体制が必要

1) 包括パターン③【オプションA】

⇒『同種インフラ』の『業務（マネジメントの一部＋点検＋診断＋維持＋設計＋施工）』を包括

施設区分	全体マネジメント				維持	定期点検および維持で発見した不具合に対する修繕			
	管理責任・権限	予算確保・給付	調達	方針決定 技術判断・情報管理	巡回・清掃・植栽 管理・点検・点検 維持工事等	点検	診断	補修設計	修繕工事
舗装									
付属施設									
橋梁		管理者							
トンネル							受注者		
土工									

【想定する公物管理者】

- 橋梁を多く抱える公物管理者
- 発注体制が脆弱で構造物のマネジメントをアウトソーシングする事で効率化を図りたい場合 等

【効果】

- 民間技術を活用して、修繕の優先順位付け、費用の平準化など計画的なアセットマネジメントが実施できる

【留意点】

- 各業務の段階ごとの技術的な判断が必要
- アセットマネジメント（表面的な問題が発現しない段階での予防保全を含む）まで契約するため発注の妥当性に対する説明責任が伴う

2) 包括パターン③【オプションB】

⇒包括化パターン3の受注者と異なる企業に『発注者を支援する方式（CM方式）』を委託

施設区分	全体マネジメント				維持	定期点検および維持で発見した不具合に対する修繕			
	管理責任・権限	予算確保・給付	調達	方針決定 技術判断・機能判断	巡回・清掃・補修 管理・検査・点検 維持工事等	点検	診断	補修設計	修繕工事
舗装									
付属施設									
橋梁		管理者				受注者			
トンネル	補修設計・修繕工事を実施する企業とは別の企業								
土工									

【想定する公物管理者】

- 橋梁を多く抱える公物管理者
- 点検、診断および修繕に関する計画立案に関しては現状の体制で問題なく実施できる。
修繕工事を効率的に実施したい場合
- 比較的発注体制が脆弱な場合 等

【効果】

- パターン3の効果に加え、民間技術の活用により修繕工事の品質確保

【留意点】

- 発注者を支援する方式（CM方式）で対応する対象構造物数の検討（全て：アセットマネジメント or 修繕工事のみ等）
- 「本編」4.4 設計者と施工者の連携を図る契約（+発注者を支援する方式）

(4) 包括化パターン④

⇒『複数種類インフラ（道路+付属施設+構造物）』の『特定業務（ex.維持）』を包括

施設区分	全体マネジメント				維持 <small>巡回・清掃・補修 管理・検査・点検 維持工事等</small>	定期点検および維持で発見した不具合に対する修繕			
	管理責任・権限	予算確保・給付	調達	方針決定 <small>技術監査・情報提供</small>		点検	診断	補修設計	修繕工事
舗装									
付属施設									
橋梁		管理者					受注者		
トンネル									
土工									

【想定する公物管理者】

- 維持管理業務の担い手が限られている公物管理者
- インハウスによる維持作業をしていたが応急作業で追われ計画的な対応ができない等

【効果】

- 同一エリアにある構造物を一括で管理できるため効率的
- インハウスと外部調達では実施できなかった別業務で発見した簡易な不具合（ガードレールのボルト抜け）等に対応可能

【留意点】

- 不調不落とならない発注環境の整理
- 業務期間、業務内容が適切であるかの判断

1) 包括パターン④【オプションA】

⇒包括化パターン2と4の組み合わせ

施設区分	全体マネジメント				維持 <small>巡回・清掃・補修 管理・検査・点検 維持工事等</small>	定期点検および維持で発見した不具合に対する修繕			
	管理責任・権限	予算確保・給付	調達	方針決定 <small>技術監査・情報提供</small>		点検	診断	補修設計	修繕工事
舗装									
付属施設									
橋梁		管理者					受注者		
トンネル									
土工									

- 維持業務の平準化等、受注者の創意工夫が期待でき、また、技術者拘束の負担も軽減される
 - 他業務で発見した簡易な不具合（ガードレールのボルト抜け）等に対応
 - このほか、河川の維持業務を包括することも可能
- 「本編」4.2.2（1）福島県土木部における事例（地域維持型契約）

(5) 包括化パターン⑤

⇒『複数種類インフラ（道路＋付属施設＋構造物）』を包括した全体マネジメントについて発注者を支援する方式を用いる。

施設区分	全体マネジメント				維持	定期点検および維持で発見した不具合に対する修繕			
	管理責任・権限	予算確保・給付	調達	方針決定 <small>技術的・物的計画</small>	<small>巡回・清掃・補修 管理・点検・点検 維持工事等</small>	点検	診断	補修設計	修繕工事
舗装									
付属施設									
橋梁	管理者						受注者		
トンネル									
土工									

【想定する公物管理者】

- 構造物の劣化状況が激しく補修を実施しなければならない構造物が多い
- 発注体制が脆弱であり、橋梁の長寿命化計画の一環で、点検、診断は実施しているが修繕工事を計画的に実施できない

【効果】

- 管理者側の技術者不足を解消する
- 民間のノウハウを活かし、計画的な修繕工事が実施できる

【留意点】

- 発注者を支援する方式で実施する業務内容、期間等の妥当性確保・説明責任
 - 発注者を支援する方式による管理が終了した際に継続したマネジメントが実施できるよう公物管理者の体制を予め想定する必要がある
- 「本編」4.5 発注者を支援する方式

(6) 包括化パターン⑥

⇒『複数種類インフラ（道路+附属施設+構造物）』ならびに『全ての業務（全体マネジメント+点検+診断+維持+設計+施工）』を一括

施設区分	全体マネジメント				維持	定期点検および維持で発見した不具合に対する修繕			
	管理責任・権限	予算確保・給付	調達	方針決定 <small>技術者・技術者</small>	<small>巡回・清掃・補修 管理・修繕・点検 維持工事等</small>	点検	診断	補修設計	修繕工事
舗装									
附属施設									
橋梁		管理者						受注者	
トンネル									
土工									

【想定する公物管理者】

- 発注体制が脆弱である
- 維持、計画的な修繕を問わず、維持管理業務全体が停滞し手が付けられない

【効果】

- 管理者側の技術者不足を解消
- 民間のノウハウを生かし公物管理者における維持管理業務のやり方を大きく改善する
- 業務範囲が広範にわたるため、受注者の工夫の余地が大きくメリットが大きい

【留意点】

- 業務に関する内容、期間等の妥当性確保・説明責任
- 高度な発注が必要となるため、発注に向けた支援が必要となる
- 受注者に依存する部分が大きく、監視する体制は不可欠

3. 個別施策の解説

3.1. 発注規模の拡大・複数年契約

発注規模の拡大・複数年契約は「本編」表 3-1 に示すように、複数の改善目的に対して有効な改善方策である。発注規模の拡大の方法は「2.3 発注規模拡大のパターン例」で示したように概括的に区分することはできるものの、管理施設の種類や量、公物管理者の体制・技術力、受注者の体制等によって、最も効果を発揮する発注規模の拡大方法は公物管理者毎に異なる。自らに適した発注規模の拡大の方法の考え方については、「本編」において自己診断を行い改善目的を明確化し、その改善目的達成のための「改善方策」の検討を行う部分で詳述している通りである。

なお、以降に示す「3.2 地域維持型契約」、「3.3 性能規定型契約」、「3.4 設計者と施工者の連携を図る契約」においてもそれぞれ「担い手の確保」、「民間事業者の能力の活用」、「業務の効率化」といった改善目的達成のための改善方策の一つとして「発注規模の拡大」を採用しているので、「発注規模の拡大・複数年契約」についての解説は以降に示す個別施策を参考にされたい。

3.2. 地域維持型契約

3.2.1 地域維持型契約の概要

■維持業務（日常点検・管理，保守業務）の抱える課題

- 地域の建設企業等の減少や小規模化に伴い、インフラの維持管理、除雪、災害対応等の地域維持事業の担い手の確保が困難となるおそれのある地域が生じており、地域の建設企業等を存続・発展させ、活用する仕組みが求められる。

■地域の建設企業等を活用するための事業方式

- 厳しい財政上の制約や行政サービスの多様化等により、発注者側の管理体制も縮小化している状況下、地域の建設企業等を維持業務に活用する方法の一つとして、「地域維持型契約」を実施している地方公共団体がある。

本ガイドラインにおいては、契約の相手方を事業協同組合とする方式を「共同受注方式」、共同企業体を相手方とする方式を「地域維持型JV」と定義し、地域維持型契約を記述する。

■事業方式の適用の考え方

- 地域維持型契約の適用については、包括する業務の種類・特性、対象地域の設定（規模）、地域の建設企業等の実態（企業数・規模，事業協同組合の有無等）を踏まえ、競争性及び透明性の確保を考慮した上で適用されたい。

【解説】

(1) 維持業務（日常点検・管理，保守業務）の抱える課題

地域の建設企業等は、インフラの維持管理、除雪、災害対応といった、地域社会を維持し、地域住民の安全・安心の確保に不可欠な役割を担っている。しかし、これら維持業務は分離・分割発注されている事例が多く、新設工事に比して小規模施工、作業制約、緊急対応に備えて一定数の労働者や機械を常時確保する必要がある等、一般的に採算性が低いと考えられ、必ずしも魅力的な市場が形成されているとは言い難い。こうした状況下、建設投資の減少に伴い、企業数の減少や小規模化、企業体力の低下が生じている。また、財務状況が比較的健全な企業においても、技術者の高齢化、ひいては技術者及び経営者の後継者不足等が進んでいることから、地方圏や中山間地域において地域維持事業の担い手が減少している。

地域維持事業に係る入札契約においては、建設機械の固定経費や除雪における待機費用等、実際に要している経費が積算に十分に反映されていない事例も多く、建設企業の受注意欲が低下している。また、短期間・小規模の工事では人員や機械の確保が困難であり、経営リスクを取りづらくなっていること等も課題となっている。

一方で、管理者側においても厳しい財政上の制約や行政サービスの多様化により、これまでインハウスで担ってきた維持業務における技術の継承が困難となっていることや、管理体制が縮小化する等により、維持業務に対する十分な対応が実施できていない、若しくはできなくなる不安を抱えている地方公共団体も多い。また、実際に、不調不落となる事案が増加しており、入札参加者の確保に向けた対応策が強く求められている。

地域維持業務を適切に実施し、地域社会の維持を図るためには、その担い手の確保と管理者側の業務の効率化が不可欠である。入札契約制度においても、地域の建設企業の経営リスクを抑え、経営の安定化と人員・機械の効率的運用が可能となるような工夫を行い、サービス水準の向上を図りつつ、維持業務の効率化を図る仕組みが必要である。

(2) 地域の建設企業を活用するための事業方式

事業協同組合とは、中小企業等協同組合法に規定する「事業協同組合・連合会、事業協同小組合、火災共済協同組合・連合会、企業組合、中小企業団体の組織に関する法律に規定する商工組合・連合会、協業組合」の6類型の1つであり、組合員である中小企業者が行う事業に関して、相互扶助の精神に基づき協同して事業を行うことにより、中小企業者の経営の合理化と取引条件の改善を図るものである。

事業協同組合の行う事業は以下に例示するように広範囲に渡り、組合員のために各種の事業を行うことができる。

- ①共同生産、共同加工、共同購買、共同受注、共同保証、研究開発等の共同事業（共同経済事業）
- ②組合員のための福利厚生施設の設置、組合員に対する事業資金の貸付、組合員の事業に関する債務の保証、組合員の経済的地位の改善のために必要な団体協約の締結等の共同事業

また、事業協同組合は、相互扶助を目的とした人的結合体であり、地域や地縁的な繋がり強い組織であることから、建設業の事業協同組合の効率的な活用は、地域社会の安全・安心に多大に寄与するものと考えられる。

地域維持型契約の活用は、インフラの維持管理等に必要な事業のうち、地域事情に精通した建設企業が継続的に実施する必要がある工事・業務を対象とすることが望ましい。道路巡回・路面清掃・雪氷対策・植栽管理等の「日常点検・管理」、日常点検・管理の実施により発覚した不具合に対するポットホール修繕等の「保守業務」が該当するが、具体的な実施手順と留意事項については、次項以降に詳述する。

【参考】事業協同組合と協業組合の差異について

「事業協同組合」が組合員企業の事業を助成・補完することによって、組合員企業がそのメリットを享受する組織であるのに対し、「協業組合」は、組合員企業が企業体質を強化するため事業を統合するものである。

事業協同組合は、組合と組合員が併存する関係であり、その結びつきは協業組合に比較して弱いと言えるが、設立も容易であり、組合員企業の各々の性格に応じて共同事業の種類や利用の多寡を選択できる点にメリットがある。また、基本的に営利を追求しない相互扶助組織であることから、特に税制面において協業組合に比較して優遇措置が講じられている。

一方で、協業組合は、共同の利益のもとに財力、技術力を集中させているため、非常に強力

な結合体であると言える。協業組合は統合した一つの組織と同様に見なされることから、国土交通省の直轄工事においては、競争入札参加資格審査の際に、合併企業に対する支援措置に準じた各種の特例措置が講じられている。

表 3-1 事業協同組合、協業組合と共同企業体の工事の受注体制についての比較表

組合の内容	事業協同組合	協業組合	経常 JV (経常建設共同企業体)
法人格	あり	あり	なし
建設業を営むことの明示	定款	定款	共同企業体協定書
建設業の許可について	組合及び組合員ともに許可を取得	全部協業となれば、組合員は不必要となる(廃業)	共同企業体としては不必要(各構成員は必要)
請負契約当事者	協同組合理事長	協業組合理事長	共同企業体構成員連名
施工管理業務	組合	組合	運営委員会
施工者	・共同施工方式→組合自身 ・分担施工方式→組合員	組合自身	甲型、乙型を問わず構成員全社
施工形態	・共同施工方式 組合員が一体となって施工 ・分担施工方式 自分の分担工事を施工 (組合はどちらの方式でも企画・調査・管理・監督を行う)	組合が一体となって施工	・甲型 出資比率に応じて一体となって施工 ・乙型 自分の分担工事を施工
元請下請関係	・共同施工方式 組合と組合員は元下関係がない ・分担施工方式 組合と組合員は元下関係にある	組合と組合員は元下関係がない	共同企業体とその構成員間は項型乙型ともに元下関係がない
余剰金(損益金)	・共同施工方式 利用分量配当 ・分担施工方式 自分の分担工事ごとに収支計算を行うので、利用分量配当の必要性は薄い	出資配当	・甲型 出資比率に応じて利益マタは欠損金を分配する ・乙型 自分の分担工事ごとに収支計算を行うので分配の問題は生じない
責任関係 (1) 工事完成責任 (2) 第三者賠償責任 (3) かし担保責任	官公需的確組合の場合共同施工方式、分担施工方式ともに理事及び施工担当組合員全員の連帯責任。ただし、(2)(3)の分担施工方式は、施工組合員に求償できる	組合員の連帯責任	甲型、乙型ともに構成員は工事全体について連帯責任を負う

(3) 事業方式の適用の考え方

地域維持型契約方式には、契約の相手方を事業協同組合とする「共同受注方式」と、共同企業体を相手方とする「地域維持型 JV」がある。地域の実情に合わせ、より適正な事業方式を選定されたい。

具体的な適用の考え方としては、業務の種類が多様及び対象地域が広域で、事業協同組合のスケールメリットを活用しより効率的な業務実施が期待できる場合に「共同受注方式」を選定する。

一方で、同種業務実績を有する共同企業体が存在する、事業協同組合が存在しないまたは地域建設企業の組合加入率が低い、発注ロットの大型化が困難で共同企業体(目安として10者程度まで)でも迅速かつ確実に対応できる場合等は「地域維持型 JV」を選定されたい。

3.2.2 地域維持型契約方式の取り組み方

共同受注方式の導入は「担い手の確保」の要素が強いものの、維持管理の体制を十分に確保できない行政（発注者）に対する補完機能、事業協同組合のスケールメリットを活かしたサービス水準の向上等、その必要性や効果は様々であり、地区事情や潜在的な需要を踏まえて適用することが望ましい。

【解説】

(1) 共同受注方式に期待される効果

共同受注方式の活用により、受発注者及び地域住民に以下の効果が期待される。

(発注者)

- 業務内容・地域の包括化に伴う発注事務の縮減
- 発注規模の拡大に伴う費用の縮減
- 入札参加者の確保による地域の維持管理の継続的な実施
- 地域事情に精通した事業協同組合の迅速、きめ細かな対応に伴うサービス水準の向上

(受注者)

- 受注機会の増加に伴う事業協同組合を構成する建設企業の利益の確保
- 業務の平準化に伴う人員・機械の確保、効率的な配置・運用の実現
- ノウハウの蓄積・共有化に伴う技術力の向上及び業務効率化の促進
- 包括発注に伴う維持業務の市場拡大

(地域住民)

- 享受するサービス水準の向上
- 地域建設企業の施工による安全・安心感の増加
- 雇用創出による地域経済の活性化

(2) 対象工事の種類・規模

インフラの維持管理のうち、地域事情に精通した建設企業が継続的に実施する必要がある道路維持補修、舗装修繕、除雪、河川維持管理、災害応急対応等を対象とする。維持管理に該当しない新設や修繕等の工事は含まない。

なお、事業協同組合のスケールメリットを活かし、一定規模以上の業務量や対象地域の広域性を確保する。但し、地域維持型JVでも対応可能な場合は混合入札を併用し、透明性・競争性の確保に努める。

また、単年度契約であっても業務の平準化を図ることは可能だが、複数年契約とした場合は、経営の安定化、人員・機械の効率的運用面、ノウハウの蓄積等において、より一層の効果が期待できると考えられる。

(3) 事業協同組合に求める要件

事業協同組合が共同受注事業として維持管理事業を行う際には、組合独自の技術者を擁し、組合として「特定建設業」の許可を取得すると共に、受注した業務を確実に実施できる体制を整備することが必要である。

そのためには、「官公需適格組合」の証明を取得した事業協同組合であることが望ましい。取得しない場合でも、これに準じた組織体制を整備する必要がある。

「官公需適格組合制度」は、官公需の受注に対し特に意欲的であり、かつ受注した案件については、十分に責任を持って実施できる経営基盤が整備されている組合であることを中小企業庁が証明する制度で、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」をその根拠法規としている。

一例として、組合は加入脱退の自由の原則がある。発注者にとっては、施工担当組合員の突然脱退や、施工担当組合員の工事に組合としての責任施工体制が具備されているのかといったリスクをヘッジする必要がある。対して、官公需適格組合の証明取得には、脱退の期間制限（一年前に予告）を設ける必要があり、脱退組合員も施工担当工事については、連帯して責任を負うこととされている。また、工事の完成責任、第三者損害賠償責任及び瑕疵担保責任については、当該工事の施工担当組合員のみならず、組合理事全員が連帯して責任を負うこととされている。

このように、官公需適格組合の証明を取得することによって、受注体制、責任施工体制が整備されている組合であることが客観的に証明されることになる。但し、官公需適格組合の証明は、具体的な施工の技術レベル等を証明するものではない点に留意する必要がある。

【 官公需適格組合の工事関係の証明基準 】

- ① 共同事業が、組合員の協調裡に円滑に行われていること。
- ② 官公需の受注について熱心な指導者がいること。
- ③ 常勤役職員が2名以上いること。
- ④ 共同受注担当役員及び共同受注委員会が設置され、かつ適正な運営が行われていること。
- ⑤ 共同受注した案件に関し役員と担当組合員が連帯して責任を負うこと。
- ⑥ 検査員を置く等検査体制が確立されていること。
- ⑦ 組合運営を円滑に行うに足る経常的収入があること。
- ⑧ 組合専従技術者が工事を監理・監督・指導等をするとともに、総合的な企画及び調整を行う企画・調整委員会が現場ごとに設置され、工事全体が契約どおり施工される体制が整備されていること。
- ⑨ 共同受注事業を1年以上行っており、相当程度の受注実績があること。
- ⑩ 工事1件の請負代金の額が1,500万円（電気、管工事等は500万円）以上の物件を受注しようとする組合は、常勤役員が1名以上、常勤職員が2名以上の合計3名以上おり、その役職員のうち2名は受注しようとする工事の技術者であること。（標記金額未満の場合は、常勤役職員は2名以上で基準を満たす。）
- ⑪ 自己資本、資金調達力、欠損状況その他の観点からみて工事を履行するに足る経理的基礎知識を有していること。

表 3-2 国土交通省直轄工事における事業協同組合、協業組合の競争入札参加資格審査の際の特例措置比較表

大項目	小項目	事業協同組合 (官公需適格組合のみ)	協業組合
客観点数	1.希望工事種別ごとの年間平均完成工事高の評点	組合及び審査対象者(10社以内)の年間完成工事高の和	
	2.自己資本額及び職員数の評点	組合及び審査対象者(10社以内)の自己資本額及び職員数の和	
	3.経営状況分析の評点	組合及び審査対象者(10社以内)の平均	
	4.技術力の評点	組合及び審査対象者(10社以内)の和	
	5.その他の審査項目(社会性等)の評点	組合及び審査対象者(10社以内)の平均	
主観点数	希望工事種別ごとの工事成績(技術的難易度を勘案したものに依りて付与された点数(前4年間の実績))	組合及び審査対象者(10社以内)の平均(組合に完成した工事がない場合は平均値の算出に組合を含まない)	○設立から主観的事項の審査基準日の前日までの期間が24月以上 →前回の主観的事項の審査基準日以降の新規組合員の実績を加算 ○設立から主観的事項の審査基準日の前日までの期間が24月未満 →主観的事項の審査基準日の前日までの4年間に組合員に実績があれば加算
格付け調整			○当該組合が所期の事業をなし得るに至るまでの相当の期間、その協業の態様、協調の度合等を勘案して客観的事項及び主観的事項の合計数値についておおむね15%の範囲内でプラスに調整できる。 当分の間、主観点数及び客観点数について10%プラスの調整ができる。
受注機会の確保			○設立後5年間程度、設立前の当時会社のうち1社以上が当該等級の直近下位の等級又は二等級下位の等級に認定されていた場合は、直近下位の等級においても指名可能
備考		○特例を受けるか否かは、組合の希望による。	○設立後2年までは、経営事項審査において各組合員の完成工事高等の合算が認められている。

表 3-3 官公需適格組合の受注事例

事業協同組合名	地区	概要
宮下地区建設業協同組合	福島県	平成21年度より中山間地域における道路等維持補修業務委託モデル事業(地区内の道路や河川の7維持補修業務、除雪などの住民生活に身近な業務)を1年契約で福島県から受託している(24年度で4回目の受託)。会津地域においては、豪雪期における迅速な対応を可能にするためには、個々の組合員では限界があることから、この維持補修業務を組合の共同受注事業として取り組むこととした。 同業務の受注により、①人材確保や遂行予定・計画が立てやすくなり計画性のある経営が可能となる、②緊急性を要する業務が発生した場合でも遂行期間を短縮できる、③組合の内部調整により対応可能な組合員を即座に選定できるなど、組合員の経営の安定に寄与するだけでなく、地域を守るという視点から質の高い住民サービスの提供につながっている。
宮城県管工業協同組合	宮城県	阪神・淡路大震災での対応を教訓に、平成9年に仙台市と「災害時等における水道施設復旧等の5応援に関する協定」を、平成19年には「大規模災害時における主要公共施設等の宅内給水・排水設備の応急復旧措置に関する協定」を締結。東日本大震災発生後にはこれら協定に基づき、不眠不休で水道施設復旧活動を行った。
岩手県ビル管理事業協同組合	岩手県	近年、他地域より大手資本等が参入したことにより、低価格競争が激化するなど、厳しい環境下3にあるが、県内の総合管理サービス業として品質向上を徹底し、人材育成、雇用環境の整備等を積極的に行い官公需適格組合ならではの質の高いサービス(役務)を提供している。 これらの実績が認められ、岩手県公共施設(岩手産業文化センター、岩手県民情報交流センター)の総合施設管理業務を指定管理者として受注している。また、県内開催の全国規模のイベント(全国菓子大博覧会岩手大会'98、三陸・海の博覧会'92)においても管理業務等について一括受注した実績を有する。

(4) 事業の流れ

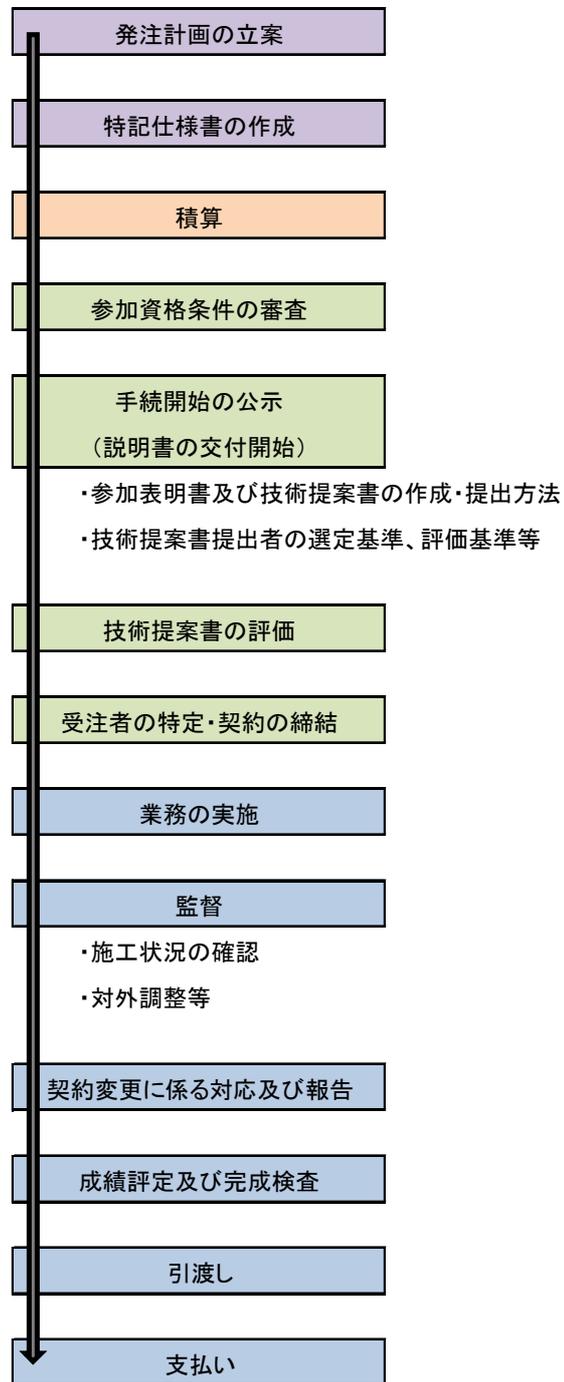


図 3-1 共同受注方式の事業の流れ

(5) 地域維持型契約の調達の留意事項

本方式を活用した場合の修繕設計の調達の留意事項について、1) 発注計画、2) 積算、3) 入札・契約、4) 監督・検査の調達プロセス別に整理する。

1) 発注計画

i) 発注規模の設定

地域維持型契約の発注規模は、事業協同組合の組合員数、事業エリア等のスケールメリットを活かし、一定規模以上の業務量を確保（例：道路巡回と河川巡視を包括）、対象地域を広域に設定（A路線とB路線の道路維持業務を包括）、複数年度契約等、地域の実情を踏まえて規模の大型化を検討することが重要である。

ii) 特記仕様書の作成

特記仕様書に明記する業務内容は、本方式において対象とする業務特性によって異なるが、仕様規定、性能規定の範囲を明確に示し、従来と同様に適切に行うこととする。

表 3-4 特記仕様書の記載例

・業務内容		
本業務は●●事務所管内(▲▲町, ■■町, ★★村)の次に掲げる道路、河川等の維持管理業務とする。		
①道路維持補修業務	20 路線	L=300km
②舗装維持修繕業務	20 路線	L=300km
③河川維持管理業務	20 河川	L=200km
④除雪業務	15 路線	L=200km
⑤除草業務	5 路線	L=100km
・履行期限		
平成●●年 3 月 31 日まで(2ヶ年契約)とする		
・参加資格等		
提案書を提出する者は、事業協同組合または共同企業体であって、協同組合にあっては以下の要件を満たすこととする。		
①定款で道路及び河川の維持管理の共同受注を目的としていること。		
②建設業法の許可業種 土木工事業、とび・土工事業、ほ装工事業の許可を得ているものであること。又は、同要件を満たしている1者以上の組合員を含むこと。		
③組合員は●●事務所管内に主たる本店又は支店・営業所を有するものであること。		
④組合員は他の事業協同組合の組合員と重複してはならない。		

2) 積算

地域維持型契約の積算は、現行の積算基準類に基づき、最新の単価を使用すると共に、適用範囲や積算条件を十分に踏まえた上で行うこととする。

なお、積算基準類に基づく積算が適さない場合には、特別調査の実施、見積徴収、過去の同種業務（工事）実績との比較等を参考として、適切な業務委託費の積算に努めなければならない。

【 維持業務委託費の積算における留意事項 】

- 最新の単価を使用する(材料費, 労務費, 機械損料・賃料)
- 積算基準の適用範囲を確認する(新設工事の積算基準と混同しない)
- 物価資料の単価を用いる場合は、小口数量を意識し、価格条件の取引数量を確認する
- 歩掛は作業日当り標準作業量、施工障害の有無等の現場実態を考慮する
- 実態に即した適切な費用計上を行い、過小積算にならないように注意する

なお、①監督職員による指示があるにも関わらず待機費用が支払われていない、②機械の保有に伴い必要となる固定的経費（管理費等）が稼働実態に合わせて補正されていない、③待機時の労務実態に合わせて適切な労務費が設定されていないといった事象が生じないように、建設企業の実際に要する費用を適切に計上する必要がある。

その他、平成 26 年 6 月 4 日に公布・施行された改正品確法を踏まえ、低入札価格調査基準や最低制限価格を設定する等、担い手の中長期的な育成・確保のための適正な利潤が確保できるよう、適正な予定価格を設定されたい。

3) 入札・契約

i) 入札・契約方式の選定

維持業務は経験や技術力が求められる工種も多く、業務の包括性、対象地域の広域性を考慮すると、価格のみを評価基準とする価格競争の適用を避け、技術力（施工能力 [実績等]・技術提案）を審査・評価する手法である「プロポーザル方式」の適用を基本とする。

一方で、地方公共団体においては「総合評価落札方式」の導入実績は限定的だが、地域維持型契約の抱える「透明性・競争性の確保」の課題の観点からも、価格を評価基準に含む「総合評価落札方式」の適用も望ましいと考えられる。また、国土交通省が検討している「技術提案・交渉方式」についても導入検討の余地があろう。

プロポーザル方式及び総合評価落札方式の具体的な手順は「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン（平成 23 年 6 月：調査・設計等分野における品質確保に関する懇談会）」等の既存のマニュアル類を参考とされたい。

ii) 同種・類似業務実績の設定

道路維持補修、舗装維持修繕、道路除草等、個々の業務内容に沿って、従来と同様に適切に行うこととする。なお、事業協同組合の場合は組合員の実績で可とする。

表 3-5 同種業務実績の設定例

評価項目	評価着目点		判断基準
予定技術者	管理技術者	過去5年の同種・除雪業務の実績内容	下記の順位で評価する ①【同種】【除雪】の両業務の実績がある ②【除雪業務】の実績がある ③上記以外は評価しない
	担当技術者	過去5年の同種・除雪業務の実績内容	下記の順位で評価する ①【同種】【除雪】の両業務の実績がある(3名以上) ②【除雪業務】の実績がある(3名以上) ③上記以外は評価しない
	作業員及び除雪機械のオペレータ	過去5年の同種・除雪業務の実績内容	下記の順位で評価する ①作業員:【同種業務】の実績がある(6名以上) +オペレータ:【除雪業務】の実績がある(10名以上) ②作業員:【同種業務】の実績がある(3名以上) +オペレータ:【除雪業務】の実績がある(5名以上) ③上記以外は評価しない

iii) 技術提案テーマの設定

技術提案のテーマは事業の特性を踏まえて設定するが、指揮系統、緊急時の対応、役割分担等、業務を適正に実施するための組織体制に関する提案を含めて検討されたい。

【 基本的事項 】

- 品質管理に対する技術的所見
- 工程管理に対する技術的所見
- 安全管理に対する技術的所見

【 具体的な実施手法の提案 】

- 「平常時」「緊急時」の協同組合の役割分担・連携・連絡体制
- 緊急時における初動体制の確保
- 維持管理費用の最小化とメンテナンスを容易にするための技術的所見
- 地域住民へのサービス水準を向上させるための技術的所見

4) 監督・検査

地域維持型契約の業務の監督・検査については、従来の業務委託と同様に給付の確認のための検査を行うとともに、技術検査に基づく業務（工事）成績評定の実施に努めて、成果品の品質確保に努めることとする。

(6) 地域維持型契約の課題

これまで述べた地域維持型契約は、福島県、栃木県、島根県等、複数の地方公共団体で先行的に運用されている（表 3-6）。

本方式の活用により、1.2 で挙げた維持管理等の抱える課題において改善されているものがある一方、本方式特有の課題も新たに懸念されている。今後、地域維持型契約に取り組む場合には、地域の実情と共に、これらの課題を十分に留意したうえで導入することが望ましい。

【 共同受注方式の課題 】

- ・ 透明性・競争性の確保(受注の固定化、管外業者等の新規参入の障壁)
- ・ 競争性の欠如に伴う企業の競争力や技術力の向上の阻害
- ・ 発注規模の拡大に伴う総受託費用の低減
- ・ 事業協同組合の幹事企業の負担増加
- ・ 将来的な企業再編の機会損失

表 3-6 地域維持業務を包括的に契約している都道府県の事例¹¹

自治体名	発注単位					請負業者		競争方式	入札参加者数
	契約エリア	業務の対象	主な業務内容	工期	おおむねの契約金額(単位:億円)	構成業者数			
秋田県	8 地域振興局×2～6 分割(計28ブロック)	道路 117km 河川 103km (28ブロック平均) 海岸 15km (海岸部の11ブロック平均)	道路修繕, 河川堆積土砂撤去, バトロール(道路・河川・海岸・ダム) 道路除草, 清掃(道路・河川)	1 年 (H23は2年)	0.3	特定JV(甲)	2～5	一般競争入札	1～3
福島県	県内の約6%(1ブロック)	道路 230km 河川 206km 砂防施設91カ所 地すべり施設18カ所 急傾斜施設16カ所	(単価契約) 除雪, 補修(道路・河川・砂防・地すべり・急傾斜)	1 年	2.5	事業協同組合	10	プロポーザル	1
			(総価契約) 防護柵補修, 防雪柵設置・撤去, 除草(道路・河川), 道路清掃		0.5				
栃木県	1 土木事務所 の一つ 9 土木事務所	道路 479km 河川 9 河川	除雪, 緊急バトロール(道路・河川・砂防施設)	5 カ月	1.6	事業協同組合	29	プロポーザル	1
長野県	4 事務所 × 1～3 ブロック 13 事務所 (計8ブロック)	道路 おおむね50km (1ブロック当たり平均)	道路の小規模補修, 道路除草等	9 カ月 (H23は1年)	単価契約	特定JV(乙)	3～7	プロポーザル※	1～3
鳥取県	1 土木事務所 × 3 工区 5 土木事務所 8 工区 (計3ブロック)	道路 70km (3ブロック平均)	除雪, 舗装, 道路除草	1 年	0.5	単体	1	一般競争入札	2～5
島根県	1 事務所 の一つ 12 事務所	道路 おおむね200km	除雪	4 カ月	0.2	事業協同組合	38	随意契約	1
	12 事務所 × 1～7 分割 (計44ブロック)	県管理道路すべて (3,124.0km)	道路の小規模修繕, 道路除草	半年～1 年	0.1	単体	1	指名競争入札	10 程度

※長野県では「施工体制確認型契約方式」としている (平成23年6月 国土交通省調べ)

¹¹ 「地域維持型契約方式」の導入について：国土交通省土地・建設産業局建設業課入札制度企画指導室（建設マネジメント技術 2012年2月号）

3.3. 性能規定型契約

3.3.1 性能規定型契約の概要

性能規定型契約（Performance-Based Maintenance Contracting：PBMC）とは、公物管理者が予め規定した機能¹²や性能¹³（管理水準）に対し、受注者がノウハウや創意工夫を活かした自主的な方法でその機能や性能を確保することで維持管理の効率化を図る契約方法。

【解説】

(1) PBMCとは

性能規定型契約（PBMC）は1988年にカナダで実施された後、米国ではヴァージニア州での取り組み（1996年）、英国ではMAC¹⁴導入（2001年）以降、我が国でも注目されるようになった。欧米をはじめとする諸国ではその活用が広がり、道路等の維持管理にPBMCを採用することによって、その実効（10～40%のコスト縮減）を挙げていると報告されている（表3-7）。

PBMCは道路等の最低限の機能や性能を定義し、定義された管理水準に達しているか否かに基づいて委託先に支払いがなされ、実施された作業方法や量は問題としない。すなわち委託先に対する契約では供用中の状態だけが機能や性能で定義されており、作業の実施時期、設計方法、新技術あるいは新材料の採用、施工、管理に関する事項等は原則として受注者の責任で決定される契約体系である（図3-2）。

我が国においては、国土交通省が平成25年3月に示した「社会資本の維持管理・更新に関し当面講ずべき措置」では、「複数業務（点検、維持、修繕等）の包括発注、複数年契約、地域維持型契約の更なる活用等の対策を検討・実施」するとし、また、「官民が連携し、地域との協働やPFI/PPPの活用によるインフラの維持管理・更新を進め、維持管理・更新が的確に行われるような環境整備を推進する。」としている。

このように維持管理における複数業務の包括発注、複数年契約、性能規定を利用した発注を基本しているPFIの活用は国も積極的に推進しているところである。なお、PBMCは一般にOM（Operate and Maintain：維持管理）またはDBOM（Design Build Operate and Maintain：設計・施工・維持管理）を構成要素とし、DBFOM（Design Build Finance Operate and Maintain：設計・施工・資金調達・維持管理）を構成要素とするPFIとは民間が資金調達しない点が異なっている。

¹² 機能とは目的又は要求に応じてものが果たす役割。機能は性能の上位概念。

¹³ 性能とは目的又は要求に応じてものが発揮する能力で、指標を用いて数値により定義することができるもの。

¹⁴ MACとは英国道路庁が2001年から採用した幹線道路の日常管理と修繕を対象とした維持管理契約でManaging Agents Contractの略。2012年からより発注ロットを大きくするなどして管理費縮減に着目したASC(Asset Support Contract)に移行を進めている。

表 3-7 性能規定型維持管理の導入によるコスト削減率（対従来型管理）¹⁵

国名	コスト削減率
イングランド（英国）	10% 以上
オーストラリア	10%～40%
ニュージーランド	約 20%～30%
アメリカ合衆国（各州）	10%～15%
オンタリオ州（カナダ）	約 10%
アルバータ州（カナダ）	約 20%
ブリティッシュコロンビア州（カナダ）	数%～10%台
ノルウェー	約 20%～40%
スウェーデン	約 30%
フィンランド	約 30%～35%
オランダ	約 30%～40%
エストニア	約 20%～40%

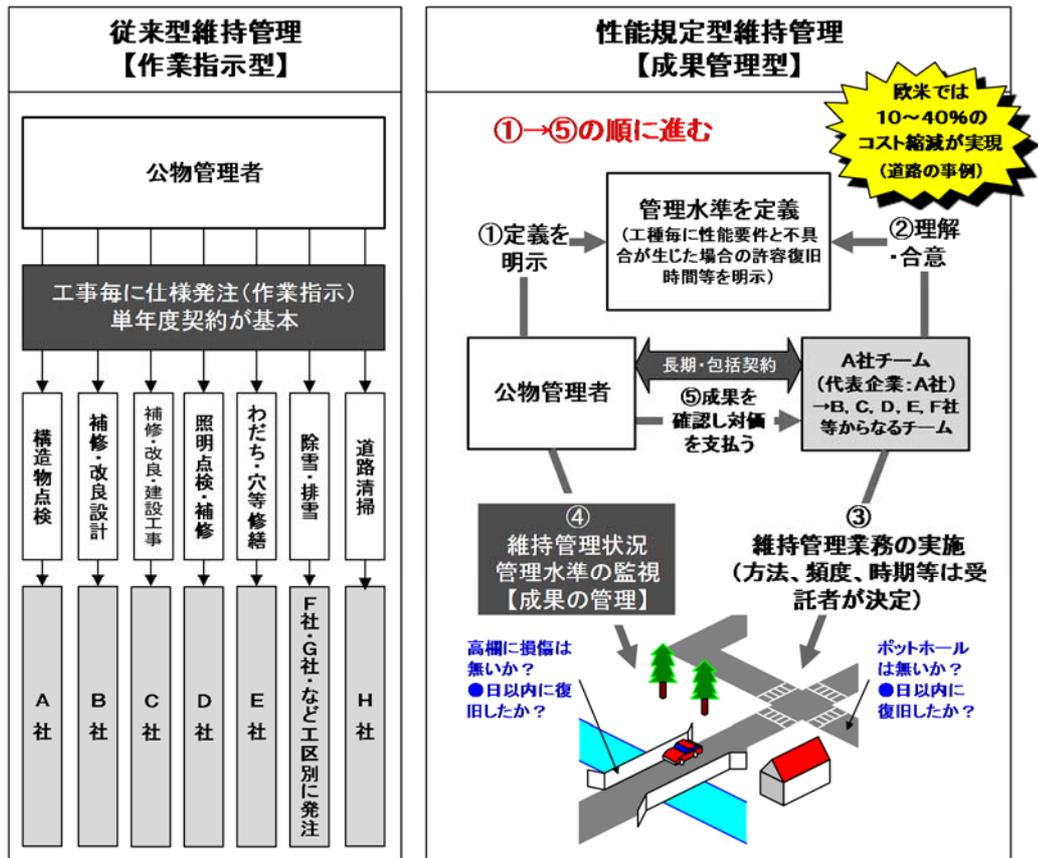


図 3-2 従来型維持管理と性能規定型維持管理の対比¹⁶

¹⁵ TRANSPORTATION RESEARCH BOARD: Performance-Based Contracting for Maintenance, NCHRP SYNTHESIS 389, 2009, TABLE 4(Source: P. Pakkala cited in World Bank Transport Note No. TN-27, Sep. 2005.)

¹⁶ 水野高志：米国の性能規定型維持管理契約（PBMC）の概要と我が国への示唆 ―道路の地管理業務を題材として―，土木技術 66 巻 3 号（2011.3）図-1 に加筆して作成。

(2) PBMCの適用業務

維持管理業務は維持と修繕に区分される(図 3-3)。米国では、ほとんど全ての維持業務(巡回、清掃、除草、剪定、除雪、舗装のパッチング等)を対象にPBMCを利用してきたが、このような維持業務(日常管理)を対象としたPBMCでコスト縮減等の成果が得られたため、その後、修繕業務(構造物や舗装等の劣化・損傷部分の補修等)もPBMCに含める傾向となってきた。

国内外における先進的な取り組み事例を図 3-4 に示す。同表に示すように、我が国でも維持を対象に包括的な委託が行われ始めているが、性能規定の活用は一般的とはなっていない。一方、欧米では維持と修繕を一体で発注する方式や、複数橋梁の一括架け替えにも性能規定を利用して取り組んでいる。なお、同図右側にはPBMCで活用する要素が示されているが、その内容については「本編 3.1.1 改善目的達成のための改善方策の検討」を参照されたい。

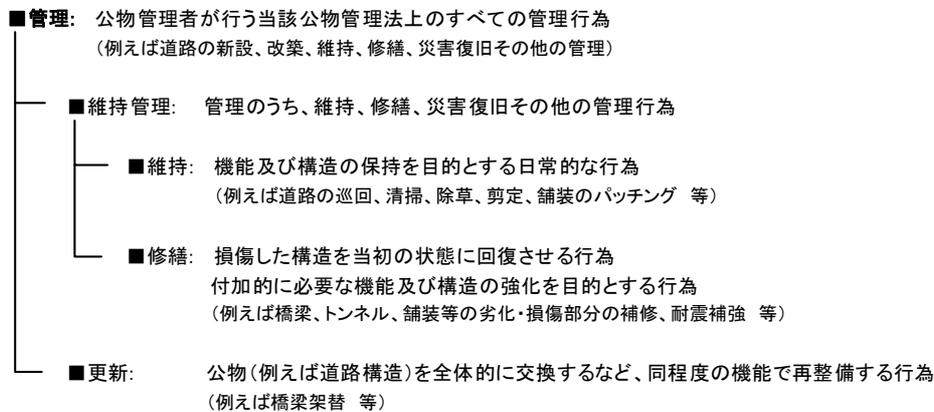


図 3-3 用語の定義¹⁷

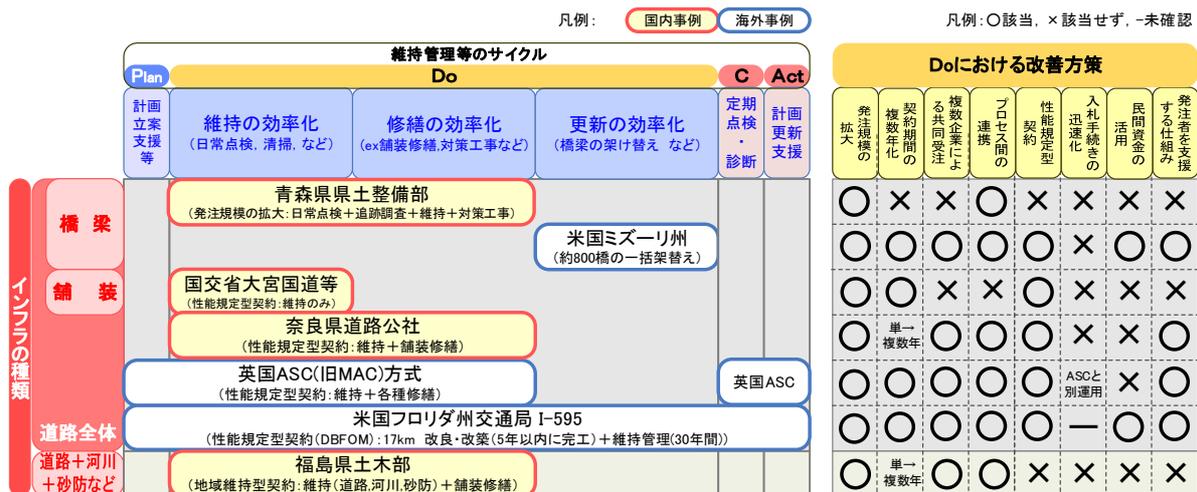


図 3-4 実施事例における調達対象業務の維持管理等のサイクル上の位置づけ及び改善方策の関係¹⁸

¹⁷ 国土交通省: 国が管理する一般国道及び高速自動車国道の維持管理基準(案), 平成 25 年 4 月にに基づき作成。なお用語の定義は同基準(案)の検討にあたり、道路法、道路維持修繕要綱等の定義を参考に定義がなされた(国道(国管理)の維持管理等に関する検討会とりまとめ 参考資料 p2 参照)。

¹⁸ 野田一弘 他: 維持管理調達の制度改善に向けた課題に関する調査, 土木学会第 66 回年次学術講演会(平成 23 年度), VI-316 に加筆して作成。なお、米国ミズーリ州交通局が取り組んだ DBFM (Design, Build, Finance and

(3) PBMCの担い手は地元企業が中心

民間ノウハウを活かしたPBMC導入の主なねらいは以下のとおりであり、施設や設備の予防保全を着実に進めるには、きめ細かな日常管理や即応性のある体制での維持と修繕を実施する必要がある。

- 予防保全による施設の長寿命化と管理水準の安定的維持
- コスト縮減
- 維持管理市場を魅力ある産業化（担い手の育成）

維持と修繕を切れ目なく実施する仕組みとするには、即応性のある地元企業を中心とした企業群により行なわれることが効果的であると考えられており、そのような体制でなければその実効性を担保できない。すなわちPBMCが導入されても、実務の担い手は引き続き地元企業が担うことが望ましい。

これまで維持業務は、植栽管理、路面清掃、巡回、照明など業務別に、複数の企業に個別に発注されてきた。PBMCでは、これらの企業群がひとつの共同企業体となって、複数業務包括かつ複数年の維持管理業務を共通の方針の下で取り組むことが適当なことから、業務全体をマネジメントする役割を果たす企業が参加することが望ましい（図3-5）。欧米でも同様な体制で取り組んでおり、仮に受注者が変更となっても、全体マネジメントを担う企業が交代になり、当該道路の管理に精通した地元企業構成に大きな変更はないとされている。

また、「維持管理業務」は、傷んだ部位を修繕したり、そうならないように丁寧に清掃したりするという、場当たりの労働集約的業務ではない。路線やインフラ全体を対象とし、民間ノウハウを最大限投入してインフラの管理水準を長期・安定的に確保するという「高度なマネジメント業務」であり、「機能維持サービス」と捉えるべきである。このためには民間の知恵と工夫に対して対価を支払う仕組みも必要であり、こうした仕組みを通じて維持管理市場を魅力ある産業とし、担い手を育成することが必要である。

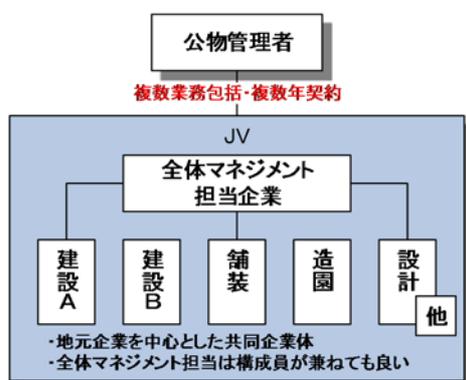


図 3-5 実施体制（イメージ）

Maintain) 方式による 802 橋もの橋梁の一括更新事業は、2008 年当初からのサブプライム住宅ローン問題に端を発する世界的な金融資本市場の混乱により契約内容の一部と事業手法を見直して事業が行われることになった、当初のコンセプトが非常に示唆に富むことから修正前のスキームについて整理している。

(4) 性能規定の一例

性能規定型の管理水準の一例として奈良県道路公社の事例を表 3-8 に示す。奈良県道路公社では、本線・ランプ・側道内の植栽管理については建築限界、視認性確保等を管理水準に定め、除草の範囲・時期・方法等は事業者が自由に設定できるものとし、コスト縮減が可能な自由度を受注者に与えた。従来は除草については2回/年、樹木剪定等については必要に応じて指示に基づき実施していた。このように、達成すべき管理水準は公物管理者が明示するが、その実現方法は受注者にゆだねるという考え方がPBMCの基本的な仕組みである。

また、性能規定型業務は、管理水準達成時にその状態を回復させるまでの時間的措置の制限を定めることが重要であり、受注者が満たすべき要件の一部として設定する必要がある。

なお、全ての維持業務を性能規定化する必要はなく、性能規定化のための情報が蓄積された業務から順次着手することで良く、性能規定型業務と仕様規定型業務が混在した調達として構わない。

表 3-8 植栽管理業務の管理水準（奈良県道路公社の事例）¹⁹

性能要件	要件未達成時の時間的措置の制限
①建築限界の確保 ・交通安全上、支障を来さない状態を保持する。	3時間以内に対応
②視距の確保 ・本線、ランプ、側道において視認性を阻害しない状態を保持する。	24時間以内に対応
③視線誘導標等の視認性確保 ・視線誘導標、標識等が目視確認できる状態を保持する。	24時間以内に対応
④排水能力の確保 ・側溝等の排水能力に影響を損なわない状態を保持する。	24時間以内に対応
⑤苦情（景観性を含む） ・交通安全上、支障を来さない状態を保持する。	30日以内に完了させる

¹⁹ 公募図書である第二阪奈有料道路 道路維持業務委託 要求水準の記載内容を簡略化して記載。

(5) 公物管理者にとってのPBMC導入メリット

我が国では構造物等の健全度を一定の水準以上に保つ予防保全への転換を図ることが求められており、軽微な損傷段階での工事が増えてくることが予想される。すなわち、日常的なこまめな維持管理が重要となり、日常点検、清掃、日常的な維持工事などの小規模工事の重要性が増す。これらの工事は日常的に行う必要がある一方で、工事規模が小さく、従来のような個別契約方法はなじまない。公物管理者の立場から見れば、管理業務（点検・設計・積算・入札・契約・施工管理・検査検収）が飛躍的に増え、そうした事務に忙殺され公物管理者でなければ出来ない肝心の法律行為（意思決定等）に手が回らなくなってしまうことになる。

PBMC を利用すれば、維持や修繕の実務（事実行為）のほとんどは受注者が包括的に実施するため、公物管理者としての役割は受注者の成果・パフォーマンスの管理が主となり、公物管理者の体制を大きく変更することなく予防保全に転換することが出来る。

このように、予防保全への転換は道路管理者等の発注業務内容（投資的修繕から日常管理業務へ）及びマネジメント方法に変革を求めており、その対応方法のひとつが PBMC の活用である。

3.3.2 性能規定型契約方式の取り組み方

(1) 適用可能性調査

性能規定型契約は、維持管理の成果を確認して対価を支払う仕組みであり、実施した作業に対価を支払うインプットベースの契約と根本的に異なる。このため、PBMC 導入にあたってはその仕組み作りが最も重要であり、実効性が得られる仕組みとなっていることを確認した上で進める必要がある。

i) 検討手順

PBMC 導入の実効性の検証は、以下に示す4つの事項を評価する。

- ①投資効率性：管理水準の確保を前提としてコスト削減が実現できること
- ②市場評価：民間事業者の参加が見込まれること
- ③法実効性：法的な制約がないこと
- ④定性評価：定量化できないが定性的な効果が期待できること

【解説】

PBMC 導入の実効性の検証は、①投資効率性、②市場評価、③法実効性、④定性評価の観点から総合的に評価する。

投資効率性は、これまでと同様の管理を継続した場合の維持管理費に対し、同等以上の管理水準を確保することを前提として、PBMC 導入によりコスト削減が期待できるかを検証することにより評価する項目である。なお、維持管理の場合、コスト削減という視点よりも最大限効率的に維持管理予算を使い切る、換言すると翌年度の修繕等を前倒して実施（安全性の早期獲得）できるかという視点から評価することも適当である。

市場評価は、新しい調達の手組みである PBMC に民間事業者が応募可能な条件となっているかを検証する項目である。検証にあたっては新しい調達の仕組みについて、潜在的な事業参加者を対象に市場調査を行い、業務内容や性能規定を利用した業務の実施方法等に対する民間事業者の理解、ニーズなどを確認し、それら意見を事業の仕組みに反映させた上で評価を行う。

法実効性は、PBMC 導入にあたり法的制約が無いことを確認する項目である。

定性評価は、投資効率性において定量的に価格換算出来ないが、地元企業の活性化、担い手の育成、管理水準の客観化といった定性的な効果を評価する項目である。これら四項目の検討手順を図 3-7 に示す。以下、各項において検討方法のポイントを解説する。

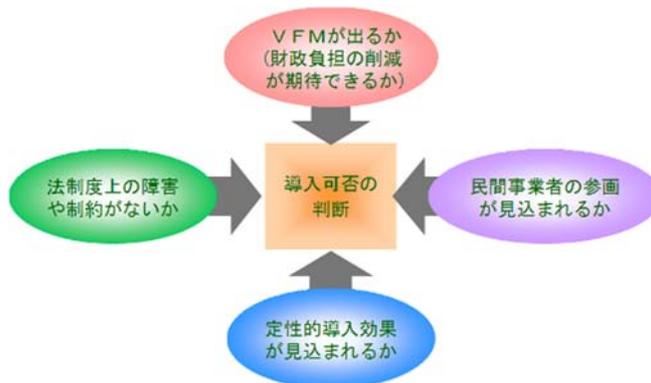


図 3-6 性能規定型契約の実効性検証の評価項目

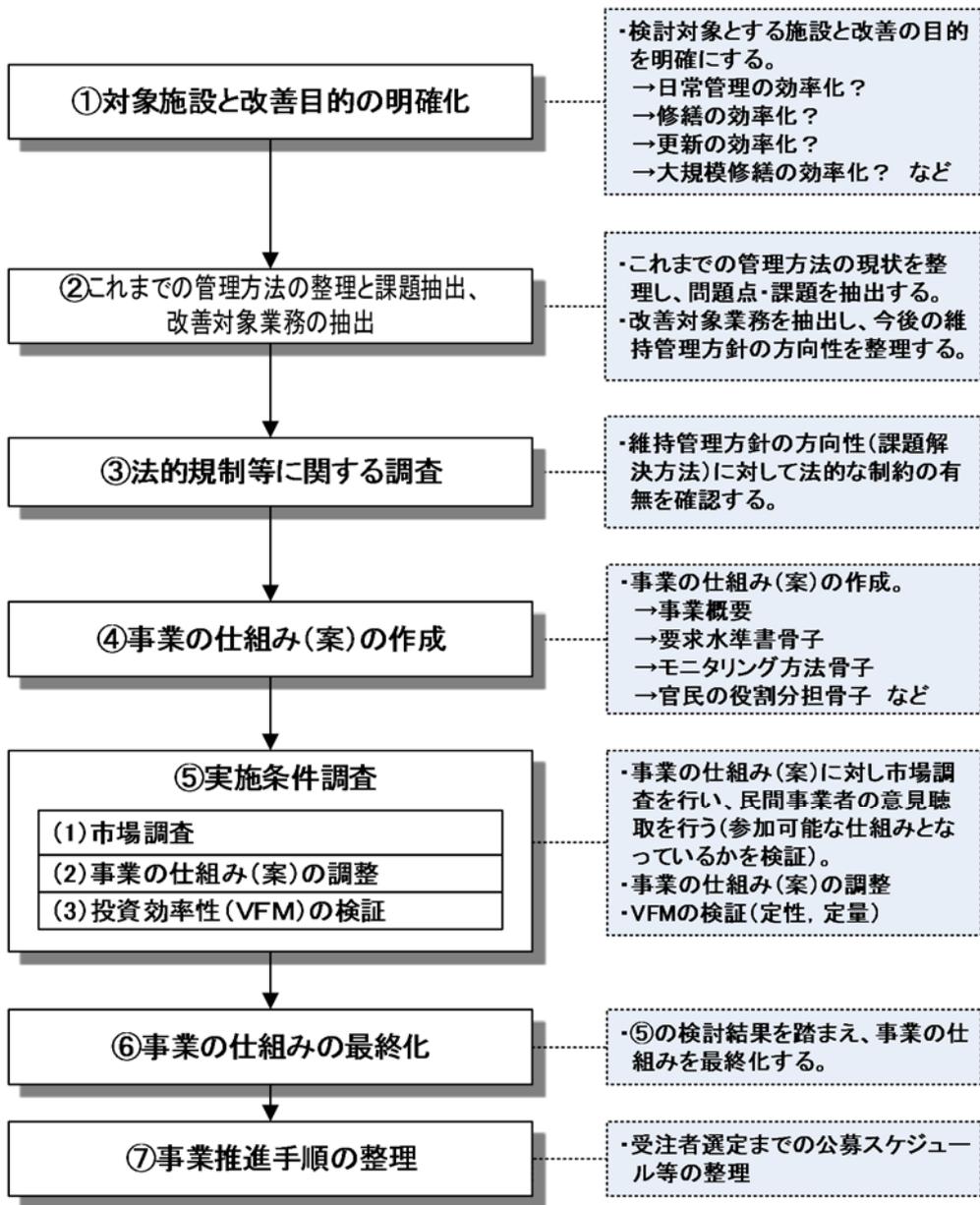


図 3-7 性能規定型契約の適用可能性検討の流れと検討内容の概説

ii) 対象施設と改善目的の明確化

同種先導事例の課題解決方を参考としながら、どの施設を対象にして、どのような改善を図りたいのかを明確化する。

【解説】

道路等の維持管理の円滑化や効率化のために、維持管理業務の包括的委託や複数年契約に取り組んだ先導事例は以下の三つの視点から整理すると理解しやすい。

- ① 対象施設を何にしたのか（橋梁だけか、舗装だけか、道路全体か）
- ② 改善目的に何を据えたのか（維持のみの合理化か、修繕や更新も含めるか、組織改革か）
- ③ 上記①②を実現するためにどのような契約要素を用いたか

反対の見方をすれば、どのような施設を対象として、どのような課題を改善したいのかが決まればそのための改善のツール（「本編」3.1.1 に示した改善方策）の概要は絞り込まれる。図 3-4 の事例を分析すると以下のことがわかる。

- 発注規模の拡大と複数年契約は、マルチタスク化による効率化や現場を熟知することによる効率化等のために基本的に採用。
- 業務の効率化は、性能規定を活用して民間ノウハウを活用してコスト縮減。
- 舗裝修繕（例えば切削オーバーレイ等）等の修繕工事の効率化は、品質保証の仕組み²⁰を利用して受注者にリスク移転。また、修繕を維持と切れ目なく実施する仕組みでさらなる効率化を獲得。

²⁰ 舗装を例にすれば、舗装の初期投資または修繕投資段階からその後の維持管理を含めたトータルコストの縮減を実現するために、新設舗装や舗裝修繕時に施工完了から一定期間経過した後の性能保証を求める方法。本参考資料編では性能規定型契約の一部として取り扱う。

iii) これまでの管理方法の整理と課題の抽出

(A) 現状整理

対象とする資産（舗装、橋梁、トンネル、法面、設備、道路付属物等）の別に、以下の視点から現状整理を行う。

- 対象資産毎に、これまで実施してきた維持（実施方法と投下費用含む）、修繕（実施内容と投下費用を含む）の内容と、その維持管理により獲得している現状の健全度との関係を把握・整理。
- 対象資産毎に、現状で抱えている課題（苦情含む）を把握・整理。
- 対象資産毎に、今後対応が必要な課題、修繕等の計画（予算を含む）を把握・整理

【解説】

a) これまで実施してきた維持・修繕により実現している健全性等の把握・整理

これまで実施してきた維持・修繕により実現している健全性を把握・整理することは以下の観点から重要である。

- PBMC の場合、管理水準を客観的に設定する必要があるが、予定価格と管理水準の関係は過去の実績に基づいて設定することが適当なため。
- 現在実現している健全度は、これまで複数業者によって実施してきた維持（や修繕）の役割分担、実施体制の下で提供されており、それらの業者間での情報の受け渡し、意思決定、データの蓄積、それらデータの活用状況などの把握が必要なため。

上記整理にあたって最も重要なのは、構造物等の健全性を評価できる技術者による現地踏査（点検結果の活用含めた現地状況の確認）と、具体的な管理や実施方法に関するレビューである。レビューは公物管理者自身も含め、現受注者にインタビューすることにより行う。インタビューは現在の健全性とこれまで実施してきた維持や修繕との関連性を結びつける視点から実施し、その結果は対象施設や維持業務の毎に情報源別に整理するとわかりやすい(表 3-9)。

表 3-9 課題認識するための整理票の例

対象施設	課題		
	現地状況から把握できる課題	公物管理者インタビューから把握できる課題	現受注者インタビューから把握できる課題
舗装			
道路巡回			
舗装補修			
除草・剪定			
除草			
剪定			
道路付帯施設			
道路巡回			
付帯施設			

b) 現状で抱えている課題の把握・整理

現状で抱えている課題は、道路管理者としての課題、道路利用者の立場から見た課題（苦情等）、沿道住民等の第三者から見た課題（苦情等）の観点から把握整理する。

現状で抱えている課題の整理にあたっては、表 3-9 で整理された課題を、維持・修繕のフロー（日常点検による不具合事象の発見、事象の報告、緊急性の判断、維持工事実施の意思決定、修繕工事発注までの流れ）として情報の流れに従ってまとめると維持管理上の課題がわかり易くなる。こうした維持・修繕のフローを整理すると、例えば、以下のような見過ごされていた情報伝達上の不具合等が明らかになる。

表 3-10 維持・修繕のフローの整理で明らかになる不具合等の例

- 維持業者が清掃・除草作業中に発見した不具合・破損等の情報が公物管理者に報告されていない。
- 維持業者が清掃・除草作業中に発見したガードレールのボルトの緩みなど、その場の軽作業で即時回復可能な不具合も指示がないと対応がなされない。
- 道路巡回業務で発見した不具合情報の伝達が不確実な場合がある。
- 不具合の判断基準が明確になっていない。
- 点検を全く行っていない構造物がある。 など

また、苦情等の情報は、個々の維持業務の管理水準を設定する際のアウトカム指標²¹となりうるものであり、また、不具合情報を前向きに維持管理に活かすことに他ならず、利用者等との協働という視点から積極的に整理・活用することが望ましい。不具合情報のアウトカム指標として利用方法例を図 3-8 に示す。

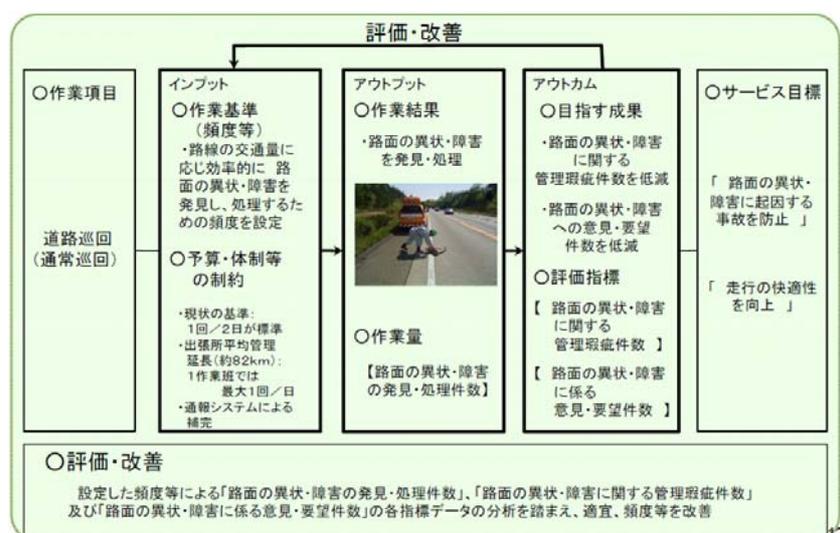


図 3-8 通常巡回の設定方法の例（国の場合）¹⁷

²¹ 利用者の視点に立つて、道路の利便性と安全性を分かりやすく示すための指標。これらは、業務量や費用というアウトプットの観点ではなく、実際にもたらされた成果（アウトカム）の観点から道路の状況を示すもの。各高速道路会社の管理にも利用されている。

c) 今後対応が必要な課題、修繕等の計画の把握・整理

大型車混入率の増加による床版補強や塩害環境下における対応など、路線別、施設別に将来対応すべき課題や修繕等の計画を把握し整理する。この整理結果は、課題解決の方向性の検討に利用する。

(B) 改善対策事業の抽出（課題解決の方向性の整理）

前項の現状整理結果に対する課題解決は、以下の視点から行う。

- 過去の実績に基づき、維持、修繕の別に費用負担が大きな業務の改善を図る。
- 発注方法や情報伝達の仕組み等に内在する課題の改善を図る。
- 将来計画において、維持、修繕の別に費用負担が大きくなると予想されている業務の改善を図る。

【解説】

a) 改善項目抽出の視点

①過去の実績に基づき、維持、修繕の別に費用負担が大きな業務の改善

コスト縮減の観点からは、まず維持、修繕の別に、全体に対して占めるウェートの高い維持、修繕業務に着目することが適当である。そうした対象業務の効率化ができれば維持、修繕管理費の縮減効果も大きくなる。また、投資額の割に健全性が維持されていない（例えば、一般的な耐用年数に満たない期間で不具合が繰り返し生じている）といった事象がある場合は検討対象とする。

②発注方法や情報伝達の仕組み等に内在する課題の改善

維持・修繕のフローの整理で明らかになる不具合の発生理由としては、業務単位の縦割り発注の弊害、受注者が毎年異なることによる習熟不足、不具合の判断基準が明らかでない、情報伝達の漏れなど、いくつかの原因が考えられる。

こうした課題への対応として、ひとつの作業動線上で解決可能な不具合は、その場で対応することを業務として明記した仕様で発注する方法が考えられる。例えば、路面清掃や除草作業中にガードレールのボルトの緩みを発見したらその場で締めたり、視線誘導標の反射面が土の付着等で反射機能が低下していたら拭き取ったりするといった対応である。一方で、そうした状況が連続的に多数存在したり、特別な機具を利用しないと機能を回復させることが出来なかったりする等の場合は、公物管理者に報告することを業務とすることで対応できる。

奈良県道路公社では毎月実施する路面清掃業務と植栽管理業務において、不具合を発見したらその場で対応する「即時保守」と、即時保守が行えない不具合を公社に「確認報告」することを保守業務として定め、併せて実施することとしている。報告²²によれば、「即時保守」ではポットホール修繕や雑草駆除、「確認報告」では橋梁ジョイントの破損や照明器具の発錆劣化等の報告がなされ、早期発見、早期対応の効果が得られているとされている。

このように、維持・修繕のフローの整理で明らかになった不具合等を改善するための方策を実務レベルで検討することが重要である。

③将来計画において費用負担が大きくなると予想されている業務の改善

²² 中口康弘：第二阪奈道路 道路維持管理業務の取り組みについて、平成 25 年度近畿地方整備局研究発表会論文集（行政サービス部門）

将来計画において予定される維持、修繕等として、例えば大型車混入率の増加による橋梁の床版補強や塩害環境下における修繕が多量に想定されるなどの場合、公物管理者として予算確保や工事対象物の品質確保への対応が重要になる。

一般に年度毎に実施できる修繕量（額）には上限（予算制約）があるため、全施設を対象に一斉に健全度回復を図るといった安全確保を優先したスケジュールとすることが困難である。このような場合、民間資金を活用することで工事工程をクリティカルパスとする取り組みも可能となる（この場合は PFI 方式となる）。

また、公共工事標準請負契約約款ではコンクリート造等の建物等又は土木工作物等の建設工事の瑕疵担保期間は 2 年間（故意又は重大な過失の場合は 10 年）とされているが、土木施設の設計耐用年数と比較すると、十分な期間が担保されていない。一方で、瑕疵担保期間は当事者の合意で変更可能であり、瑕疵の定義（ある期間において満たすべき品質）を明確化し、対象物の性質に応じて受・発注者双方にとって合意可能な水準を設定し、当該期間を品質保証期間としてその遵守を受注者に義務づけること（リスク移転）ができる。

iv) 法的規制等に関する調査

維持管理における複数業務の包括発注、複数年契約等の活用は、国も積極的に推進しているところだが、その実施にあたっては以下の事項に留意する。

- 民間事業者は公物管理のうちの事実行為を行うものであり、公物管理者に成り代わるものではない。
- 民間事業者にリスク移転が可能なリスクは、民間事業者がコントロール可能（当該事象が予見可能であり、対応措置を講じてリスクを回避又は影響を低減させることが可能）とする範囲とする。
- 契約期間においては、地方自治法において債務負担行為に期間の定めはない。
- 瑕疵担保期間は10年の期間以内で任意に定めることができる。
- 瑕疵担保責任を問いうる状態についても、判例の見解に基づき可能な限り予め当事者間で合意をしておくことが望ましい。
- 性能規定を活用する場合は、路線毎にその特徴、維持すべき水準等が異なることから、案件毎に要求水準書、事業契約書等の契約図書を準備し、受・発注者間の権利義務関係を明確にするとともに、そうした内容を受発注者双方が確認できる入札契約手続きを用いる。

【解説】

(A) 民間事業者に委託可能な公物管理業務

道路事業において、事務委任が可能な行為を、「公の施設」に係る管理行為の分析・分類結果を参考に分類を試みると表 3-11 のよう整理できると考えられる。

なお、事実行為には、設計、建設工事の施工、維持修繕、巡回等の直接的に国民の権利義務に影響を及ぼさない物理的な管理や、法律行為を行うための調査等の法律行為を補助する行為も該当すると解されている。

表 3-11 道路法の諸規定の分類による民間事業者が行いうる業務範囲の例示

管理行為の類型	説明 ²³	官民の役割分担	【道路】行為の例示 ²⁴
①公物警察権に基づく行為	・公共の安全を維持するための施設の使用禁止行為や公序良俗に反する使用に対する使用停止命令など。	・公物管理者が管理権限を留保	・交通が危険であると認められる場合等の道路管理者による通行禁止・制限(法第46条の1)
②公物管理権に基づく行為(権力的性格)	・利用許可、使用料の強制徴収、過料の賦課、不服申し立てに対する決定、基本利用条件の設定など。		・道路の占用の許可等(法第32条) ・車両積載物の落下予防等の措置(法第43条の2) ・沿道区域を指定・危険防止のための規制(法第44条) ・非常災害時における土地の一時使用等(法第68条) ・基本的利用条件(使用料の額等)の設定 ・不服の申し立てに対する決定 ・使用料の強制徴収
③公物管理権に基づく行為(非権力的性格 ²⁵)	・施設の利用申込書の受理、利用許可書の通知・交付、入場券の検認などが考えられる。	・民間事業者が行うことが可能	・道路の区域の設定、公示(法第18条第1項) ・占用禁止区域の指定の公示(法第37条第3項)
③'③のうち権限留保のうえ基準に従って行われる定型的行為			・駐車料金を徴収すること(法第24条の2第1項) ・道路台帳の調製・保管(法第28条第1項)
④事実上の行為	・施設の維持補修等のメンテナンス、警備、施設の清掃、展示物の維持補修、植栽管理など。		・道路施設の設計・工事を行うこと(法第12条、15条及び第16条) ・道路を維持・修繕すること(法第42条) ・長時間放置された車両の移動(法第67条の2) ・道路点検のために巡回すること。

(B) 民間事業者に移転できるリスク

公物管理の管理瑕疵について、国家賠償法とPFI事業者の関係として国土交通省通知²⁶において、「国家賠償法による賠償責任等については、公物管理者が最終責任を負うこととなると考えられる。」と示されている。以下ではPBMCの受注者もPFI事業者と同等の立場と捉え整理する。

国家賠償法第2条は「公の営造物の設置管理の瑕疵に基づく損害の賠償責任」として、無

²³ 「公の施設と公物管理に関する研究」(内閣府民間資金等活用事業推進委員会(PFI推進委員会),平成15年6月)p8に例示される公の施設における管理行為の分類に対する説明をそのまま転載。

²⁴ 同p23に例示される道路法の具体的検討例を記載。

²⁵ 「権力的」、「非権力的」の定義について、総務省では「(1)許可、認可、承認等を求めさせ、又は措置命令、指示等を出し、若しくは監査、検査等を行うなどのいわゆる権力的関与と、(2)届出、報告等を求め、又は勧告、助言等を行い、若しくは協議等を求めるなどの非権力的関与」に区分されるとしている

(<http://www.soumu.go.jp/hyouka/990216a.htm>)より。

²⁶ 「PFI事業者の公物管理法上の位置づけについての考え方」(平成14年8月23日付、国土交通省総合政策局より各地方整備局・都道府県等へ通知)

過失責任²⁷を定めたものであり、国家賠償法第1条と異なり、公務員の故意・過失を要件としていないとするのが、通説、判例である²⁸。一般に、無過失責任を認める根拠とされるのは、危険責任主義²⁹によるものとされている。なお、他の損害の原因について責に任ずべきものがあるときは、国又は公共団体は、これに対して求償することができることとされ、受注者は自分の管理瑕疵等について責任を免れるわけではない。

これらのことから、民間事業者に移転可能なリスクは以下のように整理することができる。

- 国家賠償法による賠償責任等については、公物管理者が最終責任を負う。
- ただし、損害の原因について民間事業者に任ずべき責があるときは、国又は公共団体は、これに対して求償することができる。
- このため、民間事業者はこのような立場を回避するために、民間事業者として事務委任を受けることができる公物管理における事実行為であっても、上記判断の基準が明確でない業務は引き受けることは想定できない。
- また、自然災害等によって施設や第三者に及ぼす損害については、当該事象が予見可能であり、対応措置を講じてリスクを回避又は影響を低減させることが可能であるなど、民間事業者による効果的なリスク管理が可能であるかという観点からリスク分担を検討することが適切である。

(C) 契約期間の制約

国の複数年契約は、PFI法や市場化テスト法³⁰の適用がある場合を除き、財政法の定めにより国庫債務負担行為の上限期間である5年が上限となるが、地方自治法において債務負担行為に期間の定めはない。

²⁷ 無過失責任：損害の発生について故意・過失がなくてもその賠償責任を負うこと。

²⁸ 国土交通省国土交通政策研究所：公物の設置・管理に係る賠償責任のあり方に関する研究，国土交通政策研究第1号，2001.6

²⁹ 危険責任主義：危険な施設を所有したり、危険な企業を経営したりすることにより、社会に対して危険を作り出す者は、それから生じる損害について常に責任を負わなければならないとする考え方。

³⁰ 財政法第15条第3項但書に基づき、国会の議決で延長可能。また、財政法の規定は、他の法令に明示的な定めがある場合にはこれに従うので（財政法第15条第3項但書）、PFI法や市場化テスト法に基づく場合はそれぞれ30年間、10年間が上限期間となる。

(D) 瑕疵担保責任

a) 瑕疵担保期間

民法第 637 条の規定では、請負人の瑕疵担保責任は原則として目的物の引渡しから 1 年間とされているが、第 638 条の規定により対象物が「土地の工作物」³¹に該当する場合の請負人の瑕疵担保責任は 10 年間となる。また、瑕疵担保期間は民法第 639 条の規定に基づき、当事者の合意によって 10 年の期間内で延長することができ、短縮することも可能であるとされている。

公表工事標準請負契約約款では瑕疵担保期間は「引渡しのおときから 2 年間、ただしその瑕疵が請負人の故意または過失による場合は 10 年間」と例示されており、そのままの内容で使用されていることが通例となっている。

これは、一般的に公共工事が十分な立会いや検査を経て引渡しが行われるため、請負人の法的地位の安定性への配慮等から短縮されているものであるが、必ずしも一律の期間である必然性はなく、対象物の特殊性や設置場所等も踏まえて個別に期間を設定することも可能である。

b) 瑕疵担保責任の制限と定義

瑕疵担保責任は請負人に故意・過失を要件としない無過失責任を負わせるものであるが、民法 636 条では瑕疵の原因が発注者に起因する場合にまで請負人の責任を追及できないことが規定されている。従って、建設工事について完工後に目的物の瑕疵が発覚した場合には、まず発注者が目的物の瑕疵を立証し、これに対して請負人は発注者が作成した設計図書その他の指示等に不備があったことを主張する関係に立つが、どのような状態が瑕疵にあたるかについて法令上は明確な規定がない。

判例では、瑕疵とは「通常有すべき性質・性能を欠いている状態」、「契約内容と現実が一致していない状態」といった概念が示されているが、その具体的内容は個別の契約における状況等を判断して決定されるものとなっている。そのため、瑕疵担保責任を問いうる状態についても、判例の見解に基づき可能な限り予め当事者間で合意をしておくことが望ましい。

(E) 長期継続契約の利用について

道路の維持管理を長期継続契約（地方自治法第 234 条の 3）に基づき実施している場合において、その中でも契約中に、「翌年度以降において歳入歳出予算の金額については減額又は削除があった場合は、当該契約は解除する」旨の規定を設け、債務負担行為を設定せずに契約を締結している事例が想定される。こうした発注者側からの一方的な約定解除が可能な契約は、受注者から見て長期契約の確実性が担保されないため望ましくない。

そのため、事業の安定性・継続性の確保や、官民の適切なパートナーシップの観点からも、長期債務負担行為の設定した契約とすることが望ましい。

³¹ 「土地の工作物」とは、民法第 717 条で「土地に接着して人工的作業を加えることにより成立した物」と定義されている。独立した工作物であるが、直接土地に接着していない工作物について、「土地の工作物」にあたらなかった判例もあるが、建物等と実質的に一体であれば、当該工作物も「土地の工作物」に含まれるとする有力説もある。

v) 事業の仕組み（案）の作成

(A) 事業の仕組み（案）作成の手順

事業の仕組み（案）は、下記の内容を明らかにすることが必要である。

- 対象施設と改善目的（ii）参照）。
- 課題解決の方向性（iii）参照）。
- 民間事業者に委託可能な業務やリスク移転の考え方（iv）参照）を踏まえ、具体的に業務内容（性能規定や品質保証を利用する業務の設定含む）を設定。
- 性能規定や品質保証の仕組みを利用する業務は、その具体的内容、対価の支払い方、公物管理者及び受注者によるモニタリング方法等を設定。
- 想定事業規模、民間事業者側のJV構成（案）、想定契約期間等を設定。

【解説】

事業の仕組み（案）は、公物管理者がその実施の枠組みを整理し、投資効率性、民間事業者の参加可能性、法的実効性等を検証するために整理するものである。特に、市場調査で民間事業者に対し、公物管理者が設定した新しい維持管理の実施の仕組みが実施可能なものとなっているかを確認するためには、民間事業者が事業への参画可否や新しい仕組みへの意見を述べられるよう、事業の仕組み（案）は一定程度の具体性がなければならない。

具体的には、事業の概要に加え、新たに性能規定や品質保証の仕組みを利用する業務については、その業務目的、管理指標、管理水準、要件未達時における回復までの時間的措置の制限、対価の支払い方、公物管理者及び受注者によるモニタリング方法等を予め設定する必要がある。

特に性能規定型業務の場合は、管理水準ばかりでなく、要件未達時にその状態を回復させるまでの時間的措置の制限も定める必要がある。この時間的制限が厳しすぎると民間事業者は体制確保のための費用が大きくなり、入札価格に影響したり、実施体制が組めなくなったりするため、参加を見合わせることになる。このようにコストと実施体制確保に影響が出る業務については受・発注者双方が仕組みを共有できるように具体化しなければならない。

(B) 予防保全への転換・コスト縮減を推進するための業務構成の考え方

予防保全へ転換するための新しい業務構成を検討する。一例として以下のような取り組みが考えられる。

- 維持（日常管理）業務の見直し。
- 維持と修繕を切れ目なく実施する仕組み。
- 性能規定、品質保証の仕組みの活用。
- 維持管理上重要な情報を日々蓄積する仕組み。
- 道路管理に精通し、施設の長寿命化等に関する専門的知識を有する受注者が、維持管理の効率化や円滑で安全な交通の確保、道路サービスの向上等に資する提案を公物管理者に行う仕組み。 など

【解説】

a) 維持（日常管理）業務の見直し

これまでは、損傷が顕在化してから修繕を行う事後保全が一般的であったが、損傷が軽微なうちに修繕を行う予防保全に転換することにより更新の抑制等によるライフサイクルコストを縮減、道路ストックの長寿命化を図ることができる（図 3-9）。

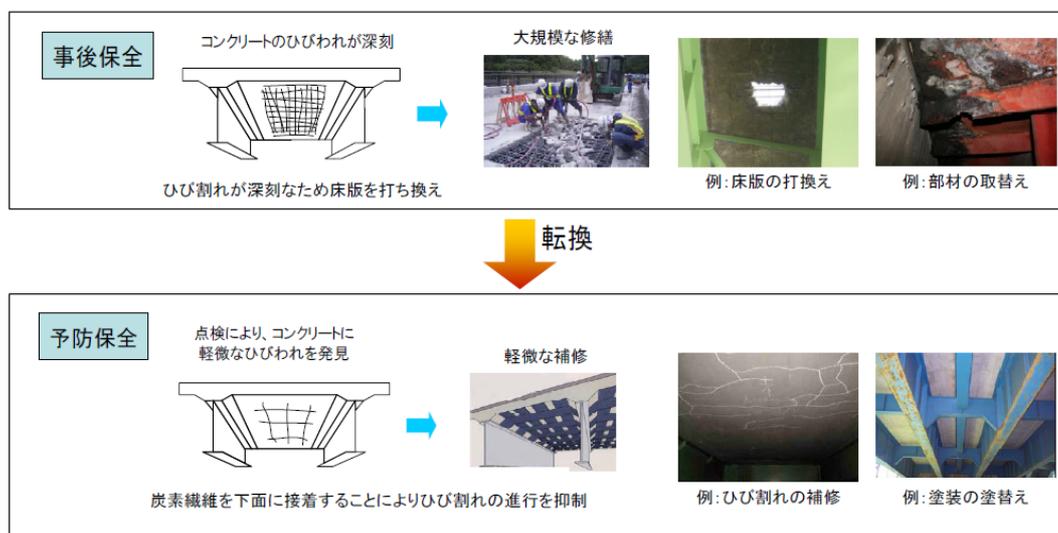


図 3-9 事後保全から予防保全への転換³²

予防保全に転換するには維持（日常管理）の業務内容を改めて見直すことが有効である。例えば、構造物の健全度維持に重要だが、今まで徹底してこなかった維持作業として、以下のような対応案等が考えられる（図 3-10）。施設の機能確保、長寿命化の観点から維持業務の内容

³² 国土交通省：第5回国道（国管理）の維持管理等に関する検討会 資料5（平成25年3月14日）より抜粋

を見直し、公物管理者の維持の標準案として整理することも適当である。

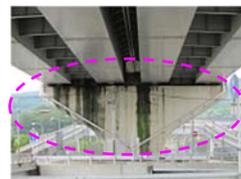
- 損傷が多い杵周りや桁端部を清浄に保つための洗浄や止水。
- 冬季の凍結防止のために散布した凍結防止剤が付着した桁の洗浄。
- 道路側溝や排水管路内の土砂等堆積物を除去するための清掃の徹底。 など



杵周りの洗浄



桁の洗浄



伸縮装置の止水

図 3-10 日常管理の改善イメージ

b) 維持と修繕を切れ目なく実施する仕組み

維持と修繕を切れ目なく実施する仕組みの導入事例としては、奈良県道路公社では毎月実施する路面清掃業務と植栽管理業務において、不具合を発見したらその場で対応する「即時保守」と、即時保守が行えない不具合を公社に「確認報告」することを保守業務として定め、併せて実施することとしている。「即時保守」ではポットホール修繕や雑草駆除がなされ、「確認報告」では橋梁ジョイントの破損や照明器具の発錆劣化等の報告がなされ、早期発見、早期対応の効果が得られているとされている。

c) 性能規定・品質保証の仕組みの活用

公物管理者がコスト縮減を獲得するためには、受注者にコスト縮減の自由度を提供する必要がある。そして、その実現のためには、性能規定や品質保証の仕組みを活用することが望ましい。性能規定型管理水準の検討方法は後述する。

d) 維持管理上重要な情報を日々蓄積する仕組み

直ちに危険な状況にはならないが、継続して状況を把握・監視した方がよい事象、例えば、冠水、滞水しやすい箇所、法面のはらみ出し、湧水の発生、伸縮装置のがたつきや異常音といった事象については、維持管理上重要な情報として逐次記録・蓄積して、管理に結びつけることが適当である。このようにして記録された情報は、委託期間が終了し別の受注者が業務を実施する場合に引継がれるべき事項となる。また、次項に示す改善提案の基礎データとなる。

e) 改善提案

英国の維持管理契約や奈良県道路公社の取り組みでは、道路の維持管理の現場に精通し、長寿命化等に関する専門的な知識を有する受注者が、維持管理の効率化やサービス向上等に関する改善提案を行うことを業務として行っている。提案の対象は、道路を良好な状態に維持するための対策工事、円滑かつ安全な交通の確保や利用者サービスの向上・利用促進等に関するも

の、性能規定に移行するためのデータ収集の提案などの調査、事故の多い箇所照明やマーキングの変更、動植物の保護に関する事項等、特に制限無く運用できるとされている。

受注者から提案を受けた公物管理者は、受注者からの提案について予算等を鑑みながらその採否を判断する。英国の維持管理契約では、実施が適当とされた提案のうち、一定額以下の提案については受注者自らが実施出来る仕組みとなっている。また、その限度額を超えた場合でも、入札等に参加できる機会が増える点が受注者にとってのインセンティブとなっており、積極的な運用がなされている。

また、公物管理者では橋や舗装の個別修繕計画を立案している場合があるが、実際に修繕を行うかどうかの判断は、現実の健全性の低下の程度により決まるものであり、計画上の修繕を予定した年度に必ず実施するものではない。そのため、維持（日常管理）や定期点検を行う受注者が、専門的立場からその実施の時期・方法等を提案することは公物管理者にとっても有用な情報と言えよう。

(C) 性能規定型管理水準の検討

性能規定型の管理水準の設定にあたっては以下の事項に留意する。

- これまで仕様規定で実施してきた費用と実施方法で達成可能な管理水準として設定する。
- 指標は計測可能で、その達成度を確認するためのモニタリング費用を考慮しても効率化が見込めること。

【解説】

a) 性能規定型管理水準の作成手順

これまでの管理データを利用して、性能規定型の管理水準を作成する手順を図 3-11に示す。この検討は、これまでの仕様発注により実施してきた費用と実施方法で実現してきた管理水準を性能規定型に書き換える作業である。このような設定方法とすれば、性能発注に不慣れな民間事業者であっても、これまでどおりの仕様発注での実施方法（実施時期、頻度、方法）でも応札可能である。すなわち仕様規定でも、性能規定でも対応出来る仕様とすることで、これまで業務を受託してきた事業者も抵抗感無く性能規定型業務に取り組める。

一方で、自らの判断で実施方法を設定した応札も可能であり、それによりコスト縮減できた場合は、性能規定型業務の対価は固定価格とすることが通例であることから、縮減額は民間の利益増につながる。このように、性能規定型の業務は民間の知恵と工夫に対価が支払われる仕組みとする必要がある。

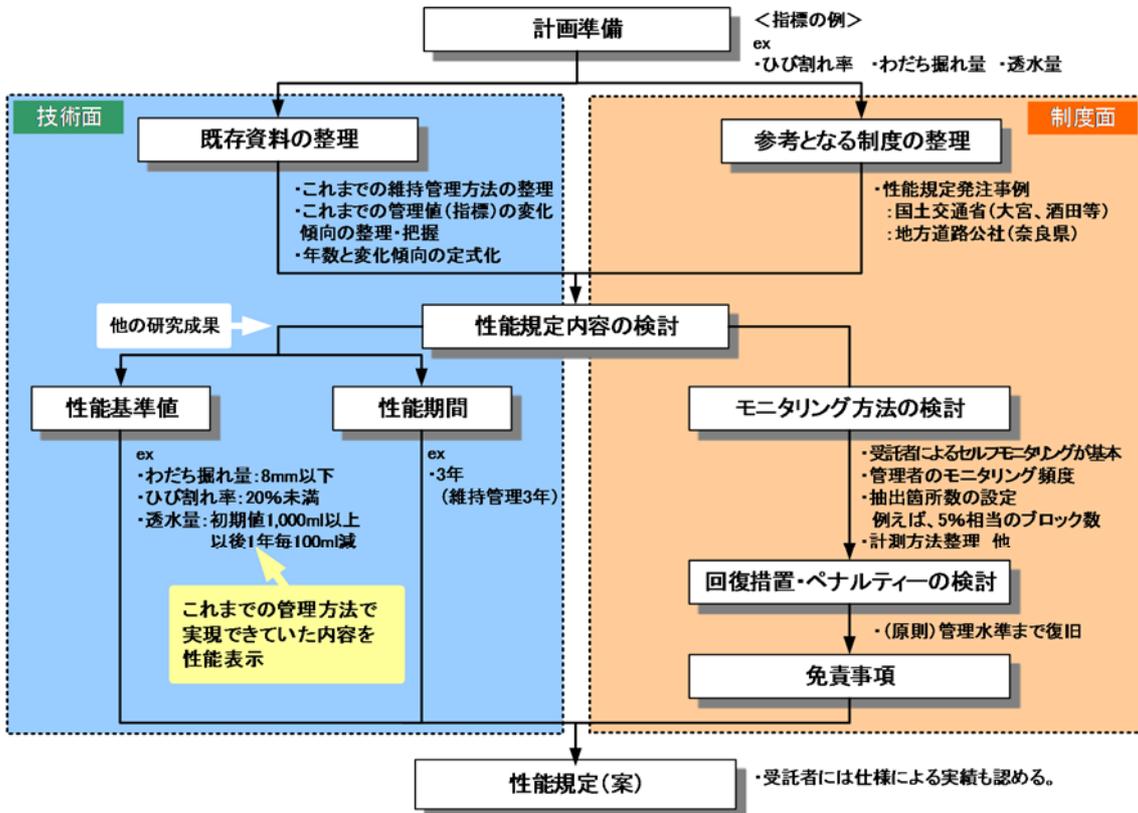


図 3-11 これまでの管理データから性能規定型の管理水準を作成する手順（舗装の例）

b) 性能規定型管理水準の設定例

①植栽管理

国土交通省が直轄で管理する一般国道及び高速道路の維持管理にあたっては、これら道路の機能を発揮させることを目的として、「国が管理する一般国道及び高速自動車国道の維持管理基準（案），平成 25 年 4 月」を定めた。これによれば、除草は、雑草の繁茂により建築限界内に障害が発生することを防止するとともに、通行車両からの視認性を確保するため、以下の繁茂状況を目安として、除草すべき箇所を抽出した上で、実施するものとしている。

- 建築限界内の通行の安全確保ができない場合
- 運転者から歩行者や交通安全施設等の視認性が確保できない場合

欧米では、草丈の制限を規定したり、視線誘導標の視認性確保を要件としたりしている事例がある。また、我が国の高速道路管理会社では、視線誘導標の視認性を阻害しない、夜間の反射輝度が確認出来るもの等を要件として定義づけし植栽管理を行っている。

奈良県道路公社では、これまでの管理実績を踏まえ、表 3-12 に示した管理水準と要件未達成時の時間的措置の制限を設定している。

表 3-12 植栽管理業務の管理水準（奈良県道路公社の事例）

性能要件	要件未達成時の時間的措置の制限
①建築限界の確保 ・交通安全上、支障を来さない状態を保持する。	3 時間以内に対応
②視距の確保 ・本線、ランプ、側道において視認性を阻害しない状態を保持する。	24 時間以内に対応
③視線誘導標等の視認性確保 ・視線誘導標、標識等が目視確認できる状態を保持する。	24 時間以内に対応
④排水能力の確保 ・側溝等の排水能力に影響を損なわない状態を保持する。	24 時間以内に対応
⑤苦情（景観性を含む） ・交通安全上、支障を来さない状態を保持する。	30 日以内に完了させる

この管理水準を満たした上で植栽管理の実作業数量を減じる方策としては図 3-12 に示すような方法がある。このような方法は指示による仕様規定でももちろん可能だが、公物管理者の発注準備事務の軽減や契約期間中に亘って管理水準を継続して担保できる点で性能規定に優位性がある。



図 3-12 実作業数量の削減³³

②舗装（オーバーレイ）

米国では道路庁が舗装に対する品質保証付き契約の暫定規則を設けた 1996 年からその活用が急速に進んだ³⁴。日本では、平成 23 年度に関東地方整備局と東北地方整備局を中心に複数の長期保証型舗装工事の試行工事が発注され、平成 24 年度から本格的に用いられはじめた。その試行事例では、現在の供用年数を（平均約 10 年）を 3 割伸ばすことを想定し、供用年数を 13 年、その時点でのわだち掘れ量を 30mm 以下に設定し、わだち掘れ量と供用年数の関連性を過去のオーバーレイの施工実績を分析した近似曲線を用いて、5 年経過時のわだち掘れ量を 13mm とし、これを性能規定値としている。

奈良県道路公社では、指定する区間の舗装修繕工事（原則として切削オーバーレイ）について、契約期間終了後 3 年間の品質を保証させることで受注者へのリスク移転を明確化し、仮に性能要件（表 3-13）を下回った場合は、受注者の費用と責任で修繕することを定めた。

表 3-13 舗装補修業務の性能要件（奈良県道路公社の事例）

劣化・ 損傷内容	契約終了後 3 年経過時点の基準値	要件未達成時の 時間的措置の制限
ひび割れ率	・ひび割れ率が 20%未満であること	30 日以内の補修
わだち掘れ	・わだち掘れ量が 25mm未満であること	30 日以内の補修
段差	・段差が 20mm未満であること	30 日以内の補修

³³ 写真は国土交通省：第 5 回国道（国管理）の維持管理等に関する検討会 資料 5（平成 25 年 3 月 14 日）より抜粋したもので、性能規定を利用した事例ではない。

³⁴ NCHRP : Report699 Guidelines for the Use of Pavement Warranties on Highway Construction Projects, 2011

(D) 対価の支払い方

業務対価は、各業務の特性に応じて適切な支払い方法を用いる。基本的な考え方は以下のとおりである。

- 仕様で実施時期、実施方法及び実施数量が決まっている業務は定額払い。
- 管理水準を確保していれば実施した作業数量に関わらない業務は定額払い。
- 実施時期、実施方法及び実施数量が実施段階まで確定できない業務（公物管理者の指示に基づき実施する業務を含む）は精算払い。

【解説】

業務内容に応じた適切な対価の支払い方法を採用することは、適切な官民のリスク分担の観点から重要である。

定額払いとする業務は、民間事業者が作業数量等を想定できる条件が必要であり、公物管理者はそのための情報を開示しなければならない。また、管理水準のみが示される性能規定型の業務であっても、民間事業者は具体的な実施方法を設定して提案することが必要であり、そうした具体的提案を行うための情報が必要な点においては仕様規定の業務と変わりはない。

一方、実施時期、実施方法及び実施数量が実施段階まで確定できない業務や、公物管理者の指示に基づき実施する業務の対価は精算払いとする必要がある。精算払いの方法としては、予め設定した単価精算とする方法が一般的であるが、英国の維持管理契約ではコスト＋フィー方式（オープンブック型と契約後 VE を併用）とし、民間事業者に創意工夫へのインセンティブを与える（コスト縮減するほど利益が増える）仕組みを採用しているおり、我が国でも検討に値する。なお、このタイプの業務を定額払いとすると、民間事業者側は安全側の費用設定とする（リスク対応費を多く見込む）ため、不調不落の原因となる。

業務概要と対価の支払い方の関係の具体的な事例として、奈良県道路公社の事例を表 3-14 及び表 3-15 に示す。

表 3-14 業務概要（奈良県道路公社の事例）

業務名	概要
■新規導入 ①全体マネジメント業務	<ul style="list-style-type: none"> 年間・月間維持管理実施計画の作成，報告書提出管理，業務の効率性確保のための全体調整・指示，公社との連絡窓口機能など。
②保守業務	<ul style="list-style-type: none"> 路面清掃業務又は植栽管理業務と同時に行う業務で即時保守業務と確認報告業務で構成される。 （即時保守業務）施設の不具合を発見後にその場において人力による軽作業で回復させる作業をいう。 （確認報告業務）施設の劣化，損傷の確認と公社へ報告する作業をいう。
③修繕業務	<ul style="list-style-type: none"> 確認報告業務の後に，公社の指示により，施設の劣化，損傷を回復させる作業をいう。
④路面清掃業務	<ul style="list-style-type: none"> 路面及び集水桝に対する清掃作業のことをいう。
⑤水路清掃業務	<ul style="list-style-type: none"> 水路に対する清掃作業をいう。
■A 除草業務は性能規定 ⑥植栽管理業務 （除草業務）	<ul style="list-style-type: none"> （A 除草業務）受注者自らが実施範囲，実施時期，実施回数，実施方法を定めて行う除草。 （B 除草業務）公社が実施範囲，実施時期，実施回数，実施方法を指示する除草。
■品質保証型 ⑦舗装補修業務	<ul style="list-style-type: none"> 舗装の力学的な性能を回復させることをいう。舗装補修業務のうち密粒度アスファルト舗装については品質保証型とする。
⑧雪氷業務	<ul style="list-style-type: none"> 除雪，凍結防止剤散布のことをいう。
■新規導入 ⑨改善提案業務	<ul style="list-style-type: none"> 施設を常に良好な状態に維持する方法，円滑かつ安全な交通の確保や利用者サービスの向上等に資する具体的事象を特定し，その改善方法を公社に提案することをいう。
■新規導入 ⑩引継業務	<ul style="list-style-type: none"> 委託期間終了時の引き渡しのための情報を日常蓄積する業務をいう。
⑪緊急措置業務	<ul style="list-style-type: none"> 事故・暴風雨による道路利用者，第三者に対する危険性を回避するための一時的な措置をいう。

表 3-15 業務と対価の支払い方法等との関係（奈良県道路公社の事例）

分類	タイプ	業務名	対価の対象となる数量
定額・固定費 I	定額払い	⑤水路清掃業務 ⑥植栽管理業務（B 除草） ⑦舗装補修業務	各業務の要求水準で示した回数，数量等。
定額・固定費 II	定額払い	①全体マネジメント業務 ②保守業務 ⑥植栽管理業務（A 除草） ⑨改善提案業務 ⑩引継業務	各業務の要求水準を満たしていれば，実施した作業数量にかかわらず。
変動費	契約単価に基づく精算	③修繕業務 ④路面清掃業務 ⑧雪氷業務 ⑪緊急措置業務	公社の指示に基づき実施した作業数量。

(E) モニタリング方法の検討

公物管理者は、公募時に公物管理者が提示した要求水準書及び受注者が作成した提案書に基づいて適正かつ確実なサービス提供の確保がなされているかどうかを確認するため、受注者により提供されるサービスの水準を監視、測定、評価する。

モニタリングにより要求水準書等に規定する要求水準が達成されないおそれがあると判断した場合には、是正勧告を行い、当該業務の支払いを改善が認められるまで留保する等の仕組みを設ける。

【解説】

性能規定を活用する PBMC は、受注者のノウハウが最大限に発揮されることをねらいとした契約である。こうした観点からモニタリング方法は受注者が行うセルフモニタリングに基づく各種報告書による確認を基礎とし、これを補完する目的で公物管理者が随時のモニタリングを行うことが基本となる（図 3-13）。

また、対価の支払いを業務改善がなされるまで留保する場合があるが、これは、支払いの留保という経済的動機付けによって業務の改善を求めることが趣旨ではなく、速やかに品質管理計画を是正することによって、安定したサービス提供ができる体制への改善を求めることを目的とした仕組みと理解することが適当である。これは、維持管理業務が一般に人件費中心の業務から構成される場合が多く、こうした場合は対価の減額を行わず、支払いを留保する考え方が適当なためである。換言すると、本来、減額すべき費用を品質管理計画の是正に利用させるという考えである。

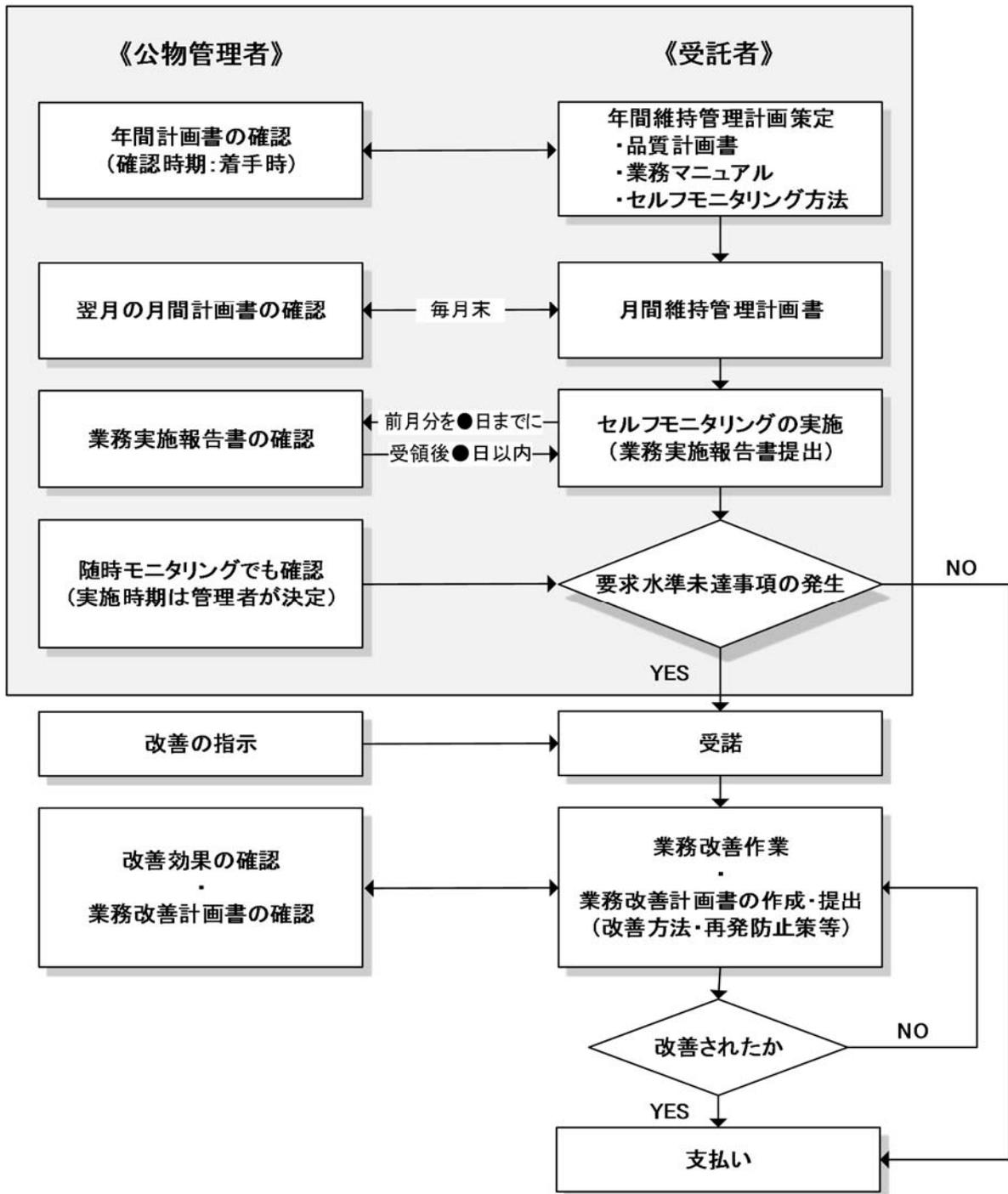


図 3-13 セルフモニタリングと随時モニタリングの関係 (例)

vi) 実施条件調査

(A) 市場調査及び事業の仕組みへの反映

市場調査は、潜在的な応募者に対して PBMC を利用した維持管理への参画が可能な条件となっているかについて確認することを主たる目的として実施する。

市場調査時のポイントは以下のとおりである。

- PBMC の仕組みを良く理解してもらうためにわかりやすい資料を用意する。
- 資料に対する質疑を通じて意見を聞き、事業の仕組みに反映する。

【解説】

PBMC は、受注者にとっても新しい仕組みであるため、民間事業者の理解が十分でないことが想定される。そのため、事業の仕組みを提示し、理解を深めながら丁寧に意見聴取を行うことが適当である。

市場調査では主に以下の事項について意見聴取し、事業の仕組みへの反映を検討する。なお、市場調査の実施にあたっては、その実施をホームページ上で公募するなど周知して実施している事例がある。

- 包括的な維持管理に対する評価、意見
- 効率的な管理につながる対象業務の組み合わせ形態（維持のみ、もしくは、維持＋修繕等）に対する評価、意見
- 複数年度契約に対する評価、意見
- 事業規模、契約年数に対する評価、意見
- 性能規定や品質保証を採用する業務に対する評価、意見
- 異業種 JV に対する評価、意見
- 事業に内在するリスクに対する官民の役割分担に対する評価、意見（民間事業者では分担できないリスクの確認）
- 民間ノウハウでどの程度のコスト縮減が可能かの見通し
- 民間事業者の本事業への参画の意向 など

また、市場調査では複数年契約の場合に、インフレやデフレなどの経済状況変化に伴う委託費の見直しが問題となる場合がある。この点については契約期間が複数年となる PFI 契約等においては、該当する業務内容にふさわしい経済指標を業務毎に設定し、その指標に連動して委託費を調整する仕組みが一般に用いられており、参考となる。

(B) 投資効率性 (VFM) の検討

PBMC を導入した場合に公物管理者が獲得する投資効率性 (VFM) を検証する。

【解説】

a) VFMとは

「VFM」(Value For Money) とは、一般に、「支払に対して最も価値の高いサービスを提供する」という考え方である。同一の目的を有する 2 つの事業方式を比較する場合、支払に対して価値の高いサービスを提供する方を他に対し「VFM がある」といい、残りの一方を他に対し「VFM がない」という³⁵。

公物管理者が管理するインフラの維持管理等を PBMC を利用した事業として実施するかどうかについては、公物管理者が従来の方法で実施する場合の事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額の現在価値よりも、PBMC を利用した事業として実施する場合の事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額の現在価値が下回れば PBMC を利用した事業に VFM があるという評価になる。

また、PBMC 導入によって獲得する施設の長寿命化の効果を VFM に考慮することが出来るが、こまめな維持により、橋の架け替え時期をどの程度先延ばしできるかを正確に見積もることは難しい。そのため、対象施設の長寿命化を図ったことによる効果ではなく、各年度の予算を最大限効率よく使い切る（例えば、翌年度予定していた補修を前倒しで実施して安全性の早期獲得）という考え、換言すればよりインハウスの立場で評価する方法も考えられる。

b) 予定価格の設定

予定価格のうち、性能規定で実施する業務の予定価格については以下の事項に留意して設定するのがよい。

- これまでの仕様発注により実施してきた費用と実施方法で実現してきた管理水準を性能規定で実施する際の管理基準とすることが一般的であり、その場合の予定価格は従来と同様の積算で設定する。
- このような設定方法とする利点は、地元企業は性能発注に不慣れな民間事業者である場合も多いため、これまでどおりの仕様発注での実施方法（実施時期、頻度、方法）でも応札可能となり、参加者確保の点で初期段階の調達では望ましい。
- なお、民間事業者が性能規定に習熟してきた段階では、性能発注によるコスト削減可能性を見積もり等によって把握し、これを参考に予定価格を設定する方法も検討して良い。

また、平成 26 年 9 月 30 日に「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」が閣議決定され、公共工事の担い手育成・確保のための適正な利潤が確保できるような予定価格の適正な設定（歩切りの禁止、見積りの活用等）が発注者の責務と

³⁵ 内閣府 PFI 推進室：VFM(Value For Money)に関するガイドライン から抜粋加筆して作成。

なったことに留意すべきである。

なお、VFM 算定にあたり、業務規模の大型化等により諸経費率も低減する傾向にあるが、諸経費率の設定にあたっては、同時作業で効率化が図れる業務の組み合わせを想定することが基本であり、年単位で設定したり、人件費は実務上の拘束時間で積算したりするなどの配慮が必要である。また、現場代理人や主任技術者等が効率的に担当できる業務規模を前提に発注規模等を設定することも適当である。

(C) 定性評価

PBMC を導入した場合に公物管理者が獲得する定性的評価を検証する。

【解説】

PBMC 導入による定性的効果として以下の事項が挙げられる。

- 地元企業の活性化
- 魅力ある維持管理市場の形成
- 担い手の育成
- 管理水準の客観化 など

PBMC では維持（日常管理）と修繕を切れ目なく実施する仕組みとすることが一般的であり、それらは即応性のある体制での実施が不可欠であることから、地域の企業を中心とした企業群により行われることになる。また、PBMC は民間事業者にとっては知恵と工夫によって維持管理の改善を行い続けることで利益率が増す仕組みであり、公物管理者にとっては安定的な管理水準の確保・向上とコスト縮減が実現する手法である。このことは、地元企業の活性化、魅力ある維持管理市場の形成、担い手の育成を意味している。特に、地域の企業が、全体マネジメントを担当する企業等と協働することで得られる「メンテナンスをマネジメントする」という考え方等のノウハウは他事業にも役立つ知見となる。

また、発注にあたり様々な項目の管理水準を客観化するため、道路利用者や納税者への説明責任も果たしやすくなる。

さらに、ある路線を対象に得た知見は、そのまま他の路線にも適用できることが多い。このことは、道路管理者にとってのメリットも大きいですが、民間事業者にとっても市場が大きく広がるメリットがある。地方公共団体にとっては官民連携によって、地域のインフラの管理を地域の手により実現することにつながる。

このような項目を定性的効果の対象として検証することが望ましいし、こうした効果を実現するための仕組みで実践・検証しながら長期的に取り組むことが重要である。

(D) 総合評価

PBMC 導入の実効性の検証は、①投資効率性、②市場評価、③法的実効性、④定性評価の観点から総合的に評価する。

【解説】

PBMC 導入の実効性の検証は、①投資効率性、②市場評価、③法的実効性、④定性評価の観点から総合的に評価する。なお、投資効率性が従来型と同等の結果となった場合には、従来手法では獲得できない定性効果を総合的に勘案して、PBMC を採用することが適切と考えら

れる。

vii) 事業の仕組みの最終化

市場調査結果を踏まえた検討を行い、事業の仕組みを最終化する。

【解説】

事業の仕組みの最終化にあたっては、VFMを確認した仕組みについて、再度市場調査を行うことで民間事業者の参加をより確実にすることもできる。

なお、既存施設を対象とした維持管理調達の場合、応募者はその検討のために、対象となる資産のこれまでの管理方法、点検結果、修繕履歴、(仕様規定で行ってきた時の) 除草等の実施数量・範囲等の情報が必要になる。公物管理者はこうした情報を公募の際に開示しなければならない。

こうした情報は公募前に整理がなされることになるが、公物管理者によっては対象資産の数量や健全性、台帳等も含め、情報の欠落等でその整理が容易でない場合も想定される。そうした場合は、まず仕様規定ベースで維持業務を包括発注することに併せ、その維持作業を通じて数量や健全性を把握、評価し、台帳等を整理する業務も併せて発注する方法も有効と考える。受注者は自ら効率的に維持管理するために必要な情報を見やすく整理することが期待され、蓄積された情報に基づき、順次性能発注に移行する準備も整う。

(2) 性能規定型契約方式の調達留意事項

本方式を活用した場合の調達の留意事項について、1) 発注計画、2) 積算、3) 入札・契約、4) 監督・検査の調達プロセス別に整理する。これらの調達プロセスで実施すべき事項については事前の適用可能性調査で十分に具体化されるものであるため、前述の解説を引用する。

なお、これら調達プロセスは事業内容や土木技術に対する理解、入札契約方式の運用、応募者との丁寧な対話等に対する知見が必要であり、こうした分野に専門性を有する建設コンサルタント等をアドバイザーとして調達して実施することが望ましい。

1) 発注計画

発注規模は、適用可能性調査で示した「3.3.2(1)ii)対象施設と改善目的の明確化」、「3.3.2(1)iii)これまでの管理方法の整理と課題の抽出」、「3.3.2(1)iv)法的規制等に関する調査」に基づき設定することが考えられる。

また、要求水準書は「3.3.2(1)v)事業の仕組み（案）の作成」に示すとおり、管理指標、管理水準に加えて、要件未達成時における回復までの時間的措置の制限を明示することで明確な性能の規定を行うことができる。

2) 積算

性能規定型契約方式における予定価格の作成では、仕様発注により実施してきた費用と実施方法で実現してきた管理水準を性能規定で実施する際の管理基準として設定することにより、従来と同様の積算基準類に基づく積み上げ積算を行うこととする。詳細については「3.3.2(1)vi)実施条件調査」を参照されたい。

3) 入札・契約

受注者の選定にあたっては、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を実現する総合評価落札方式やプロポーザル方式の利用が適当である。これは PBMC では発注者は「What」を示し、応札者が性能規定を実現するための具体的な「How」を提案するため、その提案内容を評価する必要があるためである。

発注者は要求水準書、落札者決定基準（審査項目、評価の視点、審査基準の配点、総合評価値算出式）、予定価格等の内容を調和、整合のとれたものとすることで、発注者の調達の意図を伝えることができる。

4) 監督・検査

性能規定型契約における監督・検査業務は、要求水準書に示した管理指標、管理水準、要件未達成時における回復までの時間的措置の制限に基づき履行状況を確認することが基本となり、これらモニタリングの仕組みを契約で定める。対価の支払はそのモニタリング結果に従ってなされる。なお、支払い回数は公物管理者側の事務手続きの軽減と受注者の費用の立て替え能力などを勘案すると、前払いを行った上で年四回とすることを基本に調整することが良いが、市場調査を踏まえて設定するのがよい。

3.4. 設計者と施工者の連携を図る契約

3.4.1 設計と施工の連携を図る契約の概要

設計と施工の連携を図る契約は、施工者の保有技術や施工上のノウハウを反映して修繕設計を確定させるものであり、施工者の独自技術に基づく対策工法の採用による最適な補修の実現、修繕工事の手戻り防止、適切な支払いなどの効果が期待される。

各方式（R-0～R-3）の適用にあたっては、①施工者が対策工法の選定に関与することの有意性、②施工計画の実現性、③未把握損傷の内在リスク等を現場の状況を勘案して選択を行うことが必要となる。

【解説】

(1) 期待される効果

設計と施工の連携を図る契約の活用により、発注者・設計者・施工者の3者に対して以下の効果が期待される。

（発注者）

- ・ 現地に即した設計による修繕工事の品質確保 【R-1/R-2】
- ・ 施工者の独自技術に基づく対策工法の採用による最適な補修の実現 【R-2】
- ・ 適切な支払いに伴う案件の魅力度向上（不調・不落の減少） 【R-1/R-2】

（設計者）

- ・ 「詳細調査・工事図面作成業務」の随意契約による適切な費用の支払い 【R-1】
- ・ 施工者との連携により得られる施工上のノウハウの蓄積 【R-1/R-2】
- ・ 設計を全うすることによる設計者の地位の向上 【R-1/R-2】

（施工者）

- ・ 補修設計の精度向上に伴う着工後の手戻りの防止 【R-1】
- ・ 現地に即した施工計画の見直しによる工事費用の適切な支払い 【R-1/R-2】
- ・ 技術競争環境の定着による研究開発とイノベーションの促進 【R-2】

(2) 各方式の適用の考え方

「工事の受注者が設計段階から関与する方式【R-2】」や「設計と工事を一括して発注する方式【R-3】」は、従来の設計段階で施工者と連携を図る方式であり、各方式の適用は設計業務の発注前に発注者が過年度の点検・診断結果や現場の状況を踏まえて検討することとなる。このため、発注者による技術的な判断が困難な場合には、発注者を支援する方式を活用し、適切な方式選定を行うための体制を整えることが望ましい。

適用の基本的な考え方は、図 3-14 に示すとおりであり、施工者が対策工法の選定に関与することで最適な修繕設計を行える場合に「【R-2】工事の受注者が設計段階から関与する方式」を適用し修繕工事の品質確保に努めることが望ましい。具体的なケースとしては、施工場所、工期、コストの制約がある場合や損傷の程度が重大である場合が該当する。このような補修においては、一般化された対策工法に基づく設計では必ずしも最適な補修が達成できない可能性もあるため、設計者が施工者が提案する対策工法を比較案に含めて最適な対策工法の選定を行う。

設計者が対策工法の選定に関与する必要が認められない場合においても、施工者の施工計画に基づき設計の見直しを行うことで現実的な細目や数量が確定する補修、未把握損傷の内在リスクが高く施工段階で相当程度の変更を余儀なくされる補修等に対し、「【R-1】設計の受注者が工事段階で関与する方式」の適用を検討する。本方式では、設計者が施工者の設置した足場を活用して詳細調査を実施の上、当初設計を見直し工事発注用図面を作成する。また、発注者は工事発注用図面に基づき工事請負契約の変更を行い、適切な工事費の支払いを徹底する。

なお、「【R-3】設計と施工を一括して発注する方式」としては、設計施工一括発注方式や詳細設計付き工事発注方式がある。「【R-2】工事の受注者が設計段階から関与する方式」を適用すべき補修にあつては設計施工一括発注方式、「【R-1】設計の受注者が工事段階で関与する方式」を適用すべき補修にあつては詳細設計付き工事発注方式の適用も考えられるが、これらの方式は急激な事業量の増大等により発注者の体制が確保できず設計業務の十分な監理・意思決定が難しい場合や、実証実験を伴う新工法や製品開発を伴う新材料等の特殊な技術の活用せざるを得ない場合等の極めて特殊なケースにおいて活用することが考えられる。

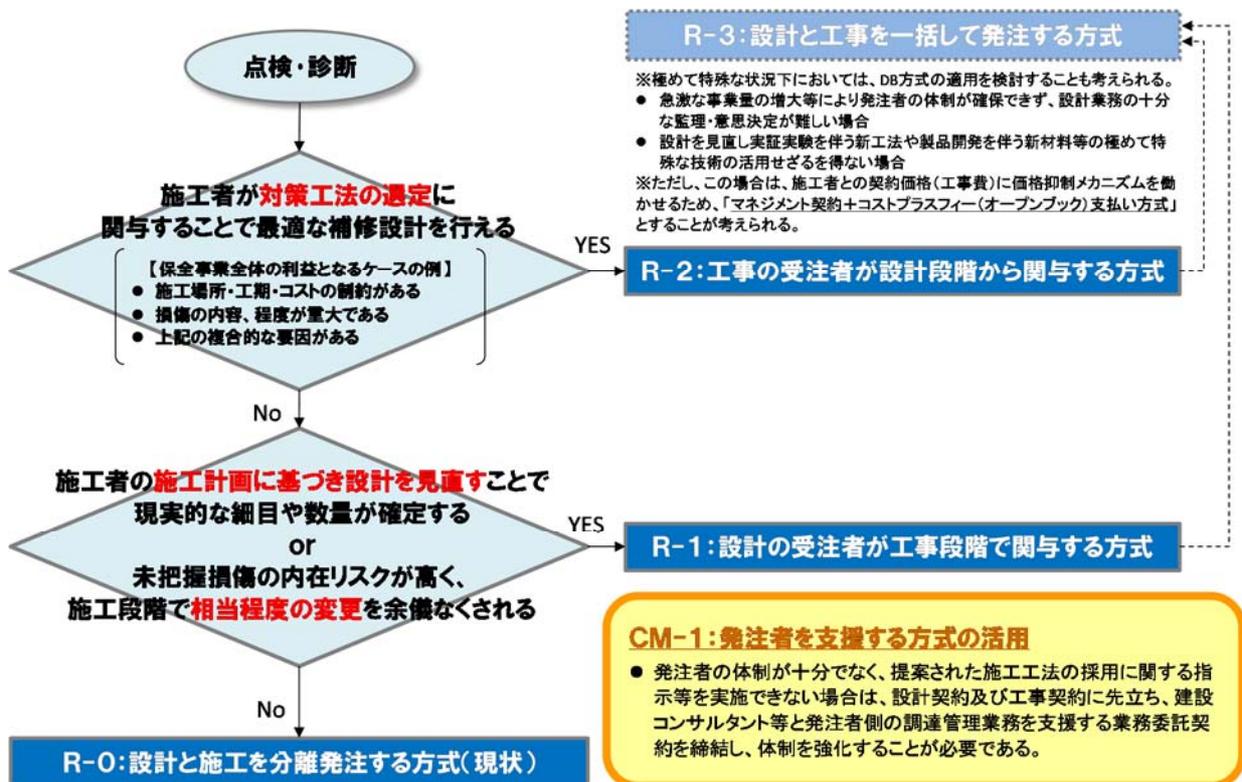


図 3-14 設計と施工の連携を図る契約の適用の考え方

補修事業の分類と方式（R-0～R-2）を整理した結果を図 3-15、保全プロセスと方式（R-0～R-2）を整理した結果を図 3-16 に示す。発注量との関係については、「【R-2】工事の受注者が設計段階から関与する方式」を適用する補修は少なく、多くの補修事業は現状と同様に「【R-0】設計と施工を分離で発注する方式」で行われることを想定している。

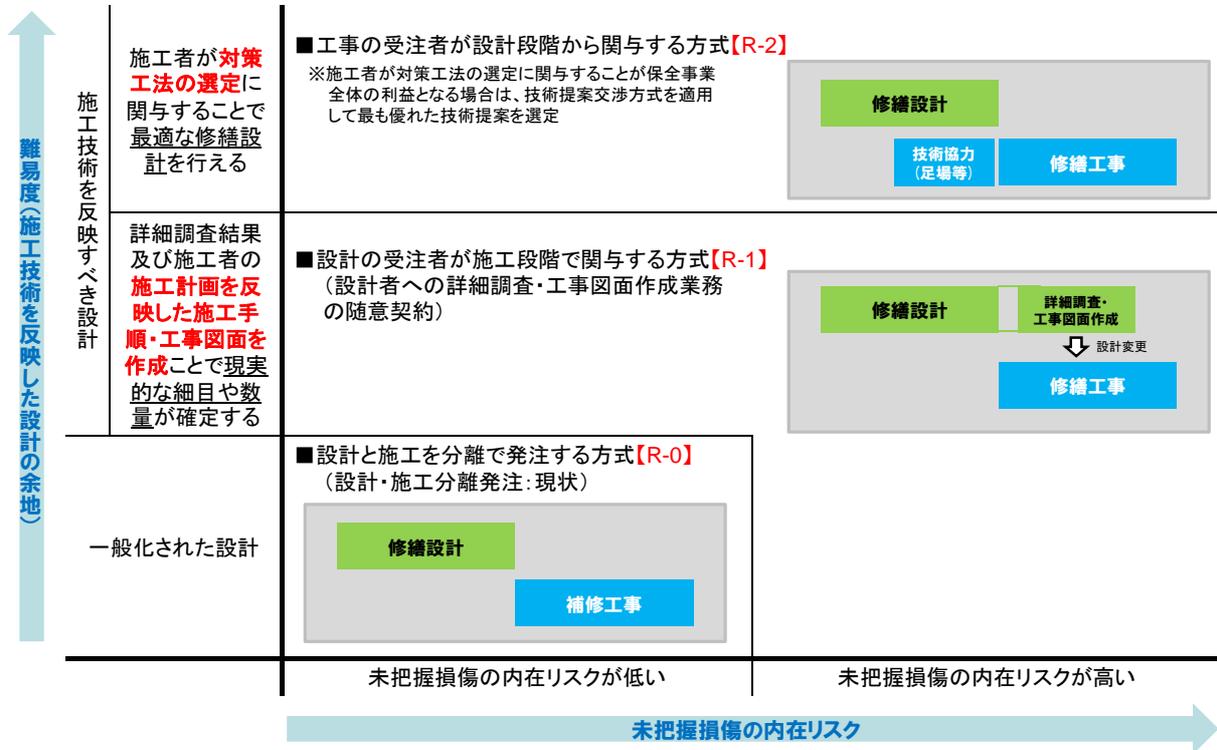


図 3-15 補修事業の分類と各方式の考え方

【現状の改善案】



図 3-16 補修事業の分類と各方式の考え方

3.4.2 設計と施工を分離発注する方式の取り組み方【R-0】

■設計と施工を分離発注する方式

- 修繕事業においても設計と施工を分離発注する方式の適用が基本となる。
- 修繕事業の特性を踏まえて発注計画、積算、入札・契約、監督・検査を適切に実施することが重要である。

設計と施工を分離発注する方式は、我が国の標準的な方式として用いられてきた。発注者が設計成果を受け取り、工事の発注図書を作成することから、利用者の立場に立った仕様を作成でき、公平性・透明性が確保され易い。また、担い手となる民間企業の業態も、設計を行う建設コンサルタント等と施工を担う建設会社等が分業化されているため、我が国の建設生産構造に馴染みやすい方式であると言える。

修繕設計を行うための設計条件には、損傷の状態、利用状況、周辺環境等のインフラに関する多くの情報が必要であるが、既に対象となるインフラが供用されていることから現状把握に新設事業以上の負担を要することとなる。修繕事業においても設計と施工を分離発注する方式の適用が基本となるものの、未確定な設計条件を前提とした設計では、施工段階で手戻りが生じるリスクが大きく、設計責任の所在も曖昧となる。このため、例えば、設計業務の特記仕様書において機械足場を用いた近接目視の実施を規定することを徹底し、可能な限り確定した設計条件に基づき設計を行わせる等、設計者の責任を明確にすることが望ましい。このように、修繕事業の特性を踏まえて発注計画、積算、入札・契約、監督・検査を適切に実施することが重要である。

1) 修繕設計業務の調達の留意事項

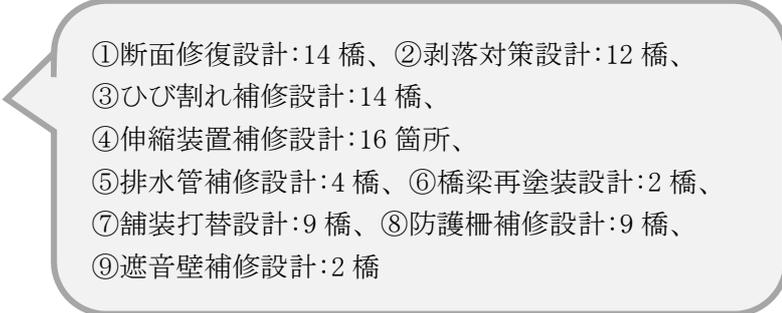
本方式を活用した場合の修繕設計の調達の留意事項について、発注計画、積算、入札・契約、監督・検査の調達プロセス別に整理する。

i) 発注計画

(A) 発注規模の設定

修繕設計業務の発注規模は、定期の点検・診断結果に基づく優先度を勘案するとともに、業務効率の向上の観点から地域内で近接する構造物を包括する等の検討を行うことが望ましい。

表 3-16 発注規模の設定の例（橋梁修繕設計）

・ 計画準備	1 式		
・ 詳細調査	1 式		
・ 補修詳細設計	1 式		
・ 施工計画書作成	1 式		
・ 関係機関協議書作成	1 式		
・ 照査	1 式		
・ 報告書作成	1 式		
・ 打合せ	1 式		
			①断面修復設計:14 橋、②剥落対策設計:12 橋、
			③ひび割れ補修設計:14 橋、
		④伸縮装置補修設計:16 箇所、	
		⑤排水管補修設計:4 橋、⑥橋梁再塗装設計:2 橋、	
		⑦舗装打替設計:9 橋、⑧防護柵補修設計:9 橋、	
		⑨遮音壁補修設計:2 橋	

(B) 特記仕様書の作成

修繕設計の特記仕様書の作成にあたっては、必要とされる技術的要件や業務の内容を明確に示し、従来と同様に適切に行うこととする。特に、近接目視については、可能な限り現地に即した設計が行われるように、橋梁点検車等の機械足場を用いることを規定し、積算においても計上することが望ましい。

ii) 積算

修繕設計業務の積算は、現行の積算基準類に基づき、最新の単価を使用するとともに適用範囲や積算条件を十分に踏まえた上で行うこととする。積算基準類に基づく積算が適さない場合には、特別調査の実施、見積徴収、過去の同種業務実績との比較を参考として、適切な業務委託費の積算に努めなければならない。

iii) 入札・契約

(A) 入札・契約方式の選定

修繕設計業務の企業選定は、従前の修繕設計と同様にプロポーザル方式又は総合評価方式の適用が望ましい。プロポーザル方式及び総合評価方式の具体的な実施手順は「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン（平成 23 年 6 月：調査・設計等分野における品質確保に関する懇談会）」³⁶の既存のマニュアル類を参考とされたい。

³⁶ <http://www.mlit.go.jp/common/000165858.pdf>

(B) 同種・類似業務実績の設定

修繕設計は、1件の契約業務の中で複数施設に跨る複数の損傷の補修が含まれていることが一般的であり、当該設計に含まれる業務項目の金額シェアのみで同種・類似の要件を設定した場合に、本質的な技術要件が設定されなくなる恐れがある。このため、設計対象となる損傷の中で構造上の重要度の高い箇所、高度な知識や構想力・応用力が求められる補修等の金額以外の要素も含めて代表的な補修内容を抽出して同種・類似業務実績の要件を設定することが望ましい。

ただし、類似実績については参加要件となるため、既存のデータベース等から実績を保有する企業・技術者数を把握し、競争性を確保するための配慮が必要である。

表 3-17 同種・類似業務実績の設定の例（橋梁修繕設計）

同種業務	<ul style="list-style-type: none">・既設道路橋における主桁、横桁又は床版の修繕設計の実績・RC構造における橋台及び橋脚の耐震補強設計の実績・長大道路橋（橋長 200m 以上）における橋梁修繕設計の実績・既設橋梁におけるコンクリート部材の断面修復に関する修繕設計の実績・鋼橋における鋼製主要部材の橋梁修繕設計の実績・鋼橋における非破壊試験による詳細調査及び修繕設計の実績
類似業務	<ul style="list-style-type: none">・橋梁の主要部材以外の修繕設計の実績

iv) 監督・検査

修繕設計業務の監督・検査は従来と同様に行い、給付の確認のための検査を行うとともに、技術検査に基づく業務成績評定の実施に努めて、設計成果品の品質確保に努めることが望ましい。

2) 修繕工事の調達留意事項

本方式を活用した場合の修繕工事の調達の留意事項について、発注計画、積算、入札・契約、監督・検査の調達プロセス別に整理する。

i) 発注計画

(A) 発注規模の設定

修繕工事の発注規模は、定期の点検・診断結果に基づく優先度を勘案するとともに、施工効率の向上の観点からも地域内で近接する構造物を包括する等の検討を行うことが望ましい。

(B) 特記仕様書の作成

特記仕様書の作成については、必要とされる技術的要件や業務の内容を明確に示し、従来と同様に適切に行うこととする。

i) 積算

工事費の積算は、全国的に取り組まれている不調・不落対策の各種補正等を活用を徹底するとともに、修繕工事の現場条件等が現行積算基準類で想定している適用条件と異なる恐れがある場合は、特別調査や見積の徴収等によって適正な予定価格の設定に努めることとする。

ii) 入札・契約

(A) 入札・契約方式の選定

修繕工事においては、総合評価方式の適用により企業選定を行うこととし、その技術的能力の審査・評価にあたっては、企業及び技術者の過去の同種実績や工事成績等を評価するタイプを適用することが考えられる。

(B) 同種・類似業務実績の設定

目的物（鋼、PC等）の加工技術や、目的物の材料特性や機能・性能、専門的な技術や知識を要する工事等の専門性の高い修繕工事を発注する場合は、発注時の工事種別を「維持修繕工事」とせず、「AS舗装工事」、「鋼橋上部工事」、「PC工事」等の専門工種で発注することが考えられる。

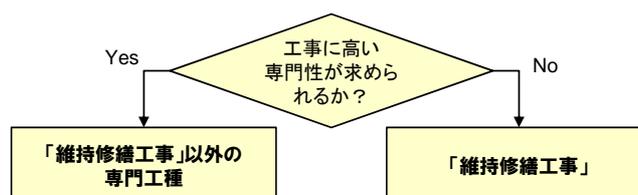


図 3-17 発注工事種別の選択の考え方

また、実績が少ない構造や工法を採用する工事や、交差条件、交通規制、構造上の制約が厳しく施工が困難な工事は、同種工事实績として難易度が高い工事条件を設定する。ただし、同種工事实績を有する技術者が少なく、競争参加者数が少なくなることが想定される場合には、総合評価方式の評価項目としての加点を検討する。



図 3-18 同種工事实績要件の設定の考え方

iii) 監督・検査

工事完了時には、従来の工事と同様に給付の確認のための検査を行うとともに、技術検査に基づく工事成績評価の実施に努めて、設計成果品の品質確保に努めることとする。

3.4.3 設計の受注者が工事段階で関与する方式の取り組み方【R-1】

■設計の受注者が工事段階で関与する方式

- 本方式は、工事段階で設計の受注者に対して「詳細調査・工事図面作成業務」の随意契約を締結し、施工者からの技術協力（足場設置、調査・検査補助、施工計画書の提供）を受けて設計者が詳細調査を行い、発注者との協議に基づき工事図面等の作成を行うものである。
- 発注者は、設計者が見直した工事発注用図面の内容を確認し、施工者との協議に基づき工事請負契約の変更を行うことで現場の状況を踏まえて適切な支払いに努める。

本方式では、設計者が施工段階で設置される足場や施工者からの調査・検査補助（コンクリートはつり作業など）を受けて詳細調査を実施する。その後、詳細調査の結果や施工者から提供された施工計画書を踏まえて設計成果の見直しの必要性を検討する。発注者との協議により設計成果の見直しが必要と判断された場合は、設計成果を見直し、工事発注用図面の作成や工事発注用数量の算出を行う。

また、発注者は、設計者が作成した工事発注用図面に基づき施工者と協議し、工事請負契約の変更を行うことで現場の実態を踏まえた適切な支払いを徹底する。

なお、本方式では、設計業務の実施者として建設コンサルタント、工事の実施者として社内に設計担当部署を持たない地元建設会社を想定したものである。

表 3-18 想定する修繕設計・修繕工事の実施者

修繕設計・修正設計	建設コンサルタント
修繕工事	地元建設会社

1) 事業の流れ

本方式を適用した場合、以下の流れで事業を進めることが考えられる。

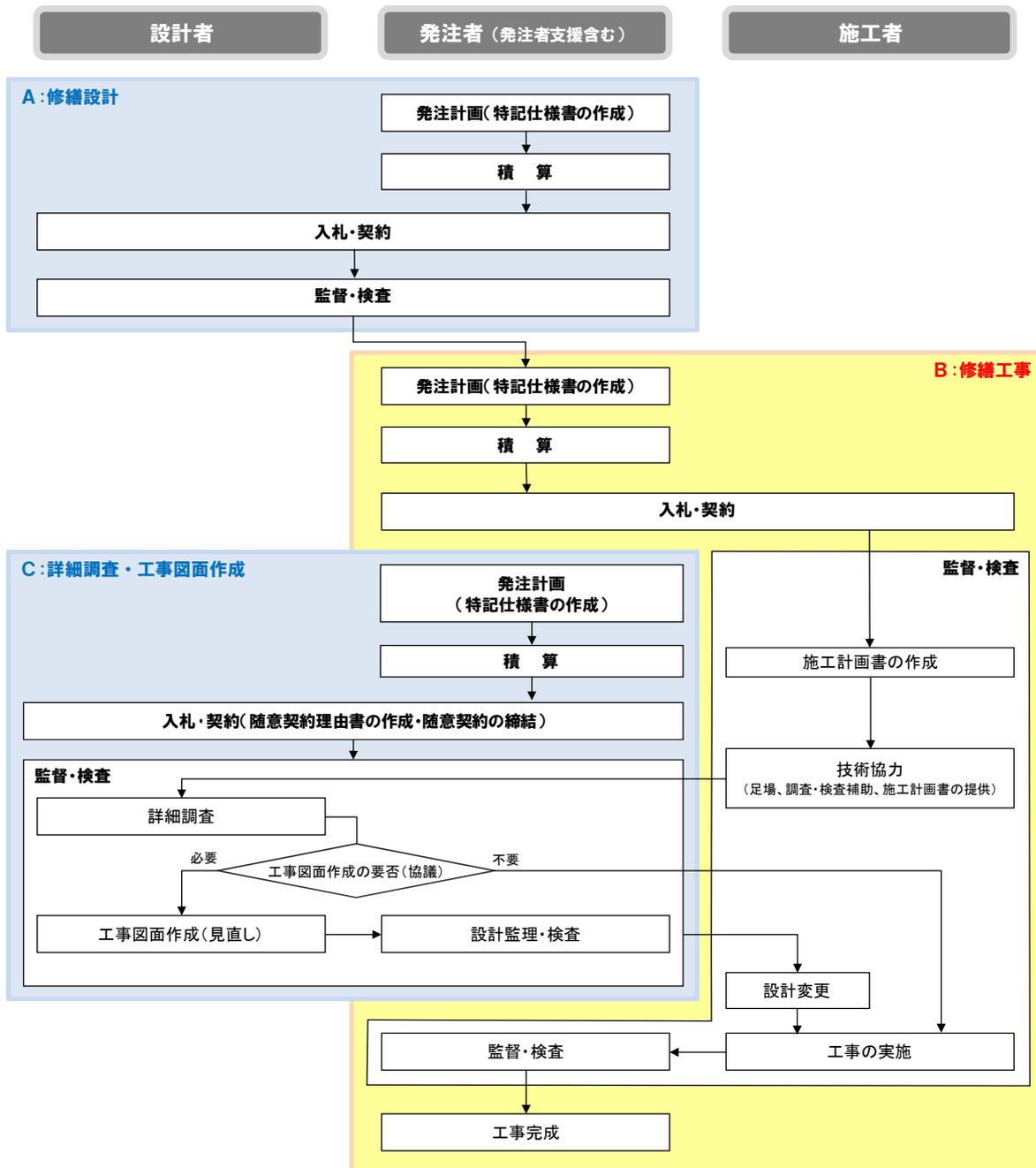


図 3-19 設計の受注者が工事段階で関与する方式【R-1】の手続き

2) 修繕設計業務の調達の留意事項

本方式を活用した場合の修繕設計の調達の留意事項について、発注計画、積算、入札・契約、監督・検査の調達プロセス別に整理する。

i) 発注計画

(A) 発注規模の設定

修繕設計業務の発注規模は、定期の点検・診断結果に基づく優先度を勘案するとともに、業務効率の向上の観点からも地域内で近接する構造物を包括する等の検討を行うことが望ましい。また、1 件の修繕設計業務の成果に基づき複数の工事が発注されることが一般的であるため、設計者に対して施工段階で発注する「詳細調査・工事図面作成業務」の対象橋梁やその施工予定時期をあらかじめ明示しておく必要がある。

表 3-19 発注規模の設定例

	修繕設計業務	詳細調査 工事図面作成業務	修繕工事	
			A 工事	B 工事
A 橋	○	○	○	
B 橋	○		○	
C 橋	○	○		○
D 橋	○			○

(B) 特記仕様書の作成

修繕設計の特記仕様書の作成にあたっては、当該修繕設計に係る工事の着手後に「詳細調査・工事図面作成業務」の随意契約を締結し、施工者の補助協力に基づく設計の見直しや工事発注図面の作成を行う旨を明記しておく必要がある。その際、「詳細調査・工事図面作成業務」の対象とする橋梁や実施する業務内容の予定をあらかじめ明示しておくことが望ましい。また、当初修繕設計で申請する配置予定管理技術者及び照査技術者は、「詳細調査・工事図面作成業務」においても同じ立場で業務に従事することを原則とし、配置技術者を変更する場合には、発注者の承諾を求める旨の規定を定めておくことが考えられる。

表 3-20 特記仕様書の記載例

<p>第〇条 修正設計業務の随意契約による発注</p> <p>本業務では、工事の着手後に施工者の技術協力を受けて詳細調査を行うとともに必要に応じて工事図面の作成する「詳細調査・工事図面作成業務」の随意契約を締結する予定である。</p> <p>第〇条 管理技術者</p> <p>(○) 本業務に配置された管理技術者は、原則〇〇に示した随意契約予定の「〇〇詳細調査・工事図面作成業務(仮称)」の配置予定管理技術者とならなければならない。ただし、やむを得ず後業務における管理技術者を変更する場合には、発注者の承諾を得た上で、当初業務の配置技術者と同様の資格・実績を有する技術者を配置しなければならない。</p> <p>第〇条 照査技術者</p> <p>(○) 本業務に配置された照査技術者は、原則〇〇に示した随意契約予定の「〇〇詳細調査・工事図面作成業務(仮称)」の配置予定照査技術者とならなければならない。ただし、やむを得ず後業務における照査技術者を変更する場合には、発注者の承諾を得た上で、当初業務の配置技術者と同様の資格・実績を有する技術者を配置しなければならない。</p>

ii) 積算

修繕設計業務の積算は、現行の積算基準類に基づき、最新の単価を使用するとともに適用範囲や積算条件を十分に踏まえた上で行うこととする。積算基準類に基づく積算が適さない場合には、特別調査の実施、見積徴収、過去の同種業務実績との比較を参考として、適切な業務委託費の積算に努めなければならない。

iii) 入札・契約

(A) 入札・契約方式の選定

本方式においては、修繕設計業務の受注者が工事着手後に契約される「詳細調査及び工事図面作成業務」の受注者となるため、修繕設計業務の発注時に「詳細調査及び工事図面作成業務」に関する技術的適正も加味して契約の相手方を選定することが望ましい。

このため、修繕設計業務における入札・契約方式としてプロポーザル方式を適用し、「詳細調査及び工事図面作成業務」に関する取組方針等の審査・評価も含めて契約の相手方を選定することが考えられる。

(B) 同種・類似業務実績の設定

修繕設計は、1件の契約業務の中で複数施設に跨る複数の損傷の補修が含まれていることが一般的であり、当該設計に含まれる業務項目の金額シェアのみで同種・類似の要件を設定した場合に、本質的な技術要件が設定されなくなる恐れがある。このため、設計対象となる損傷の中で構造上の重要度の高い箇所、高度な知識や構想力・応用力が求められる補修等の金額以外の要素も含めて代表的な補修内容を抽出して同種・類似業務実績の要件を設定することが望ましい。

ただし、類似実績については参加要件となるため、既存のデータベース等から実績を保有する企業・技術者数を把握し、競争性を確保するための配慮が必要である。

表 3-21 同種・類似業務実績の設定の例（橋梁修繕設計）

同種業務	<ul style="list-style-type: none">・既設道路橋における主桁、横桁又は床版の修繕設計の実績・RC構造における橋台及び橋脚の耐震補強設計の実績・長大道路橋（橋長 200m 以上）における橋梁修繕設計の実績・既設橋梁におけるコンクリート部材の断面修復に関する修繕設計の実績・鋼橋における鋼製主要部材の橋梁修繕設計の実績・鋼橋における非破壊試験による詳細調査及び修繕設計の実績
類似業務	<ul style="list-style-type: none">・橋梁の主要部材以外の修繕設計の実績

(C) 技術提案テーマの設定

本方式を活用する場合のプロポーザル方式の技術提案テーマの設定では、当初発注分の修繕設計業務に関する事項と、後契約分の詳細調査・工事図面作成業務に関する事項の2テーマを設定し、審査・評価を行うことが考えられる。

具体的には、当初発注分の修繕設計に関する技術提案テーマについては、発注公告時点で仕

様が明確化されているため業務内容に応じた具体的な技術提案を求め、後契約分の詳細調査・工事図面作成業務に関する技術提案テーマについては、詳細調査を円滑に進めるための体制や手法に関する技術提案を求めることとする。

また、プロポーザル方式で特定された技術提案書の内容については、当該業務の特記仕様書に適切に反映するものとする。

〔特記仕様書に反映すべき技術提案内容〕

- 特定した技術提案において、他者と比較して有意であった内容
- 特定した技術提案に記載されている、当初予定していた検討項目に関する具体的な調査手法、新技術
- 特定した技術提案に記載されている新たな追加検討項目

なお、技術提案テーマのうち、詳細調査・工事図面作成業務に関する技術提案内容については、事後に随意契約を締結する「詳細調査・工事図面作成業務」の特記仕様書に反映する。

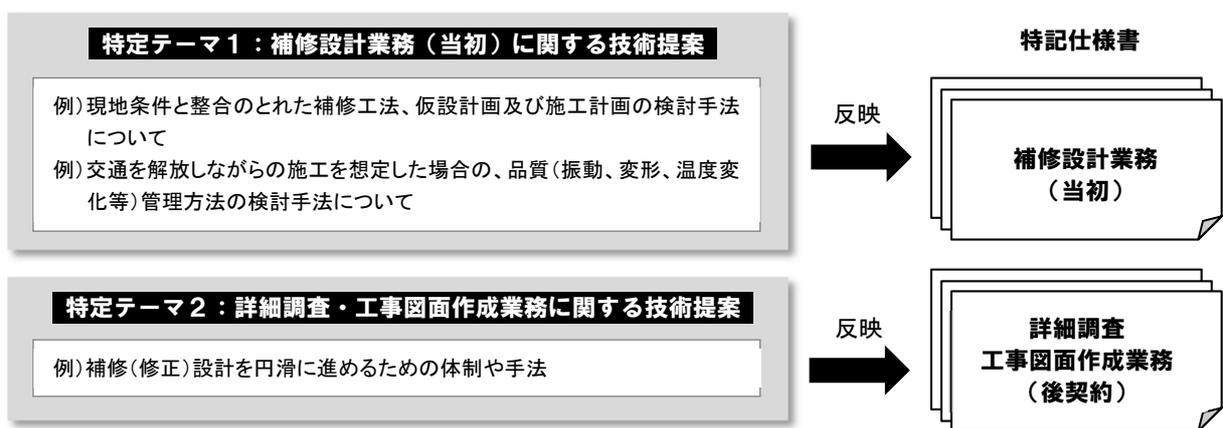


図 3-20 技術提案のテーマ設定と特記仕様書への反映（プロポーザル方式）

iv) 監督・検査

修繕設計業務の監督・検査は従来と同様に行い、給付の確認のための検査を行うとともに、技術検査に基づく業務成績評価の実施に努めて、設計成果品の品質確保に努めることとする。

3) 詳細調査・工事図面作成業務の調達の留意事項

本方式を活用した場合の詳細調査・工事図面作成業務の調達の留意事項について、発注計画、積算、入札・契約、監督・検査の調達プロセス別に整理する。

i) 発注計画

(A) 発注規模の設定

詳細調査・工事図面作成業務の対象は、修繕設計の発注時点で特記仕様書に示した構造物の他、修繕設計の完了時点で詳細調査の必要性が新たに判明した構造物とする。

(B) 特記仕様書の作成

特記仕様書における管理技術者及び照査技術者の規定については、当初の修繕設計と同技術者の配置を原則とするような定めを設けておくことが望ましい。

また、工事図面の作成は、詳細調査の結果を受けて最終的な要否が決定されるものであり、対象構造物の現地の状況により実施内容に変更が生じる旨の記載を特記仕様書に明示しておく必要がある。

加えて、土木設計業務等委託契約書第 40 条に示す瑕疵に該当する内容及び設計の不備に関する内容については、工事資料作成の対象とせず、当初の修繕設計に対する修補として取り扱う旨を明示する。特記仕様書の記載例を以下に示す。

表 3-22 特記仕様書の記載例

第〇条 管理技術者

管理技術者については、以下に示す条件を満たす者であることとする。

- (1) 〇〇〇〇修繕設計業務に従事した管理技術者
- (2) 上記(1)の管理技術者が、退職及び病気等により本業務に従事できない場合は、上記(1)の管理技術者と同等以上の資格を有している者に限り発注者と協議のうえ、決定することとする。

第〇条 照査技術者

照査技術者については、以下に示す条件を満たす者であることとする。

- (1) 〇〇〇〇修繕設計業務に従事した照査技術者又は〇〇〇〇修繕設計業務に従事した管理技術者と同等以上の資格を保有している者

第〇条 工事図面作成

工事図面作成とは、対象工事において修繕設計時に想定していた現場条件等の変更により、設計の変更が生じた場合に以下の図面修正を行うものである。資料作成にあたっては、詳細調査の結果を踏まえて、調査職員と協議の上、機能・工法・価格等、現地に適合した対策工法を選定し設計を行うものとする。ただし、契約書第 40 条（瑕疵）に関する内容及び設計の不備に関する内容については、本資料作成の内容とは見なさないものとする。

なお、工事図面作成については、詳細調査の結果によって実施内容に変更が生じることが考えられるため、当初は想定発注としている。よって、業務内容が確定次第、速やかに発注者・受注者で協議を行い契約変更の対象とする。

○対象工事施工中（変更）における工事発注用資料「作成

- 1) 工事発注用図面等の編集・作成
- 2) 工事発注用数量算出

ii) 積算

詳細調査・工事図面作成業務のうち、詳細調査に要する費用については、現行の積算基準類に基づき、最新の単価を使用するとともに適用範囲や積算条件を十分に踏まえた上で行うこととする。工事図面作成に要する費用としては、単純に工事図面の作成に係る費用だけではなく、その根拠となる対策工法の選定、設計計算、数量算出等の設計行為に必要な費用を計上する。ただし、工事図面作成の具体的な実施内容は、詳細調査の結果に基づき確定するものであるため、当初契約時点では想定の業務内容や数量で発注し、詳細調査完了後に発注者・受注者の協議に基づき変更することとなる。

なお、積算基準類に基づく積算が適さない場合には、特別調査の実施、見積徴収、過去の同種業務実績との比較を参考として、適切な業務委託費の積算に努めることとする。

iii) 入札・契約

(A) 随意契約の締結

詳細調査・工事図面作成業務は、修繕設計業務の契約図書や技術提案書の審査結果を理由に随意契約を締結する。随意契約理由書の例を以下に示す。

随意契約理由書

1. 業務名 : ○○○○詳細調査・工事図面作成業務
2. 履行場所 : ○○県○○市○○○○地内
3. 契約の相手方 : 名称 ○○コンサルタント
4. 随意契約適用法令 会計法第 29 条の 3 第 4 項
予算決算及び会計令第 102 条の 4 第 3 号
5. 当該業務の目的・内容及び随意契約に付する理由
 - (1) 当該業務の目的 : 省略
 - (2) 当該業務の内容 : 省略
 - (3) 随意契約に付する理由

本業務は、○○○○修繕設計業務業務に関わる工事において設計図書に示された施工条件が一致せず、修繕設計時に想定していない条件が発生した際、修繕設計を担当した設計者が工事施工者からの技術協力を受けて詳細調査を実施し、施工段階において発生する様々な問題について、工事完了まで一貫して携わることで、設計成果の品質及び工事目的物の品質を確保するものである。

また、過年度の○○○○修繕設計業務業務の発注にあたっては、別途随意契約による「詳細調査・工事図面作成業務」を付随して発注する予定がある旨を条件として契約しているとともに、詳細調査・工事図面作成業務に係わる技術提案を提出して特定されている。

以上のことから、会計法第 29 条の 3 第 4 項及び予算決算及び会計令第 102 条の 4 第 3 号の規定により、上記相手方と随意契約するものである。

随意契約理由書作成者 ○○ ○○

iv) 監督・検査

修繕設計業務の監督・検査は従来と同様に行い、給付の確認のための検査を行うとともに、技術検査に基づく業務成績評定の実施に努めて、設計成果品の品質確保に努めることとする。

4) 修繕工事の調達留意事項

本方式を活用した場合の修繕工事の調達の留意事項について、発注計画、積算、入札・契約、監督・検査の調達プロセス別に整理する。

i) 発注計画

(A) 発注規模の設定

修繕工事の発注規模は、定期の点検・診断結果に基づく優先度を勘案するとともに、地域内で近接する構造物を包括する等の検討することが考えられる。

(B) 特記仕様書の作成

特記仕様書の作成については、必要とされる技術的要件や業務の内容を明確に示し従来と同様に適切に行うこととする。

また、詳細調査・工事図面作成業務の受注者に対する足場設置、調査・検査補助、施工計画書の提供などの技術協力を行うことを明記する。

ii) 積算

工事費の積算は、全国的に取り組まれている不調・不落対策の各種補正等を活用を徹底するとともに、修繕工事の現場条件等が現行積算基準類で想定している適用条件と異なる恐れがある場合は、特別調査や見積の徴収等によって適正な予定価格の設定に努めることとする。

iii) 入札・契約

(A) 入札・契約方式の選定

修繕工事においては、総合評価方式の適用により企業選定を行うこととし、その技術的能力の審査・評価にあたっては、企業及び技術者の過去の同種実績や工事成績等を評価するタイプを適用することが考えられる。

(B) 同種・類似業務実績の設定

目的物（鋼、PC等）の加工技術や、目的物の材料特性や機能・性能、専門的な技術や知識を要する工事等の専門性の高い修繕工事を発注する場合は、発注時の工事種別を「維持修繕工事」とせず、「AS舗装工事」、「鋼橋上部工事」、「PC工事」等の専門工種で発注することが考えられる。

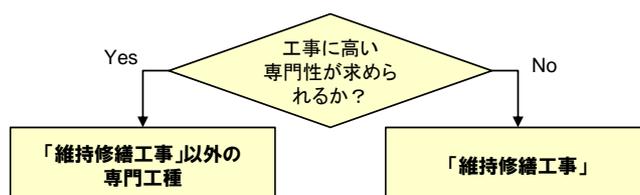


図 3-21 発注工事種別の選択の考え方

また、実績が少ない構造や工法を採用する工事や、交差条件、交通規制、構造上の制約が厳しく施工が困難な工事は、同種工事实績として難易度が高い工事条件を設定する。ただし、同種工事实績を有する技術者が少なく、競争参加者数が少なくなることが想定される場合には、総合評価方式の評価項目としての加点を検討する。

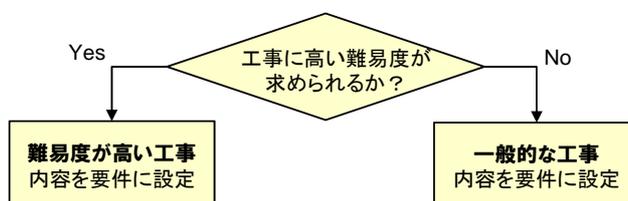


図 3-22 同種工事实績要件の設定の考え方

iv) 監督・検査

詳細調査・工事図面作成業務において詳細調査を行った結果、工事図面作成が必要となり修繕工事の手待ちが生じる場合は、工事の受注者と協議の上で、適切な工事の一時中止措置を講じることとする。また、設計者が行う工事図面作成の完了後には、確定した工事図面にに基づき発注者・受注者で協議を行い、契約変更に基づき適切な支払いを行う。

工事完了時には、従来の工事と同様に給付の確認のための検査を行うとともに、技術検査に基づく工事成績評定の実施に努めて、設計成果品の品質確保に努めることとする。

3.4.4 工事の受注者が設計段階から関与する方式の取り組み方【R-2】

■工事の受注者が設計段階から関与する方式

- 工事の受注者が設計段階から関与する方式は、修繕設計の実施中に当該設計に係る工事の優先交渉権者（施工予定者）をプロポーザル方式により選定し、優先交渉権者が行う「補助協力」や「技術協力」を踏まえて、設計業務の受注者が設計を実施するものである。
- 本方式を導入する上では、平成 26 年 6 月に改正された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の第 18 条に規定する技術提案の審査及び価格等の交渉による方式を枠組みを活用することが考えられる。

本方式は、修繕設計の実施中に優先交渉権者（施工予定者）を選定し、優先交渉権者からの協力を受けて設計を進めることにより、最適な修繕設計の実現を期待するものである。通常の事業の場合は、設計段階で確定した仕様や数量に基づき工事の予定価格を作成し、価格競争や総合評価方式による入札を行った上で工事受注者を選定する流れとなる。このため、本方式のように修繕設計の実施中に修繕工事の優先交渉権者を選定する方法については、我が国で確立されておらず、今後の更なる検討が必要となる。

本方式を導入する上では、平成 26 年 6 月に改正された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の第 18 条に規定する技術提案の審査及び価格等の交渉による方式の枠組みを活用することが考えられる。この方式を活用した場合には次のような事業の進め方が想定される。

- 発注者は、従来と同様に建設コンサルタント等に対して修繕設計業務を発注するとともに、当該設計に係る工事の実施を希望する建設会社を募り、プロポーザル方式により優先交渉権者を選定する。
- 優先交渉権者は、詳細調査を行うための「補助協力」（足場設置、コンクリートはつり検査等）及び対策工法や施工計画の提案等の「技術協力」を行う。（補助協力及び技術協力の内容・採否の判断は発注者が行う）
- 設計者は、優先交渉権者から補助協力及び技術協力を受けて設計を実施する。
- 発注者は、確定した設計成果を見積条件として、優先交渉権者との価格等の交渉を行い、合意に至った場合は、予定価格を決定し工事に関する随意契約を締結する。

なお、本方式では、設計業務の実施者として建設コンサルタント、工事の実施者として社内に設計担当部署を有する大手建設会社及びメーカーを想定する。

表 3-23 想定する修繕設計・修繕工事の実施者

修繕設計	建設コンサルタント
技術協力・修繕工事	大手建設会社及びメーカー

3.5. 発注者を支援する方式

■発注者を支援する方式

- 維持管理に関する入札・契約方式の活用する上では、発注者による適切な調達管理が不可欠であるため、十分な調達管理体制の確保が困難な発注者においては、CM方式³⁷等の発注者を支援する方式を活用して体制を構築することが有効である。

■支援の範囲

- 支援の範囲としては、発注者内部の体制や事業の特性・状況に応じて「組織に対する支援」と「個別事業に対する支援」を選択することが考えられる。

■費用の積算・支払い

- 支援の費用は、支援者としての民間企業の参加意欲が確保されるよう、求める支援の内容や能力に応じた積算、並びに支払いの適切に実施することが重要となる。

(1) 発注者を支援する方式の活用

1) 発注者を支援する方式の活用

前項までに示した維持管理に関する入札・契約方式は、民間企業の技術力や体制をこれまでに以上に有効に活用し、社会資本の適切な維持管理を目指すものである。これらの外部調達の工夫によって公物管理者の実作業面での負担は軽減されるものの、適切な調達管理を行うために発注者として全うしなければならない業務として以下の事項が挙げられる。

- ①点検・診断・設計等の委託業務に関する調達管理
- ②修繕計画の策定
- ③発注計画
- ④積算
- ⑤入札・契約
- ⑥監督・検査

しかしながら、発注者によっては技術職員数の不足、業務の多様化、現場離れによる技術力の低下等の体制の脆弱化が進んでいる一面もあり、特に自己診断により内部職員の体制確保が困難との課題が抽出された発注者においては、上記の業務を適切に運用することが困難な現状もある。この場合、設計や施工の担い手と独立した立場で、発注者が行う調達管理業務を支援する第三者を活用し、技術力や人員の体制を補完することが有効と考えられる。

³⁷ CM (Construction Management) 方式とは、発注者・受注者の双方が行ってきた様々なマネジメント（発注計画、契約管理、施工監理、品質管理等）の一部を、これまでの発注方式とは別な方式で、別の主体に行なわせる契約方式である。CM方式には発注者側マネジメントを行うピュア型CM方式（発注者支援型CM方式とも呼ばれる。）と、受注者側マネジメントを行うアットリスク型CM方式があるが、ここでは前者を指している。

(2) 発注者を支援する方式の活用

発注者を支援する方式を活用する際の基本的な考え方を以下に示す。また、既存の CM 方式の活用の手引き³⁸や事例集³⁹が作成されているため、導入にあたっての参照とされたい。

1) 支援の範囲

発注者を支援する方式による支援の範囲としては、「組織に対する支援」と「個別事業に対する支援」が考えられる（表 3-24）。

「組織に対する支援」では、分野別に支援者を調達し、維持に関する支援や修繕に関する全般的な支援を受けるものとする。この際、当該分野における幅広い知識・経験を有する技術者を支援者として選定するとともに、発注者の異動サイクルと切れ目が重ならないように 2～3 年の期間で専任させることが望ましい（図 3-23）。

「個別事業に対する支援」では、修繕対象が明確化した後で、修繕に関する専門性の高い支援が必要となった場合に、上記の「組織に対する支援」に加えて活用する。この場合は明確化した対象物に対する専門的な知識・経験を有する技術者を支援者として選定し、事業期間中は専任の義務付けが望ましい。

表 3-24 支援の範囲と内容

支援の範囲	支援の内容	支援者に求める能力	支援者の選定期間	専任期間
組織に対する支援	<ul style="list-style-type: none">● 維持に関する支援<ul style="list-style-type: none">・ 修繕計画の策定補助・ 点検診断の技術支援● 修繕に関する全般的な支援<ul style="list-style-type: none">・ 一般的な修繕設計の技術審査・ 一般的な修繕工事の指導	当該分野における幅広い知識・経験	任意の時期 (対象の確定前)	2～3 年
個別事業に対する支援	<ul style="list-style-type: none">● 修繕に関する専門性の高い支援<ul style="list-style-type: none">・ 特殊な修繕設計の技術支援・ 特殊な修繕工事の指導	明確化された対象物に応じた専門的な知識・経験	設計発注前 (対象の確定後)	事業期間

³⁸ ピュア型 CM 方式の導入の手引きとして、建設コンサルタンツ協会が作成した「CM方式活用の手引き（案）」（平成 24 年 6 月）があり、標準契約約款（案）、共通仕様書（案）、業務費用の積算の考え方等が示されている。

³⁹ 国土交通省：国土交通省直轄事業における発注者支援型 CM 方式の取組み事例集（案），平成 21 年 3 月

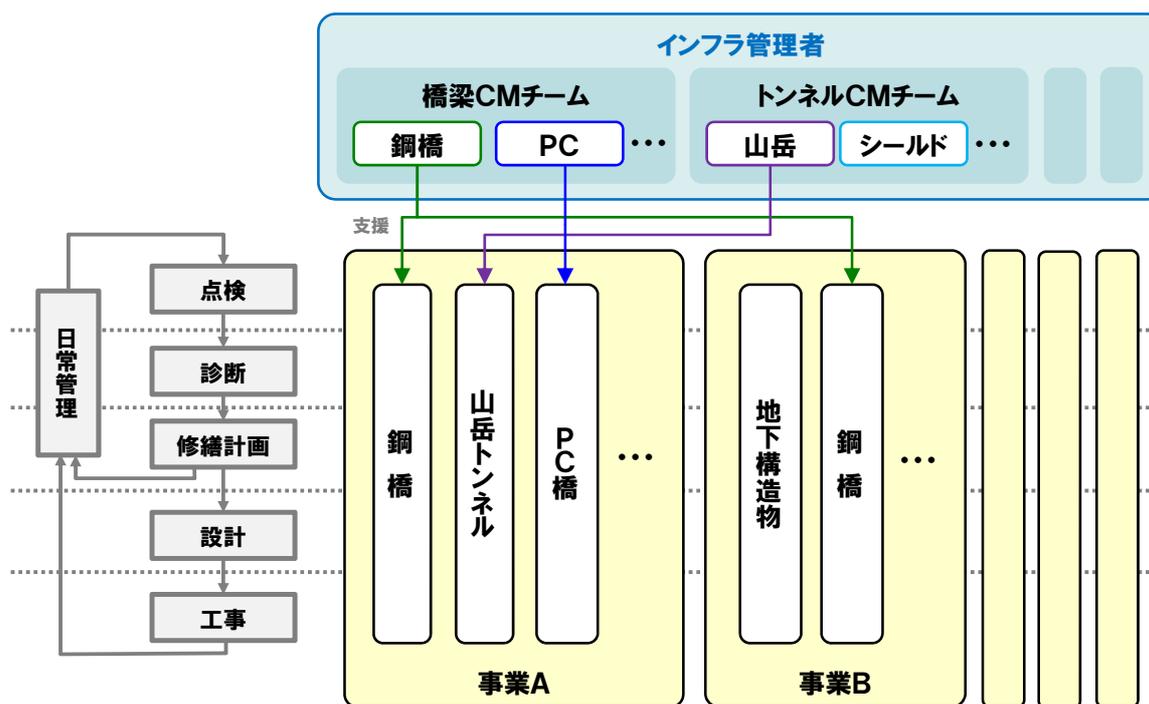


図 3-23 「組織に対する支援」のイメージ

2) 支援者の独立性

発注者を支援する方式における支援者は、点検・診断・設計・工事等の担い手と独立した立場で調達管理業務に従事するため、関連する業務及び工事の受注者となることができない。

このため、支援者としての民間企業の参加意欲が確保されるよう、求める支援の内容や能力に応じた積算、並びに支払いを適切に実施することが重要となる。

3) 積算・支払い

維持管理事業においては、調達プロセス間の連続性、損傷状態、現場条件を踏まえた適切な技術的判断が求められるが、発注者を支援する方式においては、一部の発注者支援業務^{40・41}を除き共通仕様書や積算基準が整備されていない。このため、求める支援の範囲と内容を明確化した上で、民間企業から徴収した見積りに基づき積算を行うこととなる。

なお、組織における業務全般の支援を専任で行う場合には、「工事監督支援業務」における工事監督支援の担当技術者の月当たり人工 [=必要人数×19.5 人/日・月] が見積りの妥当性を確認する際の参考となると考えられる。また、知識や経験が特に豊富な技術者を求める場合には、「主任技術者」、「理事、技師長」等の上位の技術者単価の適用も検討することも考えられる。

このほか、当初の計画どおり、もしくは計画と異なり現場での対応が困難な状況となり、支援者の所属する本支店のサポートが必要な場合は、別途、その費用を考慮する。

⁴⁰ 発注者支援業務積算基準 (H22.1.12: 関東地方整備局)

⁴¹ 発注者支援業務共通仕様書 (H26.4.1: 関東地方整備局)

(3) 内部技術力の継続的な蓄積

発注者を支援する方式を活用した場合、業務効率の向上、民間企業のノウハウ活用等のメリットが得られる反面、外部活力に過度に依存した場合は、内部職員の経験・ノウハウの流出・喪失が懸念される。このため、全ての調達管理業務をアウトソーシングするのではなく、内部職員が直営で実施する範囲を設定する等、職員の人員配置や外部との技術交流等の人材育成方策と併せて計画的に支援を活用することが必要である。特に組織に対する支援については、支援を受ける範囲を拡大すればするほど全体を統括するための高度な技術力を有し、意思決定できる管理者（たとえば副市長とか部課長といったレベル）が必要である。地方公共団体はこのような内部技術力の確保にも留意しなければならない。

【参考】発注者支援業務について

国土交通省においては、発注者支援業務として「積算技術業務」、「技術審査業務」、「工事監督支援業務」に関する共通仕様書と積算基準が整備されている。共通仕様書に定められない支援を求める場合には、前述のとおり民間企業からの見積を参考として積算を行うこととなる。

表 3-25 発注者支援業務における業務内容（共通仕様書の規定）

	業務内容	備考
積算技術業務	1) 積算に必要な現地調査	応力計算、安定計算等は含まない。
	2) 工事発注図面及び数量総括表（数量計算書）の作成	
	3) 積算資料作成	
	4) 積算システムへの積算データ入力（データリストの作成）	
技術審査業務	1) 工事発注資料の作成	
	2) 競争参加資格確認申請書等の分析・整理 ①競争参加資格の確認・整理 ②総合評価項目の分析・整理 （ヒアリングに向けた確認事項の整理）	
工事監督支援業務	1) 業務対象工事の契約の履行に必要な資料作成等	
	2) 業務対象工事の施工状況の照合等	
	3) 地元及び関係機関との協議・調整に必要な資料の作成	
	4) 工事検査等への臨場	
	5) その他	

4. 取り組みの推進に向けて

4.1. 組織マネジメントの改善

アセットマネジメントの国際標準である ISO55000s が 2014 年 1 月に発行した。この規格はインフラの維持管理・更新を戦略的に進めるためのマネジメントプロセスを示すものである。具体的には、現場マネジメントに組織として共通の方向性を持たせること、長期的な組織目標や外部環境変化等への対応も含めたトップマネジメントの視点から全体調整を図り、PDCA を機能させるためのプロセスが示されている。すなわち、公物管理者の安定的経営の継続・改善のためのツールとなるものである。

また、この国際標準はアウトソースによるマネジメントを認めている。包括的なアセットマネジメントの実践をアウトソースする場合、その範囲によっては、受注者にも公物管理者のアセットマネジメントの目標に沿ったアセットマネジメントシステムの確立を要求することになる。具体例としては、ISO55000s は BSI（イギリス規格協会）の下でアセットマネジメント研究所（IAM）が 2004 年に作成した PAS55 がベースとなっており、英国の道路庁は同規格の認証を取得している。そして、英国道路庁の維持管理契約では受注者に同規格の取得（習熟）を求めている。すなわち、アウトソース先に PAS55（ISO55000s）に則ったマネジメントを実践させる手段として PBMC が利用されている。

一方、アジアに目を転じれば、この成長地域における国際プロジェクト（PPP/PFI を利用したアセットの整備及び運営・管理事業）での ISO55000s の活用が期待されており、既に ISO55000s の考え方に則ったマネジメント実績を有している欧州企業の進出が予想されるどころである。

我が国としても、この国際市場への展開を図るには、国内の公物管理者が的確にインフラの維持管理を効率的、効果的に進める業務サイクル、メンテナンスサイクルの構築を進めるべきであり、その構築にあたっては、国際標準 ISO55000s におけるアセットマネジメントに関する議論の動向等も念頭に検討を進めるべき⁴²である。

維持管理はインフラの管理水準を長期・安定的に確保するという高度なマネジメント業務であり、調達の視点から見ると機能維持サービスと捉えるべきである。その実施にあたっては、ISO55000s の下で PBMC を活用することにより、公物管理者の安定的経営の継続・改善がなされ、維持管理市場が魅力ある産業となり、担い手が育成されることを期待するところである。

⁴² 社会資本整備審議会 道路分科会 道路メンテナンス小委員会：道路のメンテナンスサイクルの構築に向けて、平成 25 年 6 月、p4

4.2. 変革推進のための取り組み体制

国のインフラ長寿命化計画に基づき、地方公共団体はその行動計画として「公共施設等総合管理計画」（以下、「総合管理計画」という）を策定することとされた。総合管理計画は、公共施設等の点検・修繕等を計画的に行うことに加え、地方公共団体の中長期的な財政運営の継続性という視点も有している。

維持管理の改革を進めるにはこれら上位計画に基づくこととなるが、中長期的な財政運営と常に連携を保ちつつ、また、担当者の維持管理調達の発注者としての力量を確保し、維持管理の現場や内在する様々なリスクを的確にマネジメントするためには、インフラを管理する部局のみではなく、財務や企画部門とも連携した組織体制として組織的に取り組むことが適当である。このような組織マネジメントの運用にあたっては前述した ISO55001 が参考となる。

また、民間ノウハウを活用した官民連携による改善への取り組みには、現場における維持管理に関する知見のみならず、維持管理情報の蓄積と活用のあり方、老朽化の進捗に合わせたふさわしい維持管理調達手法への切り替え、現場の維持管理マネジメントの改善、それらを実現する調達の仕掛け作りなど、高度な専門性も求められるので、そうした専門性を有している建設コンサルタント等を発注者を支援する方式（CM 方式）などの手段も利活用して取り組むことが望ましい。

5. 用語集⁴³

(1) 契約方式

1) 設計・施工一括発注方式

構造物の構造形式や主要諸元も含めた設計を施工と一括して発注する方式。民間資金を活用し、設計施工ならびに維持管理リスクも移転する方式として PFI 方式がある。

2) 詳細設計付き工事発注方式

構造物の構造形式や主要諸元、構造一般図等を確定した上で、施工のために必要な仮設をはじめ詳細な設計を施工と一括して発注する方式。

3) 工事の受注者が設計段階から関与する方式

設計段階で事前に選定した施工予定者とともに対策工法の選定を含む設計を行う方式。設計段階の技術協力実施期間中に施工の数量・仕様を確定した上で工事契約をする。設計業務は設計者と別途契約する。

4) 設計の受注者が工事段階で関与する方式

設計の受注者が工事段階において施工者からの技術協力（足場の設置、コンクリートはつり作業、施工計画に関する助言など）を受けて、詳細調査や修繕設計の見直し（施工計画、工事図面作成を含む）を行う方式。

5) 地域維持型契約

地域の的確な維持管理や災害対応等の担い手を中長期的に確保していくため、複数年の契約や複数工種・工区の一括契約、巡回・清掃・除草などの包括契約、地域精通度の高い建設企業等の共同受注などを可能とする方式。本ガイドラインでは、地域維持型契約方式のうち、契約の相手方を事業協同組合とする方式を「共同受注方式」、共同企業体を相手方とする方式を「地域維持型 JV」と定義し、共同受注方式について記述している。

6) 包括発注方式

既存施設の維持管理において、複数の種類の業務・工事等を一つの契約により発注する方式。包括の対象としては対象範囲（数量）、業務、施設、発注者がある。

7) 複数年契約方式

継続的に実施する業務・工事に関して複数の年度にわたり一つの契約により発注する方式。

8) 性能規定型契約方式

公物管理者が予め規定した機能や性能（管理水準）に対し、受注者がノウハウや創意工夫を活かした自主的な方法でその機能や性能を確保することを要件として発注する方式。

9) 発注者を支援する方式

発注者の技術力の確保、体制補完の観点から、発注者側を代理してそのマネジメントにあたる CM 方式等がある。

10) フレームワーク方式

フレームワーク方式とは、予め指名候補者（フレームワーク企業）を選定した上で、これら企業との間で一定期間内に予定している予定工事に関する受注者及び契約額の決定方法、契約条件等について予め合意しておく方式であり、この合意に基づく工事が発注された場合にはそ

⁴³ 発注関係事務の運用に関する指針（骨子案）等を参考に作成。

の合意内容に基づいて入札を実施する。契約内容が類似しているが、一括発注できずに発注時期がずれてしまう場合や、予算確保の都合で一括発注できず、高い頻度で断続的に発注を繰り返す必要がある場合など、発注ニーズが生じたときに速やかに適切な受注者を選定し、工事を完了させることが必要な場合などに利用される。

11) PFI 方式

PFI (Private Finance Initiative : プライベート・ファイナンス・イニシアティブ) とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う方式。詳しくは内閣府ホームページ⁴⁴を参照されたい。

(2) 入札方式（競争参加者の設定方法）

1) 一般競争入札

資格要件を有する者の内、入札の参加申込みを行った者で競争を行わせる方式。

2) 指名競争入札

発注者が適切と認め指名を行った特定多数の者で競争を行わせる方式。

3) 緊急随意契約

緊急の必要により競争に付することができない場合、契約の目的が競争を許さない場合で特定の者を選定して、その者と契約する方式。

地方公共団体は、緊急の必要により競争入札に付することができないとき、契約の性質又は目的が競争入札に適しないときなどのほか、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）で定める場合で任意に特定の者を選定して、その者と契約する方式。

(3) 落札者の選定方法の選択

1) 価格競争方式

発注者が示す仕様に対し、価格提案のみを求め、落札者を決定する方式。

2) 総合評価方式（施工能力評価型）⁴⁵

技術的工夫の余地が小さい工事を対象に、発注者が示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を確認する方式。

3) 総合評価方式（技術提案評価型）⁴⁵

技術的工夫の余地が大きい工事を対象に、構造上の工夫や特殊な施工方法等を含む高度な技術提案を求めること、又は発注者が示す標準的な仕様（標準案）に対し施工上の特定の課題等に関して施工上の工夫等の技術提案を求めることにより、民間企業の優れた技術力を活用し、公共工事の品質をより高めることを期待する場合に適用する方式。

4) 技術提案・交渉方式

技術提案を募集し、最も優れた提案を行った者と価格や施工方法等を交渉し、契約相手を選定する方式。

⁴⁴ <http://www8.cao.go.jp/pfi/>

⁴⁵ 国土交通省：国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン，2013年3月

5) (参考) 段階的選抜方式

競争参加者に対し技術提案を求める方式において、一定の技術水準に達した者を選抜した上で、これらの者の中から技術提案を求め落札者を決定する方式。選定プロセスに関する方式であり、総合評価落札方式、技術提案・交渉方式とあわせて採用することができる。

(4) 支払い方式の選択

1) 単価・数量精算契約方式

工事材料等について単価を契約で定め、予定の施工数量に基づいて概算請負代金額を計算して契約し、工事完成後に実際に用いた数量と約定単価を基に請負代金額を確定する方式。

2) 総価請負契約方式

工種別の内訳単価を定めず、総額をもって請負金額とする方式。

3) 総価契約・単価合意方式

総価で工事を請け負い、請負代金額の変更があった場合の金額の算定や部分払金額の算定を行うための単価等を前もって協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払いに伴う協議の円滑化を図ることを目的として実施する方式。

4) コスト+フィー契約方式

工事の実費（コスト）の支出を証明する書類（オープンブック）とともに請求を受けて実費精算とし、これにあらかじめ合意された報酬（フィー）を加算して支払う方式。

6. 付録

次頁以降に、維持管理業務等の業務発注を行うための参考図書として、実際の事業の公告図書や、契約書（案）、要求水準書等の業務発注事務に資する資料を掲載するので参考にされたい。

[付録リスト／目次]

参考図書 1：発注規模の拡大	参考 1- 1
・ 公告（簡易公募型プロポーザル方式に関わる手続き開始）	参考 1- 2
・ 工事説明書（入札様式一式含む）	参考 1- 5
・ 特記仕様書	参考 1-18
・ 工事数量総括表	参考 1-37
・ 積算情報，数量算定表	参考 1-43
・ 工事費内訳書	参考 1-58
・ 報告書等様式	参考 1-61
参考図書 2：地域維持型契約	参考 2- 1
・ 募集要領	参考 2- 2
・ (別記) 契約方法及び見積の条件	参考 2- 9
・ 業務委託見積合せ心得	参考 2-10
・ 公告（入札様式一式含む）	参考 2-12
参考図書 3：性能規定型契約	参考 3- 1
・ 募集要項	参考 3- 2
・ 道路維持業務委託契約書（案）	参考 3-34
・ 要求水準書	参考 3-48

参考図書 1
(発注規模の拡大)

簡易公募型プロポーザル方式に係わる手続開始

下記の工事について、簡易公募型プロポーザル方式に係わる手続開始にあたり、参加希望者の募集を行うので公告する。

平成〇〇年〇月〇日

〇〇〇〇〇〇県民局長 × × × ×

記

1 工事概要

(1) 工事名

平成25年度〇〇〇〇〇〇県民局管内橋梁維持工事

(2) 工事場所

〇〇〇県民局管内

(3) 工種

土木一式

(4) 工事内容

本工事は、〇〇〇〇〇〇県民局が所管する橋梁について、日常的な現状把握と早期の対策工事により、安全の確保と長寿命化を目的に、以下の業務を行うものである。

日常点検（一次）

追跡調査

清掃・維持工事

緊急措置

対策工事

その他

(5) 工期

契約締結日から平成〇年〇月〇日まで

2 工事量の目安 * , ***万円程度（消費税込み）

ただし、予算成立後に契約することを条件とする。

3 参加資格について

公募資格者は以下に掲げる資格を満たしている者とする。

(1) 次の管内（又は地域）に本店を有していること。

〇〇〇県民局

(2) 〇〇県建設工事の競争入札に参加する者の資格等に関する規則（平成〇年〇月〇〇県規則第18号）第6条の規定により、次の等級に決定されていること。

土木一式工事 特A級

(3) 過去10年間に次の同種建設工事の施工実績（下請負人としてのものを除く。）を有すること。ただし、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率20%以上の場合に限る。

橋梁に関する工事の施工実績

(4) 労働保険（労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）及び社会保険（健康保険及び厚生年金保険又は船員保険をいう。）に加入し、かつ、保険料の滞納がないこと。

(5) 〇〇県税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

(6) 簡易公募型プロポーザルの参加表明書、技術提案書の提出期限の日から、契約締結の時点までの間に、知事の指名停止の措置を受けていないこと。

(7) 簡易公募型プロポーザルの参加表明書、技術提案書の提出期限の日から、契約締結の時点までの間に、〇〇県建設業者等指名停止要領（平成〇年〇月〇日付け〇監第633号）別表第9号から第15号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がないこと。

(8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続き開始の申し立てがなされている者又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者（更正手続き開始又は再生手続き開始の決定後、知事の確認を受けている者を除く。）でないこと。

(9) 警察当局から知事に対して、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又は、これに準ずる者として公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続していないこと。

(10) 建設業法（昭和24年法律第100号）第26条に定める専任の主任技術者又は、監理技術者を配置することができること。主任技術者にあつては、1・2級相当の国家資格等を有する者に限る。

4 技術提案書を特定するための評価項目

- (1) 技術者評価
- (2) 業務実施方針の評価
- (3) 地域特性の理解度等の評価
- (4) 特定テーマに対する技術提案の的確性の評価

工事請負契約は、提出された技術提案書が技術的に最も優れている者と中南地域県民局長の間で契約の交渉を行い、予定金額の範囲内で契約することになる。

5 手続等

(1) 担当部局

〒***-**** ○○県○○市大字○○町○番地
○○県○○○県民局 地域整備部 道路施設課
TEL : **** - ** - ****
FAX : **** - ** - ****

(2) 橋梁維持工事説明書の交付

平成○年○月○日 から 平成○年○月○日 まで
○○○県民局地域整備部ホームページ上で配布
(【URL】 <http://www.pref.○○○.lg.jp/soshiki/kenmin/○○○.tml>)

(3) 参加表明書、技術提案書の提出期限、方法及び提出場所

平成 2 5 年○月○○日 1 7 時まで、(1) の担当部局まで持参または郵送 (配達証明付き書留郵便に限り、提出期限日必着のこと。)

6 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

また、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

(2) 問い合わせ先

〒***-**** ○○県○○市大字○○町○番地
○○県○○○県民局 地域整備部 道路施設課 ○○、○○、○○
TEL : **** - ** - ****
FAX : **** - ** - ****

(3) 詳細は橋梁維持工事説明書による。

平成25年度〇〇〇県民局管内橋梁維持工事説明書

〇〇〇県民局発注の平成25年度〇〇〇県民局管内橋梁維持工事に係るプロポーザル要請公告に基づくプロポーザル等については、関係法令に定めるもののほか、この説明書によるものとする。

- 1 公告日 平成25年〇月〇日(〇)
- 2 執行者 〇〇県〇〇〇〇県民局 地域整備部長 〇〇 〇〇
- 3 担当部局 〒*** - **** 〇〇県〇〇市大字〇〇町〇番地
〇〇県〇〇〇県民局 地域整備部 道路施設課
TEL : **** - ** - ****
FAX : **** - ** - ****

4 工事概要

(1) 工事の目的

本工事は、〇〇〇県民局が所管する橋梁について、日常的な現状把握と早期の対策工事により、安全の確保と長寿命化を図ることを目的とする。

(2) 工事名

平成25年度〇〇〇県民局管内橋梁維持工事

(3) 工事概要

〇〇県橋梁〇〇マニュアル(案)で定める以下の工事等

日常点検(一次)

追跡調査

清掃・維持工事

緊急措置

対策工事

その他

(4) 工期

工期は、以下のとおりを予定している。

平成25年〇月初旬 ~ 平成26年〇月〇〇日

(5) 工事量の目安

本工事の参考工事規模は、* , ***万円程度(消費税込み)を想定している。

ただし、予算成立後に契約することを条件とする。

5 工事实施上の条件

(1) 建設業者に対する要件

次の管内(又は地域)に本店を有していること。

〇〇〇県民局

〇〇県建設工事の競争入札に参加する者の資格等に関する規則(平成2年3月〇〇県規則第18号)第6条の規定により、次の等級に決定されていること。

土木一式工事 特A級

過去10年間に次に掲げる同種の建設工事の施工実績（下請負人としてのものを除く。）を有すること。ただし、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率20%以上の場合に限る。

橋梁に関する工事の施工実績

労働保険（労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）及び社会保険（健康保険及び厚生年金保険又は船員保険をいう。）に加入し、かつ、保険料の滞納がないこと。

〇〇県税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

簡易公募型プロポーザルの参加表明書、技術提案書の提出期限の日から、契約締結の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていないこと。

簡易公募型プロポーザルの参加表明書、技術提案書の提出期限の日から、契約締結の時までの間に、〇〇県建設業者等指名停止要領（平成〇年〇月〇〇日付け〇〇第633号）別表第9号から第15号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がないこと。

会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続き開始の申し立てがなされている者又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者（更正手続き開始又は再生手続き開始の決定後、知事の確認を受けている者を除く。）でないこと。

警察当局から知事に対して、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又は、これに準ずる者として公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続していないこと。

(2) 予定技術者に対する要件

建設業法（昭和24年法律第100号）第26条に定める専任の主任技術者又は、監理技術者を配置することができること。主任技術者にあつては、1・2級相当の国家資格等を有する者に限る。

6 参加表明書及び技術提案書の作成、提出及び記載上の留意事項

本プロポーザルに参加を希望する者は、以下により参加表明書及び技術提案書を提出する。

(1) 提出期間

平成25年〇月〇日（〇）から平成25年〇月〇日（〇）まで

（上記期間の土曜日、日曜日及び休日を除く、毎日9時15分から17時）

(2) 提出先

〒*** - **** 〇〇県〇〇市大字〇〇町〇番地

〇〇県〇〇〇県民局 地域整備部 道路施設課

TEL：**** - ** - ****

FAX：**** - ** - ****

(3) 提出方法

参加表明書及び技術提案書各1部を持参または郵送（配達証明付き書留郵便に限り、提出期限日必着のこと。）にて提出。

各々の書類をマイクロソフトワードで作成し、電子媒体（CD-ROM）に記録したものを添付する。

(4) 参加表明書及び技術提案書の内容に関する留意事項

参加表明書

様式は別添様式 - 1とする。

技術提案書

様式は別添様式 - 2 から様式 - 5 とする。

<p>配置予定技術者の経歴 (様式 - 2)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・配置予定の主任技術者又は監理技術者について、経歴等を記載する。 ・合格証明書等の写しを添付する。 ・研修の受講状況は、(財)〇〇県建設技術センターが主催する「橋梁長寿命化補修技術研修会」及び「橋梁点検技術研修会」について記載する。 ・「橋梁点検技術研修会」については、修了試験に合格した場合にのみ記載し、当該研修会の修了証の写しを添付する。
<p>工事の実施方針 (様式 - 3)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事の特徴等をふまえたスケジュール、工程など実施方針を簡潔に記載する。
<p>地域特性の理解度等に関する調書 (様式 - 4)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・工事の対象となる管内の橋梁の劣化・損傷の状況について、具体的に記載する。 ・必要に応じて写真等を添付する。 ・橋梁アセットマネジメントに対する会社全体としての取組状況等について、具体的に記載する。
<p>特定テーマに対する技術提案 (様式 - 5)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・次に掲げる特定テーマに対する取り組み方法や考え方を具体的に記載する。 日常点検（一次）による変状の発見について 発見された変状が橋梁の構造安全性、交通安全性が損なわれる、あるいは、第三者被害の恐れがある場合の緊急的かつ臨時的な対応について 床版防水工事（補修時）の施工における留意点について

参考見積り（工事費内訳書）の添付（様式自由）

本工事に係る参考見積（工事費内訳書）を提出すること。なお、参考見積り（工事費内訳書）は、積算の際の参考及び技術提案書を特定するための評価項目として用いる。

作成に用いる言語等

文字サイズは10ポイント以上とする。言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

技術提案書の無効

提出書類について、この書面及び別添の書式に示された条件に適合しない場合は無効とすることがある。

(5) 資料の閲覧

技術提案書の作成にあたり、以下の資料を閲覧することができる。

資料名 〇〇〇県民局管内橋梁維持工事標準設計書

〇〇県橋梁〇〇関係資料一式

閲覧場所 〇〇地域県民局管内橋梁維持工事標準設計書

〇〇〇県民局地域整備部ホームページ

【URL】 <http://www.pref.〇〇〇.lg.jp/soshiki/kenmin/〇〇〇/H25kyouryou-izi.html>

〇〇県橋梁〇〇関係資料一式 中南地域県民局地域整備部

閲覧期間 技術提案書の提出期限の前日まで

7 技術提案書の特定

(1) 評価基準

技術提案書の特定をする際の評価ウェイトは以下のとおりである。

評価項目	評価の着眼点		判断基準	評価のウェイト (配点内訳)
	資格要件	技術者資格		
技術者評価 15点	資格要件	技術者資格	<p><主任技術者又は監理技術者>下記の順位で評価する。</p> <p>1級土木施工管理技士、1級建設機械施工技士又は技術士(注)</p> <p>2級土木施工管理技士(土木)又は2級建設機械施工技士</p> <p>その他</p>	5
	専門技術力	橋梁に関する研修の受講状況	<p>(財)〇〇県建設技術センターが主催する下記の研修を受講した場合に評価する。</p> <p>橋梁補修技術研修会</p> <p>橋梁点検技術研修会</p> <p>上記の場合は、修了試験に合格した場合に限る。</p>	10
工事实施方針 25点	工事理解度		目的・条件・内容が簡潔に記載されていると認められる場合に優位に評価する。	10
	実施手順		実施手順・業務量の把握が適切と認められる場合に優位に評価する。	10
	その他		特に評価すべき事項があったと認められる場合に加点又は減点する。	±5
地域特性の理解度等 40点	地域特性理解度	地域特性等の理解力の確認	地域の気候等が橋梁の劣化・損傷にどのように影響しているのかが的確に記載されている場合に優位に評価する。	20
	取り組み姿勢	橋梁アセットマネジメントへの取り組み姿勢	会社としての橋梁アセットマネジメントへの取り組み意欲が強く感じられる場合に優位に評価する。	20
特定テーマに対する提案 90点	的確性		本県の橋梁アセットマネジメントとテーマの内容を理解し、的確な提案となっていると認められる場合に優位に評価する。	各30
参考見積	コストの妥当性		提示した工事規模と大きくかけ離れているか、または提案内容に対して見積りが不適切な場合には特定しない。	数値化しない

注 技術士とは、技術士試験の第2次試験のうち、技術部門を総合技術監理部門(以下の部門選択科目とするものに限る。)\建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。)\林業部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)\又は水産部門(選択科目を「水産土木」とするものに限る。)\とするものに合格した者をいう。

(2) 非特定理由に関する事項

技術提案書を提出した者のうち、契約予定者として特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨と、その理由（非特定理由）を書面（非特定通知書）をもって、平成25年〇月〇日（〇）に〇〇〇県民局地域整備部長から通知する。

の通知を受けた者は、非特定通知の日の翌日から起算して7日（土曜日、日曜日及び祝日を除く）以内に、〇〇〇県民局地域整備部長に対して非特定理由について書面（様式自由）により説明を求めることができる。

〇〇〇県民局地域整備部長は、の説明を求められたときには、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して9日（土曜日、日曜日及び祝日を含む）以内に書面により回答する。

の書面の提出先は、次のとおりとする。

6（2）に同じ。

(3) 特定・契約手続

提出された技術提案書に基づき、平成25年〇月〇日（〇）までに契約予定者を特定通知をもって特定し、予定価格の範囲内で平成25年〇月〇日以降、〇〇〇県民局長と契約する。なお、特定された場合は、技術提案書の配置予定技術者を主任技術者又は監理技術者とする。

(4) 契約条件等

県関係規程等による。

9 その他の留意事項

(1) 技術提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。

(2) 技術提案書は、当工事における具体的な取組方法について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。本説明書において記載された事項以外の内容を含むものについては、無効とする場合がある。

(3) 技術提案書に虚偽の記載をした場合には、技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して〇〇県建設業者等指名停止要領に基づく指名停止を行うことがある。

(4) 提出された技術提案書は返却しない。また、技術提案書は、その特定以外に提出者に無断で使用しない。なお、特定された技術提案書を公開する場合には、事前に提出者の同意を得るものとする。

(5) 技術提案書の提出期限後において、記載された内容の変更を認めない。また、技術提案書に記載した配置予定の技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。

(6) 技術提案書の特定後に、提案内容を適切に反映した特記仕様書の作成のために、工事の具体的な実施方法について提案を求めることがある。なお、一般共通事項については「共通仕様書（〇〇県県土整備部）」のとおりとする。

る。(7) 橋梁維持工事説明書の質問受け付け及び回

答 質問は文書（書式自由、A4版）により行なうものとし、持参または郵送で受け付ける。

回答は受理日の翌日から7日間（土曜日、日曜日及び祝日を除く）以内に質問者に対して電子メールにより行なう。ただし、質問を受理した日から技術提案書提出期限日の3日前までの期間が7日間に満たない場合は、技術提案書提出期限日の3日前までに回答を行うほか、下記の通り閲覧に供する。

橋梁維持工事説明書の質問期間

平成25年〇月〇日(〇) ~ 平成25年〇月〇〇日(〇)

(上記期間の土曜日、日曜日及び休日を除く毎日9時15分から17時)

橋梁維持工事説明書に係る質問に対する回答期限

技術提案書提出期限日の3日前

質問先、閲覧場所

1) 〒*** - *** 〇〇県〇〇市大字〇〇町〇番地

〇〇県〇〇〇県民局 地域整備部 道路施設課

TEL: **** - ** - ****

〇〇〇県民局地域整備部ホームページ

【URL】<http://www.pref.〇〇〇.lg.jp/soshiki/kenmin/〇〇〇/H25kyouryou-izi.html>

閲覧期間

回答の翌日 ~ 平成25年〇月〇〇日(〇)

その他

文書には回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及びFAX番号、電子メールアドレスを併記するものとする。

参加表明書

平成 年 月 日

〇〇県〇〇〇県民局地域整備部長 殿

住 所
商号又は名称
代 表 者 名

印

下記工事の技術提案書に基づく特定の参加について関心がありますので、技術提案書を提出します。なお、地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項各号に規定する者に該当しないこと及び提出書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 公告日 平成25年〇月〇日(〇)
- 2 工事名 平成25年度〇〇〇県民局管内橋梁維持工事
- 3 施工実績

工事名	工事等の内容	発注者名等

注 記載した実績を確認出来る契約書の写しを添付すること。

担当部課
担当者名
電話番号

様式 - 2

・配置予定技術者の経歴

氏名	生年月日
所属・役職	
資格	
1級土木施工管理技士	交付年月日：
1級建設機械施工技士	交付年月日：
2級土木施工管理技士	交付年月日：
2級建設機械施工技士	交付年月日：
その他	認定等年月日：
研修の受講状況	
研修名	研修期間
.....
.....
工事に従事した経歴（直近の3件を記入）	
1)	年 月～ 年 月（ 年 ヶ月）
2)	年 月～ 年 月（ 年 ヶ月）
3)	年 月～ 年 月（ 年 ヶ月）
その他の経歴（工事表彰、その他）	

様式 - 4

・地域特性の理解度等に関する調書

地域における橋梁の劣化・損傷の状況

貴社の橋梁アセットマネジメントへの取り組みについて

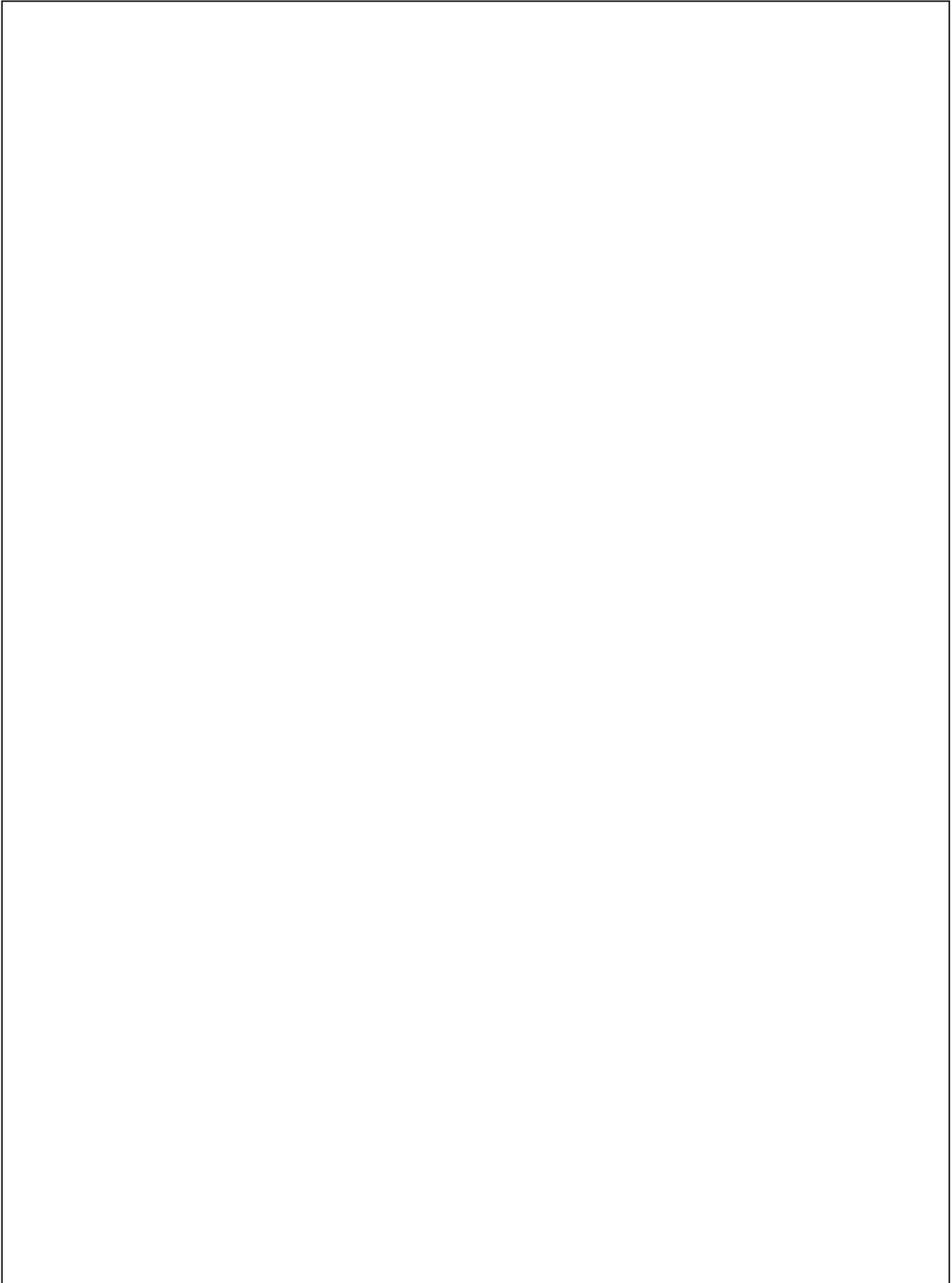
・特定テーマに対する技術提案

特定テーマ : 日常点検（一次）による変状の発見について

特定テーマ : 発見された変状が橋梁の構造安全性、交通安全性が損なわれる、あるいは、第三者被害

の恐れがある場合の緊急的かつ臨時的な対応について

特定テーマ : 床版防水工事（補修時）の施工における留意点について



建設リサイクル法対象建設工事

平成25年度

工事番号 第 4250 号

平成〇〇年度〇〇地域県民局管内橋梁維持工事

特 記 仕 様 書

〇〇県 〇〇市 大字 〇〇外 地内

〇〇地域県民局地域整備部

第1条 適用範囲

本工事は、〇〇県土木整備部制定「共通仕様書」に準拠するほか、本特記仕様書により施工するものとする。仕様書の記載内容の優先は、「土木工事特記仕様書」「共通特記仕様書」「共通仕様書」の順とする。

第2条 施工条件明示

下表項目、事項のうち該当欄は、工事施工に当たって制約等を受けることとなるので明示する。なお、明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない施工条件が発生した場合は、監督職員と協議し適切な処置を講ずるものとする。

明示事項		内容					
1. 工程関係	1. 工事日数又は工期	<input checked="" type="checkbox"/>	工期 平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日 まで				
		<input type="checkbox"/>	工事日数 日間				
		<input type="checkbox"/>	この工事の工期は、春先の工事着手を想定して設定されている				
		<input type="checkbox"/>	この工事は、 年債務であり、契約年度内に出来高の確保が必要である。				
		<input type="checkbox"/>	この工事は、「フレックス工期制度」を適用する	全体工期	日間		
		余裕期間		落札日より60日以内			
		留意事項		着工日報告書により着工日を報告しなければならない			
	2. 影響を受ける他の工事及び制約の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	他工事の名称	発注者等名	影響を受ける箇所	期間	
						～	
						～	
					～		
		時間帯	工種	制約内容		その他	
～							
3. 施工時期・時間、施工方法制約の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	制約の要因	工種	時期	時間帯	制約の内容	
				～	～		
				～	～		
4. 関連機関等との協議未成立に伴う制約の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	関連機関名称	協議内容	成立見込時期	制約箇所	制約内容	
5. 関係機関等との協議結果、工程に影響を受ける特定条件の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	関係機関名称	影響を受ける箇所	影響を受ける期間	影響を受ける内容		
				～			
				～			
6. 地下埋設物・埋蔵文化財の事前調査・移設による制約の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	地下埋設物・埋蔵文化財名称	管理者の名称	事前調査の時期	移設時期		
2. 用地関係	1. 工事用地等の未処理部分の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	未処理の箇所	影響を受ける範囲	影響を受ける工種	取得見込時期	
	2. 工事用地等の使用終了後における復旧条件の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	復旧が必要な場所	復旧が必要な範囲	復旧条件	復旧完了予定日	
	3. 工事用仮設道路・資機材置き場用地の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	借地の場所	借地の面積	借地の期間	使用条件	復旧方法
					～		
					～		

明示事項		内容				
2. 用地関係	4. 仮設ヤード指定の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	指定の場所	指定の面積	使用期間	使用条件	復旧方法
				～		
				～		
				～		
3. 公害関係	1. 公害防止に伴う制限の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	公害の種類別	対象工種	内容	作業時期	その他
					～	
					～	
					～	
	2. 水替・流入防止施設の必要性の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	対象工種	場所	施工方法	施工期間等	
	3. 濁水・湧水処理への特別な対策必要性の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	対象工種	処理内容	処理条件	期間	
4. 事業損失等、第三者に被害を及ぼすことが懸念されるか <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	懸念事項・範囲	調査の内容	調査の実施時期	報告書の有無		
4. 安全対策関係	1. 交通安全施設等の指定の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	施設の種類	対象工種	設置期間	施設の内容等	
	2. 近接施工の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	施設の名称	管理者	範囲	協議状況	条件・制限等の内容
	3. 防護施設必要性の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	危険要因	施設の種類・名称	施設の規格	設置期間	
	4. 保安設備、保安要員配置の指定の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	保安設備・保安要員	対象工種	配置場所	規格・規模	設置期間及び時間帯
5. 発破作業等制限の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	制限される範囲	制限の内容	制限される期間・時間	その他		
6. 有毒ガス及び酸素欠乏等対策の指定の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	危険要因	対象工種	施設の規格・規模			

明示事項		内容			
5. 工事用道路関係	1. 搬入路としての一般道路指定の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	搬入経路	使用期間	使用時間帯	制限の内容
			～	～	
			～	～	
			～	～	
		使用中の管理の内容		使用後の補修の内容	
	2. 仮設道路設置の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	設置場所	規格・構造	安全施設設置区間	安全施設の内容
				～	
				～	
				～	
		維持補修の内容		工事終了後の処置	
6. 仮設備関係	1. 指定仮設の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	仮設物の名称・規格	数量	設置期間	条件等
				～	
				～	
				～	
	2. 部分指定仮設の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	仮設物の名称・規格	数量	設置期間	条件等
				～	
				～	
				～	
	3. 他の工事への引渡しの有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	仮設物の名称・規格	引渡し工事名	引渡し時期	条件等
	4. 引継ぎ使用の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	仮設物の名称	設置工事名	設置工事施工者	引継ぎ時確認事項
		引継ぎ時期	条件等		
	5. 構造及び施工方法指定の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	仮設物の名称	仮設物の規模	使用材料	施工方法
6. 設計条件指定の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	仮設物の名称	設計条件	その他		

明示事項		内容					
7. 建設副産物関係	1. 建設発生土の搬出 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	発生土種別	発生量	指定・任意の別	運搬距離	搬出先	処分・保管等の条件
			m3		km		
			m3		km		
			m3		km		
	2. 建設発生土の搬入 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	工事名	発注機関名	発生場所	搬入量	その他	
					m3		
					m3		
					m3		
	3. 建設副産物の現場内での減量化・再利用の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	種別	減量化の内容	再利用の方法	その他		
	4. 建設廃棄物の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	下記の処分場は設計積算上での条件明示であり、処分場を指定するものでない。ただし、下記の処分場以外で処理する場合は、監督職員の承諾を得ること。					
		種別	発生量	運搬距離	最終処分場所在地	最終処分場名	その他
			t	km			
		t	km				
		t	km				
5. 建設副産物の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	下記の処理施設は設計積算上での条件明示であり、処理施設を指定するものでない。ただし、下記の処理施設以外で処理する場合は、監督職員の承諾を得ること。						
	種別	発生量	運搬距離	再生処理施設所在地	再生処理施設名	受入時間	
	As切削材(〇〇〇橋)	〇.〇t	〇 km	〇〇市〇〇〇〇-〇	(株)〇〇重機 〇〇〇〇リサイクル	～	
	As切削材(〇〇〇橋)	〇.〇t	〇 km	〇〇市大字〇〇字〇〇	(株)〇〇〇砕石	～	
		t	km			～	
		t	km			～	
		t	km			～	
6. 再生資材利用の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	再生資材の名称	規格		使用箇所			
7. 産業廃棄物税計上の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	本工事で発生する建設廃棄物については、〇〇県産業廃棄物税が課税されるので適正に処理すること						
	有：本工事では、〇〇県産業廃棄物税相当額を計上している						
	無：本工事では、〇〇県産業廃棄物税相当額を計上していないが、必要に応じ設計変更で対応する						
8. 工事支障物件等	1. 占用物件等の工事支障物件の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	支障物件名	管理者名	場所	協議の状況	移設時期	
		工事方法	条件等				
2. 占用物件工事との重複施工の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	占用物件名	管理者名	重複する工種	重複する期間	対応内容		
				～			
				～			
				～			

明示事項		内容						
9. 薬液注入関係	1. 薬液注入工事の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	設計条件	工法区分	材料種類	施工範囲	削孔数量	削孔延長	
		注入量	注入圧	その他				
	2. 周辺環境影響調査の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	調査項目		採取地点		採取回数	報告書の有無	
	10. その他	1. 工事中資機材の保管及び仮置きの有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	種類	数量	保管・仮置き場所		期間	
							～	
						～		
						～		
保管方法			積込・運搬方法					
2. 工事現場発生品の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		品名	数量	引渡し場所		引渡し時期	運搬距離	
3. 支給材料及び貸与品の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 支給材料 <input type="checkbox"/> 貸与品		品名	数量	構造・規格等	引渡し場所		返納場所	
		使用目的・箇所		条件	引渡し時期		その他	
4. 随意契約工事に伴う間接費等調整の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 ※本工事は、右記工事と間接費等の調整を行っている。		工事番号	工事名			場所		
5. 隣接工事に伴う間接費等調整可能性の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 ※右記工事と同一業者が落札した場合、間接費等を調整し精算	工事番号	工事名			場所			

10. その他	6. 各種調査の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 ※右記調査については共通仕様書に基づき協力すること	調査名称	内容	その他	
	7. 共通仕様書に定める以外の施工検査の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	工種等	検査時期	その他	
		路面切削工	切削完了時		
		橋面防水工	橋面防水完了時		
		伸縮装置補修工	施工時		
	8. 中間検査の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	工種等	検査時期	その他	
	9. 部分引渡しの有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	指定部分		引渡し時期	
	10. 部分使用の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	使用箇所	使用期間	その他	
			～		
			～		
			～		
	11. 工事現場のイメージアップの有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	項目	内容		
		仮設備			
安全設備					
営繕設備					
12. 監督職員の検査を受けて使用すべき材料の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	材料名	工事段階	備考		
13. 監督職員の立会いの上で調査すべき材料の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	材料名	工事段階	備考		
14. 調査について監督職員の見本検査を受ける材料の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	材料名	工事段階	備考		
15. 監督職員立会いの上、施工すべき工種の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	工種名	工事段階	備考		

10. その他 - 16. ○○県認定リサイクル製品の使用

本工事は「○○県認定リサイクル製品優先使用指針」に基づき、下記の「○○県認定リサイクル製品」を使用し工事を実施するよう努めるものとする。

なお、「○○県認定リサイクル製品」の入手が困難な場合のほか使用できない理由がある場合は、その旨を「書面」で提出し、監督員の承諾を得て新材製品を使用するものとする。(Aグループのみ)

【○○県認定リサイクル製品優先使用指針-使用上のグループ区分に基づく認定製品の使用】

Aグループ	特段の理由がない限り、優先使用に努める。
Bグループ	試験的な使用等、積極使用に努める。

※使用上のグループ区分は、価格と施工実績によるもので製品の優劣で定めたものではない。
Bグループの製品であっても使用できる工種がある場合は使用するよう努めるものとする。

【○○県認定リサイクル製品グループ区分一覧表】

品目	製品分類	使用上のグループ区分
再生加熱アスファルト混合物	再生加熱アスファルト混合物	A
コンクリート製品	歩車道境界ブロック	A
	地先境界ブロック	A
	落蓋式U型側溝	A
	落蓋式U型側溝ふた	A
	ベンチフリユーム	A
	ベンチフリユームふた	A
	基礎付歩車道境界ブロック	A
	L型側溝	A
	自由勾配側溝	A
	自由勾配側溝ふた	A
	自由勾配側溝(横断用)	A
	自由勾配側溝ふた(横断用)	A
	U型側溝	A
	U型側溝ふた	A
	U型側溝(落蓋式)	A
	U型側溝ふた(落蓋式)	A
	上蓋式U型側溝	B
	上蓋式U型側溝ふた	B
	ユニバーサル側溝	A
	ユニバーサル側溝ふた	A
	ユニバーサル側溝(横断用)	A
	ユニバーサル側溝ふた(横断用)	A
	コンクリート境界杭	B
	L型擁壁	A
	大型積みブロック	B
	積みブロック	B
	張りブロック	A
	融雪溝基本側溝	A
	融雪溝止水側溝	A
	集水樹	A
	路面排水樹	A
	暗渠側溝	A
	大型フリユーム	A
	排水フリユーム	A
	水路用L型	A
	小型排水路	A
	ベンチフリユームボックス暗渠	B
	小型ボックスカルバート	B
	平張ブロック	B
	法枠ブロック	B

品目	製品分類	使用上のグループ区分
インターロッキング	インターロッキングブロック	A
セメント	セメント	A
歩道用防護柵	防護柵	B
木質系土木資材	法面保護パネル	B
	法面保護枠	B
	校倉土留枠	B
	斜面安定柵	B
	防護柵	B
	防風柵	B
	案内板	B
	工事看板フレーム	B
	バリケード	B
	指示標示板	B
	樹名板	B
	側溝	B
	側溝ふた	B
	流路	B
	ガードレール	B
	視線誘導標	B
	車止	B
	パーゴラ	B
	あずまや	B
	ベンチ	B
	ベンチ・テーブル	B
	階段	B
	木路	B
	デッキ	B
	木橋	B
	ダム	B
	木工沈床	B
	護岸	B
	標柱	B
	道路標識	B
	型枠パネル	B
	ドジョウ階段	B
	特殊肥料	特殊肥料(家畜ふん尿,パーク),(鶏糞)
	特殊肥料(ホタテ貝殻)	B
	特殊肥料(生ゴミ(食品残さ))	B
再生ガラス発泡軽量資材	再生ガラス発泡軽量資材	B
グランド用白線	グランド用白線	B
埋戻材、凍上抑制材	埋戻材、凍上抑制材	B

製品のパンフレットや優先使用指針は下記の環境政策課ホームページに掲載しています。

<http://www.pref.0000.000.html>

第3条 使用材料の品質規格等

設計図書に記載された材料のうち、材料内訳及び規格・材質等について詳細な記載が無い材料について、以下に示す。

(1) 植生工材料

種子吹付の材料内訳については下表を参考とし、現地状況や発芽率を考慮の上、事前に配合計算書を提出し、監督職員の承諾を得ること。

(参考)

100m² 当り

名称	規格・寸法・材質	数量	単位	備考
トルフェスク		0.78	kg	
オーチャードグラス		0.22	kg	
グリーングレットフェスク		0.14	kg	
めどはぎ		0.05	kg	
よもぎ		0.93	kg	
やまはぎ		0.02	kg	
肥料 高度化成	NPK 15-15-15	18.00	kg	
ファイバー類		24.00	kg	

(2) 河川環境に配慮したコンクリートブロック(景観、植生、水棲生物、魚類に配慮)

本工事で使用する環境保全型ブロックは、以下の諸元を満足する材料を使用することとし、事前に監督職員の承諾を得ること。

勾配: 1 : _____
 設計流速: _____ m/s

(3) その他

材料名	規格・寸法・材質	適用工種	備考
スパイラルパイプ	ドレイナーⅡ型同等品 φ18mm	橋面防水工	
成形目地材	セロシールSSテープ同等品 厚5mm×幅30mm	橋面防水工	
ポリマーセメントモルタル	コンクリート断面修復用	断面補修工	

第4条 フレックス工期制度

- 落札者は、落札の日から60日以内の任意の日を着工日として設定することができる。ただし、工期末は12月末日を越えてはならない。
- フレックス工事により増加する経費は受注者の負担とする。
- 契約締結の日から着工日までの現場の管理は、発注者の責任において行うものとし、請負者は資材の搬入、仮設物の設置等を行ってはならない。
- フレックス工事により増加する経費は受注者の負担とする。

第5条 工事現場のイメージアップ

- 工事現場のイメージアップは、地域とのコミュニケーションを図りつつ工事関係者の意識を高め、作業環境を高めるものであり、公共事業の円滑な執行を目的とするものである。よって、受注者はこの趣旨を理解し、発注者と協力しつつ地域との連携を図り、適正に工事を実施するものとする。
- イメージアップについては具体的な実施内容、実施期間について、施工計画書を作成して提出するものとする。
- イメージアップの実施状況等の写真を完成書類に添付するものとする。

第6条 排出ガス対策型建設機械

排出ガス対策型建設機械が使用できない場合には、使用できない理由を書面(工事打合簿)により提出し、監督員の承諾を受けることとする。

第7条 その他の特記事項

本工事にかかるその他の特記事項は下表のとおりとする。

特記事項	特記事項の内容
「〇〇県リサイクル製品認定制度」に基づく認定リサイクル製品及び「レッツbuy あおもり新商品事業」により認定された新商品の使用について	認定リサイクル製品を使用する場合は、別表-3に必要事項を記入のうえ、公衆の見やすい場所に掲示すること。 本工事において、認定リサイクル製品若しくは認定された新商品を使用した場合は、工事完了後別表-4に必要事項を記入のうえ提出するものとする。
低入札調査契約	低入札価格調査制度により落札された場合は、施工検査(工事段階検査……各工種)の実施について、施工計画書を基に打ち合わせをする。
簡易型建設副産物実態調査	全ての工事において工事完了後、「再生資源利用[促進]計画書(実施書)入力システム」により、実施書のデータを提出する。なお、パソコン環境の状態により、データの提出が困難な場合は企画整備課へ連絡のうえ、調査票の提出とする。 上記「入力システム」は企画整備課より貸与する。
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条について	(法第9条の規定による「対象建設工事」の場合に限る。) 法第12条第1項の規定による説明(書面の様式については監督職員の指示による)については、落札者は契約前に当該報告を監督職員に対して行うものとする。 落札者は、監督職員への説明時に交付した書面と同じものを契約事務担当職員に提出するものとする。
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第18条について	(法第9条の規定による「対象建設工事」の場合に限る。) 法第18条第1項の規定による報告(書面の様式については監督職員の指示による)については、受注者は再資源化等が完了したときは、当該報告を監督職員に対して行うものとする。
完成検査申請等	完成検査実施予定の前月15日までに予定日を監督員に報告のこと
伐木・抜根材の有効利用	伐木、除根等により発生した伐木・抜根材を有用物として、有効利用する一般の希望者へ提供するので、伐木・抜根材を樹種・部位別に分別し、1～3m程度の長さに切断、1m未満のものを含めて集積し、整然と保管すること。 伐木・抜根材の発生情報を県土整備部整備企画課のホームページから公表するので、樹種・部位別の個数、重量、引渡期間、引渡場所、現場代理人の連絡先等を監督員へ速やかに報告し、保管状況写真を提出すること。 引渡期間を経過した伐木・抜根材は、再資源化処理場へ搬出するなど、適正に処理すること。
〇〇県県土整備部請負工事成績評定要領第4条5項について	(請負代金が250万円以上の工事の場合に限る。) 請負者は、工事施工において自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、又は地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了までに所定の様式(別表-1、2)により提出できる。
石綿障害予防規則に基づく工事	石綿障害予防規則に基づき、解体等の作業における保護具の装置、湿潤を保つ措置を行う費用、石綿の使用の有無を分析によって調査した場合に要する費用、特別の教育を請負者が実施する場合の費用については、当初積算では計上していないため、それらに要した費用について監督職員と協議の上、設計変更で見込むものとする。 また、石綿の使用の有無を分析によって調査する場合の工期の変更についても、契約書の関係条項に基づき適切に変更することとする。
ワンデーレスポンス	本工事は、ワンデーレスポンス実施対象工事である。「ワンデーレスポンス」とは、受注者からの質問、協議への回答は、基本的に「その日のうち」に回答するよう対応することである。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることとする。 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議を行うこと。 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。 発注者が効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合、受注者は協力すること。
暴力団員等による不当介入に対する通報・報告義務	受注者は、受注者及び下請負者に対して暴力団員等による不当介入があった場合は、警察及び発注者へ通報・報告しなければならない。また、警察の捜査上必要な協力を行うものとする。
舗装工事における工事記録の作成について	〇〇県が管理する道路の舗装工事を行う場合、新設・改築・維持・修繕の工事記録を別添「舗装工事における工事記録作成要領」に従って作成すること。 なお、様式の電子データは、受注後に監督職員から受け取り、工事完了後に監督職員へ提出するものとする。

第8条 提出書類

(1) 契約書に基づいて必ず提出する書類

提出先	名称	提出期日	部数	条項	備考
連携部	工事工程表	契約締結後14日以内	1部	3条	
連携部	現場代理人等通知書	着工時	1部	10条	
監督員	工事履行報告書	毎月1回監督職員の指定する日	1部	11条	毎月1部提出のこと
監督員	完成届	工事完成の日から5日以内	1部	31条	
監督員	引渡書	工事完成検査合格後	1部	31条	
監督員	請求書	工事完成検査合格後	1部	32条	

(2) 契約書に基づいて必要に応じて提出する書類

提出先	名称	提出期日	部数	条項	備考
連携部	請負代金内訳書	契約締結後14日以内	1部	3条	3条(A)(B)適用の場合
連携部	現場代理人等変更通知書	必要の都度	1部	10条	
監督員	材料確認書	必要の都度	1部	13条	
監督員	確認・立会依頼書	必要の都度	1部	14条	
監督員	支給品受領書	引渡しの日から7日以内	1部	15条	
監督員	貸与品借用(返納)書	引渡しの日から7日以内	1部	15条	
監督員	工期延期届	必要の都度	1部	21条	

(3) 仕様書に基づいて必ず提出する書類

提出先	名称	提出期日	部数	共通仕様書	備考
監督員	工事打合簿	必要の都度	1部	第1編1-1-6	※1 工事材料
監督員	再生資源利用計画書	着工前	1部	第1編1-1-18	
監督員	再生資源利用促進計画書	着工前	1部	第1編1-1-18	
監督員	再生資源利用実施書	工事完成後速やかに	1部	第1編1-1-18	
監督員	再生資源利用促進実施書	工事完成後速やかに	1部	第1編1-1-18	
監督員	工事写真	工事完成の日から5日以内及び必要の都度	1部	第1編1-1-20	工事写真全部(CD-R) 着工前・完成のみ
監督員	施工管理図表	工事完成の日から5日以内及び必要の都度	1部	第1編1-1-23	
監督員	安全訓練等の実施状況	工事完成の日から5日以内及び必要の都度	1部	第1編1-1-26	

(4) 仕様書に基づいて必要に応じて提出する書類

提出先	名称	提出期日	部数	条項	備考
監督員	施工計画書	着工前及び必要の都度	1部	第1編1-1-4	※2
監督員	CORINS登録内容確認書	登録内容確認書が届き次第速やかに	1部	第1編1-1-5	請負金額500万円以上 受注時・変更・完成・訂正時
監督員	施工体制台帳 施工体系図	下請負契約締結後速やかに	1部	第1編1-1-10	下請け金額の合計が100万円以上になったとき
監督員	支給品精算書	工事完成時 (完成前に精算可能な場合はその時点)	1部	第1編1-1-16	
監督員	現場発生品調書	引き渡し時	1部	第1編1-1-17	
監督員	マニフェスト	工事完成の日から5日以内及び必要の都度	1部	第1編1-1-18	※3
監督員	火薬類使用計画書	着工前及び必要の都度	1部	第1編1-1-27	非火薬品(破砕薬)含む
監督員	事故報告書	発生時	1部	第1編1-1-29	
連携部	建設業退職者共済組合 掛金収納書(発注者用)	契約締結時又は事情がある場合は契約締結後1ヶ月以内	1部	第1編1-1-40	

※1「工事材料事前審査登録済み」の場合は、品質を証明する添付資料は省略できる。

※2 請負金額1,000万円以上。(ただし、1,000万円未満でも監督職員が必要と認めたとき)

※3 マニフェストの提出は、A票とD票の写し。(工事写真に搬出・搬入時の写真を添付すること)

別表-1

高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況

工 事 名 :		請 負 者 名 :
項 目	評 価 内 容	備 考
<input type="checkbox"/> 高度技術 工事全体を通して他の類似工事に比べて、特異な技術力	<input type="checkbox"/> 施工規模	
	<input type="checkbox"/> 構造物固有	複雑な形状の構造物 既設構造物の補強、特殊な撤去工事
	<input type="checkbox"/> 技術固有	特殊な工程及び工法 新工法(機器類を含む)及び新材料の適用
	<input type="checkbox"/> 自然・地盤条件	湧水、地下水の影響 軟弱地盤、支持地盤の状況 制約の著しい工事用道路・作業スペース等 気象現象の影響 地滑り、急流河川、潮流等、動植物等
	<input type="checkbox"/> 周辺環境等、社会条件	埋設物等の地中内の作業障害物 鉄道・供用中の道路・建築物等の近接施工 騒音・振動・水質汚濁等環境対策 作業スペース制約・現道上の交通規制 廃棄物処理
	<input type="checkbox"/> 現場での対応	災害等での臨機の処置 施工状況(条件)の変化への対応
	<input type="checkbox"/> その他	
<input type="checkbox"/> 創意工夫 「高度技術」ほどでない軽微な工夫	<input type="checkbox"/> 準備・後片付け	
	<input type="checkbox"/> 施工関係	施工に伴う機械、器具、工具、装置類 二次製品、代替製品の利用 施工方法の工夫 施工環境の改善 仮設計画の工夫 施工管理、品質管理の工夫
	<input type="checkbox"/> 品質関係	
	<input type="checkbox"/> 安全衛生関係	安全施設・仮設備の配慮 安全教育・講習会・パトロールの工夫 作業環境の改善 交通事故防止の工夫
	<input type="checkbox"/> 施工管理関係	
<input type="checkbox"/> その他		
<input type="checkbox"/> 社会性等 地域社会や住民に対する貢献	<input type="checkbox"/> 地域への貢献等	地域の自然環境保全、動植物の保護 現場環境の地域への調和 地域住民とのコミュニケーション ボランティアの実施

1. 該当する項目のにレマーク記入。
2. 具体的内容の説明として、写真・パンチ絵等を説明資料に整理。

別表-2
 高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況(説明資料)

工事名			/
項目		評価内容	
提案内容			
(説明)			
(添付図)			

説明資料は簡潔に作成するものとし、必要に応じて別葉とする。

この工事では、「○○県認定リサイクル製品」を使用しています。

「○○県認定リサイクル製品」は、県内で発生する循環資源を原材料とした製品で、安全性、規格等について○○県知事の認定を受けた製品です。

認定番号	
品目	
製品名	
製造者	

道路舗装カード

担当事務所		県民局地域整備部	舗装計画交通量	
路線番号・路線名			路面の設計期間	
道路台帳位置	位置		舗装の設計期間	
	経緯度 (起点)		車線数	
新設月日			歩道	
			前回維持・修繕月日	

工種	修繕 ・ 新設 ・ その他()	工種記号	
	オーバーレイ・切削オーバーレイ・打換え その他()	切削厚(cm)	

舗装構成

現況(標準)			新設 ・ 修繕 後			維持・修繕工法		
材料	厚さ	TA	厚さ	工法	材料	厚さ	TA	
表層		0.00	第1層					0.00
			第2層					0.00
基層		0.00	第3層					0.00
	上層路盤1		第4層					0.00
上層路盤2		-	第5層					0.00
下層路盤		0.00	第6層				-	-
設計CBR			第7層				-	-
現況TA ₀	0.00	0.00	必要TA			修繕後TA	0.00	0.00

工事概要				調査概要			
工事番号				設計CBR(%)			
工事名				ひび割れ率(%)			
施工延長(m)				わだち掘れ(mm)			
幅員(m)				平坦性(mm)			
面積(m ²)				MCI及び適用式			
施工年月日				現況TA ₀	表・基層		
施工地内					上層路盤1		
施工者名					上層路盤2		
プラント名					下層路盤		
請負額			千円				

コメント

位置図 1:50,000

工種記号	
A	舗装新設
B	修繕
C	維持
X	その他

修繕工法	
a-1	オーバーレイ
a-2	切削オーバーレイ
b-1	表層・基層打換え
b-2	舗装打換え
維持工法	
e	パッチング・穴埋め
d	クラックシール
e	切削
f	局部打換え
g	表面処理
x	その他

写真カード

平成	年度			
担当事務所		県民局地域整備部	工事番号	第 号
施工者名			工事名	

○工事起点

(位置情報)

道路台帳 位置	位置	
	経緯度	

※道路台帳キロポストを記入

完成写真貼付

撮影方向
起点位置⇒終点方向

○工事中間点

(位置情報)

道路台帳 位置	位置	
	経緯度	

※道路台帳キロポストを記入

完成写真貼付

撮影方向
中間点位置⇒終点方向

○工事終点

(位置情報)

道路台帳 位置	位置	
	経緯度	

※道路台帳キロポストを記入

完成写真貼付

撮影方向
終点位置⇒起点方向

道路舗装カード

担当事務所	〇〇	県民局地域整備部	舗装計画交通量	250以上~1,000未満
路線番号・路線名	〇〇〇〇線		路面の設計期間	5年以上
道路台帳位置	位置	10k000~10k500	舗装の設計期間	20年
	経緯度(起点)	N●●°●●'●●" E●●°●●'●●"	車線数	上下各1車線
新設月日	平成〇年〇月		歩道	上下あり
			前回維持・修繕月日	平成〇年〇月

工種	(修繕)・新設・その他()	工種記号	B
	オーバーレイ・ 切削オーバーレイ ・打換え その他()	切削厚(cm)	4

舗装構成

現況(標準)				新設 (修繕) 後		維持・修繕工法		a-2
材料	厚さ	TA	厚さ	工法	材料	厚さ	TA	
表層	⑤(13F)+②(13)	6	5.10	第1層	オーバーレイ	⑤(20)F改Ⅱ	5	5.00
				第2層	-	②(13)	2	1.70
基層	①粗粒度(20)	5	4.25	第3層	-	①粗粒度(20)	5	4.25
上層路盤1	M-40	15	4.50	第4層	-	M-40	15	4.50
上層路盤2	-	-	-	第5層	-	C-40	40	8.00
下層路盤	C-40	40	8.00	第6層	-	-	-	-
設計CBR	6%(新設時)			第7層	-	-	-	-
現況TA ₀		66.00	21.85	必要TA	23.00	修繕後TA	67.00	23.45

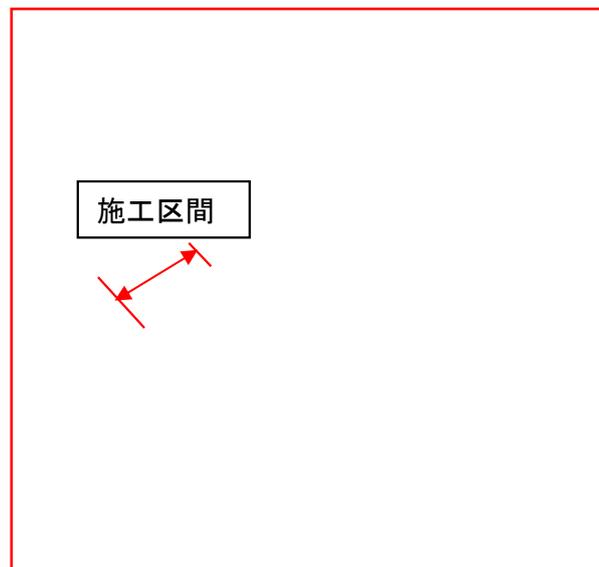
工事概要				調査概要			
工事番号	第●●●号			設計CBR(%)	6(未調査)		
工事名	〇〇〇〇線舗装道維持修繕工事			ひび割れ率(%)	17		
施工延長(m)	500			わだち掘れ(mm)	24		
幅員(m)	6.9			平坦性(mm)	-		
面積(m ²)	4,100			MCI及び適用式	3.7	(2)式	
施工年月日	平成23年5月10日~7月10日			現況TA ₀	表・基層	0.85	
施工地内	〇〇市大字●●				上層路盤1	0.30	
施工者名	●●●建設(株)				上層路盤2	-	
プラント名	●●●プラント				下層路盤	0.2	
請負額	20,000	千円					

コメント

位置図 1:50,000

工種記号	
A	舗装新設
B	修繕
C	維持
X	その他

修繕工法	
a-1	オーバーレイ
a-2	切削オーバーレイ
b-1	表層・基層打換え
b-2	舗装打換え
維持工法	
e	パッチング・穴埋め
d	クラックシール
e	切削
f	局部打換え
g	表面処理
x	その他



写真カード

平成 ○ 年度

担当事務所	○○	県民局地域整備部	工事番号	第●●号
施工者名	●●●建設(株)		工事名	○○○○線舗装道維持修繕工事

○工事起点

(位置情報)

道路台帳 位置	位置	10k000
	経緯度	N●●°●●′●●″ E●●°●●′●●″

※道路台帳キロポストを記入

完成写真貼付

撮影方向
起点位置⇒終点方向

○工事中間点

(位置情報)

道路台帳 位置	位置	10k250
	経緯度	N●●°●●′●●″ E●●°●●′●●″

※道路台帳キロポストを記入

完成写真貼付

撮影方向
中間点位置⇒終点方向

○工事終点

(位置情報)

道路台帳 位置	位置	10k500
	経緯度	N●●°●●′●●″ E●●°●●′●●″

※道路台帳キロポストを記入

完成写真貼付

撮影方向
終点位置⇒起点方向

本工事費 工事数量総括表

25-020-0010

1 頁

工事区分	工種	種別	細別・規格	数量	単位	摘要
	《本工事費》	施工数量	N = *** 橋			
道路修繕			バブル 1	1	式	
橋梁調査工			バブル 2	1	式	
日常点検			バブル 3	1	式	
日常点検			バブル 4・5	***	橋	
橋梁清掃工			バブル 2	1	式	
清掃工			バブル 3	1	式	
路面清掃			バブル 4・5	***.*	km	
伸縮装置、排水桝、支承清掃			バブル 4・5	**	橋	

本工事費 工事数量総括表

25-020-0010

2 頁

工事区分	工種	種別	細別・規格	数量	単位	摘要
橋梁維持工			バブル 2	1	式	
橋梁補修工			バブル 3	1	式	
断面修復工			バブル 4・5	*.*	m3	
クラック注入工			バブル 4・5	**	m	
緊急措置工			バブル 2	1	式	
上部工補修工			バブル 3	1	式	
コンクリート叩落工 防錆処理含む			バブル 4・5	**	橋	
仮設高欄設置工 ガードレール型			バブル 4・5	**	m	
追跡調査工			バブル 2	1	式	

本工事費 工事数量総括表

25-020-0010

3 頁

工事区分	工種	種別	細別・規格	数量	単位	摘要
追跡調査工			バブル 3	1	式	
追跡調査 春、秋			バブル 4・5	**	橋	
小規模補修工			バブル 2	1	式	
伸縮装置補修工 (新大豊橋)			バブル 3	1	式	
路面切削 帯状切削 t=3cm以下			バブル 4・5	***	m ²	
殻運搬処理			バブル 4・5	*	m ³	
埋設型伸縮装置補修 補修 伸縮量50mm以下			バブル 4・5	**.*	m	
表層 ⑤密粒度As(13F)改質Ⅱ型 t=30mm			バブル 4・5	***	m ²	
伸縮装置補修工 (上千年橋)			バブル 3	1	式	

本工事費 工事数量総括表

25-020-0010

4 頁

工事区分	工種	種別	細別・規格	数量	単位	摘要
路面切削	切削厚 t=6cm超え12cm以下		バブル 4・5	***	m ²	
搬運搬処理			バブル 4・5	**	m ³	
橋面防水	複合床版防水		バブル 4・5	***	m ²	
埋設型伸縮装置補修	補修 伸縮量50mm以下		バブル 4・5	**	m	
表層	②密粒度As(13)改質Ⅱ型 t=40mm		バブル 4・5	***	m ²	
表層	⑤密粒度As(13F)改質Ⅱ型 t=30mm		バブル 4・5	***	m ²	
区画線設置			バブル 4・5	***	m	
直接工事費計			バブル 4・5	***	m	
共通仮設			バブル 1	1	式	

本工事費 工事数量総括表

25-020-0010

5 頁

工事区分	工種	種別	細別・規格	数量	単位	摘要
共通仮設費						
運搬費			バール 2	1	式	
建設機械運搬費			バール 3	1	式	
安全費			バール 4・5	1	式	
交通誘導員			バール 3	1	式	
共通仮設費 (率分)			バール 4・5	1	式	
純工事費			バール 2	1	式	
現場管理費						
工事原価				1	式	

本工事費 工事数量総括表

25-020-0010

6 頁

工事区分	工種	種別	細別・規格	数量	単位	摘要
			一般管理費等	1	式	
			工事価格			

積算情報

単価地区	〇〇市(旧〇〇市)	適用世代の既定値	
諸経費工種区分	道路維持工事	適用世代 平成25年3月1日	
調整区分	単独	単価適用年月日 平成25年3月1日	
施工地域・工事場所区分	地方部、交通等の影響あり	歩掛適用年月日 平成25年3月1日	
除雪工事補正係数	1.00	損料適用年月日 平成25年3月1日	
施工時期等補正率	0.00%	諸経費適用年月日 平成25年3月1日	
現場管理費 冬期率(補正率)	0% (0.00%)	適用世代の行個別指定	なし
緊急工事補正率	0.00%		
一般管理費 前払補正係数	1.00 35%を越え 40%以下		
契約保証区分	発注者が金銭的保証を必要とする場合		
一時中止日数	0日		
海上輸送補正值	0.00%		
機械損料区分(豪雪割増)	一般		
労務単価 冬期歩掛補正率	0%		
夜間補正・時間補正	なし		
船舶供用係数	なし		
所 属	〇〇地域県民局地域整備部		

第〇〇〇〇号 平成25年度〇〇地域県民局管内橋梁維持工事

数量算定表

レベル1 工事区分	レベル2 工種	レベル3 種別	レベル4 細別	レベル5 規格	レベル6 積算要素	単位	当初数量		変更数量		概要		
							計算数量	計上数量	計算数量	計上数量			
道路修繕	橋梁調査工	日常点検	日常点検			式	1						
							1						
	橋梁清掃工			日常点検		日常点検(一次)	橋	***					

		清掃工	路面清掃			式	式	1					

	橋梁維持工	橋梁補修工		断面修復工	ポリマ-セメントモルタル	断面修復	式	***					

	緊急措置工	上部工補修工		コンクリート叩落工	防錆処理含む	コンクリート叩落	式	1					
								1					
		追跡調査工	追跡調査工		追跡調査		追跡調査	橋	***				

		小規模補修工	伸縮装置補修工(〇〇〇橋)		路面切削	[帯状切削 切削厚t=3cm以下]	路面切削	式	1				
									1				
							路面切削	m2	***				

				殻運搬処理	[As切削材 DID無 D=1.0km以下 処分費有]	路面切削	m3	***					

数量算定表

レベル1 工事区分	レベル2 工種	レベル3 種別	レベル4 細別	レベル5 規格	レベル6 積算要素	単位	当初数量		変更数量		概要
							計算数量	計上数量	計算数量	計上数量	
					廃材運搬	m3	**	**			
					処分量(As切削材)	t	***	***			
				[補修 舗装厚内型 伸縮量50mm以下]	橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工	m	***	***			
					材料費	式	***	***			
					埋設型伸縮装置	m	**	**	1		
					プライマー材	kg	***	***			
					弾性合材(W400mm H80mm)	kg	****	****			
					差筋アンカー(D13)	本	***	***			
					バックアップ材(50×100 L2000mm)	本	**	**			
					(伸縮シート(W500mm以下))	m	***	***			
				[⑤密粒度As(13F)改質Ⅱ型 t=30mm]		m2	***	***			
					アスファルト舗装工(人力)	m2	***	***			
					伸縮装置補修工(上千年橋)	式	1	1			
				[全面切削 切削厚t=6cm超え12cm以下]		m2	***	***			
					路面切削	m2	***	***			
				[As切削材 DID有 D=5.0km以下 処分量有]		m3	**	**			
					殺運搬処理	m3	***	***			
					廃材運搬	t	**	**			
					処分量(As切削材)	m3	***	***			
				[複合床版防水]		m2	***	***			
					複合床版防水	m2	***	***			
					スパイラルパイプ(φ18)	m	***	***			
					成形目地材	m	***	***			
					埋設型伸縮装置補修	m	**	**			
				[補修 舗装厚内型 伸縮量50mm以下]		m	***	***			
					橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工	式	1	1			
					材料費	m	***	***			
					埋設型伸縮装置	m	**	**			
					プライマー材	kg	*	*			
					弾性合材(W400mm H80mm)	kg	****	****			
					差筋アンカー(D13)	本	**	**			
					バックアップ材(50×100 L2000mm)	本	**	**			
					(伸縮シート(W500mm以下))	m	***	***			
				[②密粒度As(13)改質Ⅱ型 t=40mm]		m2	***	***			
					アスファルト舗装工(機械)	m2	***	***			
					埋設型伸縮装置補修	m2	**	**			
				[⑤密粒度As(13F)改質Ⅱ型 t=30mm]		m2	***	***			
					アスファルト舗装工(機械)	m2	***	***			
					区画線設置	m	***	***			
					区画線設置(溶融式、実線15cm)	m	***	***			
					区画線設置(ハイト式、常温式、実線15cm)	m	**	**			

数量算定表

レベル1 工事区分	レベル2 工種	レベル3 種別	レベル4 細別	レベル5 規格	レベル6 積算要素	単位	当初数量		変更数量		概要	
							計算数量	計上数量	計算数量	計上数量		
共通仮設	共通仮設費	運搬費	建設機械運搬費	[路面切削機]	貨物自動車による運搬(1車1回)	台	**	*				
							**	*				
							**	*				
							**	*				青森～上千年橋
共通仮設	共通仮設費	安全費	交通誘導員		交通誘導員A 交通誘導員B	人日	***	**				
							***	**				
							***	**				
共通仮設	共通仮設費					人日	***	**				
							***	**				
							***	**				
共通仮設	共通仮設費					人日	***	**				
							***	**				
							***	**				
共通仮設	共通仮設費					人日	***	**				
							***	**				
							***	**				
共通仮設	共通仮設費					人日	***	**				
							***	**				
							***	**				
共通仮設	共通仮設費					人日	***	**				
							***	**				
							***	**				
共通仮設	共通仮設費					人日	***	**				
							***	**				
							***	**				

日常点検リスト（橋長15m以上）

日常点検(1次・橋長15m以上) 数量集計表

番号	橋梁番号	橋梁名	路線名	路線名	橋長(m)
1	211020001	〇〇橋(下り)	国道〇〇号	〇〇線	17
2	211020002	〇〇橋(上り)	国道〇〇号	〇〇線	17
3	211020003	〇〇大橋(下り)	国道〇〇号	〇〇線	195
4	211020004	〇〇大橋(上り)	国道〇〇号	〇〇線	195
5	211020005	〇〇橋(下り)	国道〇〇号	〇〇線	20
6	211020006	〇〇橋(上り)	国道〇〇号	〇〇線	20
7	211020007	〇〇橋(下り)	国道〇〇号	〇〇線	21
8	211020008	〇〇橋(上り)	国道〇〇号	〇〇線	21
9	211020009	〇〇高架橋(下り)	国道〇〇号	〇〇線	44
10	211020010	〇〇高架橋(上り)	国道〇〇号	〇〇線	44
11	211020011	〇〇橋	国道〇〇号	〇〇線	152
12	211020012	〇〇橋	国道〇〇号	〇〇線	70
13	211020013	〇〇大橋	国道〇〇号	〇〇線	336
14	211020014	〇〇橋	国道〇〇号	〇〇線	115
15	211020015	〇〇橋	国道〇〇号	〇〇線	134
16	211020016	〇〇橋	国道〇〇号	〇〇線	47
17	211020017	〇〇橋	国道〇〇号	〇〇線	140
18	211020018	〇〇橋	国道〇〇号	〇〇線	86
19	211020019	〇〇橋	国道〇〇号	〇〇線	75
20	211020020	〇〇橋	国道〇〇号	〇〇線	294
21	211020021	〇〇橋	国道〇〇号	〇〇線	50
22	211020022	〇〇橋	国道〇〇号	〇〇線	78
23	211020023	〇〇橋	国道〇〇号	〇〇線	181
24	211020024	〇〇橋	国道〇〇号	〇〇線	245
25	211020025	〇〇橋	国道〇〇号	〇〇線	110
26	211020026	〇〇橋	国道〇〇号	〇〇線	142
27	211020027	〇〇橋	国道〇〇号	〇〇線	64
28	211020028	〇〇橋(〇〇3号)	国道〇〇号	〇〇線	73
29	211020029	〇〇大橋	国道〇〇号	〇〇線	150
30	211020030	〇〇橋	国道〇〇号	〇〇線	17
31	211020031	〇〇橋	国道〇〇号	〇〇線	38
32	211020032	〇〇橋	国道〇〇号	〇〇線	19
33	211020033	〇〇橋	国道〇〇号	〇〇線	21
34	212820001	〇〇橋	国道〇〇号	〇〇線	62
35	212820002	〇〇橋	国道〇〇号	〇〇線	25
36	212820003	〇〇橋	国道〇〇号	〇〇線	26
37	213940010	〇〇橋	国道〇〇号	〇〇線	30
38	213940011	〇〇橋(〇〇橋)	国道〇〇号	〇〇線	70
39	213940013	〇〇橋(〇〇橋)	国道〇〇号	〇〇線	45
40	213940014	〇〇橋	国道〇〇号	〇〇線	60
41	213947012	〇〇橋	国道〇〇号	〇〇線	17
42	214540007	〇〇橋	国道〇〇号	〇〇線	17
43	214540008	〇〇橋	国道〇〇号	〇〇線	18
44	214540009	〇〇橋	国道〇〇号	〇〇線	54
45	214540010	〇〇橋(陸線橋)	国道〇〇号	〇〇線	37
46	220030001	〇〇橋	××××××線	〇〇線	17
47	220030002	〇〇橋	××××××線	〇〇線	162
48	220030004	〇〇橋	××××××線	〇〇線	67
49	220030005	〇〇橋	××××××線	〇〇線	23
50	220030006	〇〇橋	××××××線	〇〇線	23
51	220038003	〇〇側道橋	××××××線	〇〇線	162
52	220130001	〇〇橋	××××××線	〇〇線	20
53	220130002	〇〇橋	××××××線	〇〇線	30
54	220130003	〇〇橋	××××××線	〇〇線	138
55	220130004	〇〇橋	××××××線	〇〇線	274
56	220130005	〇〇橋	××××××線	〇〇線	37
57	220130007	〇〇橋	××××××線	〇〇線	18
58	220280008	〇〇橋	××××××線	〇〇線	22
59	220280009	〇〇橋	××××××線	〇〇線	16
60	220280010	〇〇橋	××××××線	〇〇線	17

番号	橋梁番号	橋梁名	路線名	路線名	橋長(m)
61	220280011	〇〇橋	〇〇線	〇〇線	61
62	220280012	〇〇橋	〇〇線	〇〇線	31
63	220280013	〇〇橋	〇〇線	〇〇線	20
64	220280014	〇〇橋	〇〇線	〇〇線	25
65	220280015	〇〇橋	〇〇線	〇〇線	31
66	220280016	〇〇橋	〇〇線	〇〇線	99
67	220280018	〇〇橋	〇〇線	〇〇線	43
68	220280019	〇〇橋	〇〇線	〇〇線	40
69	220280021	〇〇橋	〇〇線	〇〇線	115
70	220280023	〇〇橋	〇〇線	〇〇線	45
71	220280024	〇〇橋	〇〇線	〇〇線	26
72	220280026	〇〇橋	〇〇線	〇〇線	42
73	220280027	〇〇橋	〇〇線	〇〇線	94
74	220280028	〇〇橋	〇〇線	〇〇線	43
75	220280029	〇〇橋	〇〇線	〇〇線	30
76	220280030	〇〇橋	〇〇線	〇〇線	110
77	220280031	〇〇橋	〇〇線	〇〇線	111
78	220280032	〇〇橋	〇〇線	〇〇線	132
79	220280033	〇〇橋	〇〇線	〇〇線	18
80	220280034	〇〇橋	〇〇線	〇〇線	38
81	220288017	〇〇側道橋	〇〇線	〇〇線	49
82	220288020	〇〇側道橋	〇〇線	〇〇線	42
83	220300001	〇〇橋	〇〇線	〇〇線	16
84	220310001	〇〇橋	〇〇線	〇〇線	188
85	220310003	〇〇橋	〇〇線	〇〇線	55
86	220310004	〇〇橋	〇〇線	〇〇線	30
87	220310005	〇〇橋	〇〇線	〇〇線	30
88	220318002	〇〇側道橋	〇〇線	〇〇線	188
89	220350004	〇〇橋	〇〇線	〇〇線	22
90	220350005	〇〇橋	〇〇線	〇〇線	29
91	220350006	〇〇橋	〇〇線	〇〇線	18
92	220350007	〇〇橋	〇〇線	〇〇線	38
93	220370001	〇〇橋	〇〇線	〇〇線	53
94	220370002	〇〇橋	〇〇線	〇〇線	23
95	220370003	〇〇橋	〇〇線	〇〇線	36
96	220370004	〇〇橋	〇〇線	〇〇線	17
97	220370005	〇〇橋	〇〇線	〇〇線	20
98	220370006	〇〇橋	〇〇線	〇〇線	97
99	220370007	〇〇橋	〇〇線	〇〇線	19
100	220410001	〇〇橋	〇〇線	〇〇線	36
101	220410004	〇〇橋	〇〇線	〇〇線	43
102	220410005	〇〇橋	〇〇線	〇〇線	211
103	220410006	〇〇側道橋	〇〇線	〇〇線	37
104	220410007	〇〇橋	〇〇線	〇〇線	40
105	220410008	〇〇橋	〇〇線	〇〇線	345
106	231090001	〇〇陸線橋(上り)	××××××線	〇〇線	208
107	231090002	〇〇陸線橋(下り)	××××××線	〇〇線	208
108	231090004	〇〇橋	××××××線	〇〇線	204
109	231250001	〇〇橋	××××××線	〇〇線	61
110	231250003	〇〇橋	××××××線	〇〇線	15
111	231100001	〇〇側道橋	××××××線	〇〇線	555
112	231270001	〇〇側道橋	××××××線	〇〇線	17
113	231270002	〇〇側道橋	××××××線	〇〇線	17
114	231270003	〇〇橋	××××××線	〇〇線	57
115	231280001	〇〇橋	〇〇線	〇〇線	62
116	231280002	〇〇橋	〇〇線	〇〇線	16
117	231280003	〇〇橋	〇〇線	〇〇線	17
118	231280004	〇〇橋	〇〇線	〇〇線	32
119	231290001	〇〇橋	〇〇線	〇〇線	20
120	231290002	〇〇橋	〇〇線	〇〇線	18

番号	橋梁番号	橋梁名	路線名	路線名	橋長(m)
121	231290003	〇〇橋	〇〇線	〇〇線	35
122	231290004	〇〇橋	〇〇線	〇〇線	40
123	231290005	〇〇橋	〇〇線	〇〇線	24
124	231290006	〇〇橋	〇〇線	〇〇線	47
125	231290007	〇〇橋	〇〇線	〇〇線	23
126	231290008	〇〇橋	〇〇線	〇〇線	212
127	231290009	〇〇橋	〇〇線	〇〇線	91
128	231310001	〇〇橋	〇〇線	〇〇線	185
129	231310002	〇〇橋	〇〇線	〇〇線	185
130	231320001	〇〇橋	〇〇線	〇〇線	18
131	231330001	〇〇橋	××××××線	〇〇線	34
132	231330002	〇〇橋	××××××線	〇〇線	28
133	231350001	〇〇橋	××××××線	〇〇線	18
134	231350003	〇〇橋	××××××線	〇〇線	118
135	231360001	〇〇橋	××××××線	〇〇線	148
136	231440001	〇〇橋	××××××線	〇〇線	279
137	231460002	〇〇橋	××××××線	〇〇線	16
138	231460003	〇〇側道橋	××××××線	〇〇線	16
139	231480001	〇〇橋	××××××線	〇〇線	133
140	231480002	〇〇橋	××××××線	〇〇線	40
141	232010001	〇〇側道橋	××××××線	〇〇線	145
142	232010002	〇〇橋	××××××線	〇〇線	49
143	232020001	〇〇橋	〇〇線	〇〇線	21
144	232020003	〇〇橋	〇〇線	〇〇線	36
145	232020004	〇〇橋	〇〇線	〇〇線	41
146	232020005	〇〇橋	〇〇線	〇〇線	36
147	232020006	〇〇橋	〇〇線	〇〇線	41
148	232020007	〇〇橋	〇〇線	〇〇線	53
149	232020009	〇〇橋	〇〇線	〇〇線	21
150	232028008	〇〇橋	〇〇線	〇〇線	53
151	232040001	〇〇橋	〇〇線	〇〇線	22
152	232040002	〇〇橋	〇〇線	〇〇線	22
153	232040003	〇〇橋	〇〇線	〇〇線	36
154	232040004	〇〇橋	〇〇線	〇〇線	18
155	232040005	〇〇橋	〇〇線	〇〇線	22
156	232040006	〇〇橋	〇〇線	〇〇線	30
157	232600001	〇〇橋	〇〇線	〇〇線	144
158	232600002	〇〇橋	〇〇線	〇〇線	24
159	232600003	〇〇橋	〇〇線	〇〇線	52
160	232600004	〇〇側道橋	〇〇線	〇〇線	26
161	232600005	〇〇橋	〇〇線	〇〇線	21
162	232600007	〇〇橋	〇〇線	〇〇線	59
163	232608006	〇〇側道橋	〇〇線	〇〇線	23
164	232680001	〇〇橋	〇〇線	〇〇線	200
165	232680002	〇〇橋	〇〇線	〇〇線	114
166	232680003	〇〇橋	〇〇線	〇〇線	57
167	232820001	〇〇橋	〇〇線	〇〇線	35
168	233170001	〇〇橋	〇〇線	〇〇線	46
169	233170002	〇〇橋	〇〇線	〇〇線	115
170	233170003	〇〇橋	〇〇線	〇〇線	40
171	233170004	〇〇橋	〇〇線	〇〇線	25

橋長15m以上橋梁 合計 Σ=171橋

日常点検リスト（橋長15m未満）

【No.1】 施工数量集計表 (橋長15m未満) (1次点検) 日常点検

番号	橋梁番号	橋梁名	路線名	番号	橋梁番号	橋梁名	路線名	番号	橋梁番号	橋梁名	路線名	番号	橋梁番号	橋梁名	路線名
1	211021501	〇〇1号橋(仮)	国道〇〇号	75	220281502	〇〇橋	線	149	231091502	〇〇1号橋	〇〇〇〇〇〇線	223	231961502	〇〇1号橋(仮)	××××××線
2	211021502	〇〇2号橋	国道〇〇号	76	220281503	〇〇1号	線	150	231011501	〇〇橋	〇〇〇〇〇〇線	224	231961503	〇〇3号橋	××××××線
3	211021503	〇〇3号橋	国道〇〇号	77	220281504	〇〇橋	線	151	231011502	〇〇橋	〇〇〇〇〇〇線	225	231961504	〇〇橋	××××××線
4	211021504	〇〇橋	国道〇〇号	78	220281505	〇〇1号	線	152	231011503	〇〇橋	〇〇〇〇〇〇線	226	231961505	〇〇3号橋	××××××線
5	211021505	〇〇1号橋	国道〇〇号	79	220281506	〇〇橋	線	153	231011504	〇〇橋	〇〇〇〇〇〇線	227	231981501	〇〇1号橋	××××××線
6	211021506	〇〇陸橋	国道〇〇号	80	220281507	〇〇1号	線	154	231011505	〇〇橋	〇〇〇〇〇〇線	228	231991502	〇〇橋	××××××線
7	211021507	〇〇1号橋	国道〇〇号	81	220281508	〇〇橋	線	155	231011506	〇〇橋	〇〇〇〇〇〇線	229	232021501	第2〇〇橋	××××××線
8	211021508	〇〇橋	国道〇〇号	82	220281509	〇〇橋	線	156	231011507	〇〇1号橋	〇〇〇〇〇〇線	230	232021502	〇〇橋	××××××線
9	211021509	〇〇橋	国道〇〇号	83	220281510	〇〇橋	線	157	231011508	〇〇1号橋	〇〇〇〇〇〇線	231	232021503	〇〇1号橋	××××××線
10	211021510	〇〇橋	国道〇〇号	84	220301502	〇〇2号	線	158	231161501	〇〇橋	〇〇〇〇〇〇線	232	232041501	〇〇1号橋(仮)	××××××線
11	211021511	〇〇1号橋	国道〇〇号	85	220301503	〇〇1号	線	159	231171501	〇〇2号橋	〇〇〇〇〇〇線	233	232041502	〇〇橋	××××××線
12	211021512	〇〇3号橋	国道〇〇号	86	220301504	第1〇〇(仮)	線	160	231171502	〇〇2号歩道橋	〇〇〇〇〇〇線	234	232041502	〇〇橋	××××××線
13	211021513	〇〇橋	国道〇〇号	87	220301505	第2〇〇(仮)	線	161	231261501	〇〇橋	〇〇〇〇〇〇線	235	232041503	〇〇1号橋	××××××線
14	211021514	〇〇橋	国道〇〇号	88	220301506	第3〇〇(仮)	線	162	231261502	〇〇橋	〇〇〇〇〇〇線	236	232041504	〇〇橋	××××××線
15	211021515	〇〇1号橋(仮)	国道〇〇号	89	220301507	〇〇1号	線	163	231261503	〇〇橋	〇〇〇〇〇〇線	237	232051501	〇〇1号橋	××××××線
16	211021516	〇〇橋	国道〇〇号	90	220311501	〇〇橋	線	164	231271501	〇〇橋	××××××線	238	232261501	〇〇1号橋	××××××線
17	211021517	〇〇橋	国道〇〇号	91	220311502	〇〇橋	線	165	231271502	〇〇橋	××××××線	239	232371501	〇〇橋	××××××線
18	211021518	〇〇1号橋	国道〇〇号	92	220311503	〇〇橋	線	166	231271503	〇〇橋	××××××線	240	232391501	〇〇橋	××××××線
19	211021519	〇〇橋	国道〇〇号	93	220311504	〇〇橋	線	167	231271504	〇〇橋	××××××線	241	232391502	〇〇橋	××××××線
20	211021520	〇〇1号橋	国道〇〇号	94	220311505	〇〇橋	線	168	231271505	〇〇橋	××××××線	242	232391503	〇〇橋	××××××線
21	211021521	〇〇橋	国道〇〇号	95	220311506	〇〇1号(仮)	線	169	231271506	〇〇橋	××××××線	243	232601501	第1〇〇橋	××××××線
22	211021522	〇〇2号橋	国道〇〇号	96	220311507	〇〇橋	線	170	231281501	〇〇橋	××××××線	244	232601502	第2〇〇橋	××××××線
23	211021523	〇〇4号橋	国道〇〇号	97	220311508	〇〇橋	線	171	231291501	〇〇1号橋	××××××線	245	232601503	〇〇1号橋	××××××線
24	211021524	〇〇5号橋	国道〇〇号	98	220311509	〇〇橋	線	172	231291502	〇〇2号橋	××××××線	246	232601504	〇〇1号橋(仮)	××××××線
25	212821501	〇〇2号橋	国道〇〇号	99	220311510	〇〇橋	線	173	231291503	〇〇橋	××××××線	247	232601505	〇〇1号橋	××××××線
26	212821502	〇〇歩道橋	国道〇〇号	100	220311511	〇〇橋	線	174	231291504	〇〇橋	××××××線	248	232601506	〇〇1号橋	××××××線
27	212821503	〇〇3号橋	国道〇〇号	101	220311512	〇〇橋	線	175	231291505	〇〇橋	××××××線	249	232601507	〇〇1号橋(仮)	××××××線
28	212821504	〇〇1号橋	国道〇〇号	102	220311513	〇〇橋	線	176	231291506	〇〇橋	××××××線	250	232681501	〇〇橋	△△△△△△線
29	212821505	〇〇4号橋	国道〇〇号	103	220311514	〇〇橋	線	177	231291507	〇〇橋	××××××線	251	232681502	〇〇橋	△△△△△△線
30	213391501	〇〇1号橋(仮)	国道〇〇号	104	220311515	〇〇橋	線	178	231291508	〇〇1号橋(仮)	××××××線	252	232681503	〇〇橋	△△△△△△線
31	213391502	〇〇2号橋	国道〇〇号	105	220311516	〇〇橋	線	179	231301501	〇〇橋	××××××線	253	232681504	〇〇橋	△△△△△△線
32	213391503	〇〇号橋(仮)	国道〇〇号	106	220311517	〇〇歩道橋	線	180	231301502	第2〇〇橋	××××××線	254	232681505	〇〇橋	△△△△△△線
33	213391504	〇〇3号橋	国道〇〇号	107	220311518	〇〇橋	線	181	231311501	〇〇橋	〇〇〇〇〇〇線	255	232681506	〇〇1号橋	△△△△△△線
34	213391505	〇〇4号橋	国道〇〇号	108	220311519	〇〇橋	線	182	231311502	〇〇橋	〇〇〇〇〇〇線	256	232681507	〇〇2号橋	△△△△△△線
35	213391506	〇〇橋	国道〇〇号旧道	109	220311520	〇〇橋	線	183	231311503	〇〇橋	〇〇〇〇〇〇線	257	232681508	〇〇橋	△△△△△△線
36	213391507	〇〇橋	国道〇〇号旧道	110	220351501	〇〇1号	線	184	231311504	〇〇橋	〇〇〇〇〇〇線	258	232681509	〇〇橋	△△△△△△線
37	213391508	〇〇橋	国道〇〇号旧道	111	220351502	〇〇2号	線	185	231311505	〇〇橋	〇〇〇〇〇〇線	259	232681510	〇〇1号橋(仮)	△△△△△△線
38	213941501	〇〇橋	国道〇〇号	112	220351503	〇〇1号	線	186	231311506	〇〇街道橋	〇〇〇〇〇〇線	260	232681512	〇〇見張	△△△△△△線
39	213941502	〇〇橋	国道〇〇号	113	220351504	〇〇橋	線	187	231311507	〇〇1号橋(仮)	〇〇〇〇〇〇線	261	232821501	〇〇1号橋	△△△△△△線
40	214541501	第2〇〇橋	国道〇〇号	114	220351505	〇〇歩道橋	線	188	231311501	〇〇橋	〇〇〇〇〇〇線	262	232821502	〇〇1号橋	△△△△△△線
41	214541502	〇〇第2号	国道〇〇号	115	220351506	〇〇橋	線	189	231351501	〇〇1号橋	〇〇〇〇〇〇線	263	232821503	〇〇1号橋	△△△△△△線
42	214541503	〇〇第1号橋(仮)	国道〇〇号	116	220351507	〇〇2号(仮)	線	190	231351502	〇〇1号橋	〇〇〇〇〇〇線	264	232821504	〇〇2号橋	△△△△△△線
43	220031501	〇〇橋	××××××線	117	220371501	〇〇1号(仮)	線	191	231351503	〇〇橋	〇〇〇〇〇〇線	265	232821505	〇〇3号橋	△△△△△△線
44	220031502	向陽橋	××××××線	118	220371502	〇〇1号	線	192	231351504	〇〇橋	〇〇〇〇〇〇線	266	232821506	〇〇4号橋	△△△△△△線
45	220031503	〇〇橋	××××××線	119	220371503	〇〇1号歩道橋	線	193	231351505	〇〇橋	〇〇〇〇〇〇線	267	232851501	〇〇1号橋(仮)	△△△△△△線
46	220031504	〇〇1号	××××××線	120	220381501	〇〇橋	線	194	231351506	〇〇2号橋	〇〇〇〇〇〇線	268	232851502	〇〇橋	〇〇〇〇〇〇線
47	220031505	〇〇2号	××××××線	121	220381502	〇〇1号(仮)	線	195	231351507	〇〇2号橋	〇〇〇〇〇〇線	269	232851503	〇〇2号橋	〇〇〇〇〇〇線
48	220031506	〇〇橋	××××××線	122	220381503	〇〇橋	線	196	231351508	〇〇1号橋	〇〇〇〇〇〇線	270	232851504	〇〇4号橋	〇〇〇〇〇〇線
49	220031507	〇〇橋	××××××線	123	220381504	〇〇橋	線	197	231351509	〇〇3号橋	〇〇〇〇〇〇線	271	233171501	〇〇1号橋	〇〇〇〇〇〇線
50	220031508	〇〇橋	××××××線	124	220381505	〇〇橋	線	198	231361501	〇〇1号橋	〇〇〇〇〇〇線	272	233171502	〇〇2号橋	〇〇〇〇〇〇線
51	220031509	〇〇橋	××××××線	125	220411501	〇〇1号	線	199	231361502	〇〇1号橋(仮)	〇〇〇〇〇〇線	273	233171503	〇〇橋	〇〇〇〇〇〇線
52	220031510	〇〇2号橋	××××××線	126	220411502	〇〇2号	線	200	231361503	〇〇1号橋	〇〇〇〇〇〇線	274	233171504	〇〇橋	〇〇〇〇〇〇線
53	220031511	〇〇4号	××××××線	127	220411503	〇〇〇〇橋	線	201	231361504	〇〇2号橋(仮)	〇〇〇〇〇〇線	275	233171505	〇〇3号橋	〇〇〇〇〇〇線
54	220031512	〇〇3号	××××××線	128	220411504	〇〇橋	線	202	231361505	〇〇3号橋(仮)	〇〇〇〇〇〇線	276	233171506	〇〇4号橋	〇〇〇〇〇〇線
55	220031513	〇〇橋	××××××線	129	220411505	〇〇橋	線	203	231361506	〇〇3号橋	〇〇〇〇〇〇線	277	233171507	〇〇5号橋	〇〇〇〇〇〇線
56	220031514	〇〇橋	××××××線	130	220411506	〇〇1号(仮)	線	204	231441501	〇〇橋	〇〇〇〇〇〇線	278	233171508	〇〇6号橋	〇〇〇〇〇〇線
57	220031515	〇〇橋	××××××線	131	220411507	〇〇2号(仮)	線	205	231441502	〇〇橋	〇〇〇〇〇〇線	279	233171509	〇〇橋	〇〇〇〇〇〇線
58	220031516	〇〇橋	××××××線	132	220411508	〇〇橋	線	206	231441503	〇〇橋	〇〇〇〇〇〇線	280	233171510	〇〇橋	〇〇〇〇〇〇線
59	220031517	〇〇1号	××××××線	133	220411509	〇〇橋	線	207	231441504	〇〇1号橋	〇〇〇〇〇〇線	281	233171511	〇〇橋	〇〇〇〇〇〇線
60	220031518	〇〇橋	××××××線	134	220411510	〇〇歩道橋	線	208	231461501	〇〇1号橋	〇〇〇〇〇〇線	282	233171512	〇〇橋	〇〇〇〇〇〇線
61	220031519	〇〇橋	××××××線	135	220411511	〇〇1号(仮)	線	209	231461502	〇〇歩道橋	〇〇〇〇〇〇線	283	233171513	〇〇4号橋	〇〇〇〇〇〇線
62	220031520	〇〇2号	××××××線	136	220411512	〇〇橋	線	210	231461503	〇〇側道橋	〇〇〇〇〇〇線	284	233171514	〇〇橋	〇〇〇〇〇〇線
63	220311501	〇〇	△△△△△△線	137	220411513	〇〇橋	線	211	231471501	〇〇1号橋(仮)	〇〇〇〇〇〇線				
64	220311502	〇〇橋	△△△△△△線	138	220411514	〇〇橋	線	212	231471502	〇〇橋	〇〇〇〇〇〇線				
65	220311503	乳井1号	△△△△△△線	139	220411515	〇〇1号	線	213	231471503	〇〇1号橋(仮)	〇〇〇〇〇〇線				
66	220311504	〇〇橋	△△△△△△線	140	220411516	〇〇橋	線	214	231481501	〇〇1号橋(仮)	〇〇〇〇〇〇線				
67	220311505	〇〇堂	△△△△△△線	141	220411517	〇〇橋	線	215	231481502	〇〇1号橋(仮)	〇〇〇〇〇〇線				</

追跡調査 橋梁リスト

橋梁維持工事 追跡調査リスト ○○地域県民局管内

整理番号	橋梁番号	橋梁名	橋長(m)	路線名
1	211020012	××××橋	**	国道○○号
2	211020013	××××橋	***	国道○○号
3	211020015	××××橋	***	国道○○号
4	211020022	××××橋	**	国道○○号
5	211020023	××××橋	***	国道○○号
6	211020030	××××橋	**	国道○○号
7	212820001	××××橋	**	国道○○号
8	214540008	第一××××橋	**	国道○○号
9	220130004	××××橋	***	○○○○○○線
10	220370004	××××橋	**	○○○○○○線
11	220370006	××××橋	**	△△△△△線
12	220410005	××××橋	***	□□□環状線
13	231100001	××××跨線橋	***	×××××線
14	231310001	××××橋	***	×××××線
15	231350003	××××橋	***	◇◇◇◇◇線
16	231360001	××××橋	***	○○○○○○線
17	231480001	××××橋	***	△△△△△線
18	232010001	××××跨線橋	***	△△△△△線
19	232820001	××××橋	**	○○○○○○線

伸縮装置補修工

種 別	計 算 式	数 量
1)伸縮装置補修	埋設型伸縮装置、伸縮量50mm以下	
A1橋台部	L= 9.15 =	9.15 m
P1橋脚部	L= 9.15 =	9.15
P5橋脚部	L= 9.15 =	9.15
A2橋台部	L= 9.15 =	9.15
	合 計 L=	36.60 m
2)路面切削	带状切削、切削厚 t=3cm	
A1橋台部	幅員 延長 箇所数 A= 9.15 × 2.0 × 2 =	36.60 m ²
P1橋脚部	幅員 延長 箇所数 A= 9.15 × 2.0 × 2 =	36.60
P5橋脚部	幅員 延長 箇所数 A= 9.15 × 2.0 × 2 =	36.60
A2橋台部	幅員 延長 箇所数 A= 9.15 × 2.0 × 2 =	36.60
	合 計 A=	146.40 m ²
廃材運搬	V= 146.4 × 0.03 =	4.39 m ³
処分重量 (参考)	As単位重量 2.35 t/m ³	
	W= 4.39 × 2.35 =	10.30 t
3)表層	⑤密粒度As (13F) 改質Ⅱ型 t=30mm	
A1橋台部	A= 36.6 =	36.60 m ²
P1橋脚部	A= 36.6 =	36.60
P5橋脚部	A= 36.6 =	36.60
A2橋台部	A= 36.6 =	36.60
	合 計 A=	146.40 m ²

伸縮装置補修工（材料費）

種 別	計 算 式	数 量
1)伸縮装置補修	埋設型伸縮装置、伸縮量50mm以下	
A1橋台部	L= 9.15 =	9.15 m
P1橋脚部	L= 9.15 =	9.15
P5橋脚部	L= 9.15 =	9.15
A2橋台部	L= 9.15 =	9.15
合 計 L=		36.60 m
2)プライマー材		
A1橋台部	W= (0.40 + 0.08 × 2) × 9.15 × 0.5kg/m ² =	2.56 kg
P1橋脚部	W= (0.40 + 0.08 × 2) × 9.15 × 0.5kg/m ² =	2.56
P5橋脚部	W= (0.40 + 0.08 × 2) × 9.15 × 0.5kg/m ² =	2.56
A2橋台部	W= (0.40 + 0.08 × 2) × 9.15 × 0.5kg/m ² =	2.56
合 計 L=		10.25 kg
3)弾性合材	単位重量 2,100kg/m ³	
A1橋台部	W= 0.40 × 0.08 × 9.15 × 1.2(口ス) × 2100kg/m ³ =	737.86 kg
P1橋脚部	W= 0.40 × 0.08 × 9.15 × 1.2(口ス) × 2100kg/m ³ =	737.86
P5橋脚部	W= 0.40 × 0.08 × 9.15 × 1.2(口ス) × 2100kg/m ³ =	737.86
A2橋台部	W= 0.40 × 0.08 × 9.15 × 1.2(口ス) × 2100kg/m ³ =	737.86
合 計 L=		2951.42 kg
4)差筋アンカー		
A1橋台部	N= 9.15 × 16本/m =	147 本
P1橋脚部	W= 9.15 × 16本/m =	147
P5橋脚部	W= 9.15 × 16本/m =	147
A2橋台部	W= 9.15 × 16本/m =	147
合 計 L=		588 本
5)バックアップ材	50×100×L2000mm	
	N= 19.0 =	19 本

伸縮装置補修工

種 別	計 算 式	数 量
1)伸縮装置補修	埋設型伸縮装置、伸縮量50mm以下	
A1橋台部	L= 6.0 =	6.0 m
P1橋脚部	L= 6.0 =	6.0
P2橋脚部	L= 6.0 =	6.0
P3橋脚部	L= 6.0 =	6.0
A2橋台部	L= 6.0 =	6.0
	合 計 L=	30.0 m
2)路面切削	全面切削、切削厚 t=7cm	
	A= 57.0m × 6.0m - 0.4m × 6.0m × 5 =	330.0 m ²
	合 計 A=	330.0 m ²
廃材運搬	V= 330.0 × 0.07 =	23.10 m ³
処分重量 (参考)	As単位重量 2.35 t/m ³	
	W= 23.10 × 2.35 =	54.30 t
3)表層	②密粒度As (13) 改質Ⅱ型 t=40mm	
	A= 57.0m × 6.0m - 0.4m × 6.0m × 5 =	330.0 m ²
	合 計 A=	330.0 m ²
	⑤密粒度As (13F) 改質Ⅱ型 t=30mm	
	A= 57.0m × 6.0m - 0.4m × 6.0m × 5 =	330.0 m ²
	合 計 A=	330.0 m ²

伸縮装置補修工（材料費）

種 別	計 算 式	数 量
1)伸縮装置補修	埋設型伸縮装置、伸縮量50mm以下	
		m
A1橋台部	L= 6.0 =	6.0
P1橋脚部	L= 6.0 =	6.0
P2橋脚部	L= 6.0 =	6.0
P3橋脚部	L= 6.0 =	6.0
A2橋台部	L= 6.0 =	6.0
	合 計 L=	30.0 m
2)プライマー材		
		kg
A1橋台部	W= (0.40 + 0.08 × 2) × 6.0 × 0.5kg/m ² =	1.68
P1橋脚部	W= (0.40 + 0.08 × 2) × 6.0 × 0.5kg/m ² =	1.68
P2橋脚部	W= (0.40 + 0.08 × 2) × 6.0 × 0.5kg/m ² =	1.68
P3橋脚部	W= (0.40 + 0.08 × 2) × 6.0 × 0.5kg/m ² =	1.68
A2橋台部	W= (0.40 + 0.08 × 2) × 6.0 × 0.5kg/m ² =	1.68
	合 計 L=	8.40 kg
3)弾性合材	単位重量 2,100kg/m ³	
		kg
A1橋台部	W= 0.40 × 0.08 × 6.0 × 1.2(口ス) × 2100kg/m ³ =	483.84
P1橋脚部	W= 0.40 × 0.08 × 6.0 × 1.2(口ス) × 2100kg/m ³ =	483.84
P2橋脚部	W= 0.40 × 0.08 × 6.0 × 1.2(口ス) × 2100kg/m ³ =	483.84
P3橋脚部	W= 0.40 × 0.08 × 6.0 × 1.2(口ス) × 2100kg/m ³ =	483.84
A2橋台部	W= 0.40 × 0.08 × 6.0 × 1.2(口ス) × 2100kg/m ³ =	483.84
	合 計 L=	2419.20 kg
4)差筋アンカー		
		本
A1橋台部	N= 6.0 × 16本/m =	96.0
P1橋脚部	N= 6.0 × 16本/m =	96.0
P2橋脚部	N= 6.0 × 16本/m =	96.0
P3橋脚部	N= 6.0 × 16本/m =	96.0
A2橋台部	N= 6.0 × 16本/m =	96.0
	合 計 L=	480.0 本
5)ハックアップ材	50 × 100 × L2000mm N= 16.0	
		本
	=	16
	参考1-57	

様式例

工事費内訳書

平成 年 月 日

商号又は名称

代表者氏名

受任者氏名

印

工事番号 第〇〇〇号

工事名 平成25年度 〇〇〇県民局管内 橋梁維持工事

積算担当者氏名

レベル1 工事区 分	レベル2 工種	レベル3 種別	レベル4・5 細別・規格	単位	数量	金額(円)	摘要
《本工事費》施工数量 N = 455.00 橋							
				式	1	0	
	橋梁調査工			式	1	0	
		日常点検		式	1	0	
		日常点検		橋	455		
	橋梁清掃工			式	1	0	
		清掃工		式	1	0	
		路面清掃		km	12.3		
		伸縮装置、排水樹、支承清掃		橋	56		
	橋梁維持工			式	1	0	
		橋梁補修工		式	1	0	
		断面修復工		m3	1.4		
		クラック注入工		m	69		
	緊急措置工			式	1	0	
		上部工補修工		式	1	0	

		コンクリート叩落工 防錆処理含む	橋	10		
		仮設高欄設置工 ガードレール型	m	23		
	追跡調査工		式	1	0	
	追跡調査工		式	1	0	
		追跡調査 春、秋	橋	38		
	小規模補修工		式	1	0	
		伸縮装置補修工(〇〇〇橋)	式	1	0	
		路面切削 带状切削 t=3cm以下	m ²	146		
		殻運搬処理	m ³	4		
		埋設型伸縮装置補修 補修 伸縮量50mm以下	m	36.6		
		表層 ⑤密粒度As(13F)改質Ⅱ型 t=30mm	m ²	146		
		伸縮装置補修工(〇〇〇橋)	式	1	0	
		路面切削 切削厚 t=6cm超え12cm以下	m ²	330		
		殻運搬処理	m ³	23		
		橋面防水 複合床版防水	m ²	330		
		埋設型伸縮装置補修 補修 伸縮量50mm以下	m	30		
		表層 ②密粒度As(13)改質Ⅱ型 t=40mm	m ²	330		
		表層 ⑤密粒度As(13F)改質Ⅱ型 t=30mm	m ²	330		
		区画線設置	m	143		
	直接工事費計				0	
	共通仮設		式	1	0	

	共通仮設費		式	1	0	
	運搬費		式	1	0	
	建設機械運搬費		式	1		
	安全費		式	1	0	
	交通誘導員		式	1		
	共通仮設費(率分)		式	1		
純工事費					0	
現場管理費			式	1		
工事原価					0	
一般管理費等			式	1		
工事価格					0	
合計(消費税抜き)					0	

注1 記入は、設計図書に規定する工事内容に基づき行うこと。(「値引き」等、県の積算項目にない項目は計上しないこと。)

2 受任者氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

3 合計(消費税抜き)が入札書の金額と一致するものであること。

対策工事報告書

工事概要（様式1）

		報告書作成年月日	
工事番号	工事名		
橋梁番号	事務所名		
キョウリョウメイ 橋梁名	路線名		
	施工業者	主任技術者	
工期		工事金額	
工事概要			
内訳番号	工事内容（径間番号・部材名・工法・数量）		
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

更新の場合は、工事概要の記載を省略する。

対策工事報告書

施工状況写真（様式2）

工事番号	工事名	側面	写真ファイル名：
正面			
路上		路下	写真ファイル名：

対策工事報告書

工事写真（様式3）

工事番号		工事名	内訳番号
施工前			施工後
写真ファイル名：			
写真ファイル名：			写真ファイル名：

清掃・維持工事報告書

工事写真(様式2)

工事番号		工事名	内訳番号
現地状況：		清掃・維持工事状況：	
	施工前		施工後
写真ファイル名：			写真ファイル名：

緊急措置報告書

工事番号		工事名			報告書作成年月日
橋梁番号		事務所名			
キョウリョウメイ 橋梁名		路線名			
		施工業者	主任技術者		
工期		工事金額			
現地状況：		緊急措置状況：			
施工前		施工後			
写真ファイル名：					写真ファイル名：

パトロールチェックシート

橋梁名		点検年月日	
路線名		点検者 (所属・氏名)	
チェック項目		コメント欄	
check 1 路面			
舗装・床版に穴があいている			
大きなひび割れがある			
大きなわだちぼれがある			
路肩付近に雨水が滞水している			
check 2 高欄・防護柵			
事故などによって変形、破損している			
鉄筋の露出がある(コンクリート部材)			
check 3 地覆			
事故などによって破損している			
check 4 伸縮装置			
走行時に異常音がある			
交通の支障となる大きな段差がある			
伸縮装置付近に滞水がある			
橋梁検査員の所見(橋梁検査員氏名: _____)			

チェックした項目について、変状と位置を確認することができる写真を添付すること。

また、特に報告が必要な事項については、コメント欄に記載すること。

異常時点検チェックシート

(地震時)

橋梁名		点検年月日	
路線名		点検者 (所属・氏名)	
チェック項目		コメント欄	
check 1 高欄・防護柵			
変形、破損がある			
段差、ずれ、曲がりがある			
check 2 伸縮装置			
段差やずれがある			
遊間異常(遊間がない、広い)			
check 3 支承部			
支承に損傷がある			
沓座モルタル・台座コンクリートが破損している			
落橋防止装置が破損している			
check 4 鋼上部工			
主桁、横桁、対傾構が変形・破損している			
check 5 コンクリート上部工			
主桁、横桁等が変形・破損している			
主桁、横桁に大きなひび割れがある			
check 6 コンクリート下部工			
橋脚・橋台が変形(傾斜)している			
橋脚・橋台に大きなひび割れがある			
橋梁検査員の所見(橋梁検査員氏名:)			

チェックした項目について、変状と位置を確認することができる写真を添付すること。

また、特に報告が必要な事項については、コメント欄に記載すること。

異常時点検チェックシート

(出水時)

橋梁名		点検年月日	
路線名		点検者 (所属・氏名)	
チェック項目		コメント欄	
check 1 下部工			
橋脚・橋台が変形(沈下・傾斜・移動)している			
橋脚・橋台に洗掘が見られる			
橋梁検査員の所見(橋梁検査員氏名:)			

チェックした項目について、変状と位置を確認することができる写真を添付すること。

また、特に報告が必要な事項については、コメント欄に記載すること。

日常点検チェックシート

橋梁名		点検年月日	
路線名		点検者 (所属・氏名)	
<路 上>		コメント欄	
check 1 路面			
舗装・床版に穴があいている			
大きなひび割れがある			
大きなわだちぼれがある			
路肩付近に雨水が滞水している			
亀甲状のひび割れがある			
check 2 高欄・防護柵			
事故などによって変形、破損がある			
鉄筋が露出している(コンクリート部材)			
段差、ずれ、曲がりがある			
check 3 地覆			
事故などによって壊されている			
段差、ずれ、曲がりがある			
排水装置付近に滞水がある			
check 4 伸縮装置			
走行時に異常音がある			
大きな段差がある(約10mm以上)			
異常遊間がある			
大きな損傷がある			
土砂詰まりがある			
排水装置付近に滞水がある			
check 5 排水ます			
排水ますに土砂詰まりがある			
排水ます付近に雨水が滞水している			
排水装置付近に滞水がある			

<路下(上部工)>		コメント欄	
check 6 支承			
亀裂、破損、変形がある			
沓座モルタルがほぼ破損している			
ボルトの欠損・ゆるみがある			
支承周辺に土砂堆積がある			
著しく錆びている			
支承にたたき音がある			

参考図書 2
(地域維持型契約)

「〇〇〇道路等維持補修業務委託」公募型プロポーザル募集要領

〈平成〇年度版〉

1 目的

この要領は、地域の安全安心を守るために、地域に密着した維持管理業務を実施できる体制を確保するため、「〇〇〇道路等維持補修業務委託」において、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により業務受託者を募集する際の手続きについて必要な事項を定める。

2 委託業務の概要

(1) 業務名

〇〇〇道路等維持補修業務委託

(2) 業務内容

「〇〇〇道路維持補修業務（以下「本業務」という。）」は、〇〇土木事務所管内（〇〇町、〇〇町、〇〇町、〇〇村）の次に掲げる道路、河川等の維持管理業務とする。

【 複数単価契約 】

① 道路維持補修業務	19 路線	L=	230.6	k m
② 舗装維持修繕業務	19 路線	L=	230.6	k m
③ 河川維持管理業務	18 河川	L=	206.4	k m
④ 砂防施設維持管理業務		N=	91	箇所
⑤ 地すべり施設維持管理業務		N=	18	箇所
⑥ 急傾斜施設維持管理業務		N=	16	箇所
⑦ 一般除雪業務	12 路線	L=	164.9	k m
⑧ 春先除雪業務	3 路線	L=	20.9	k m

【 総価契約 】

⑨ 道路除草業務		A=	72,500.0	m ²
⑩ 道路植栽管理業務		A=	6,261.2	m ²
⑪ 路面清掃業務		L=	161.0	k m
⑫ 落石防護柵設置撤去業務		A=	582.0	m ²
⑬ 防護柵補修業務		L=	1,267.0	m
⑭ 河川除草伐木業務		A=	48,092.0	m ²
⑮ スノーポール設置撤去業務		N=	4,686	本
⑯ 防雪柵設置撤去業務		L=	731.8	m
⑰ 休日道路パトロール業務	4 路線	L=	119.9	k m

(3) 履行期限

平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までとする。

3 参加資格等

提案書を提出する際の参加資格等の要件は、次の各号を全て満たすこととする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 建設業法(昭和24年法律第100号)の許可業種 土木工事業及びとび・土木工事業の許可を得ている者であること。(建設業許可書を参加表明書に添付すること。)

- (3) ○○県建設工事等入札参加資格制限措置要綱に基づく入札参加資格制限中でないこと。
- (4) ○○県○○○建設事務所管内に主たる営業所（本店）（建設業法（昭和24年法律第100号）第7条における経營業務の管理責任者を置く営業所）を有すること。
（建設業許可書、法人登記簿等、証明できるものを参加表明書に添付すること。）
- (5) 過去5年間に国及び地方公共団体から、次に示す業務を受注した実績（元請けとしての実績に限る）があること。（協同組合等の場合は構成員の実績で可とする。）
なお、除雪業務については2年間以上の実績があること。
（実績等の確認ができる資料は、提出書類（様式5-3「受注業務実績」）によるものとする。）
- ① 同種業務：道路除草業務、道路植栽管理業務、河川除草業務、河川伐木業務
 - ② 除雪業務
- (6) 本業務においては、○○土木事務所管内に主任技術者を専任で常時1名以上を配置できる者であること。
（専任で常時配置できる主任技術者の名簿は、提出書類（様式5-1「業務実施体制」）によるものとする。）
- (7) 本業務においては、○○土木事務所管内各町村毎に業務担当者を各1名以上、作業員を各2名以上配置できる者であること。
また、除雪作業期間においては、○○土木事務所管内各町村毎に除雪の情報連絡員を各1名以上、○○土木事務所管内に除雪機械オペレータを26名以上配置できる者であること。
なお、業務担当者は情報連絡員を兼務することができるものとする。
（「業務担当者及び除雪の情報連絡員」、「作業員及び除雪機械オペレータ」の名簿は、提出書類（様式5-1「業務実施体制」）によるものとする。）
- (8) 本業務に関する技術力（安全性や品質確保）や業務の改善のために行うモニター調査に協力できる者であること。

4 提案課題、評価項目・配点

評価項目・配点は、下表のとおりとする。

評価項目 (配点)	評価の着目点		判断基準
配置予定技術者 (70点)	主任技術者	技術者が有する技術者資格及びその専門分野 (10点)	以下の順位で評価する。 ① 1級土木施工管理技士（1名以上） ② 1級建設機械施工技士（1名以上） ③ 2級土木施工管理技士（1名以上） ④ 2級建設機械施工技士（1名以上） ※上記以外は評価しない。 (様式5-2-1「主任技術者主要業務実績表」)
		過去5年間の同種・除雪業務の実績内容 (5点)	以下の順位で評価する。 ① 同種・除雪の両業務の実績がある（1名以上） ② 除雪業務の実績がある（1名以上） ※上記以外は評価しない。

評価項目 (配点)	評価の着目点	判断基準	
		様式5-2-1「主任技術者主要業務実績表」)	
	配置 (5点)	以下の順位で評価する。 ① 専任で2名以上配置する ※上記以外は評価しない。 (様式5-1「業務実施体制」)	
	業務担当者及び除雪の情報連絡員	技術者が有する技術者資格及びその専門分野 (5点)	以下の順位で評価する。 ① 1級土木施工管理技士 (4名以上) ② 2級土木施工管理技士以上 (4名以上) ※上記以外は評価しない。 (様式5-2-2「業務担当者及び除雪の情報連絡員主要業務実績表」)
		過去5年間の同種・除雪業務の実績内容 (10点)	以下の順位で評価する。 ① 同種・除雪の両業務の実績がある (4名以上) ② 除雪業務の実績がある (4名以上) ※上記以外は評価しない。 (様式5-2-2「業務担当者及び除雪の情報連絡員主要業務実績表」)
	配置 (5点)	以下の順位で評価する。 ① 8名以上配置する ② 6名以上配置する ※上記以外は評価しない。 (様式5-1「業務実施体制」)	
作業員及び除雪機械オペレータ	技術者が有する技術者資格及びその専門分野 (10点)	以下の順位で評価する。 ① 作業員：大型自動車免許 (8名以上) + 除雪機械オペレータ：大型特殊自動車免許(26名以上) + 大型自動車免許 (3名以上) ② 作業員：大型自動車免許 (4名以上) + 除雪機械オペレータ：大型特殊自動車免許(23名以上) + 大型自動車免許 (3名以上) ※上記以外は評価しない。 (様式5-2-3「作業員及び除雪機械オペレータ主要業務実績表」)	
		過去5年間の同種・除雪業務の実績内容 (10点)	以下の順位で評価する。 ① 作業員：同種業務の実績がある (8名以上) + 除雪オペレータ：除雪業務の実績がある (26名以上) ② 作業員：同種業務の実績がある (4名以上) + 除雪オペレータ：除雪業務の実績がある (13名以上) ※上記以外は評価しない。 (様式5-2-3「作業員及び除雪機械オペレータ主要業務実績表」)

評価項目 (配点)	評価の着目点		判断基準
		配置 (10点)	以下の順位で評価する。 ① 作業員16名以上+除雪オペレータ52名以上を配置する ② 作業員12名以上+除雪オペレータ39名以上を配置する ※上記以外は評価しない。 (様式5-1「業務実施体制」)
会社の地域精 通度 (30点)	受注業務実績		以下の順位で評価する。 ① ○○土木事務所管内(○○町、○○町、○○町、○○村)で同種業務及び除雪業務について受注実績がある。 ② ○○○建設事務所管内(○○○土木事務所管内を除く。)で同種業務及び除雪業務について受注実績がある。 ※上記の「業務」は、国又は地方公共団体の発注業務とする。 (様式5-3「受注業務実績」)
本業務における組織体系に対する提案 (40点)	組織体系的確性	① 明確な指揮系統 (15点) ② 迅速な対応力 (15点) ③ 緊急時等の確実な対応力 (10点)	本業務の実施にあたり○○土木事務所管内の地域特性を把握し、左の着目点ごとに具体的かつ効果的な提案であると認められる場合に評価する。 (様式4-1「提案書-本業務における組織体系に対する提案」)
本業務に対する提案 (40点)	業務実施上の工夫等	① 安全確保への配慮 (10点) ② 品質確保(総合的な業務の効果発現) (10点) ③ 地域住民の視点を持った工夫 (10点) ④ 除雪業務での工夫 (10点)	本業務の実施にあたり○○土木事務所管内の地域特性を把握し、左の着目点ごとに具体的かつ効果的な提案であると認められる場合に評価する。 (様式4-2「提案書-本業務に対する提案」)

計 180 点

5 手続等

(1) 事務担当

〇〇郡〇〇町大字〇〇字〇〇 〇〇番地
〇〇県〇〇土木事務所 総務課
電話番号 * * * *-* *-* * * *
ファクシミリ * * * *-* *-* * * *
電子メール 〇〇〇〇@pref. 〇〇〇〇. jp

(2) 手続開始の公告等

手続開始については、〇〇県〇〇地方振興局掲示板及び〇〇県〇〇〇建設事務所ホームページ ([http://www.pref. 〇〇〇. jp/〇〇〇〇/kensetsu/](http://www.pref.〇〇〇.jp/〇〇〇〇/kensetsu/)) に掲載する。

(3) 募集要領等の配布

① 配付方法

応募に必要な書類は、〇〇県〇〇〇建設事務所ホームページ (<http://www.pref. 〇〇〇. jp/〇〇〇〇/kensetsu/>) に掲載すると共に、5 の(1)の場所において配布する。

② 配付期間

平成〇年〇月〇日 (〇) から平成〇年〇月〇日 (〇) まで (土曜日、日曜日及び祝日除く。) の〇時から〇時までとする。

(4) 業務内容の閲覧

① 閲覧場所

5 の(1)の場所において、金額抜き設計図書及び仕様書等を閲覧に供する。

② 閲覧期間

平成〇年〇月〇日 (〇) から平成〇年〇月〇日 (〇) まで (土曜日、日曜日及び祝日は除く。) の9時から17時までとする。

6 不明な点がある場合の質疑について

(1) 質問書 (様式1) の受付期限並びに提出場所及び方法

質疑事項がある場合、質問書 (様式1) を用い、平成〇年〇月〇日 (〇) 17時00分までに、上記5 の(1) に持参又は郵送、ファクシミリ又は電子メールで提出してください。なお、ファクシミリ又は電子メールによる場合は、必ず電話で送信確認をしてください。郵送による場合は、受付期限内に必着とします。

(2) 質問書に対する回答期限及び回答方法

平成〇年〇月〇日 (〇) までに、質問回答書 (様式2) を〇〇県〇〇〇建設事務所ホームページ (<http://www.pref. 〇〇〇. jp/〇〇〇〇/kensetsu/>) に掲載するとともに、同日以降、上記5 の(1) の場所において配布します。

7 提案書等について

(1) 提案書等の提出期限並びに提出場所及び方法

平成〇年〇月〇日 (〇) 17時00分までに、上記5 の(1) に1部持参してください。

① 提案書の提出は、参加表明者の所属する事務所ごとに1案のみとする。

② 上記の提出期限以降における提案書等の内容変更及び再提出は認めない。

(2) 提案書等の作成について

① 提案書等は、10 各種様式③から⑦により作成する。

ア 片面使用、横書きとする。

- イ 様式4-1、様式4-2には、今回の提案を評価項目毎に簡潔に記載すること。
- ウ 文書を補完する図表、写真等を使用することも可とする。
- エ 提案は、業務における組織体系、業務、道路等の維持管理について提案すること。
- ② 業務実施体制（様式5-1）、主要業務実績表（様式5-2-1、様式5-2-2、様式5-2-3）の作成に当たっては、以下の項目に留意すること。
 - ア 業務実施体制に記載した主任技術者、除雪の情報連絡員及び業務担当者、作業員及び除雪オペレータについて、主要業務実績表を作成のこと。
 - イ 同種業務経歴については、過去5年以内のものを1件以上、除雪業務経歴については、過去5年以内の2年間の実績を1件以上、記載すること。

8 審査及び業務委託候補者の選定並びに契約の相手方の決定

審査は、次の各号の定めるところによる。

- (1) 審査は、4に定める評価項目に基づき審査し、提案書の評価を行い、入選1名及び次点1名を選定する。
- (2) 入選者には、随意契約により当該業務を委託する。
- (3) 審査結果については、提案書提出者全員に通知するとともに公表する。
- (4) この手続きに参加した者が、9(5)(6)の失格条項等に該当する場合は、その者とは契約の締結は行わない。なお、この場合は、次点の者を業務委託候補者とする。
- (5) 随意契約方法は、別記「契約の方法及び見積の条件」に基づき、見積合せによるものとし、次のとおり行うものとする。
 - ① 見積合せの日時 平成○年○月○日(○) 午後1時30分
 - ② 見積合せの場所 ○○郡○○町大字○○字○○ ○○番地
○○県○○土木事務所 所長室

9 失格条項等

次の各号の一つに該当する場合は失格とする。

- (1) 提案書等が、提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
- (2) 提案書等が、様式及び本要領に示された条件に適合しないもの。
- (3) 提案書等に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- (4) 提案書等に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- (5) 提案書等に虚偽の内容が記載されているもの。
- (6) 本要領に定められた以外の手法により、審査委員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接的、間接的に求めた場合。

10 各種様式

様式は以下のとおりとする。

- | | |
|---|-------------------------|
| ① 質問書 | 様式1 |
| ② 質問回答書 | 様式2 |
| ③ プロポーザル送付書（参加表明書） | 様式3 |
| ④ 提案書 | 様式4-1、様式4-2 |
| ⑤ 業務実施体制 | 様式5-1 |
| ⑥ 主任技術者、除雪の情報連絡員及び業務担当者、作業員及び除雪機械オペレータ主要業務実績表 | 様式5-2-1、様式5-2-2、様式5-2-3 |
| ⑦ 受注業務実績 | 様式5-3 |

11 その他

- (1) 提案書等に記載された個人情報には本業務においてのみ使用するものとし、本人の同意を得ずに

第三者に開示することはない。

- (2) 提出された提案書は返却しない。
- (3) 提案書の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とする。
- (4) 提出された提案書は審査及び説明の目的にその写しを作成し使用することができるものとする。
- (5) 審査の公平性、透明性及び客観性を期すため、入選者、次点者については会社名を公表することを原則とする。また、入選者以外の者が選定されなかった理由について説明を求めた場合には、その者の取得点数を説明することとするが各配点者（審査委員）の配点は非公開とする。

別 記

契約の方法及び見積の条件

1 契約の方法

地方自治法施行令（以下「施行令」という。）第167条の2第1項第2号の規定により随意契約とする。

2 見積の条件等

見積の際呈示すべき条件は次のとおりとする。

(1) 契約の相手方の決定

予定価格の制限範囲内の見積があった場合に契約の相手方として決定する。

なお、契約金額の決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって決定価格とするので、見積者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

(2) 見積合せの方法及び契約金額の決定

【 複数単価契約 】

ア 見積合せは各業務（工種）毎に予定数量による総価（合計額）で行うものとする。

イ 各契約単価は次により決定する。

契約単価（1円未満切捨）＝設計単価×請負比率（見積金額／設計金額）

ウ 見積書の提出時に見積書と併せて見積内訳書（数量、単価、金額等を明らかにしたもの。）を提出すること。

【 総価契約 】

ア 見積合せは各業務（工種）毎に行い、契約金額は各業務（工種）毎に決定された見積金額の合計額に消費税額及び地方消費税額を加えたものとする。

イ 見積書の提出時に見積書と併せて見積内訳書（数量、単価、金額等を明かにしたもの。）を提出すること。

(3) 契約保証金

〇〇県財務規則（以下「規則」という。）第228条に定める契約保証金は、契約代金額の100分の5以上の額とする。ただし、規則第229条第1項の規定に該当する場合は免除する。

(4) 前 払 金

前金払いは行わないものとする。

(5) 委 託 期 間

委託期間は、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日とする。

(6) 委 託 契 約 書 等

別に定めるものとする。

(7) 契約の確定時期

地方自治法第234条第5項の規定により両者が契約書に記名、押印したときに確定する。

(8) 見積の際呈示すべき書類は次のとおりとする。

設計書（金額抜き）、仕様書

〇〇〇道路等維持補修業務委託見積合せ心得

(目的)

第1条 〇〇県〇〇〇建設事務所長が発注する〇〇〇道路等維持補修業務委託契約に係る見積合せに参加しようとする者(以下「見積参加者」という。)は、法令に定めるもののほか、この心得の定めるところにより見積合せするものとする。

(見積合せ等)

第2条 見積参加者は、公告、契約書(案)、金額抜き設計図書、仕様書、契約の方法及び見積の条件及び現場等を熟知のうえ見積合せをしなければならない。

2 見積参加者は所定の日時に所定の場所に本人が出席して見積書を提出することとする。

3 見積参加者は見積書に加えて見積書に記載された見積金額に対応した見積内訳書(数量、単価、金額等を明らかにしたもの。以下同じ。)を提出しなければならない。

4 見積参加者は前項に定めるほか、見積合せ執行者が求めた場合は見積内訳書を提出しなければならない。

5 見積参加者は代理人をして見積させるときは、その委任状を持参させ見積合せ執行者の確認を受けなければならない。

6 見積参加者は次の各号の一に該当する者を見積合せ代理人にすることができない。

(1) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者

(3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(6) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

7 見積参加者又は見積合せ参加者の代理人は、見積書を一旦提出した後は開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(見積の辞退)

第3条 決定を受けた者は見積執行の完了に至るまではいつでも見積を辞退することができる。

2 決定を受けた者は見積を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより見積合せ執行者に申し出るものとする。

(1) 見積合せ執行前にあっては、見積合せ執行者に見積辞退届を直接持参又は郵送(見積合せ日の前日までに到達するものに限る。)する。

(2) 見積合せ執行中にあっては、見積辞退届又はその旨を明記した見積書を見積合せ執行者に直接提示する。

3 見積を辞退した者はこれを理由として以後の決定等について不利益な取扱いを受けることはない。

(公正な見積の確保)

第4条 見積参加者は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)その他法令の規定に抵触する行為を行ってはならない。

(見積の取りやめ等)

第5条 見積参加者が不穩の行動をなす等の場合において、見積合せを適正に執行することができないと認められるときは、当該見積参加者を見積合せに参加させず又は見積合せの執行を延期し若しくは取りやめることがある。

(見積書の無効等)

第6条 次の各号のいずれかに該当する見積書は無効とする。

- (1) 見積参加資格のない者が見積合せした見積書
- (2) 郵便により提出された見積書
- (3) 委任状を持参しない代理人が提出し見積書
- (4) 商号又は名称、押印のいずれかがない見積書
- (5) 金額の記入がない、金額を訂正した又は金額が判読できない見積書
- (6) 誤字・脱字等により意思表示が不明瞭である見積書
- (7) 鉛筆書きによる見積書
- (8) 同一人が同一事項に対して2通以上の見積をした場合において、その前後を判別することができない見積書又は後発の見積書
- (9) 見積内訳書を提出しない者が見積合せした見積書
- (10) 見積内訳書の積算価格と見積書の見積金額が一致しない（見積内訳書の積算価格と見積書の見積金額の差が千円未満である場合は除く。）見積書
- (11) その他、公告、見積心得、契約の方法及び見積の条件等において示した条項に違反して見積合せした見積書
(落札者の決定)

第7条 予定価格の制限範囲内の見積があった場合に契約の相手方として決定する。

(再度見積)

第8条 開札をした場合において、予定価格の制限の範囲内の価格の見積がないときは、直ちに再度の見積合せを行う。この場合の見積合せには、第6条に規定する無効の見積合せをした者は参加することができないものとする。

(契約書等の提出)

第9条 契約書を作成する場合においては、決定者は、〇〇県〇〇〇建設事務所長が指示する契約書案に住所・氏名その他必要な事項を記載し、これに記名押印し、関係書類を添えて落札決定の日から起算して7日以内に、これを〇〇県〇〇〇建設事務所長へ提出しなければならない。ただし、〇〇県〇〇〇建設事務所長の書面による承諾を得たときは、この期間を延長することができる。

2 決定者が前項に規定する期間内に契約書案を提出しないときは、見積決定はその効力を失う。

(質問及び異議の申立て)

第10条 見積参加者はこの心得に疑義がある場合は、その疑義について見積合せ前において質問することができる。

2 見積参加者は見積書の提出後、第3条第1項に規定する事項及びこの心得についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告

次のとおり公募型プロポーザル方式による契約相手方特定の手続きを開始します。

平成 ○年 ○月 ○日

○○○○○建設事務所長

公募型プロポーザル方式の内容

- 1 業務名 ○○○○道路等維持補修業務委託
- 2 プロポーザルの種類 公募型プロポーザル方式
- 3 募集期間 平成○年○月○日(○)～平成○年○月○日(○)
- 4 提案書提出期限 平成 年○月○日(○) 17:00まで
- 5 業務内容

土木事務所管内(○○町、○○町、○○町、○○村)の次に掲げる道路、河川等の維持管理業務とする。

【 複数単価契約 】

- | | | | |
|--------------|-------|----|----------|
| ① 道路維持補修業務 | 18 路線 | L= | 230.1 km |
| ② 舗装維持修繕業務 | 18 路線 | L= | 230.1 km |
| ③ 河川維持管理業務 | 18 河川 | L= | 206.4 km |
| ④ 砂防施設維持管理業務 | | N= | 125 箇所 |
| ⑤ 一般除雪業務 | 12 路線 | L= | 168.3 km |
| ⑥ 春先除雪業務 | 4 路線 | L= | 22.2 km |

【 総価契約 】

- | | | | |
|----------------|------|--------------------------|----------|
| ⑦ 道路除草業務 | A= | 145,000.0 m ² | |
| ⑧ 道路植栽管理業務 | A= | 12,058.6 m ² | |
| ⑨ 路面清掃業務 | L= | 322.0 km | |
| ⑩ 落石防護柵設置撤去業務 | A= | 1,164.0 m ² | |
| ⑪ 防護柵補修業務 | L= | 2,638.0 m | |
| ⑫ 河川除草伐木業務 | A= | 93,184.0 m ² | |
| ⑬ スノーポール設置撤去業務 | N= | 9,692.0 本 | |
| ⑭ 防雪柵設置撤去業務 | L= | 1,740.1 m | |
| ⑮ 休日道路パトロール業務 | 4 路線 | L= | 239.8 km |

6 提出及び問い合わせ先

(1) 事務担当

○○郡○○町大字○○字○○○○番地

○○県○○土木事務所 総務課

電話番号 ○○○○-○○-○○○○

ファクシミリ ○○○○-○○-○○○○

電子メール ○○○○○○○○@pref.○○○○○.jp

(2) 募集要領等の請求

○○県○○○建設事務所ホームページ (<http://www.pref.○○○○○○○○○○○○○○○○○○>) からダウンロードできます。

(3) 募集要領等の請求

① 請求先及び請求方法

応募に必要な書類は、上記(1)の場所において配付します。

② 配付期間

平成○年○月○日(○)から平成○年○月○日(○)まで(土曜日、日曜日及び祝日除く。)の9時から17時までとする。

(様式1)

質 問 書

平成 年 月 日

〇〇〇〇建設事務所長 宛

住 所 _____

提出事務所名 _____

質問に対する責任者名 _____

電話番号 _____

〇〇〇道路等維持補修業務委託について、次の項目を質問します。

質 問 事 項	内 容

(様式2)

第 号
平成 年 月 日

質 問 回 答 書

プロポーザル提出予定者 様

〇〇〇〇建設事務所長

〇〇〇道路等維持補修業務委託について、次の内容を回答します。

質問内容	回 答

(事務担当 〇〇土木事務所 電話)

(様式3)

整理番号
※

※本欄は記入しないでください。

プロポーザル送付書
(参加表明書)

業務名 ○○○道路等維持補修業務委託

標記業務についてプロポーザルを提出します。

※ 建設業許可書（写）、法人登記簿等（写）を添付すること。

平成25年 3月 日

○○県○○○建設事務所長 宛

(提出者) 住 所

電話番号

(ふりがな)

事務所名

(ふりがな)

代表者名

印

(様式4-1)

提案書—本業務における組織体系に対する提案

【 平常時 】

【 緊急時 】

【 除雪作業 】

※注意事項： 文章を補完するための写真、図表、イラスト等は使用してよいが、余白は左側に2cm、
上・下・右側に1cm以上を確保すること。
提案書はA4版とすること。 参考2-16

(様式4-2)

提案書－本業務に対する提案

※注意事項： 文章を補完するための写真、図表、イラスト等は使用してよいが、余白は左側に2cm、上・下・右側に1cm以上を確保すること。
提案書はA4版とすること。 参考2-17

業務実施体制

No.	予定技術者	ふりがな 氏名	所属・役職名	担当する分担業務の内容
1	主任技術者			
1	業務担当者及び 除雪の情報連絡員			
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
1	作業員			
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
1	除雪機械オペレータ			
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				

10	除雪機械オペレータ			
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				

業務担当者及び除雪の情報連絡員主要業務実績表

No.	区分	ふりがな氏名	生年月日	年齢	保有資格			同種業務経歴 (過去5年以内のもの1件以上)		除雪業務経歴 (過去5年以内に2年間以上のものを1件以上)		
					資格名	登録番号	取得年月日	チェク欄	業務名 (発注機関名)	履行期間 (契約金額)	業務内容	業務名 (発注機関名)
1	情報連絡員 業務担当者		年 月 日	歳			年 月 日					
2	情報連絡員 業務担当者		年 月 日	歳			年 月 日					
3	情報連絡員 業務担当者		年 月 日	歳			年 月 日					
4	情報連絡員 業務担当者		年 月 日	歳			年 月 日					
5	情報連絡員 業務担当者		年 月 日	歳			年 月 日					
6	情報連絡員 業務担当者		年 月 日	歳			年 月 日					
7	情報連絡員 業務担当者		年 月 日	歳			年 月 日					

※ 注意事項 ①契約内容及び業務目的がわかる資料(契約書の写し、仕様書)を添付すること。 ②対象となる保有資格:1級土木施工管理技士・2級土木施工管理技士。
 ③保有資格記載の際は、1級土木施工管理技士は「1級」・2級土木施工管理技士は「2級」と記載すること。
 ④区分欄は業務担当者・情報連絡員のどちらかに○を付けること(兼務の場合は両方○をつけること。) ⑤チェック欄は記載不要。

作業員及び除雪機械オペレータ主要業務実績表

No.	区分	ふりがな氏名	生年月日	年齢	保有資格		同種業務経歴 (過去5年以内のものを1件以上)		除雪業務経歴 (過去5年以内に2年間以上のものを1件以上)			
					資格名	登録番号	取得年月日	チエック欄	業務名 (発注機関名)	履行期間 (契約金額)	業務内容	業務名 (発注機関名)
1	作業員		年 月 日	歳	1		年 月 日					
					2		年 月 日					
2	作業員		年 月 日	歳	1		年 月 日					
					2		年 月 日					
1	除雪機械オペ		年 月 日	歳	1		年 月 日					
					2		年 月 日					
2	除雪機械オペ		年 月 日	歳	1		年 月 日					
					2		年 月 日					
3	除雪機械オペ		年 月 日	歳	1		年 月 日					
					2		年 月 日					
4	除雪機械オペ		年 月 日	歳	1		年 月 日					
					2		年 月 日					
5	除雪機械オペ		年 月 日	歳	1		年 月 日					
					2		年 月 日					

※ 注意事項 ①契約内容及び業務目的がわかる資料(契約書の写し、仕様書)を添付すること。
 ②対象となる保有資格:大型特殊自動車免許・大型自動車免許
 ③保有資格記載の際は、大型特殊自動車免許は「大特」、大型自動車免許は「大型」と記載すること。
 ④チエック欄は記載不要。

受託業務実績

業務経歴(〇〇土木事務所管内(〇〇町、〇〇町、〇〇町、〇〇村)、〇〇〇〇建設事務所管内(宮下管内を除く))の国及び地方公共団体のいずれかを対象とする業務について

業務したものを1件以上(過去5年)

	業務名 (発注機関名)	履行期間 (契約金額)	業務内容, 技術的特徴
同種業務			

2年間業務したものを1件以上(過去5年間)

	業務名 (発注機関名)	履行期間 (契約金額)	業務内容, 技術的特徴
除雪業務			

参考図書 3
(性能規定型契約)

〇〇〇〇有料道路
道路維持業務委託

募 集 要 項

平成 〇 年 〇 月

〇〇県道路公社

目 次

1. 委託の趣旨.....	1
2. 委託の概要.....	2
2.1. 委託名称.....	2
2.2. 委託実施場所.....	2
2.3. 委託内容.....	2
3. 応募に関する条件.....	4
3.1. 応募者の構成等.....	4
3.2. 応募者の資格.....	4
3.3. 応募者の制限.....	5
4. 提案及び審査に関する事項.....	6
4.1. 審査及び受託予定者選定に関する事項.....	6
4.2. 募集・選定スケジュール.....	7
4.3. 公募に関する留意事項.....	7
4.4. 予定価格.....	8
5. 公募手続きに関する事項.....	9
5.1. 募集要項等の公表.....	9
5.2. 資料の配付・閲覧.....	9
5.3. 募集要項等に関する質問の受付及び回答.....	9
5.4. 参加資格の確認等.....	10
5.5. 参加資格がないと認めた者に対する理由の説明.....	10
5.6. 技術提案書の提出.....	11
5.7. 提案内容に関するヒアリングの実施.....	12
5.8. 受託予定者の決定.....	12
5.9. 非特定理由の説明.....	12
5.10. 選定結果の公表.....	12
6. 委託の実施に関する事項.....	13
6.1. 委託の実施に関する条件.....	13
6.2. 会社による業務の実施状況、サービス水準の監視.....	13
6.3. 業務の再委託等.....	13
7. 契約に関する条件.....	13
7.1. 契約保証金.....	13

7.2. 保険	13
7.3. 契約条件	13
7.4. その他	14
8. 担当窓口	14

【別紙一覧】

別紙－1：事業者選定基準

別紙－2：委託料の支払い方法について

別紙－3：モニタリング及び業務の改善について

1. 委託の趣旨

〇〇県道路公社（以下「公社」という。）は有料道路の建設と管理を総合的かつ効率的に行う専門機関として昭和〇〇年 〇月 〇日に設立され、県の道路整備計画推進の一翼を担ってきた。公社では、〇〇県道路公社経営改善プログラムを策定し、経営方針として「1.コストの縮減」、「2. 増収対策」、「3.利用者サービスの向上」、「4.安全対策の徹底」と「5.制度改善等の要望」を掲げ、更に「将来の維持管理のあり方等検討」として、「契約事務の簡素化」、「管理の効率化」及び「コスト低減」等について各面からのメリットを検討し経営改善に取り組んでいるところである。

その一環として、以下のような視点から検討を加えてきた。

（1）予防保全への転換の必要性

〇〇〇〇有料道路は平成〇年 〇月 〇日に供用を開始し、現時点では土工区間、トンネル区間、橋梁区間のいずれも比較的健全性が高い状況にあるため、積極的に予防保全に転換することによって、経営の効率化とコスト縮減を実現出来る状況にある。

（2）性能規定型維持管理契約の活用

予防保全への転換はコスト縮減につながるものの、入札契約等の管理業務は従来よりも手間が増すおそれがあるため、公社の人員構成でも着実に実現できる方法として民間ノウハウ、創意工夫を最大限活用できる「性能規定型維持管理契約」に基づく「複数年・複数業務包括委託」の実効性を検討した。

このような背景の下、第一段階として道路維持作業等の一部に性能規定と品質保証の考え方を適用した「〇〇〇〇有料道路 道路維持業務委託」（以下「本委託」という。）を実施することとした。

本委託は、民間事業者の持つ創意工夫及びノウハウを活用して、維持管理の効率化とコスト縮減を企図するものであり、民間事業者と公社との良好なパートナーシップの下で実施するものである。

公社は、公募型プロポーザル方式により、一定の資格要件を満足し、かつ技術提案により業務遂行能力、技術能力を有すると判断された民間事業者からの提案募集を行い、本委託を実施する受託者を選定し契約を締結する。なお、この募集要項は、併せて公表する要求水準書、委託契約書（案）、様式集とともに、本委託の募集について定めるものである。

2. 委託の概要

2.1. 委託名称

〇〇〇〇有料道路 道路維持業務委託

2.2. 委託実施場所

以下に示す区間を対象とする。

- | | |
|--------|--------------------------------|
| ① 対象路線 | 〇〇〇〇有料道路 |
| ② 対象区間 | 起点：〇〇県 〇〇市〇〇町
終点：〇〇県 〇〇市〇〇町 |
| ③ 延 長 | 9.6km |

2.3. 委託内容

(1) 委託期間

委託期間は、契約を締結した日から平成 〇年 〇月 〇日までとする。なお、本委託に基づき道路維持業務を開始する予定日（以下、「道路維持業務開始予定日」という。）は、平成 〇年 〇月 〇日とする。

(2) 業務範囲

受託者が実施する本委託の業務内容は、以下のとおりとする。

- ① 全体マネジメント業務
- ② 保守業務
- ③ 修繕業務
- ④ 路面清掃業務
- ⑤ 水路清掃業務
- ⑥ 植栽管理業務
- ⑦ 舗装補修業務
- ⑧ 雪氷業務
- ⑨ 改善提案業務
- ⑩ 緊急措置業務
- ⑪ 引継業務

(3) 土地及び施設の使用

受託者は委託期間中、公社が管理する敷地内及び施設（備品を含む。）を本委託の実施に必要な範囲において無償で 사용할 ことができる。また、業務に利用する〇〇〇〇有料道路管理用通行券は月間維持管理実施計画に基づき、その都度、〇〇〇〇有料道路管理事務所にて終日貸与する。なお、〇〇〇〇有料道路管理事務所の執務時間は 9:00から 17:30 までである。

(4) 法令等の遵守

受託者は、各業務の実施にあたり、提案内容に応じて関連する法令、条例、規則、要綱等を遵守するとともに、各種基準、指針等についても本委託の要求水準書と照らし合わせて適宜参考にすること。

3. 応募に関する条件

3.1. 応募者の構成等

単独企業又は任意の共同企業体とし、下記の要件を満たすこと。ただし、単独企業又は共同企業体の構成員は、この募集に参加する他の共同企業体の構成員となることはできない。なお、協力企業（本委託に参加する単独企業又は共同企業体の構成員以外の企業で受注者から下請けとして業務を行う予定の者をいう。）は、この募集に参加する他の単独企業又は共同企業体の協力企業となることが出来る。

(1) 単独企業の要件

- ① 下記 3.2 のすべての要件を満たすこと。

(2) 共同企業体の要件

- ① 共同企業体として下記 3.2 のすべての要件を満たすこと。
- ② 共同企業体の運営形態は、各構成員が一体となって業務を遂行する共同管理方式であること。
- ③ 各構成員の出資比率は、20%以上であること。
- ④ 共同企業体の代表となる構成員（以下「代表構成員」という。）を選任すること。

(3) 共同企業体の代表構成員の要件

- ① 代表構成員の出資比率は、構成員の中で最大又は最大と同比率であること。

3.2. 応募者の資格

応募者は、下記の要件を満たすこと。

(1) 企業に関する要件

- ① 平成 13 年度以降に道路法（昭和二十七年六月十日法律第百八十号）第四十八条の二に定める自動車専用道路もしくは、高速道路株式会社法（平成十六年六月九日法律第九十九号）第二条第二項に定める高速道路を対象として、元請けとして通年で実施する維持修繕業務（雪氷業務、路面清掃業務を含む。）の実績が通算 3 年以上あること。ただし、管理対象区間の路線延長が 5km 以上であること。
- ② 「平成 ○年度○○県建設工事等入札参加資格業者名簿」に道路維持修繕の業種で掲載されている者であること。
- ③ 国、特殊法人等、公共法人、○○県、○○県道路公社又はその他の地方公共団体の発注した舗装工事であって、平成 ○年○月○日から平成 ○年○月○日の間に竣工した元請け実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員としての実績は、

代表構成員として施工したものにあっては出資比率が 20%以上、その他の構成員として施工したものにあっては 10%以上に限る。

- ④ 「平成○年度○○県建設工事等入札参加資格業者名簿」に舗装の業種で登載され、かつA等級であること。

(2) 予定技術者に関する要件

以下の要件を満たす者を現地に配置することができること。

- ・ 業務を統括する業務総括責任者を配置すること。
- ・ 業務総括責任者は、以下のいずれかに該当する資格を有し、かつ 3.2(1)①に定める業務経験を有すること。
 - ◇ 一級又は二級建設機械施工管理技士の資格を有する者
 - ◇ 一級又は二級土木施工管理技士の資格を有する者
 - ◇ 技術士（建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るものに限る。）の資格を有する者
- ・ 舗装補修業務においては、その実施期間において建設業法第 26 条に定める専任の主任技術者を配置すること。
- ・ 舗装補修業務の主任技術者は、以下の資格要件もしくは業務経験のいずれかを有すること。
 - ◇ 一級又は二級舗装施工管理技術者資格（社団法人日本道路建設業協会が交付する資格者証）を有する者
 - ◇ 舗装工事に関し、延べ 10 年以上の実務経験を有する者
- ・ 配置予定技術者は参加資格の確認申請日以前に 3 ヶ月以上の雇用関係にあること。

(3) 現場代理人に関する要件

以下の要件を満たすこと。

- ・ 参加資格の確認申請日以前に 3 ヶ月以上の雇用関係にある者を専任の現場代理人として配置することができること。なお、現場代理人、業務総括責任者及び主任技術者は、これらを兼ねることができる。

3.3. 応募者の制限

次に該当する者は、本委託へ応募することはできない。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者。
- ② 建設工事等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成 ○年 ○月 ○日○○県告示第四百二十七号）第 2 条ただし書きの規定に該当する者。

- ③ 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成 ○年 ○月 ○日○○県告示第四百二十五号）第 2 条ただし書きの規定に該当する者。
- ④ 資格審査書類の提出日から受託予定者決定の日までの期間、営業停止又は○○県内の公共機関から入札参加停止の措置を受けている者。
- ⑤ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申し立てがなされている者。ただし、手続開始決定を受けている者を除く。
- ⑥ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者。ただし、手続開始決定を受けている者を除く。
- ⑦ 本委託に係る公社のコンサルタント業務に関与した○○○○株式会社及び○○○○法律事務所、又は、これらと資本面・人事面で関係がある者（資本面で関係がある者とは、当該企業の発行済株式数の 50%を超える株式を有し、又は、その出資の総額の 50%を超える出資をしている者をいう。また、人事面で関係がある者とは、当該企業の役員を兼ねている者をいう。）。
- ⑧ ○○県もしくは○○内に本店、支店又は営業所を有しない者。

4. 提案及び審査に関する事項

4.1. 審査及び受託予定者選定に関する事項

(1) 委員会の設置

公社は、受託予定者の決定にあたり、「○○○○有料道路 道路維持事業者選定委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。その審査結果に基づき、受託予定者を決定する。

(2) 審査基準等

事業提案に関する審査は、公社の財政負担額に加え、維持管理の効率性、利用者の視点に立った円滑かつ安全な交通を確保、利用者サービスの向上、雇用創出等の地域経済貢献等の定性面を総合的に評価する。

詳細については、別紙ー1「事業者選定基準」に示す。

(3) 受託予定者の決定

委員会は応募者からの技術提案書を審査し、最も優れていると認めた単独企業又は共同企業体を最優秀提案者として選定し、公社は委員会の結果を踏まえて、受託予定者を決定する。

公社は受託予定者と協議を行い、協議が整った場合には、受託予定者と委託契約を締結する。なお、受託予定者との協議が成立しない場合は、次に優先順位の高い応募者（次

順位者) と協議を行う。

(4) 審査結果の通知及び公表

公社は、受託予定者決定後、速やかに全ての応募者に通知するとともに、公社のホームページにおいて公表する。

4.2. 募集・選定スケジュール

平成 ○年 ○月 ○日 (○)	公告・募集要項等の公表
平成 ○年 ○月 ○日 (○)	募集要項等に関する質問の受付期限
平成 ○年 ○月 ○日 (○)	募集要項等に関する質問への回答
平成 ○年 ○月 ○日 (○)	参加表明書兼資格確認申請書の受付期限
平成 ○年 ○月 ○日 (○)	参加資格の確認結果の通知
平成 ○年 ○月 ○日 (○)	技術提案書の受付期限
平成 ○年 ○月下旬	ヒアリング実施 (必要と判断した場合)
平成 ○年 ○月下旬	受託予定者の決定・通知
平成 ○年 ○月上旬	契約の締結・公表

4.3. 公募に関する留意事項

ア 著作権

応募者の提出書類に含まれる著作物の著作権は応募者に帰属する。

ただし、公社が本委託の公表等に関し必要と判断した場合には、無償で使用できる。また、受託予定者以外の応募者提案については本委託の公表以外の目的以外には使用しない。なお、提出を受けた書類は返却しない。

イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている材料、工法、維持管理方法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った応募者が負う。

ウ 応募に伴う費用負担

応募者の応募に係る費用については、全て応募者の負担とする。

4.4. 予定価格

公社は、本委託にかかる予定価格を以下の通り設定する。なお、舗装補修業務は切削オーバーレイ工法により実施することを想定している。

予定価格 金 **,***,*** 円（うち消費税及び地方消費税金 *,***,*** 円。）

内 訳 固定費部分：金 **,***,*** 円

（うち消費税及び地方消費税金 *,***,*** 円）

変動費部分：金 **,***,*** 円

（ただし配付資料 4 に示した予定数量を実施した場合）（うち消費税及び地方消費税金 *,***,*** 円）

5. 公募手続きに関する事項

5.1. 募集要項等の公表

公社は、平成○年○月○日に本委託の公告を行い、公社ホームページにて募集要項、要求水準書、委託契約書（案）、及び様式集（以下「募集要項等」という。）を公表する。

5.2. 資料の配付・閲覧

要求水準書に示す配付資料及び閲覧資料について、下記の通り配付・閲覧を行う。資料の配付・閲覧を希望する場合は、事前に所定の様式（様式－１）で申し込みを行うこと。

- ① 日時 : 平成○年○月○日（○）～同年○月○日（○）
9時から17時（ただし、12時から13時を除く）
※ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。
- ② 場所 : ○○県道路公社 総務課 総務調整係
- ③ 申込書提出先 : 電子メールにより後記8に示すメールアドレスに送付すること。
※件名を「○○○○有料道路 閲覧申込書」とする。
- ④ 閲覧方法 : 閲覧資料の貸し出しは不可とする。ただし、閲覧場所での資料の撮影等の複写は妨げない。

5.3. 募集要項等に関する質問の受付及び回答

募集要項等についての質問を、様式－２の質問書により受け付ける。

会社名又は団体名、担当者所属、担当者氏名、住所、電話番号、FAX、電子メールアドレス、質問を提出したい資料の対象頁及び項目を明記の上、以下の方法で送付すること。

- ① 質問書提出先 : 電子メールにより後記8に示すメールアドレスに送付すること。
※件名を「○○○○有料道路 質問書」とする。
- ② 質問書提出期限 : 平成○年○月○日（○）16時まで
- ③ 注意事項 : 電話による受付はしない。

募集要項等の質問に対する回答については、平成○年○月○○日（月）に公社ホームページに公表する。

5.4. 参加資格の確認等

本募集の参加希望者は、前記3に掲げる応募者の資格（以下、参加資格）を有することを証明するため、次に従い、参加表明書兼参加資格確認申請書及び資料を提出し、参加資格の有無について確認を受けること。なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに参加資格がないと認められた者は、本募集に参加することができない。

- ① 提出期間：平成○年○月○日（○）の17時まで
- ② 提出場所：後記8に同じ
- ③ 提出方法：配達記録郵便又は、配達証明郵便で提出すること。なお、持参による提出は、認めない。

提出書類は以下のとおりとする。ただし、単独企業による応募の場合は下記のイ及びウの提出は不要とする。

ア.参加表明書兼参加資格確認申請書	(様式-3)	提出部数1部
イ.共同企業体協定書(甲)(写し)	(様式-4)	提出部数1部
ウ.委任状	(様式-5)	提出部数1部
エ.委任状[復代理人用]	(様式-6)	提出部数1部
オ.同種の業務の実績	(様式-7)	提出部数1部
カ.付属資料提出確認書	(様式-8)	提出部数1部

資料は、各様式に記載の注意事項に従い作成すること。

参加資格の確認及び評価は、速やかに行うものとし、その結果は平成24年5月1日(火)までに通知する。また、このとき、応募者番号を併せて通知する。

その他、下記に留意すること。

- ① 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。
- ② 提出された申請書及び資料を、参加資格の確認以外に応募者に無断で使用しない。
- ③ 提出された申請書及び資料は、返却しない。
- ④ 提出期限以降における申請書又は資料の差替及び再提出は認めない。
- ⑤ 応募者は、受託者の選定に至るまでは、応募を辞退することができる。この場合、様式-20に従い応募辞退届を提出すること。また、技術提案書受付締切日までに技術提案書の提出がなく、辞退届の提出もない場合には、技術提案書受付締切日を経過した時をもって辞退したものとみなす。なお、辞退した場合でも、今後、公社の行う業務において不利益な扱いはされない。

5.5. 参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

参加資格がないと認められた者は、参加資格がないと認めた理由について、次に従い説明を求めることができる。

- ① 提出期間：平成 ○年 ○月 ○日 (○) から平成 ○年 ○月 ○日 (月) までの 9 時から 17 時 (ただし、12 時から 13 時を除く)
- ② 提出場所：後記 8 に同じ
- ③ 提出方法：書面を持参により、提出すること。

公社は、平成 ○年 ○月 ○日 (○) までに説明を求めた者に対し、書面により回答する。

5.6. 技術提案書の提出

応募者は、次に示す各様式の書類等を提出すること。なお、提出された技術提案書等は返却しない。

- ア.要求水準書に関する確認書 (様式-9) 提出部数 1 部
- イ.表紙 (様式-10) 提出部数 10 部
- ウ.技術提案書 (様式-11~15) 提出部数 10 部

(注意：審査は、匿名で行うため、提案内容に、応募者名及び応募者が推定できる記載はしないこと。)

- エ.その他、必要に応じて添付する参考資料・図面等 提出部数 10 部
- オ.各様式を Microsoft Word で作成したもの、及び必要に応じて添付した参考資料・図面等 PDF 形式で保存した CD-R 提出部数 1 部
- カ.価格提案書、価格総括表及び価格内訳書 (様式-16~18) 提出部数 1 部

- ① 提出方法：配達記録郵便又は、配達証明郵便で提出すること。なお、持参による提出は、認めない。
- ② 提出期間：平成 ○年 ○月 ○日 (○) から同年 ○月 ○日 (○) の 17 時まで
- ③ 提出場所：後記 8 に同じ

価格提案書には、公社より参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを添付すること。当該通知書は、価格提案書を入れた中封筒と表封筒に同封すること。なお、表封筒及び中封筒には、のり付けをして提出すること。

受託者の選定に当たっては、価格提案書に記載された金額に当該金額の 100 分の 5 に相当する額を加算した金額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額) をもって提案価格とするので、応募者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を価格提案書に記載すること。

5.7. 提案内容に関するヒアリングの実施

本委託の受託予定者を選定するため、技術提案書の詳細について応募者からヒアリングが必要と判断した場合はヒアリングを実施する。実施する場合、その詳細は後日応募者に対して通知する。

5.8. 受託予定者の決定

委員会は、事業者選定基準に基づいて応募者からの提案書を審査し、最も優れていると認めた単独企業又は共同企業体を最優秀提案者として選定し、公社は委員会の結果を踏まえて、受託予定者を決定する。選定結果の応募者への通知は、平成○年○月下旬を予定する。

公社は受託予定者と協議を行い、協議が整った場合には、受託予定者と委託契約を締結する。なお、受託予定者との協議が成立しない場合は、次に優先順位の高い応募者（次順位者）と協議を行う。

受託予定者は、道路維持業務開始予定日までに、年間維持管理実施計画書と6月及び7月分の月間維持管理実施計画を作成し、公社の確認を得ること。

5.9. 非特定理由の説明

受託予定者以外の応募者のうち、公社の決定結果に対して不服がある者は、受託予定者の決定の公表を行った日から起算して5日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和39年法律第178号）に規定する休日除く）以内に書面により、非特定理由についての説明を求めることができる。

公社は、上記の非特定理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和39年法律第178号）に規定する休日を除く）以内に書面により回答する。

5.10. 選定結果の公表

公社は受託予定者又は次順位者との委託契約の締結後、速やかに選定結果を公表する。

6. 委託の実施に関する事項

6.1. 委託の実施に関する条件

公社は、委託契約書に定める委託料を受託者へ支払う。詳細については、別紙-2「委託料の支払い方法について」に示す。

6.2. 公社による業務の実施状況、サービス水準の監視

公社は、受託者が契約で定められた業務を確実に遂行し、要求水準書に示されたサービス水準を満足していることを確認するため、定期的又は必要に応じてモニタリングを行う。モニタリングに必要な費用は、原則として公社が負担することとするが、モニタリング実施に必要な公社への提出書類の作成等については、受託者の責任及び費用負担により行うこと。

モニタリング方法の詳細については、別紙-3「モニタリング及び業務の改善について」に示す。

6.3. 業務の再委託等

本委託の実施にあたり、受託者は、本委託の一部を他の者に再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、公社の書面による承諾を受けた場合は、この限りでない。

7. 契約に関する条件

7.1. 契約保証金

提案価格の100分の10以上とする。ただし、奈良県契約規則第19条の規定に該当する場合は免除する。

7.2. 保険

受託者は、維持管理期間中に第三者に損害を及ぼした場合に生じた損害を負担するため、保険に加入するなどの適切な措置を講じること。

7.3. 契約条件

受託予定者との契約締結において、本募集要項及び要求水準書、委託契約書（案）で示す契約条件（受託予定者の決定までに質問回答の過程において行われた修正・加筆等の訂正事項を含む。）は、審査結果の公平性を保つ上で、変更は行わないものとする。

7.4. その他

- ① 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- ② 募集要項等を入手した者は、これを本応募手続き以外の目的で使用してはならない。

8. 担当窓口

[連絡先]

〇〇県道路公社 総務課 総務調整係

〒 ***-**** 〇〇県〇〇市〇〇町 〇-〇

〇〇県〇〇総合庁舎 3階

TEL ****-**-**** (総務課 総務調整係)

MAIL soumu@〇〇〇〇〇〇.or.jp

別紙－1 事業者選定基準

1 審査の基本的な考え方

本委託を実施する事業者には、〇〇〇〇有料道路の維持管理業務について、公社との良好なパートナーシップの下で民間事業者の持つ創意工夫及びノウハウを活用した効率的かつ効果的な業務の実施を求めるものである。

したがって、事業者の選定にあたっては、提案価格、公社が要求する要求水準と技術提案との適合性・実現性、各維持管理業務における遂行能力等の各面から総合的に評価し受託予定者を決定する。

2 委員会の設置

公社は、受託予定者の決定にあたり、「〇〇〇〇有料道路 道路維持事業者選定委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。その審査結果に基づき、受託予定者を決定する。なお、応募者の構成員が、事業者決定以前に、委員会の委員に対して、事業者選定に関して自己の有利となる目的のために接触等の働きかけを行った場合は失格とする。

3 審査のフロー

審査は二段階審査とし、第一段階は資格審査、第二段階は本審査を行う。

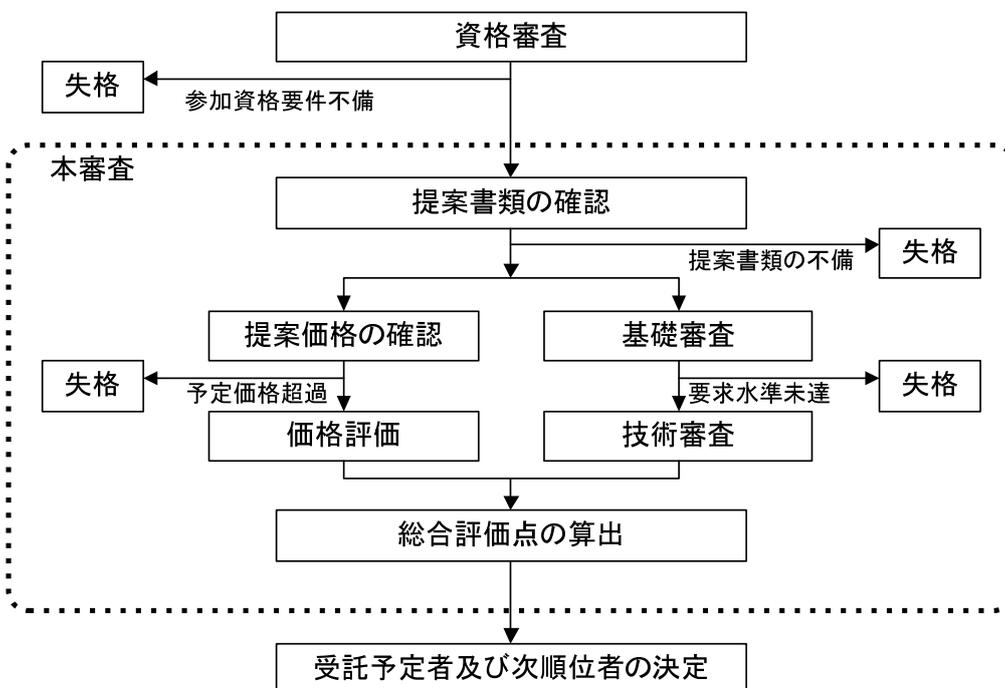


図 1 審査のフロー

4 資格審査

資格審査では、募集要項等に示す参加資格要件等を公社において確認する。参加資格が確認できない場合は失格とする。

5 提案審査

(1) 価格審査

1) 提案価格の確認

提案書に記載された金額が予定価格の範囲内であることの確認を行う。なお、予定価格を上回った応募者は失格とする。

2) 価格評価

価格評価対象金額を点数化して評価を行う。

各応募者の価格評価の得点は、40点満点とし、次式により求める。

$$P_i = 36 \times \frac{\bar{C} - C_i}{\bar{C} - C_1} \quad (\bar{C} \geq C_i \geq C_1)$$

$$P_i = 36 + 4 \times \frac{C_1 - C_i}{C_1} \quad (C_1 > C_i)$$

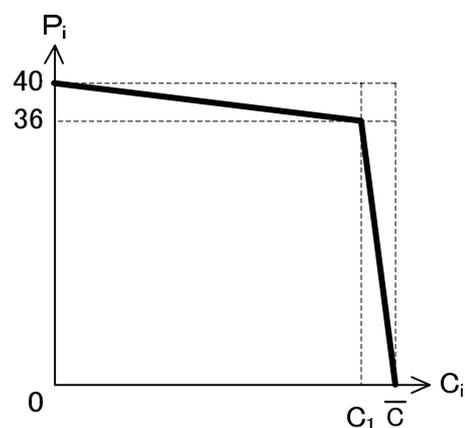
ここで

P_i : 応募者*i*の価格評価の得点

C_i : 応募者*i*の価格評価対象金額（税抜き）

\bar{C} : 予定価格のうち価格評価対象金額相当（税抜き）

C_1 : \bar{C} の95%



C_i は次式より求める。表 1 に委託費の構成を示す。

$$C_i = C_{iA} + C_{iB} + C_{iC}$$

ここで

C_{iA} : 応募者*i*の定額・固定費 I（税抜き）

ただし、舗装修繕業務については、公社の定める区間を事業者が以下の工法で実施した場合のそれぞれの額を平均して求めた額とする。

- ・切削オーバーレイ工法
- ・路上路盤再生工法
- ・打換え工法

なお、各工法による場合の実施額が一般的な額と大きく乖離している場合はその理由を確認する場合がある。

C_{iB} : 応募者*i*の定額・固定費Ⅱ（税抜き）

C_{iC} : 応募者*i*の配付資料4に示した予定数量を実施した場合の変動費（税抜き）

\bar{C} は次式より求める。

$$\bar{C} = C_A + C_B + C_C$$

ここで

C_A : 予定価格のうちの定額・固定費Ⅰ（税抜き）

ただし、舗装修繕業務については、公社の定める区間を以下の工法で実施した場合のそれぞれの額を平均して求めた額とする。

- ・切削オーバーレイ工法
- ・路上路盤再生工法
- ・打換え工法

C_B : 予定価格のうちの定額・固定費Ⅱ（税抜き）

C_C : 予定価格のうちの配付資料4に示した予定数量を実施した場合の変動費（税抜き）

表 1 委託料の構成

分類	支払いタイプ	対象となる業務	対価の対象となる数量
定額・固定費Ⅰ	定額払い	⑤水路清掃業務 ⑥植栽管理業務(B 除草) ⑦舗装補修業務	各業務の要求水準で示した回数、数量等。
定額・固定費Ⅱ	定額払い	①全体マネジメント業務 ②保守業務 ⑥植栽管理業務(A 除草) ⑨改善提案業務(提案の企画) ⑩引継業務	各業務の要求水準を満たしていれば実施した作業数量にかかわらない。
変動費	契約単価に基づく精算	③修繕業務 ④路面清掃業務 ⑧雪氷業務	公社の指示に基づき実施した作業数量。

(2) 基礎審査

基礎審査では、技術提案の内容が、要求水準書において定める機能・サービス水準を満たしているか確認する。審査要件を満たしていない場合には、応募者に確認の上、失格とする。

(3) 技術審査

技術審査においては、各評価項目の得点の合算を技術評価点とする。

① 評価項目と配点

技術評価点は、60点満点とし、評価項目及び配点は別表のとおりとする。

また、技術提案にあたっての特定テーマは以下のとおりとする。

特定テーマ1：性能規定により実施する植栽管理業務（A除草業務）について、取り組みの考え方及び方法について述べよ。

特定テーマ2：舗装補修業務において、舗装の品質を確保するための取り組みの考え方及び方法について述べよ。

特定テーマ3：改善提案業務において、改善の提案をする際の視点、考え方について述べよ。

② 評価項目の採点基準

各評価項目において、次に示す5段階により評価、点数化する。

採点は委員会における合議により行う。

表 2 評価項目の採点基準

評価	評価内容	採点の算出方法
5	特に優れている	配点×100%
4	やや優れている	配点×75%
3	標準	配点×50%
2	やや低い	配点×25%
1	低い	配点×0%

表 3 評価項目及び配点

評価項目	配点	評価の視点
①実施方針	(小計 10)	—
・業務理解度、取り組み方針	10	<ul style="list-style-type: none"> ・本委託の目的、内容等を理解しているか。 ・取り組み方針は、具体的かつ適切か。 ・旺盛な意欲はあるか。
②人員体制等	(小計 20)	—
・配置人員、資格・能力	10	・人員の資格・能力・経験等は適切か。
・組織管理・統制	10	<ul style="list-style-type: none"> ・指揮命令・連絡体制は具体的かつ適切か。 ・各業務の間で効果的に連携できるしくみとなっているか。 ・企業のノウハウが具体的に生かされる計画となっているか。 ・県内地元企業の活用、育成に配慮されているか。
③技術提案	(小計 30)	—
特定テーマ 1	12	<ul style="list-style-type: none"> ・コスト削減を念頭に置いた提案となっているか。 ・セルフモニタリングの方法について具体的に提案がなされているか。 ・性能要件を満たし、かつ時間的措置の制限内で対応するための考え方及び方法が具体的かつ適切か。 ・実績や経験に基づく提案がなされているか。 ・要求水準を超える提案がなされているか。
特定テーマ 2	12	<ul style="list-style-type: none"> ・舗装状態の把握、評価方法の考え方及び方法が具体的かつ適切か。 ・ライフサイクルコスト最小化に配慮した設計、品質確保の考え方がなされているか。 ・施工箇所の条件等を踏まえた施工の考え方及び方法が具体的かつ適切か。 ・要求水準を超える提案がなされているか。
特定テーマ 3	6	<ul style="list-style-type: none"> ・〇〇〇〇有料道路の特徴を踏まえた視点から提案されているか。 ・応募者の経験や知見に基づく具体的視点、考え方が提案されているか。
合計	60	

(4) 総合評価点の算出

価格審査にて点数化された価格評価点と、技術審査にて点数化された技術評価点を加えて総合評価点を算出し、受託予定者および次順位者を決定する。

総合評価点は 100 点満点とし、価格評価点を 40 点、技術評価点を 60 点とする。

総合評価点 (100 点満点) = 価格評価点 (40 点満点) + 技術評価点 (60 点満点)

各評価点は小数点以下第 2 位を四捨五入し、小数点以下第 1 位まで算出する。

7 受託予定者の決定等

公社は、委員会の結果を踏まえて、受託予定者を決定する。

公社は受託予定者と協議を行い、協議が整った場合には、受託予定者と契約を締結する。

なお、受託予定者との協議が成立しない場合は、次順位者と協議を行う。

また、公社は、委員会における審査結果をまとめ、受託予定者又は次順位者との契約締結後、速やかに選定結果を公表する。

別紙-2 委託料の支払方法について

1. 委託料の構成

公社は、受託者が各業務を実施することに対する対価として委託料を支払う。委託料の構成等を表 1 に示す。また、変動費の契約単価は、次式により設定する。

$$c_{ij} = \frac{C_{iC}}{C_C} \times c_j$$

ここで

c_{ij} : 応募者 i の工種・作業 j の契約単価（税抜き）

c_j : 配布資料 4 に示す公社が設定した業務 j の設計単価（税抜き）

C_{iC} : 応募者 i の予定数量を実施した場合の変動費（税抜き）

C_C : 予定価格のうちの予定数量を実施した場合の変動費（税抜き）

表 1 委託料の構成

分類	支払いタイプ	対象となる業務	対価の対象となる数量
定額・固定費 I	定額払い	⑤水路清掃業務 ⑥植栽管理業務(B 除草) ⑦舗装補修業務	各業務の要求水準で示した回数、数量等。
定額・固定費 II	定額払い	①全体マネジメント業務 ②保守業務 ⑥植栽管理業務(A 除草) ⑨改善提案業務(提案の企画) ⑩引継業務	各業務の要求水準を満たしていれば、実施した作業数量にかかわらない。
変動費	契約単価に基づく精算	③修繕業務 ④路面清掃業務 ⑧雪氷業務	公社の指示に基づき実施した作業数量。

※⑩緊急措置業務は契約単価に基づく精算の場合と、実費精算の場合がある。

2. 委託料の支払方法

公社は、維持管理業務開始日から平成 25 年 5 月末までの間、表 2 に示す各期ごとに受託者に対して委託料を支払うものとする。

表 2 委託料の支払方法

期	支払対象期間	支払日
第一期	維持管理 業務開始日 ～ ○月 ○日	各期報告書の提出・承諾及び委託料の請求に要する期間を勘案して設定される期日とする。詳細は委託契約書に示す。
第二期	○月 ○日 ～ ○月 ○日	
第三期	○月 ○日 ～ ○月 ○日	
第四期	○月 ○日 ～ ○月 ○日	

委託料の支払方法及び手順は以下のとおりとする(図 1 参照)。なお、要求水準未達の場合は、定額払いについては当該業務が含まれる分類(固定費Ⅰ又はⅡ)の委託料全体の支払いを、契約単価に基づく精算業務については当該業務の支払いを改善が認められるまで留保する。

- 定額・固定費Ⅰ及び変動費は、各期末に検査を行ったうえで当該期実施分の業務について委託料を支払う。
- 定額・固定費Ⅱは、受託者の実支出にかかわらず定額を支払う。

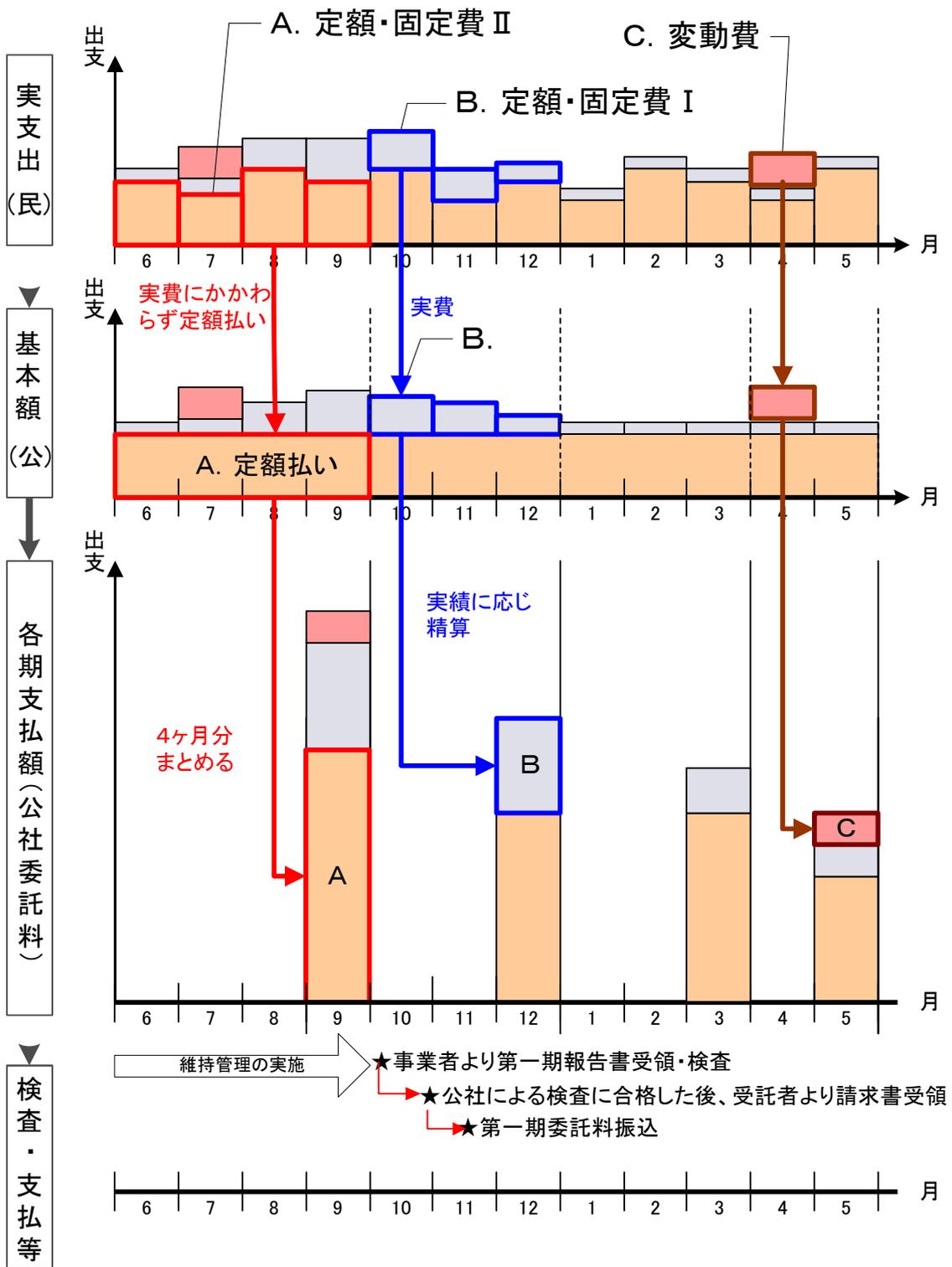


図 1 支払方法及び手順

3. その他

物価変動に基づく対価の改定は行わない。

別紙－3 モニタリング及び業務の改善について

1. モニタリング及び業務改善の基本的な考え方

1.1. モニタリングの基本的考え方

公社は、公募時に公社が提示した要求水準書及び受託者が作成した提案書(以下、「要求水準書等」という)に基づいて適正かつ確実なサービス提供の確保がなされているかどうかを確認するため、受託者により提供されるサービスの水準を監視、測定、評価する。モニタリングにより要求水準書等に規定する要求水準が達成されないおそれがあると判断した場合には、是正勧告を行い、各期毎の確認の時点で要求水準が未達の場合、定額払いの業務については当該業務が含まれる分類(定額・固定費Ⅰ又はⅡ)の委託料全体の支払いを、契約単価に基づく精算もしくは実費精算業務については当該業務の支払いを改善が認められるまで留保する。

1.2. モニタリング方針

本委託は包括的民間委託により実施されるものであるが、その目的は受託者のノウハウが最大限に発揮されることを企図したものである。こうした観点から本委託におけるモニタリングの方法は受託者が行うセルフモニタリングに基づく各種報告書による確認を基礎とし、これを補完する目的で公社が随時のモニタリングを行うものである。

また、本委託では委託料の支払いを改善がなされるまで留保する必要があるが、これは、支払いの留保という経済的動機付けによって業務の改善を求めることが趣旨ではなく、速やかに品質管理計画を是正することによって、安定したサービス提供ができる体制への改善を求めることを目的としている。

なお、受託者の責に帰すべき事由により損害が生じた場合、受託者は公社に対して帰責事由に応じた賠償責任を負うものとする。

1.3. 品質管理システムの運用について

本委託における品質管理システムは、受託者が自ら改善措置をとり、一定の改善期間の中で速やかに解決することが望ましいと公社は考えている。そのため、公社と受託者の間でこうした問題を効率よく解決できる機能を有する協議組織・体制等の構築の提案を期待している。

1.4. モニタリング手法の確定の手続

モニタリング手法は以下の手続に基づいて確定し、運用するものとする。

- 受託者が提案書で示したサービス仕様については、これに基づき業務仕様・水準を確定する。
- 受託者は業務毎に表 1 に示した各計画を作成するとともに、その実施にあたっては品質管理（PDCA¹サイクルをつなげた継続的な業務改善）を行うものとする。
- 受託者は業務毎の計画の立案にあわせて品質管理方針・品質管理プログラム等の策定、業務の手順化等の一貫として業務マニュアルを作成し、業務執行体制の構築を行う。
- 性能規定により実施する植栽管理業務（A 除草業務）については、自己監査（セルフモニタリング）としての業務監査（日常、随時、定期モニタリング等）を位置づけるものとする。
- 受託者は、自らが行う品質管理を前提として 1.2 に示す公社のモニタリング方針を踏まえた上で、協議組織・体制、モニタリングに関する各種報告様式等を公社に提案し、公社と協議の上、具体的なモニタリング手法を確定し、これを運用するものとする。
- なお、品質管理の考え方に基づく計画や業務マニュアルは、受託者自らの業務の実施のために作成するものであり、これを遵守することにより受託者が免責となるものではない。

¹ PDCA : plan-do-check-act

表 1 業務毎に作成すべき計画と報告の頻度

業務名称	作成する計画		報告の頻度		報告書・記録の名称
	年間計画	月間計画	毎月	その都度	報告・記録等の名称
全体マネジメント業務	○	—	—	—	計画の作成(委託開始時)
同上	—	—	○	○	苦情の記録及び同報告書
保守業務(即時保守業務)	○	—	○	—	即時保守実施報告書
保守業務(確認報告業務)	○	—	○	○	保守確認報告書
修繕業務	○	○	—	○	補修実施報告書
路面清掃業務	○	○	—	○	路面清掃実施報告書
水路清掃業務	○	○	—	○	水路清掃実施報告書
植栽管理業務(A 除草)	○	○	○	—	A除草業務実施報告書
植栽管理業務(B 除草)	○	○	—	○	B除草業務実施報告書
舗装補修業務	○	○	—	○	舗装補修実施報告書
雪氷業務	○	—	—	○	雪氷業務実施報告書
改善提案業務(提案企画)	○	—	○	—	改善提案書
改善提案業務(提案実施)	○	—	—	○	改善提案実施報告書
緊急措置業務	○	—	—	○	緊急措置実施報告書(委託終了時)
引継業務	○	—	○	—	引継業務報告書(逐次更新)

※業務毎に各計画を作成するとともに、品質管理(PDCA サイクル)の考えに基づく業務マニュアルを作成する。

2. モニタリングの方法

2.1. 受託者によるモニタリング

受託者は、自己の責任及び費用で下請企業を含んだサービス提供体制及び品質管理システムの履行状況等を確認し、サービスの履行状況について定期的又は随時に確認等を行い、表 1に定める各種計画、報告をそれぞれ期日までに作成して公社に提出するものとする。ただし、契約終了後における舗装補修業務の品質保証期間は除く。

2.2. 公社によるモニタリング

公社は、自己の責任及び費用で、受託者が実施する業務について以下のモニタリングを行い、業務の履行状況を確認する。

(1) 委託開始時のモニタリング

1) 業務マニュアル

受託者は、的確な維持管理業務を行うために、速やかに本要求水準書及び受託者の提案内容に基づく業務マニュアルを作成して公社へ提出し、公社はその内容の確認を行う。

(2) 委託開始後のモニタリング

1) 定期モニタリング（維持管理報告書の確認）

公社は、自らの費用において、受託者が毎月 10 日までに提出する表 1 に示す各報告書・記録・使用実績等（以下「維持管理報告書」という。）の内容が要求水準書等及び公社の指示を満たしているか確認又は検査し、受領後 14 日以内に当該維持管理報告書の対象となる月の業務状況につき受託者に通知する。受託者は公社が行うモニタリングにつき、公社の要請に応じて合理的な協力を行う。なお、報告書の具体的内容（モニタリングの項目、方法及び提出時期）は、受託者の提案に基づき契約後に公社と受託者が協議のうえ決定する。また、各期の最終月に提出する維持管理報告書の内容には、当該期に行った下記 2) のモニタリング結果も含めるものとする。

2) 作業完了モニタリング

公社は、自らの費用において、受託者が作業完了の都度提出する表 1 に示す各報告書・記録・使用実績等（以下「作業完了報告書」という。）の内容が要求水準書等及び公社の指示を満たしているか確認及び検収し、受領後 7 日以内に受託者に通知する。受託者は公社が行うモニタリングにつき、公社の要請に応じて合理的な協力を行う。なお、報告書の具体的内容（モニタリングの項目、方法及び提出時期）は、受託者の提案に基づき契約後に公社と受託者が協議のうえ決定する。

3) 随時モニタリング

公社は、必要と認める場合、自らの費用において、作業完了報告書又は維持管理報告書による検収、確認又は検査とは別に随時モニタリングを実施することができる。随時モニタリングにおいては、受託者は当該説明及び立会い等について最大限の協力するものとする。

2.3. 業務改善計画書の提出

(1) 全般

公社による受託者の業務内容の検収、確認及び検査の結果、公社の指示内容又は要求水準書を満たさないと認められた場合、受託者はその理由、再発防止のための具体的取り組み

等を内容とする業務改善計画書を公社に提出し、確認を得た上で手直しを行うものとする。公社は業務改善計画書の内容の一部について変更を求める場合がある。

(2) 時間的措置の制限がある場合

1) 基本的な考え方

植栽管理業務(A 除草業務)及び舗装補修業務の要求水準では、性能要件未達であることを受託者が確認もしくは公社が確認し受託者に通知した時点から、その状況を改善・補修するための措置に公社として認めうる時間的猶予を時間的措置の制限として定めており、受託者はこの時間的措置の制限の期間内で改善・補修を完了しなければならない。植栽管理業務(A 除草業務)及び舗装補修業務における性能未達時の取扱はそれぞれ以下のとおりとする。

2) A 除草業務及び舗装補修業務のうち劣化・損傷内容がポットホールの場合

性能要件未達であることを受託者が確認もしくは公社から通知を受けた場合、ただちにその改善を行い、改善完了後、速やかにその旨公社に報告する。また、受託者は性能要件が未達となった理由、再発防止のための具体的取り組み等を内容とする業務改善計画書を公社に提出し、確認を得るものとする。なお、時間的措置の制限内に改善を完了できなかった場合には、業務改善報告書に時間的措置の制限の範囲内で改善を出来なかった理由と、その再発防止のための具体的取り組み等の内容を加え、公社の確認を得るものとする。公社は業務改善計画書の内容の一部について変更を求める場合がある。

3) 舗装補修業務のうち劣化・損傷内容がポットホール以外の場合

性能要件未達であることを受託者が確認もしくは公社から通知を受けた場合、受託者は直ちに性能要件が未達となった理由、その状態を補修するための計画、再発防止のための具体的取り組みを内容とする業務改善計画書を公社に提出する。公社は、受託者が提出した業務改善計画書の内容が、性能要件未達の状態を補修することのできる内容か確認する。なお、公社は業務改善計画書の内容の一部について変更を求める場合がある。受託者は、確認された業務改善計画書に従って補修を行い、公社はその完了を確認する。なお、時間的措置の制限内に改善を完了できなかった場合には、業務改善報告書に時間的措置の制限の範囲内で改善を出来なかった理由と、その再発防止のための具体的取り組み等の内容を加え、公社の確認を得るものとする。

(総則)

- 第1条 乙は別冊「要求水準書」(以下「要求水準書」という。)及び乙が本業務の入札手続きにおいて甲に提出した提案書(以下「提案書」という。)に基づき、自己の責任と費用で頭書の作業区間において、〇〇〇〇有料道路のうち要求水準書 1.2.2 (1) に示す施設(以下「対象施設」という。)の維持管理業務(以下「本件業務」という。)を実施しなければならない。なお、要求水準書に定める修繕業務、路面清掃業務、水路清掃業務、植栽管理業務(B除草業務)、舗装補修業務及び雪氷業務(但し、水路清掃業務及び植栽管理業務(B除草業務)については、要求水準書に定める回数を超えた部分。舗装補修業務については、保守業務のうち確認報告業務又は改善提案業務に基づき公社の指示で実施するもの。)については、甲の指定する監督職員の発行する維持指示書により、指示する都度、指示する期間内に当該業務を完了しなければならない。
- 2 乙は、本件業務開始日(平成〇〇年〇月〇日)から頭書の契約期間満了日までの期間(以下「本件業務実施期間」という。)にわたり本件業務を実施する。
- 3 乙は、本契約締結日から本件業務開始日までに、本件業務の実施に必要な準備を行うものとし、甲はこれに協力する。

(契約の保証)

- 第2条 乙は、本契約の締結と同時に、次の各号の一に掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を甲に寄託しなければならない。
- (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (3) 本契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、甲が確実に認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)の保証
 - (4) 本契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - (5) 本契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第4項において「保証の額」という。)は、委託金額のうち固定費の10分の1相当額及び変動費単価に業務提案時の予定数量を乗じた額(消費税及び地方消費税を含む。)の10分の1相当額を合算した金額以上としなければならない。
- 3 第1項の規定により、乙が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 4 委託金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の委託代金額の10分の1に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証の額の減額を請求す

ることができる。

(権利義務の譲渡)

第3条 乙は、本契約によって生ずる権利若しくは義務を第三者に譲り渡し、又は承継させてはならない。

(構成員の責任)

第4条 乙の構成員は、本件業務の実施に伴い乙が負担する債務の履行に関して、連帯して責任を負うものとする。

※受託者が単独企業の場合は本条は削除します。

(委任又は下請負の禁止)

第5条 乙は、本件業務の実施を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合(乙が本件業務の募集手続きにおいて提出した技術提案書類に当該第三者の名称及び実施させる業務内容が明記されている場合を含む。)にはこの限りでない。

(監督職員等)

第6条 甲は、乙の本件業務の実施について、自己に代わって監督し、乙との連絡、交渉を実施し、又は乙に本件業務の実施を指示する監督職員及び担当員を定め、乙に通知するものとする。

(業務総括責任者、現場代理人及び主任技術者)

第7条 乙は、業務総括責任者、現場代理人及び舗装補修業務の技術上の管理を掌どる主任技術者を定め、甲に通知するものとする。

2 業務総括責任者、現場代理人と主任技術者は、これを兼ねることができる。

3 乙、業務総括責任者又は現場代理人は、監督職員の監督又は指示に従い、業務実施現場の取締り及び作業等に関する一切の事項を処理しなければならない。

(現場代理人等に対する異議)

第8条 甲又は監督職員は、業務総括責任者、現場代理人、主任技術者、使用人又は労務者について、業務の実施又は、管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、乙に対して、その事由を明記して、その変更を求めることができる。

(貸与品及び支給材料)

第9条 甲から乙への貸与品及び支給材料は、監督職員が別途指示するものとする。

- 2 監督職員は、貸与品又は支給材料を乙の立会のもとに検査して引渡しするものとし、乙は、引渡しを受けたときは遅滞なく、甲の指示する職員に借用書又は受領書を提出しなければならない。
- 3 乙は、前項の引渡しの場合において、その品質又は規格が使用に適当でないと認めるときは、その旨を監督職員に通知しなければならない。
- 4 乙が前項の通知をしたにもかかわらず監督職員がその使用を要求し、かつ、その品質又は規格が使用に適当でないために乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。
- 5 乙は、使用済みの貸与品又は作業の完成若しくは作業内容の変更によって、不用となった支給材料があるときは、これを甲に返還しなければならない。
- 6 乙は、貸与品及び支給材料を善良な管理者の注意義務をもって保管しなければならない。
- 7 乙の故意又は過失によって貸与品又は支給材料が滅失し、若しくはき損、又はその返還が不可能になったときは、乙は甲の指定した期間内に代品を納め、又は原状に復し、若しくはその損害を賠償しなければならない。
- 8 乙は、支給材料の使用法又は残材に関する措置が要求水準書に明示されていない場合には、監督職員の指示に従うものとする。

(維持管理実施計画書)

- 第10条 乙は、本件業務開始までに、要求水準書表 3-1 に示す内容の年間維持管理実施計画書及び平成〇〇年〇〇月分及び〇〇月分の月間維持管理実施計画書を作成し、甲の確認を得なければならない。
- 2 乙は、平成〇〇年〇〇月分以降の月間維持管理実施計画書について、前月末日までに甲の確認を得なければならない。

(施設の現状確認及び使用)

- 第11条 乙は、本契約締結日から平成〇〇年〇月〇日までの期間（以下「乖離請求期間」という。）において、対象施設の現状が要求水準書による性状、規格、機能、数量等と一致することを、甲立会いのうえ自らの費用で確認し、その結果を確認記録として甲に提出するものとする。確認記録の書式は甲と乙で協議して決定する。
- 2 乙は、前項に基づく確認において、対象施設の現状と要求水準書による性状、規格、機能、数量等が一致していないことが判明した場合には、乖離請求期間中に限り、委託金額の変更等について甲に協議を申し入れることができる。
- 3 乙は、乖離請求期間経過後は、甲に対して、対象施設の現状と要求水準書による性状、規格、機能、数量等が一致していないことを主張することはできないものとする。但し、対象施設の現状と要求水準書による性状、規格、機能、数量等に不一致が存在すること、及び、当該不一致を乖離請求期間に発見することが著しく困難であったことを、乙が証明

した場合はこの限りではない。

- 4 乙は、本件業務実施期間中は、対象施設を本件業務に必要な範囲において無償で使用することができる。
- 5 乙は、対象施設を善良なる管理者の注意をもって使用し、又は保存し、若しくは管理しなければならない。

(改善提案)

- 第12条 乙は、対象施設の維持管理の効率化又は利用者の利便性及び安全性向上を目的として要求水準書の記載に従って改善提案を行わなければならない。
- 2 前項に基づき乙が提案を行った場合、甲は、当該提案の採否について30日以内に決定し乙に通知する。当該決定を行うに際し、甲は、乙に対し協議を求めることができる。

(業務の変更・中止等)

- 第13条 甲は、必要がある場合には、要求水準書の内容の変更、又は、業務実施の一時中止、若しくは打ち切りをすることができる。この場合において、委託金額を変更若しくは追加又は契約期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によってこれを定める。
- 2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。賠償額は、甲乙協議してこれを定めるものとする。

(賃金又は物価の変動に基づく委託金額の変更)

- 第14条 本件業務実施期間中に物価変動が発生した場合であっても、委託金額は変更しない。但し、甲又は乙は契約期間内に賃金又は物価の著しい変動により、委託金額が著しく不相当となったときは、相手方と協議のうえ委託金額又は別紙1に定める変動費の単価を変更することができる。

(不可抗力)

- 第15条 本件業務のうち、要求水準書に定める植栽管理業務のうちA除草業務及び舗装補修業務について、事故、災害等の不可抗力に起因して業務の実施が必要となった場合、乙は甲に通知した上で、当該業務を実施する。
- 2 前項に基づき業務を実施した場合であって、当該不可抗力が乙の通常予測できないものであって、これに対応した業務の実施が委託金額において実施するべき範囲に含まれないと合理的に判断された場合には、前項に基づく業務の実施に要した増加費用は甲が負担する。
 - 3 前2項に定める業務を除き、本件業務の実施について、事故、災害等の不可抗力に起因して業務の実施が必要となった場合は、要求水準書に定めるところに従う。

(損害)

第16条 本件業務の実施に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要となった経費は乙の負担とする。ただし、その損害が甲の責任に帰する事由による場合、又は天災その他の不可抗力に基づくもので重大と認められ、かつ乙が善良な管理者の注意義務を怠らなかったと認められるものについては、甲が負担するものとし、その額は甲乙協議して定めるものとする（但し、前条に基づき植栽管理業務のうちA除草業務及び舗装補修業務の実施に要する費用の負担については、前条の規定に従う。）。

(検収)

第17条 乙は、本件業務のうち、別紙1において固定費Ⅰ及び変動費の支払対象となる業務について、監督職員の指示による作業又は要求水準書に示された作業が完了したときは、遅滞なく監督職員に対して作業完了報告書を提出しなければならない。

2 監督職員は、前項の作業完了報告書を受領したときは、7日以内に当該作業について検収を行わなければならない。

3 前項の検収の結果、不合格となり手直しを命じられたときは、乙は遅滞なく当該手直しを行い、監督職員に手直し完了の届けを提出して再検収を受けなければならない。

(確認及び検査)

第18条 乙は、毎月の業務実施状況について、翌月10日までに遅滞なく監督職員に対して維持管理報告書を提出しなければならない。

2 乙は、前項の維持管理報告書を本件事業における各期（本件業務開始日から平成〇〇年〇月末日までを第一期とし、平成〇〇年〇月〇日から平成〇〇年〇月末日までを第二期とし、平成〇〇年〇月〇日から平成〇〇年〇月末日までを第三期とし、平成〇〇年〇月〇日から平成25年〇月末日までを第四期とした各期間を意味し、以降同様とする。）ごとに取りまとめて、当該期終了後の翌月10日までに遅滞なく監督職員に対して当該期の維持管理報告書を提出しなければならない。

3 監督職員は、前2項の報告書を受領したときは、14日以内に別紙1において固定費Ⅱの支払対象となる業務について乙の業務内容が要求水準書に定められた水準又は提案書の内容を満たしていることについて確認を行うとともに、その他の業務について監督職員の指示又は要求水準の定めに従って業務が実施されたことについて検査を行わなければならない。

3 前項の確認及び検査の結果、乙の業務内容について手直しを命ぜられたときは、乙は遅滞なく当該手直しを行い、監督職員に手直し完了の届けを提出して再確認又は再検査を受けなければならない。なお、本件業務が要求水準書に基づく水準又は提案書の内容を満た

さなかった場合の手続については、別紙2に定めるところによる

(委託代金の支払)

第19条 乙は、前条第3項の各期の維持管理報告書の確認及び検査が完了した後に委託代金額の支払を請求することができる。この場合に、当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その日から30日以内に支払をしなければならない。

(代理受領)

第20条 乙は甲の承諾を得て、委託代金の全部又は一部の受領について、第三者を代理人とすることができる。

2 前項の規定により支払を受けることができる第三者は、乙の提出する支払請求書に、乙の代理人である旨が明記されているものでなければならない。

(かし担保)

第21条 甲は、本契約の終了後に対象施設にかしが存在することを甲が発見したときは、甲は、乙に対して相当の期間を定めて当該かしの修補を請求し、又は修補にかえ若しくはその修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、当該かしが乙の業務に起因して発生したものでないときは、この限りでない。

2 前項の場合において、かしが重要でなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、甲は損害賠償のみを請求することができる。

3 第1項の請求は、本契約の終了後1年以内に行わなければならない。ただし、そのかしが乙の故意又は重大な過失により生じた場合は、請求を行うことができる期間は10年とする。

4 甲は、対象施設がかしにより滅失し、又はき損したときは、滅失又はき損の日から6ヶ月以内に第1項の権利を行使しなければならない。

5 乙は、かしが甲又は監督職員の指図により生じたものである場合は、その指図が不当であることを知りながら甲又は監督職員に通知しなかった場合を除き、その担保の責を負わない。

(品質保証)

第22条 前条の規定にかかわらず、乙は、舗装の補修を実施した場合、対象区間の舗装が本契約の終了後3年間（以下「品質保証期間」という。）にわたり要求水準書に定める品質を満たすことを甲に対して保証しなければならない。

2 甲は、前項の品質保証期間において対象区間の品質未達を発見したときは、乙に対して相当の期間を定めて当該対象区間のうち品質未達が生じた部分の修補を請求し、又は修

補にかえ若しくはその修補とともに損害の賠償を請求することができる。但し、当該品質未達が乙の業務に起因して発生したものでないことを乙が明らかにしたときは、この限りでない。

- 3 前項の場合において、品質未達が重要でなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、甲は損害賠償のみを請求することができる。
- 4 第2項の場合において、甲の求めに応じて乙が品質未達部の修補を実施した場合、当該修補部分に関する品質保証期間は、修補の完了時から3年間経過するまでの期間に延長される。
- 5 乙は、品質未達が甲又は監督職員の指図により生じたものである場合は、その指図が不相当であることを知りながら甲又は監督職員に通知しなかった場合を除き、第1項及び第2項の責を負わない。

(契約の解除権)

第23条 甲は、次の各号の一に該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1) 乙の責に帰すべき事由により、本契約に定める乙の義務を履行できないとき又は履行できる見込みがないと明らかに認められるとき。
 - (2) 正当な事由がなくして契約期間の開始日から30日を過ぎても本件業務に着手しないとき。
 - (3) 前2号のほか、本契約に違反し、その違反により本契約の目的を達成することができないと認められるとき。
 - (4) その他必要があるとき。
- 2 乙は、次の各号に該当するときは、本契約を解除することができる。
- (1) 甲が本契約に違反し、その違反により本件業務を実施することが不可能になったとき。

(暴力団等排除に係る解除)

第24条 甲は、乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が次の各号の一に該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1) 役員等（法人にあつては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（常時建設工事等に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあつてはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第

- 三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (5) 前2号に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (6) 本契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (7) 本契約に係る下請契約等に当たって、第1号から第5号までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）において、甲が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。
 - (8) 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を甲に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

（解除による物件の取引等）

- 第25条 本契約を解除した場合においては、乙は貸与品、支給材料その他甲に返還すべき物件があるときは、これを甲に返還し、その他の物件については、甲と協議して定める期間内に引き取る等適当な措置を講じなければならない。
- 2 前項の場合において、乙が正当と認められる事由がなくて所定の期間内に物件を引き取らず、その他適当な措置を講じないときは、甲は乙に代わってその物件を処分することができる。この場合においては、乙はこれに要した費用を負担しなければならない。

（違約金）

- 第26条 第23条第1項第1号、第2号、第3号又は第24条の規定により、甲が本契約を解除したときは、乙は頭書記載の委託金額のうち固定費の10分の1相当額及び変動費単価に業務提案時の予定数量を乗じた額（消費税及び地方消費税を含む。）の10分の1相当額を合算した金額を違約金として甲の指定する期限までに納付しなければならない。
- 2 乙が、本契約に基づく違約金、遅延利息又は賠償金を甲の指定する期限内に支払わないときは、甲はその支払わない額に甲の指定する期限を経過した日から支払を完了する日まで年〇. 〇%の割合で計算した額を徴収する。
 - 3 第23条第1項第4号の規定により甲が本契約を解除したとき、及び第23条第2項の規定により乙が本契約を解除したときは、甲は前項に準じて乙に違約金を支払わなければならない。

(契約終了時の事務)

第27条 乙は、本契約が終了する場合において、甲又は甲の指示する者に、本契約の終了にかかる本件業務に関して要求水準書に従って引継書を作成し甲の確認を得なければならない。

2 乙は、前項に従い本件業務を引き継ぐにあたっては、対象施設が要求水準書に基づく水準を達成した状態で引き継ぐものとする。

3 甲は、本契約の終了日までに対象施設の現況を検査しなければならない。この場合において、対象施設に乙の責めに帰すべき事由による損傷等が認められたときは、甲は、乙に対しその修補を求めることができるものとする。

4 乙は、前項により甲から対象施設の損傷等の修補を求められた場合、必要な修補を実施した後速やかに、甲に対し、修補が完了した旨を通知しなければならない。甲は、前項の通知を受領後10日以内に修補の完了の検査を行わなければならない。

5 本契約が解除により終了した場合、本件業務の終了及び引継については、前4項の規定に従う。この場合、第3項に基づく現況検査は、解除後速やかに実施しなければならない。なお、本項に基づく引継業務について委託代金は支払われない。

(その他)

第28条 本契約に定めない事項、又は、本契約について疑義を生じた事項については、必要に応じて甲乙協議してこれを定めるものとする。

2 乙は、本契約の締結と同時に次の各号に掲げる書類を甲に提出しなければならない。

(1) 別紙3に掲げる課税事業者届出書

(2) 別紙4に掲げる業務総括責任者・現場代理人・主任技術者届

別紙1 委託代金の支払い方法 (第19条関係)

《本別紙には、募集要項別紙-2「委託料の支払方法について」を掲載する。なお、応募者の提案に基づく固定費Ⅰ、固定費Ⅱ及び変動費単価も記載する。》

別紙2 モニタリング及び業務の改善について（第18条関係）

《本別紙には、募集要項別紙-3「モニタリング及び業務の改善について」を添付する》

別紙3 課税事業者届出書（第28条関係）

課税事業者届出書

平成 年 月 日

〇〇県道路公社

理事長 〇〇 〇〇 殿

受託者 住所

氏名

下記の期間については、消費税法の課税事業者（同法第9条第1項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者でない）となる予定であるのでその旨届出します。

記

課税期間	自	平成	年	月	日
	至	平成	年	月	日

以上

（注）課税期間については、事業年度を記入すること

別紙4 業務総括責任者・現場代理人・主任技術者届（第28条関係）

平成 年 月 日

〇〇県道路公社

理事長 〇〇 〇〇 殿

受託者 住所

氏名

業務総括責任者・現場代理人・主任技術者届

委託名 〇〇〇〇有料道路 道路維持業務委託

上記業務の業務総括責任者・現場代理人・主任技術者を下記の者に定めましたのでお届けします。

記

業務総括責任者

現場代理人

主任技術者

以上

〇〇〇〇有料道路
道路維持業務委託

要求水準書

平成〇年〇月

〇〇県道路公社

目 次

用語の定義.....	1
1. 総則.....	2
1.1 要求水準書の位置付け.....	2
1.2 対象施設の概要.....	2
1.2.1 ○○県道路公社の管理概要.....	2
1.2.2 受託者の業務範囲.....	5
1.2.3 公社の業務概要.....	8
1.2.4 本業務に係る○○道路公社の業務概要.....	8
1.3 遵守すべき法制度.....	9
1.3.1 関係法令等.....	9
1.3.2 要綱・各種基準等.....	10
2. 維持管理業務の要求水準.....	11
2.1 維持管理業務の基本方針.....	11
2.2 機能維持にかかる要求水準.....	11
2.3 環境への配慮.....	11
2.4 服装等.....	11
2.5 予定技術者.....	12
2.5.1 予定技術者の配置.....	12
2.5.2 予定技術者の交代.....	12
3. 維持管理業務内容.....	13
3.1 全体マネジメント業務.....	13
3.1.1 業務概要.....	13
3.1.2 要求水準.....	14
3.1.3 特記事項.....	17
3.2 保守業務.....	19
3.2.1 業務概要.....	19
3.2.2 要求水準.....	20
3.2.3 特記事項.....	22
3.3 修繕業務.....	23
3.3.1 業務概要.....	23
3.3.2 要求水準.....	23
3.3.3 特記事項.....	23
3.4 路面清掃業務.....	24
3.4.1 業務概要.....	24
3.4.2 要求水準.....	24
3.4.3 特記事項.....	25

3.5 水路清掃業務.....	26
3.5.1 業務概要.....	26
3.5.2 要求水準.....	26
3.5.3 特記事項.....	26
3.6 植栽管理業務.....	27
3.6.1 業務概要.....	27
3.6.2 要求水準.....	27
3.6.3 特記事項.....	29
3.7 舗装補修業務.....	30
3.7.1 業務概要.....	30
3.7.2 要求水準.....	31
3.7.3 特記事項.....	32
3.8 雪水業務.....	33
3.8.1 業務概要.....	33
3.8.2 要求水準.....	34
3.8.3 特記事項.....	34
3.9 改善提案業務.....	35
3.9.1 業務概要.....	35
3.9.2 要求水準.....	35
3.9.3 特記事項.....	36
3.10 緊急措置業務.....	37
3.10.1 業務概要.....	37
3.10.2 要求水準.....	37
3.10.3 特記事項.....	37
3.11 引継業務.....	38
3.11.1 業務概要.....	38
3.11.2 要求水準.....	38
3.11.3 特記事項.....	38
4. 資料一覧.....	39
4.1 配布資料.....	39
4.2 閲覧資料.....	39

【用語の定義】

本要求水準書において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

番号	項目	内容
①	性能	目的又は要求に応じてものが発揮する能力。
②	機能	目的又は要求に応じてものが発揮する役割。
③	劣化	物理的、化学的及び生物的要因により、時間的に性能・機能が低下すること。ただし、地震や火災等の災害によるものは除く。
④	損傷	物理的、化学的及び生物的要因により、突発的に性能・機能が低下すること。ただし、地震や火災等の災害によるものは除く
⑤	不具合	施設、構造物が劣化、損傷してはいないが、性能・機能の一部が低下していること。ただし、地震や火災等の災害によるものは除く
⑥	要求水準	〇〇県道路公社が維持管理業務に対して求める管理基準
⑦	保守	施設の不具合に対し、人力による軽作業で回復させること。
⑧	清掃	施設の不具合に対し、人力または機械により、施設の汚れ、ほこり、土砂詰まり等を除去すること。
⑨	剪定	高木・寄植の剪定・伐採・堆肥・薬剤散布、除草剤散布作業のこと。
⑩	交換	施設の劣化・損傷に対し、設計が不要で、新しい施設・部品に取り替えること。
⑪	修繕	清掃、剪定、交換の総称
⑫	除草	植込地、草地の除草のこと。
⑬	補修	施設の劣化・損傷に対し、設計が必要で、元の性能・機能まで回復させること。
⑭	セルフモニタリング	受託者が実施した成果が指定された要求水準を満たしているかを受託者自らが確認すること。
⑮	目視	施設を目で見て劣化・損傷・不具合を調査すること。
⑯	維持管理業務	本事業で実施する全体マネジメント業務、保守業務、修繕業務、路面清掃業務、水路清掃業務、植栽管理業務、舗装補修業務、雪氷業務、改善提案業務、引継業務、緊急措置業務の総称。 (各業務は表 1-2 に示す)

1. 総則

1.1 要求水準書の位置付け

この要求水準書は、「〇〇〇〇有料道路 道路維持業務委託」（以下「本委託」という。）における維持管理業務について、業務の内容、要求水準、その他特記すべき事項等について、〇〇県道路公社（以下「公社」という。）が、業務を実施する民間事業者（以下「受託者」という。）に要求する事項を示すものである。なお、本委託は、受託者の持つ創意工夫及びノウハウの活用が期待できる性能発注の考え方を一部導入した。受託者は、〇〇〇〇有料道路に対する各業務が要求水準書に定められた所要の性能及び機能を維持し、利用者が安全かつ快適に利用できるよう、必要な維持管理業務を行うものとする。

1.2 対象施設の概要

1.2.1 〇〇県道路公社の管理概要

〇〇〇〇有料道路の運営業務は、公社と〇〇道路公社の2つの道路公社で運営され、公社の管理区分は図 1-1に示す管理範囲となっている（配布資料5参照）。

- 法的管理権限①は、〇〇〇〇有料道路の全区間のうち〇〇県内を対象に管理している。
- 道路維持管理②は、〇〇〇〇有料道路の全区間のうち〇〇県内を対象に管理している。
- 交通管理業務③は、〇〇〇〇有料道路の全区間を〇〇道路公社が管理している。
- 交通管制業務④は、〇〇〇〇有料道路の全区間を〇〇道路公社が管理している。
- 設備維持業務⑤は、〇〇〇〇有料道路の全区間を〇〇道路公社が管理している。
- 料金徴収業務⑥は、〇〇〇〇有料道路の全区間を公社が管理している。
- 環境監視業務⑦は、〇〇〇〇有料道路の全区間のうち〇〇県内を対象に管理している。

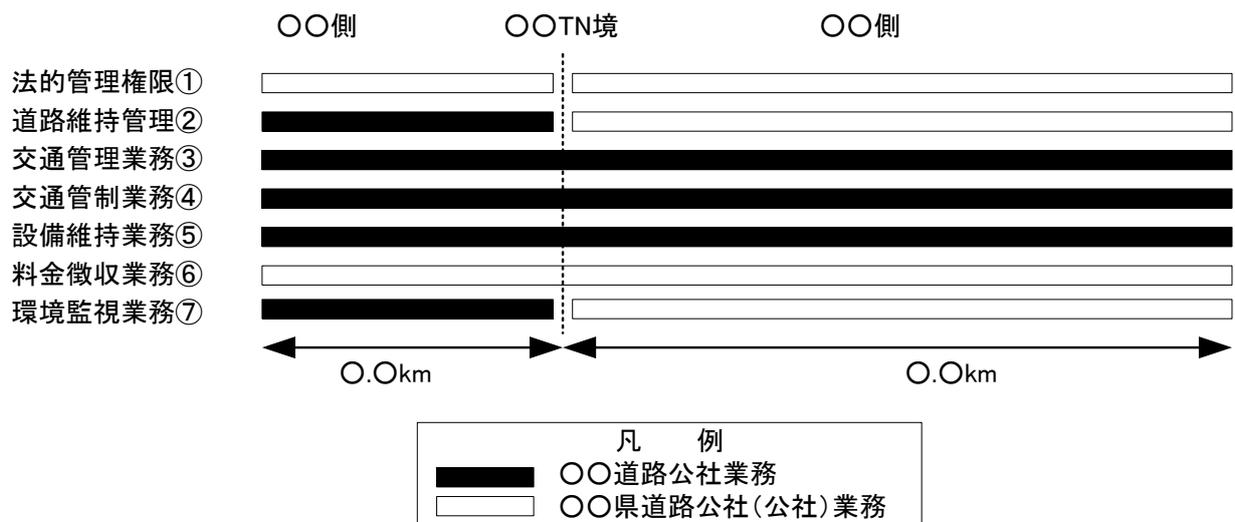


図 1-1 公社と〇〇道路公社の管理範囲

本委託は、図 1-1 に示す公社が実施する業務のうち、に示す範囲の維持管理業務を包括的に実施するものである。

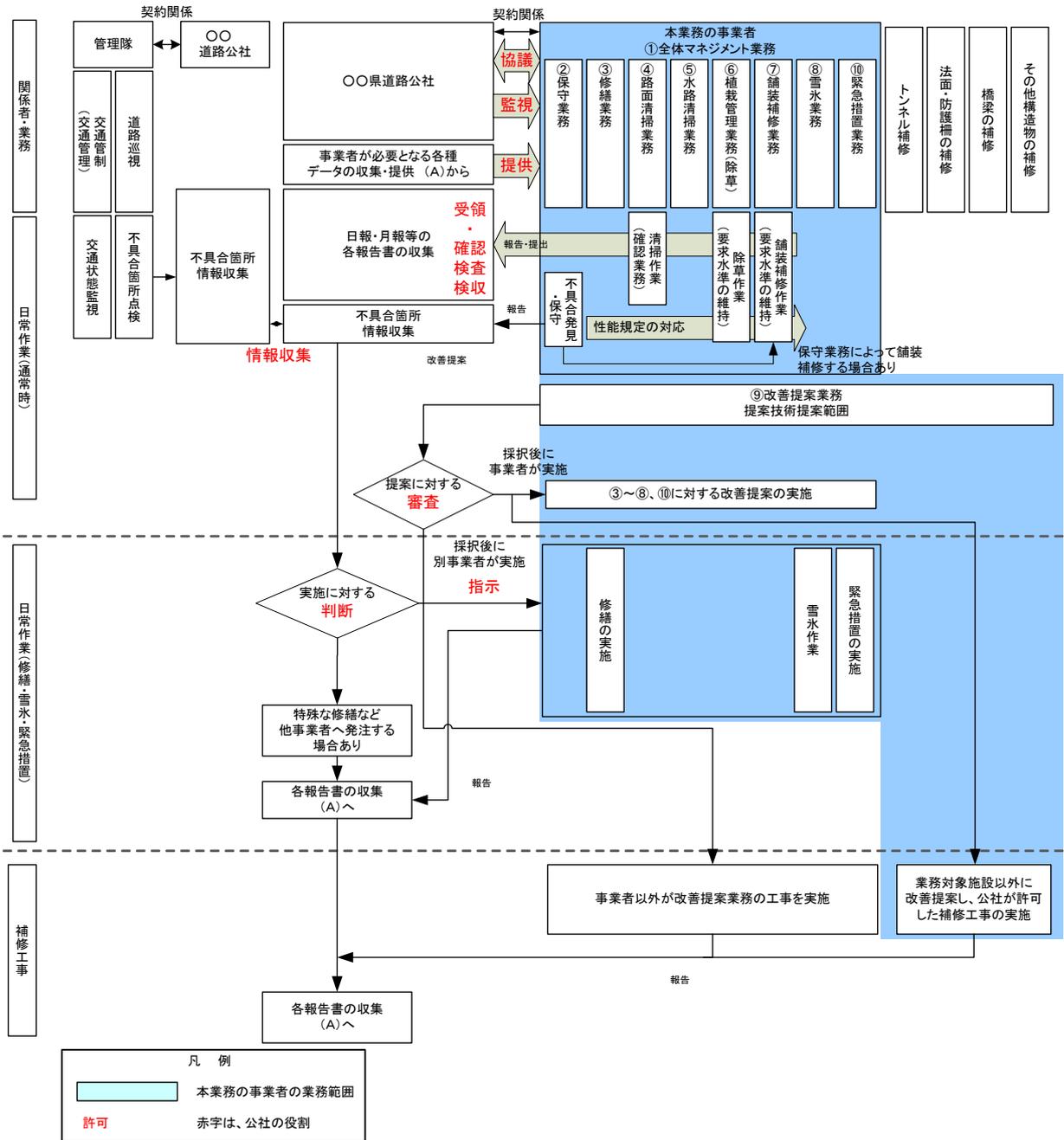


図 1-2 〇〇〇〇有料道路 〇〇市〇〇町 (〇〇T N県境) ～〇〇市〇〇町 (〇〇ランプ) の維持管理に関する管理【本業務の概要】

舗装の維持管理については、以下に詳細に示す。

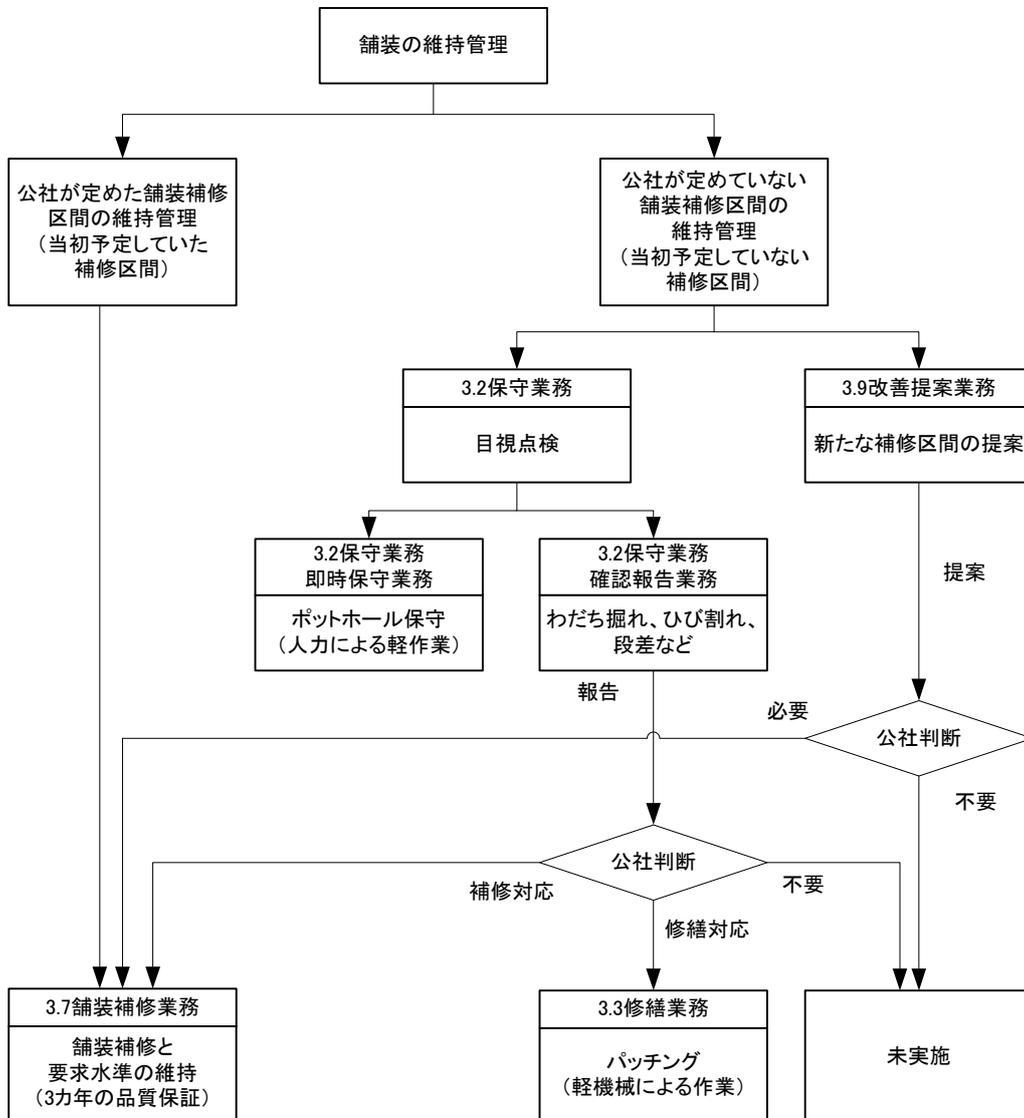


図 1-3 舗装に関する維持管理の詳細フロー

1.2.2 受託者の業務範囲

(1) 受託者の業務対象施設

本業務の対象施設は、公社が管理する〇〇〇〇有料道路の道路施設のうち、以下に示す施設を対象とする。なお、各施設の詳細は「配布資料1 〇〇〇〇有料道路 道路維持業務 設計図 1 H〇.〇」（以下、「配布資料1」という。）に示す。

- ① 対象路線 〇〇〇〇有料道路
- ② 対象区間 起点：〇〇県 〇〇市〇〇町
終点：〇〇県 〇〇市〇〇町
- ③ 延長 〇.〇km

表 1-1 対象施設の諸元

対象施設		
路面	密粒度 As 舗装 (改質 As 舗装を含む)	約**,** ** *m ²
	排水性 As 舗装	約**,** ** *m ²
	Co 舗装	約**,** ** *m ²
植栽帯	植込地	約**,** ** *m ²
	草地	約**,** ** *m ²
	高木・寄植低木	多数
排水施設	集水枿	1,042 カ所 うち、檜ノ木東 2 カ所 (うち 1 カ所沈砂池)
	側溝	約**km
	水路	1カ所：〇〇〇〇水路
道路付帯 施設	道路標識	本線、ランプ 約***枚
	ガードレール	延長 約**,** ** *m
	視線誘導標	多数
	遮音壁外装板	延長 **,** ** *m
	道路照明施設	約***台
	その他 ^{※1}	多数
トンネル	〇〇TN、〇〇TN、 〇〇TN	
高架橋 ^{※2}	*箇所 ** *m (総延長)	

※1：トンネル内装板、歩車道境界ブロック立入防止柵（基礎、支柱、金網）、吹き流し、衝撃緩衝体（クッションドラム）、バリケード、ラバーコーン、ポストコーン、眩光防止板

※2：〇〇高架橋（〇〇行き）、〇〇高架橋（〇〇行き）、〇〇橋、追分橋（〇〇行き）、追分橋（〇〇行き）、〇〇高架橋（〇〇行き）、〇〇高架橋（〇〇行き）、〇〇橋、〇〇ワラフ橋

(2) 受託者の業務内容

受託者が行う業務の概要を表 1-2 に示す。

表 1-2 受託者の業務概要一覧

No.	項目	概要
1	全体マネジメント業務	年間・月間維持管理実施計画の作成、報告書提出管理、業務の効率性確保のための全体調整・指示、公社との連絡窓口機能など。
2	保守業務	路面清掃業務又は植栽管理業務と同時に行う業務で即時保守業務と確認報告業務で構成される。 即時保守業務は、施設の不具合を発見後にその場において人力による軽作業で回復させる作業をいう。 確認報告業務は、施設の劣化、損傷の確認と公社へ報告する作業をいう。
3	修繕業務	確認報告業務の後に、公社の指示により、施設の劣化、損傷を回復させる作業をいう。
4	路面清掃業務	路面及び集水桝に対する清掃作業のことをいう。
5	水路清掃業務	水路に対する清掃作業をいう。
6	植栽管理業務	除草作業をいう。 除草作業は受託者自らが実施範囲、実施時期、実施回数、実施方法を定めて行う A 除草業務と公社がそれらを指示する B 除草業務がある。
7	舗装補修業務	舗装の力学的な性能を回復させることをいう。 また、舗装補修業務のうち密粒度アスファルト舗装については品質保証型とする。
8	雪氷業務	除雪、凍結防止剤散布のことをいう。
9	改善提案業務	施設を常に良好な状態に維持する方法、円滑かつ安全な交通の確保や利用者サービスの向上等に資する具体的事象（以下、「改善提案事象」という。）を特定し、その改善方法を公社に提案することをいう。
10	緊急措置業務	事故・暴風雨による道路利用者、第三者に対する危険性を回避するための一時的な措置をいう。
11	引継業務	委託期間終了時の引き渡しをいう。

受託者の業務内容に対し、業務別に業務区分（必ず実施する業務か否か）、実施場所・回数・実施方法の設定者、支払方法を表 1-3 に示す。

表 1-3 受託者の業務と支払方法等の関係

業務項目	業務区分		実施場所の設定		回数の設定		実施方法の設定		支払方法		備考				
	必ず実施する業務	必要に応じて実施する業務	会社	受託者	会社	受託者	会社	受託者	(年3回払)※3 定額・固定費Ⅰ	(年3回払)※4 定額・固定費Ⅱ		変動費			
全体マネジメント業務	○	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—			
保守業務	即時保守業務※1	舗装の保守	○	—	—	○	—	○	—	—	○ (一式)	—	ポットホールの保守		
		トンネル内管渠の保守	○	—	—	○	—	○	—	—		—	—	人力による管渠内のゴミ・土砂の除去	
		側溝の保守	○	—	—	○	—	○	—	—		—	—	人力による管渠内のゴミ・土砂の除去	
		高木・寄植低木の保守	○	—	—	○	—	○	—	—		—	—	—	人力による枝の処理
		標識の保守	○	—	—	○	—	○	—	—		—	—	—	清掃による保守
		その他保守	○	—	—	○	—	○	—	—		—	—	—	—
	確認報告業務	○	—	—	○	—	○	—	—	—		—	—	—	—
修繕業務※2	標識修繕	—	○	○	—	○	—	—	○	—	—	○	清掃作業		
	側溝修繕	—	○	○	—	○	—	—	○	—	—	○	清掃作業		
	橋梁部の排水施設修繕	—	○	○	—	○	—	—	○	—	—	○	清掃作業		
	高木・寄植低木修繕	—	○	○	—	○	—	—	○	—	—	○	剪定作業		
	道路付帯施設修繕	—	○	○	—	○	—	—	○	—	—	○	交換作業		
	舗装修繕	—	○	○	—	○	—	—	○	—	—	○	パッチング作業		
	トンネル内壁面修繕	—	○	○	—	○	—	—	○	—	—	○	清掃作業		
	トンネル内管渠修繕	—	○	○	—	○	—	—	○	—	—	○	清掃作業		
道路照明修繕	—	○	○	—	○	—	—	○	—	—	○	ランプ交換作業			
路面清掃業務	本線清掃・ランプ清掃	○	—	○	—	○	—	—	○	—	—	○	—		
	本線・ランプ集水樹清掃	○	—	○	—	○	—	—	○	—	—	○	—		
水路清掃業務	○○○○水路清掃	○	—	○	—	○	—	—	○	—	—	—	—		
植栽管理業務	A除草 (植込地・草地・処分)	○	—	—	○	—	○	—	—	○	—	—	受託者が定める除草範囲・回数・実施方法で行う除草		
	B除草 (植込地・草地・処分)	○	—	○	—	○	—	—	○	—	—	—	会社が定める実施場所・回数・実施方法で行う除草		
舗装補修業務	舗装補修業務	○	—	○	—	—	—	—	○	—	—	—	密粒度アスファルト舗装は品質保証の対象		
雪氷業務	雪氷作業 (除雪・凍結防止剤散布)	—	○	○	—	○	—	—	—	—	—	○	—		
改善提案業務	改善提案の企画	○	—	—	○	—	○	—	—	○	—	—	—		
	改善提案の実施	—	○	○	—	○	—	—	—	—	—	※5	—		
引継業務	引継業務	○	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—		
緊急措置業務	緊急措置業務	—	○	○	—	○	—	—	—	—	—	※6	—		

※1: 代表的な施設を示す。対象施設は3.2保守業務に示す。

※5: 別契約、設計変更による支払。

※2: 代表的な施設を示す。

※6: 単価精算と実費精算の場合がある。

※3: 固定費Ⅰとは、各業務の要求水準で示した回数、数量等に対する定額の支払。

※4: 固定費Ⅱとは、各業務の要求水準を満たしていれば、実施した作業数量にかかわらず定額の支払。

1.2.3 会社の業務概要

- 本業務を実施するための会社の業務概要を下表に示す。

表 1-4 会社の業務概要一覧

No.	項目	概要
1	情報収集	受託者が業務の実施に必要な情報（データ）収集のことをいう。 〇〇道路公社からの情報（データ）収集を含む。
2	提供	受託者が要求した機材・備品・情報（データ）を提供することをいう。
3	受領	受託者は業務内容の実施し、作成した報告書を受領すること。
4	協議	受託者と合議すること
5	監視	受託者が契約で定められた業務を確実に遂行し、要求水準書に定められたサービスを満足しているかを把握すること。
6	確認	定額・固定費Ⅱの対象業務の期末ごとに、受託者の業務内容が要求水準書に定められた水準又は業務提案書の内容を満たしていることを把握すること。
7	検査	定額・固定費Ⅰ及び変動費の対象業務の期末ごと、受託者の業務内容が要求水準書に定められた水準又は業務提案書の内容を満たしていることを把握すること。
8	検収	定額・固定費Ⅰ及び変動費の対象業務の完了の都度、受託者の業務内容が要求水準書に定められた水準又は業務提案書の内容を満たしていることを把握すること。
9	審査	改善提案に対する内容が採用してよいかの技術的な審査をすること。
10	判断	保守業務での不具合・劣化・損傷箇所の修繕、緊急措置業務、雪氷業務に係わる実施可否の判断をすること。
11	指示	保守業務での不具合・劣化・損傷箇所の修繕実施の指示、緊急措置業務の実施の指示、雪氷業務の実施方法、実施箇所を受託者へ指示すること。

1.2.4 本業務に関係する〇〇道路公社の業務概要

本業務に関係する〇〇道路公社の業務の概要を以下に示す。

- 日常の道路巡回は、〇〇道路公社発注業務（以下、「管理隊」という。）として交通管理業務の範疇で実施し、道路施設の不具合・損傷箇所を見回っている。
- 管理隊が、道路付帯施設の不具合や損傷を発見した情報は、〇〇道路公社経由で管理事務所長へ報告され、そこで修繕や補修の対応（a）対応しない場合、b）受託者が実施する場合、c）別途発注する場合）の判断に使用される。

1.3 遵守すべき法制度

本委託の実施にあたり、契約書により義務付けられた労働関係法令を遵守するとともに、維持管理業務の履行に必要な下水道法をはじめ、以下の関係各法令を遵守すること。なお、法令の改正等についても十分に確認を行い、最新の法令を遵守するものとする。

1.3.1 関係法令等

- ・ 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）
- ・ 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）
- ・ 道路交通法（昭和 35 年法律 105 号）
- ・ 河川法（昭和 39 年法律第 167 号）
- ・ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
- ・ 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- ・ 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）
- ・ 悪臭防止法（昭和 46 年 6 月法律第 91 号）
- ・ 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）
- ・ 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）
- ・ 振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）
- ・ 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- ・ 建設事業に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）（平成 12 年法律第 104 号）
- ・ 資源の有効な利用の促進に関する法律（リサイクル法）（平成 3 年法律第 48 号）
- ・ エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネルギー法）（昭和 54 年法律第 49 号）
- ・ 公共事業の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）

その他関連法令・施行規則等

1.3.2 要綱・各種基準等

本委託の実施にあたっては、以下の最新版の要綱、要領、各種基準、規格等に準拠して業務を実施すること。

- 「土木工事共通仕様書(案)」(平成19年11月〇〇県土木部)
- 「土木工事施工管理基準」(平成19年11月〇〇県土木部)
- 「土木請負工事必携」(平成19年11月〇〇県土木部)
- 「土木設計業務等共通仕様書」(平成22年 4月〇〇県土木部)
- 「道路構造令の解説と運用」(平成 16 年 2 月 社団法人 日本道路協会)
- 「道路維持修繕要綱(改訂版)」(昭和 53 年 7 月 社団法人 日本道路協会)
- 「道路橋示方書・同解説 I～V」(平成 14 年 3 月 社団法人 日本道路協会)
- 「コンクリート道路橋設計便覧」(平成 6 年 2 月 社団法人 日本道路協会)
- 「コンクリート道路橋施工便覧」(平成 10 年 1 月 社団法人 日本道路協会)
- 「コンクリート標準示方書設計編」(2007 年度制定 公益社団法人 土木学会)
- 「解説・河川管理施設等構造令」(平成 12 年 1 月 公益社団法人 日本河川協会)
- 「道路土工要綱」(平成 21 年 6 月 社団法人 日本道路協会)
- 「舗装設計施工指針」(平成 18 年 2 月 社団法人 日本道路協会)
- 「舗装性能評価法」(平成 18 年 1 月 社団法人 日本道路協会)
- 「舗装調査・試験法便覧」(平成 19 年 6 月 社団法人 日本道路協会)
- 「活用しよう!FWD」(平成 17 年 3 月 財団法人 道路保全技術センター)
- 「道路緑化技術基準・同解説」(平成 14 年 12 月 社団法人 日本道路協会)
- 「土木構造物設計ガイドライン」(平成 11 年 11 月 建設省)
- 「土木構造物設計マニュアル(案)土木構造物・橋梁編」(平成 11 年 11 月 建設省)
- 「建設省制定土木構造物標準設計」(社団法人 全日本建設技術協会)
- 「道路橋補修便覧」(社団法人 日本道路協会)
- 「道路橋補修・補強事例集」(平成 21 年 10 月 社団法人 日本道路協会)
- 「橋梁定期点検要領(案)」(平成 16 年 3 月 国土交通省)
- 「道路橋伸縮装置便覧」(社団法人 日本道路協会)
- 「防護柵設置基準・同解説」(平成 20 年 11 月 社団法人 日本道路協会)
- 「視線誘導標設置基準・同解説」(昭和 59 年 10 月 社団法人 日本道路協会)
- 「道路工事現場における標示施設等の設置基準」
(国土交通省道路局長通知、平成 18 年 3 月 31 日)
- 「〇〇〇〇有料道路業務要領、業務マニュアル」(〇〇道路公社 〇〇県道路公社)
- 「防災業務要領」(平成11年 4月 〇〇県道路公社)
- 「雪氷対策業務要領」(平成24年1月 〇〇道路公社 〇〇県道路公社)
- 「雪氷対策業務実施マニュアル」(平成24年1月 〇〇県道路公社)

その他、関連要綱・各種基準等

2. 維持管理業務の要求水準

2.1 維持管理業務の基本方針

維持管理にあたっての基本方針を以下に示す。

- ① 道路利用者の恒常的な安心、安全ならびに快適なサービスを確保するとともに健全な道路ネットワークを維持することを目的とした維持管理を実施する。
- ② ○○県道路公社経営改善プログラム（H○.○）を基本思想とし、効果的、効率的な維持管理によりライフサイクルコストの縮減に努める。
- ③ 地域社会や地球環境に配慮した、維持管理を行う。
- ④ 会社の関連業務並びに○○道路公社発注の各業務との連携を行う。

2.2 機能維持にかかる要求水準

受託者は、道路機能の低下を防ぐために、日常的な維持管理業務等を実施し、道路施設の正常な機能を発揮させること。

2.3 環境への配慮

(1) 景観等への配慮

受託者は、本委託の実施にあたり、景観に配慮し、周辺環境との調和を図るとともに、地域住民の生活環境への配慮に努める。

(2) 騒音、振動、悪臭、粉塵、排出ガス対策

受託者は、本委託の実施にあたり、周辺住民の生活環境を損ねることのないようにする。

(3) 交通安全対策

受託者は、建設事業関係車両、作業車両等の通行にあたり、住民等の社会生活及び経済活動に支障をきたさないよう、適切な交通安全対策を講じる。

(4) 環境への配慮

受託者は、本委託の実施にあたり、環境に配慮した計画の立案・実施に努める。

2.4 服装等

従業員は、清潔で安全な服装を着用し、受託者の職員であることを明示する社章等をつけること。また、業務総括責任者、現場代理人、主任技術者及び法定資格者は、その旨を明示した名札等を着用すること。

2.5 予定技術者

2.5.1 予定技術者の配置

(1) 予定技術者に関する要件

- ・ 業務を統括する業務総括責任者を配置すること。
- ・ 業務総括責任者は、以下のいずれかに該当する資格を有し、かつ下記①に定める業務経験を有すること。
 - ◇ 一級又は二級建設機械施工管理技士の資格を有する者
 - ◇ 一級又は二級土木施工管理技士の資格を有する者
 - ◇ 技術士(建設部門又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るものに限る。))の資格を有する者
- ①業務経験:平成13年度以降に道路法(昭和二十七年六月十日法律第百八十号)第四十八条の二に定める自動車専用道路もしくは、高速道路株式会社法(平成十六年六月九日法律第九十九号)第二条第二項に定める高速道路を対象として、元請けとして通年で実施する維持修繕業務の実績が通算3年以上あること。ただし、管理対象区間の路線延長が5km以上であること。
- ・ 舗装補修業務においては、その実施期間において建設業法第26条に定める専任の主任技術者を配置すること。
- ・ 舗装補修業務の主任技術者は、以下の資格要件もしくは業務経験のいずれかを有すること。
 - ◇ 一級又は二級舗装施工管理技術者資格(社団法人日本道路建設業協会が交付する資格者証)を有する者
 - ◇ 舗装工事に関し、延べ10年以上の実務経験を有する者
- ・ 配置予定技術者は参加資格の確認申請日以前に3ヶ月以上の雇用関係にあること。

(2) 現場代理人に関する要件

以下の要件を満たすこと。

- ・ 参加資格の確認申請書日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者を専任の現場代理人として配置することができること。なお、現場代理人、業務総括責任者及び主任技術者は、これらを兼ねることができる。

2.5.2 予定技術者の交代

- 配置した予定技術者の交代は認めない。ただし、予定技術者が傷病や死亡などの場合、診断書等の証明書を会社に提示し、会社が許可した場合に限り交代を認める。

3. 維持管理業務内容

3.1 全体マネジメント業務

3.1.1 業務概要

(1) 維持管理実施計画の策定

(業務内容)

- 受託者は、本業務を実施するにあたって、維持管理業務の内容を網羅した維持管理実施計画書を作成し、公社の確認を得る。
- 維持管理実施計画は、業務全般に係わる基本事項と具体的な実施方法を示す「年間維持管理実施計画」と日単位での作業方法を示す「月間維持管理実施計画」の2種類を作成する。
- 支払方法は、定額・固定費Ⅱとする。

(2) 業務全体の効率化のための調整

本業務を効率化するために①～④に示す事項を全体マネジメント業務の中で計画し、遂行すること。

(業務内容)

① 苦情の一次対応

- 契約期間にわたって、受託者に直接寄せられた苦情のみに対する受付と対応を行う。
- 苦情の一次対応は、現場代理人が行う。
- 苦情の一次対応に係わる通信費、事務用品に関する費用は受託者側の負担とする。

② 情報の共有化

- 受託者は、業務に不可欠なデータの収集・伝達・記録・保存が効率的に管理できる体制を受託者内に設置する。
- 情報の共有化に係わる情報機器、事務用品に関する費用は受託者側の負担とする。

③ 業務の効率化（コミュニケーションの円滑化）

- 業務総括責任者、現場代理人は業務の遂行を効率化するため、常に公社とのコミュニケーションを行い、計画的に業務に対する打ち合わせ等を行う。
- 打ち合わせ回数は、受託者の提案で行うものとする。
- 受託者の構成員間又は協力企業間のコミュニケーションを十分図ること。

④ 業務に係わる技術力の向上（社員教育の実施）

- 受託者の職員に関する業務ノウハウの蓄積・向上のために社員教育を実施する。
- 社員教育に係わる費用は受託者側の負担とする。

(3) 報告書提出の管理

(業務内容)

- 受託者は、維持管理実施計画書に基づき作成する報告書・記録が、確実に公社に提出されるように管理する。

3.1.2 要求水準

(1) 維持管理実施計画の策定

A. 年間維持管理実施計画の策定

(年間維持管理実施計画の策定期間)

- 維持管理実施計画の策定期間は、契約日に公社の確認を得ること。

(年間維持管理実施計画の内容)

- 年間維持管理実施計画は、次の事項を記載する。

1) 維持管理業務の実施方針

- ・維持管理業務に対する受託者の理解や受託者の取り組み方針を記載する。

2) 実施体制（人員体制）

- ・実施体制は、受託者内部の各業務に対する人員体制、受託者の業務総括責任者、現場代理人の業務の役割を認識したうえで公社との連絡体制・連絡先（通常時、雪氷時、緊急時）を記載する。
- ・配置技術者（技術員・作業員）の担当業務を記載する。
- ・本業務は、公社、管理隊との情報連携が不可欠のため、それらとの情報収集や連携方法を記載する。
- ・なお、雪氷業務については、雪氷業務連絡表を平成〇年〇月〇日までに提出し、これを変更する場合は、1週間前に公社の承認を得ること。
- ・に示す体制（次ページ参照）を想定している。

3) 危機管理対応

- ・事故、暴風雨（台風）、地震後などの緊急時の対応方法を示すこと。
- ・受託者は、災害応急復旧、交通事故等の応急復旧で昼夜を問わず、公社（管理事務所長など）から緊急措置の指示があった場合、速やかに対応すること。

4) 実施方法

- ・実施方法は、各業務（保守業務、修繕業務、路面清掃業務、水路清掃業務、植栽管理業務、舗装補修業務、雪氷業務、改善提案業務、引継業務、緊急措置業務）の作業方法、工程計画、通行規制方法、品質管理方法等を記載する。

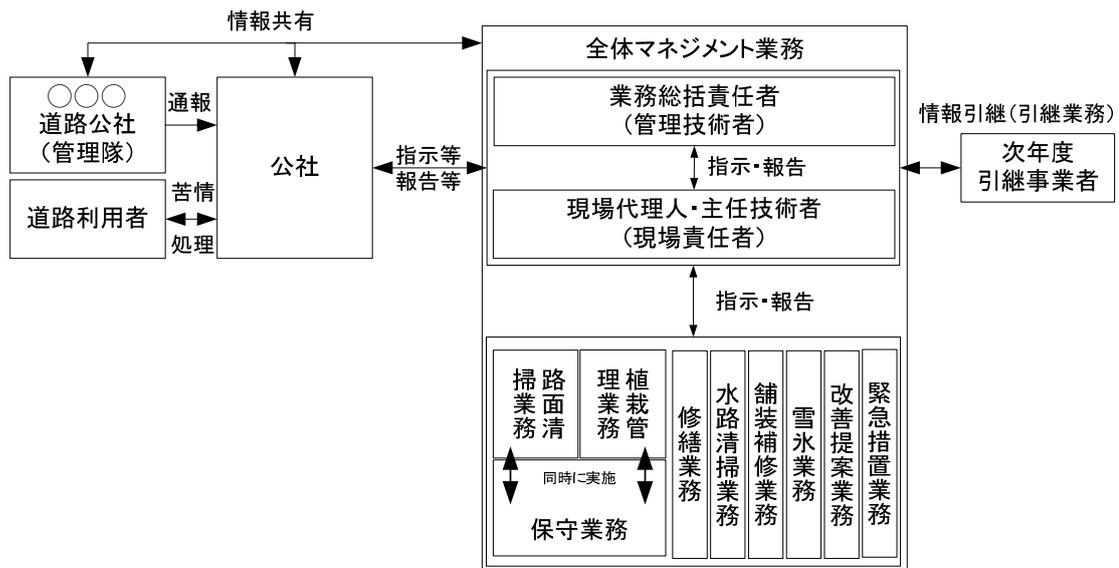


図 3-1 想定している基本的な実施体制図のイメージ

①作業方法

- ・作業実施時の作業員の配置計画（各作業員の作業範囲、作業時間）
 - ・作業方法（人力、機械）の設定
 - ・建設機械等、備品類の運搬や稼働方法
 - ・廃棄物などの処理方法
- 等

②品質管理計画

- ・各業務の品質管理計画方法を記載する。
- ・業務毎に各計画を作成するとともに、品質管理の考えに基づく業務マニュアルを作成する。
- ・植栽管理業務（A除草）と舗装補修業務は、セルフモニタリングの具体的な実施方法（モニタリング項目、方法及び提出時期など）を含めること。

③工程計画

- ・各業務の具体的な作業別の実施時間を記載すること。

④年間通行規制計画

- ・業務に対する年間の通行規制計画を作成する。

⑤安全管理計画

- ・各業務の作業員の安全管理方法を記載すること。
- ・事故時の緊急連絡体制（警察、消防、病院、労働基準監督署など）を示すこと。

⑥報告方法

- ・各業務を実施した場合の報告方法及び報告書の作成方法を記載する。
- ・なお、議事録については公社の仕様に合わせること。

5) 情報管理

- ・業務に係わる情報（データ、各記録報告書など）のセキュリティ対策方法を記載する。

B. 月間維持管理実施計画の策定

(月間維持管理実施計画の策定期間)

- 受託者は、月末に翌月の月間維持管理実施計画書を作成し、公社の確認を得る。

(月間維持管理実施計画の内容)

- 年間維持管理実施計画に示した実施方法等を日単位で把握できるように月間維持管理実施計画を作成する。

- 月間維持管理実施計画の対象となる業務は、以下の5業務である。

①修繕業務

②路面清掃業務

③水路清掃業務

④植栽管理業務（A除草、B除草の両者）

⑤舗装補修業務

- 月間維持管理実施計画は、次の事項を記載する。

1)実施体制（人員体制）

- ・実施体制は、受託者内部の各業務に対する人員体制、受託者の業務総括責任者、現場代理人の業務の役割を認識したうえで公社との連絡体制・連絡先（通常時、雪氷時、緊急時）を記載する。

- ・配置技術者（技術員・作業員）の担当業務を記載する。

2)実施方法

- ・実施方法は、各業務（修繕業務、路面清掃業務、水路清掃業務、植栽管理業務、舗装補修業務）の作業方法、工程計画、通行規制方法、品質管理方法を具体的に記載する。

①作業方法

- ・作業実施時の作業員の配置計画（各作業員の作業範囲、作業時間）
- ・作業方法（人力、機械）の設定
- ・建設機械等、備品類の運搬や稼働方法
- ・廃棄物などの処理方法

等

②工程計画

- ・各業務の具体的な作業別の実施時間を記載すること。

③月間通行規制計画

- ・通行規制計画は、通行規制図（平面図）と通行規制連絡表を作成すること。
- ・通行規制を実施する週の前週の水曜日までに公社に提出しなくてはならない。
- ・受託者は、供用中の道路に係る各業務にあたって、「道路工事現場における標示施設等の設置基準」（国土交通省道路局長通知、平成18年3月31日）に基づき安全対策を講じる必要があるとともに、県民にわかりやすい工事名を記載することに留意する。

④報告方法

- ・各業務を実施した場合の報告方法及び報告書の作成方法を記載する。
- ・なお、議事録については公社の仕様に合わせる。

(2) 業務全体の効率化のための調整

①苦情の一次対応

- 苦情が受託者へ寄せられた場合には、道路利用者、市民の信頼と理解、協力が得られるように丁寧に対応するとともに、その日時、苦情の内容等を記録すること。
- 苦情の記録は、その都度、速やかに公社に報告すること。

②情報の共有化

- データを効率的に管理するため、受託者は情報を一元管理可能な体制にする。
- 業務に係わる担当者が情報の保存・書き出し等のスムーズな処理が可能なフォルダ構成とすること。
- 情報は、年間維持管理実施計画の情報管理に記載する情報セキュリティによって確保すること。

③業務の効率化（コミュニケーションの円滑化）

- 公社とのコミュニケーションは、常に業務の実施方法などの課題や問題点を打ち合わせし、業務の遂行にフィードバックさせること。

④業務に係わる技術力の向上（社員教育の実施）

- 受託者は、業務を効率化させるために、各業務に携わる作業員に対し、現場にて作業方法等の指導を行うこと。

3.1.3 特記事項

(その他)

- 受託者は、苦情の記録を苦情記録報告書に記録し、翌月 10 日までに提出すること。
- 受託者は、公社との打合せ議事録を作成し、翌月 10 日までに提出すること。
- 受託者は、苦情記録報告書と議事録を契約完了時まで保管すること。

(3) 報告書提出の管理

- 受託者は業務毎の計画に基づき表 3-1 に示す報告書を作成することとしている。受託者は本業務においてこれら報告書・記録が、確実に公社に提出されるように管理すること。
- 毎月の報告は、翌月 10 日までに公社へ提出・報告すること。

表 3-1 業務毎に作成すべき計画と報告の頻度

業務名称	作成する計画		報告の頻度		報告書・記録の名称
	年間計画	月間計画	毎月	その都度	報告・記録等の名称
全体マネジメント業務	○	—	—	—	計画の作成(委託開始時)
同上	—	—	○	○	苦情の記録及び同報告書
保守業務(即時保守業務)	○	—	○	—	即時保守実施報告書
保守業務(確認報告業務)	○	—	○	○	保守確認報告書
修繕業務	○	○	—	○	修繕実施報告書
路面清掃業務	○	○	—	○	路面清掃実施報告書
水路清掃業務	○	○	—	○	水路清掃実施報告書
植栽管理業務(A 除草)	○	○	○	—	A除草業務実施報告書 (セルフモニタリング結果含む)
植栽管理業務(B 除草)	○	○	—	○	B除草業務実施報告書
舗装補修業務	○	○	—	○	舗装補修実施報告書 (セルフモニタリング結果含む)
雪氷業務	○	—	—	○	雪氷業務実施報告書
改善提案業務(提案企画)	○	—	○	—	改善提案書
改善提案業務(提案実施)	○	—	—	○	改善提案実施報告書
緊急措置業務	○	—	—	○	緊急措置実施報告書(委託終了時)
引継業務	○	—	○	—	引継業務報告書(逐次更新)

※業務毎に各計画を作成するとともに、品質管理(PDCA サイクル)の考えに基づく業務マニュアルを作成する。

3.2 保守業務

3.2.1 業務概要

受託者は、対象施設を正常な状態に維持するため、施設の機能が低下しないよう道路利用者の安全性、快適性の観点から、以下の業務を行う。

なお、本来は道路巡回に併せ実施すべき作業も多いが、公社が受託者に直接提示する路面清掃業務、植栽管理業務と同時に実施することとした。

(業務内容)

①保守業務の実施内容

- 保守業務は、即時保守業務と確認報告業務の2つの作業を実施する。

②保守業務の実施回数と時間

- 保守業務は、通行を規制して作業する路面清掃業務、植栽管理業務と同時に実施する。
- なお、それぞれの業務の実施回数は、次のとおりである。
 - ：路面清掃業務時；道路の本線上（トンネル除く）を24回／年（3.4路面清掃業務参照）
 - ：植栽管理業務時；道路の本線上を最低2回／年（3.6植栽管理業務参照）
- 保守業務の作業時間帯は、路面清掃業務、植栽管理業務の範囲内とする。

③即時保守業務

- 即時保守業務は、対象とする施設の要求水準に示す不具合を目視で確認し、不具合を発見した場合は、その場所において人力で不具合を回復させる。
- ただし、人力で不具合を回復できる場合でも、対象となる個数や範囲が多く、路面清掃業務、植栽管理業務の作業時間を延長しなくてはならない時は、確認報告業務とする。
- なお、事故や災害等に起因した場合も、その場において人力で不具合が回復できるものは原因（事故や災害を含む）にかかわらず業務範囲に含む。

④確認報告業務

- 確認報告業務は、対象とする施設の要求水準に示す劣化・損傷を目視で確認し、劣化・損傷を発見した場合は、公社へ報告する。なお、補修が必要な場合は、確認報告業務の対象となり得る。

⑤支払方法

- 支払方法は、定額・固定費Ⅱとする。

(保守業務時の対応)

- 保守業務の各作業は、受託者の責任により行うこと。

3.2.2 要求水準

- ・施設別の即時保守業務と確認報告業務の区分を表1に示す。
- ・確認報告業務は表2に示す施設についても対象とするが、さらに道路管理上支障のある場合は対象とする。

表1(1) 即時保守業務と確認報告業務の区分

施設	即時保守業務	確認報告業務
即時保守業務と確認報告業務の主な相違点	<p>【作業時間】路面清掃業務、植栽管理業務の範疇で実施可能</p> <p>【作業方法】人力で実施</p> <p>【その他】特別な工事車両が不要</p>	<p>【作業時間】路面清掃業務、植栽管理業務の範疇で実施困難</p> <p>【作業方法】機械で実施</p> <p>【その他】特別な工事車両が必要</p>
舗装 (3.7 舗装補修業務の区間以外)	<ul style="list-style-type: none"> ・舗装面に進行方向：径30cm、深さ5cm未満の穴（ポットホール）が発生しており、人力で保守できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ひび割れ率が20%程度発生している。わだち掘れ量が25mm程度発生している。段差が20mm程度発生しており、機械によるパッチング等が必要である。 ・補修設計が必要である。
トンネル内壁面	<ul style="list-style-type: none"> －（即時保守業務で実施すべき不具合がない） 	<ul style="list-style-type: none"> ・トンネル内の壁面が粉塵・落書きによって汚れており、高所作業車などの工事車両が必要である。 ・施設が劣化・損傷している。
トンネル内管渠	<ul style="list-style-type: none"> ・ゴミ・土砂詰まりしており、人力によって除去でき、その運搬に別途運搬車両が不要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ゴミ・土砂詰まりの対象区間が長い。 ・機械が必要である。 ・運搬に別途運搬車両が必要である。 ・施設が劣化・損傷している。
側溝	<ul style="list-style-type: none"> ・ゴミ・土砂詰まりしており、人力によって除去でき、その運搬に別途運搬車両が不要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ゴミ・土砂詰まりの対象区間が長い。 ・機械が必要である。 ・運搬に別途運搬車両が必要である。 ・施設が劣化・損傷している。
橋梁部の排水施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ゴミ・土砂詰まりしており、人力によって除去でき、その運搬に別途運搬車両が不要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ゴミ・土砂詰まりの対象区間が長い。 ・機械が必要である。 ・運搬に別途運搬車両が必要である。 ・施設が劣化・損傷している。
高木、寄植低木	<ul style="list-style-type: none"> ・高木、寄植低木が生長し、道路空間へ枝が張り出しているが、人力で剪定（排除）できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高木、寄植低木が生長し、道路空間へ枝が張り出しており機械や高所作業車等が必要である。 ・生育障害が発生しており堆肥等が必要である。 ・害虫が発生し薬剤散布が必要である。

表 1 (2) 即時保守業務と確認報告業務の区分

施設	即時保守業務	確認報告業務
標識	<ul style="list-style-type: none"> 標識の表面がほこり、土の付着などにより標識の記載内容の視認・判断が困難であるが、人力により雑巾で簡単に拭き取ることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 標識の表面がほこり、土の付着などにより標識の記載内容の視認・判断が困難な施設数が多い。 高所作業車が必要である。 施設が劣化・損傷している。
視線誘導標	<ul style="list-style-type: none"> 視線誘導標の頭部（反射面）のほこり、土の付着、反射機能の低下し、雑巾で簡単に拭き取ることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 視線誘導標の頭部（反射面）のほこり、土の付着、反射機能の低下し、雑巾で簡単に拭き取ることができるが対象施設数が多い。
	<ul style="list-style-type: none"> 取り付け部のボルト・ナットの緩みがあり部材が固定されていないがスパナ等（人力扱い）で回復できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 取り付け部のボルト・ナットの緩みがあり部材が固定されていない施設数が多い。 施設が劣化・損傷している。
落下物 （障害物）	<ul style="list-style-type: none"> 通行規制区間内の道路上にある小石、空き缶、ビニール等があり、人力で運搬でき、かつ撤去に特殊車両が不要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 通行規制区間内の道路上にある小石、空き缶、ビニール等があり、その数が多い。 撤去にクレーン車等の特殊車両が必要である。
衝撃緩衝体	<ul style="list-style-type: none"> 適切な位置から移動しているおり、人力で定位置に戻すことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 適切な位置から移動しているおり、人力で定位置に戻すことができない。 施設が劣化・損傷している。
ガードレール、立入防止柵、バリケード、眩光防止版	<ul style="list-style-type: none"> 取り付け部のボルト・ナットの緩みがあり部材が固定されていないがスパナ等（人力扱い）で回復できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 取り付け部のボルト・ナットの緩みがあり部材が固定されていない施設数が多い。 施設が劣化・損傷している。
道路照明施設 （標識照明含む）	<ul style="list-style-type: none"> －（即時保守業務で実施すべき不具合がない） 	<ul style="list-style-type: none"> ランプが破損、点灯しない。 支柱の劣化・損傷している。 カバーが破損している。
その他道路付帯施設※1	<ul style="list-style-type: none"> －（即時保守業務で実施すべき不具合がない） 	<ul style="list-style-type: none"> 施設が劣化・損傷し、建築限界内へ損傷物が侵入し、走行車両、沿道住民への危険性があると判断される。また、それらの虞がある。性能・機能が損失している。

※1：ラバーコーン、ポストコーン、トンネル内装板、歩車道境界ブロック、吹き流し、遮音壁外装板

表 2 報告確認業務としてのその他の施設

施設	確認・報告事項
法面	法面のひび割れ、はらみ出し、湧水、周辺舗装のひび割れの有無
擁壁	擁壁のひび割れ、はらみ出し、破損、変状、洗掘の有無
橋梁部のジョイント	ジョイントの段差の有無
橋梁部の高覧	高欄（防護柵）の劣化・損傷の有無
道路情報板(LED)	道路情報板（LED）の表示点灯の損傷の有無

3.2.3 特記事項

(業務報告)

- 受託者は、保守業務（即時保守業務）の実施状況を即時保守実施報告書に記録し、翌月10日までに提出すること。
- 受託者は、保守業務（確認報告業務）の実施状況を保守確認報告書に記録し、その都度及び翌月10日までに提出すること。
- 受託者は、即時保守実施報告書と保守確認報告書を契約完了時まで保管すること。
- 管理隊からの通報や道路利用者からの苦情などについて公社から要請を受けた場合は、現地にて受託者が写真撮影により状況を記録し、公社へ報告すること。

(その他)

- 保守業務に係わる通行料金は、公社の負担（〇〇〇〇有料道路管理用通行券の貸与）とする。
- 保守業務の実施量が少なく、管理隊や道路利用者からの不具合・劣化・損傷箇所の連絡数が多い場合は、受託者に対して業務改善計画書の提出を求める場合があり、速やかに業務改善計画書を作成、公社へ提出し、公社の確認を得ること。

3.3 修繕業務

受託者は、対象施設を正常な状態で維持するため、施設の機能が低下しないよう道路利用者の安全性、快適性の観点から、劣化、損傷の修繕を実施する。

3.3.1 業務概要

(業務内容)

- 修繕業務は、公社からの指示によって実施する。
- 支払方法は、変動費とする。
- 舗装の劣化・損傷への対応が補修となった場合は、別途 3.7 舗装補修業務に示す要求水準に準拠する。
- 修繕業務の各作業は、受託者の責任により行うこと。

3.3.2 要求水準

- 修繕業務は、公社の指示に従い、速やかに実施すること。

3.3.3 特記事項

(業務報告)

- 受託者は、修繕業務の実施状況を修繕実施報告書に記録し、その都度提出すること。
- 受託者は、修繕実施報告書を契約完了時まで保管すること

(廃棄物処理)

- 舗装補修業務により発生する一般廃棄物、産業廃棄物は、公社の指示する処分施設に搬出し、産業廃棄物に関しては建設事業に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）（平成 12 年法律第 104 号）等に従って適切に処理・処分すること。
- 公社の指示する処分場以外で処分する場合は、事前に監督職員と協議するものとし、受け入れ不可能等やむを得ない理由以外は変更の対象とならない。
- 搬出に際しては、道路交通法、道路陸送法及び貨物自動車運送事業法の関係法規を遵守すると共に粉塵の発生防止に努めるものとする。

(その他)

- 設計が必要な補修工事の場合、補修規模や特殊工事などの場合は、公社との協議により補修の実施者を別途調整できる。
- 修繕業務に係わる通行料金は、公社の負担（〇〇〇〇有料道路管理用通行券の貸与）とする。

3.4 路面清掃業務

3.4.1 業務概要

(業務内容)

- 路面清掃業務は、3.4.2 要求水準に公社が定める作業範囲と回数・時期において実施する。
- その他公社が指示する回数・時期において実施する。
- 支払方法は、変動費とする。

(清掃作業中の対応)

- 路面清掃業務と同時に保守業務を行う場合は、路面清掃車の速度は公社が許可する範囲内とすること。
- 路面清掃業務における各作業は、受託者の責任により行うこと。
- 路面清掃業務は、月間維持管理実施計画で示した通行規制の範囲で作業すること。

(その他)

- 3.4.2 要求水準に示したものに加え、路面清掃業務のうち、本線清掃・ランプ清掃（機械）は路面状況に応じて10月、11月、3月を2回とする可能性がある。

3.4.2 要求水準

① 本線清掃・ランプ清掃

- ・公社の定める作業範囲は、配布資料1に示す。

作業項目	清掃回数・時期	作業方法
本線、ランプ清掃（機械）	各月に1回	ロードスウィーパー等の機械による土砂の除去
本線、ランプ清掃（人力）	各月に1回	人力によるゴミ・障害物の撤去

② 本線・ランプ集水桝清掃

- ・公社の定める作業範囲は、配布資料1に示す。

作業項目	清掃回数・時期	作業方法
本線、ランプ集水桝清掃	梅雨前に1回	機械・人力により土砂、ゴミの撤去

3.4.3 特記事項

(廃棄物処理)

- 路面清掃業務により発生する一般廃棄物は、公社の指示する処分施設に搬出し、関連法令等に従って適切に処理・処分すること。
- 公社の指示する処分場以外で処分する場合は、事前に監督職員と協議するものとし、受け入れ不可能等やむを得ない理由以外は変更の対象とならない。
- 搬出に際しては、道路交通法、道路陸送法及び貨物自動車運送事業法の関係法規を遵守すると共に粉塵の発生防止に努めるものとする。

(業務報告)

- 受託者は、路面清掃業務の実施状況を路面清掃実施報告書に記録し、その都度提出すること。
- 受託者は、路面清掃実施報告書を契約完了時まで保管すること。
- 管理隊からの通報や道路利用者からの苦情などについて公社から要請を受けた場合は、現地にて受託者が写真撮影により状況を記録する。

(その他)

- 路面清掃業務に係わる通行料金は、公社の負担（〇〇〇〇有料道路管理用通行券の貸与）とする。

3.5 水路清掃業務

3.5.1 業務概要

(業務内容)

- 水路清掃業務は、3.5.2 要求水準に公社が定める作業範囲と回数・時期において実施する。
- 支払方法は、定額・固定費 I とする。

(清掃作業中の対応)

- 水路清掃業務における各作業は、受託者の責任により行うこと。

(その他)

- 3.5.2 要求水準に示した以外で公社の指示に基づく水路清掃業務の増加額は公社が負担する。

3.5.2 要求水準

① ○○○○水路清掃

- ・公社の定める作業範囲は、配布資料 1 に示す。

作業項目	清掃回数・時期	作業方法
○○○○ 水路清掃	梅雨前に 1 回 (5 月 10 日までに完了すること)	機械・人力により土砂、ゴミの撤去

3.5.3 特記事項

(廃棄物処理)

- 清掃作業により発生する一般廃棄物は、公社の指示する処分施設に搬出し、関連法令等に従って適切に処理・処分すること。
- 公社の指示する処分場以外で処分する場合は、事前に監督職員と協議するものとし、受け入れ不可能等やむを得ない理由以外は変更の対象とならない。
- 搬出に際しては、道路交通法、道路陸送法及び貨物自動車運送事業法の関係法規を遵守すると共に粉塵の発生防止に努めるものとする。

(業務報告)

- 受託者は、水路清掃業務の実施状況を水路清掃実施報告書に記録し、その都度提出すること。
- 受託者は、水路清掃実施報告書を契約完了時まで保管すること。
- 管理隊からの通報や道路利用者からの苦情などについて公社から要請を受けた場合は、現地にて受託者が写真撮影により状況を記録する。

(その他)

- 路面清掃業務に係わる通行料金は、公社の負担（○○○○有料道路管理用通行券の貸与）とする。

3.6 植栽管理業務

3.6.1 業務概要

受託者は、対象施設を正常な状態に維持するために、施設への機能が低下しないよう道路利用者の安全性の観点、沿道住民の景観性などから植栽管理業務を実施する。

(業務内容)

- 植栽管理業務は、性能規定により実施する除草業務（A除草業務）する場合、公社の定める範囲と回数において実施する除草業務（B除草業務）に区分される。
- 支払方法は、A除草業務を定額・固定費Ⅱ、B除草業務を定額・固定費Ⅰとする。
- A除草とB除草の対象範囲は、配布資料1に示す。
- A除草において、交通安全上の視認性障害が生じた場合や苦情等に基づき性能規定を充足するための業務実施が必要である場合には、受託者の判断により業務を実施しなければならない。
- なお、A除草ではかかる業務実施も定額・固定費Ⅱの対象に含まれることを原則とするが、当該業務の原因が災害等の不可抗力によるもので、当該不可抗力が受託者の通常予測できないものである場合には、定額・固定費Ⅱに含めることが適当ではないと思われる範囲で業務実施に要した増加費用を公社が負担する。

(植栽管理時の対応)

- 除草業務における各作業は、受託者の責任により行うこと。
- 除草業務は、月間維持管理実施計画で示した通行規制の範囲で作業すること。

3.6.2 要求水準

(1) A除草業務（性能規定により実施）

① A除草業務の対象範囲

作業項目	対象面積	備考
除草作業： 植込地、草地 処分	植込地：○, ○○○m ² 草地：○○, ○○○m ²	過年度は、左記対象面積を2回実施した。

②性能要件

作業項目	性能要件	要件未達成時の 時間的措置の制限
除草作業： 植込地、草地 処分	<ul style="list-style-type: none"> 交通安全上、支障を来さない状態を保持する。 本線、ランプ、側道において視認性を阻害しない状態を保持する。 視線誘導標、標識等が目視確認できる状態を保持する。 側溝等の排水能力に影響を損なわない状態を保持する。 	<p>【交通に支障がある場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 性能要件を満たさないおそれがある場合は、建築限界をおかしているか確認し、要件未達成と認められた場合は、3時間以内に対応する。 <p>【視認性に支障がある場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 性能要件を満たさないおそれがある場合は、視距が確保されているか確認し、要件未達成と認められた場合は、24時間以内に対応する。 24時間以内に対応する。 <p>【排水能力に支障がある場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 性能要件を満たさないおそれがある場合は、路面と法面排水能力に支障がないか確認し、要件未達成と認められた場合は、24時間以内に対応する。

③要求水準を達成するための作業実施日、方法、回数、範囲は受託者が設定できる。

④要求水準を達成させる方法は、受託者のもつノウハウをもとに自らの提案に基づき実施できる。

⑤セルフモニタリングを実施すること。

(2) B除草業務（公社の定める範囲と回数において実施）

- 沿道住民に対する景観配慮や苦情発生の低減に配慮すること。
- 除草回数は基本的に年2回とするが、配布資料1に示すとおり例外として年1回の箇所がある。

作業項目	除草範囲・回数・時期	作業方法
除草作業： 植込地、草地 処分	<p>【範囲】（配布資料1）</p> <p>植込地：○,○○○m²</p> <p>草地：○○,○○○m²</p> <p>【除草回数・時期】</p> <p>1回目：○月中旬～○月中旬</p> <p>2回目：○月中旬～○月中旬</p> <p>（年1回の箇所有り）</p>	機械・人力により 除草を実施

3.6.3 特記事項

(廃棄物処理)

- 植栽管理業務により発生する一般廃棄物は、公社の指示する処分施設に搬出し、関連法令等に従って適切に処理・処分すること。
- 公社の指示する処分場以外で処分する場合は、事前に監督職員と協議するものとし、受け入れ不可能等やむを得ない理由以外は変更の対象とならない。
- 搬出に際しては、道路交通法、道路陸送法及び貨物自動車運送事業法の関係法規を遵守すると共に粉塵の発生防止に努めるものとする。
- 処分状況の写真を提出すること。

(業務報告)

- 受託者は、植栽管理業務（A除草）のセルフモニタリング結果をA除草業務実施報告書に記録し、翌月10日までに提出すること。
- 受託者は、植栽管理業務（B除草）の実施状況をB除草業務実施報告書に記録し、その都度提出すること。
- 受託者は、A除草業務実施報告書とB除草業務実施報告書を契約完了時まで保管すること。
- 管理隊からの通報や道路利用者からの苦情などについて公社から連絡を受けた場合は、現地にて受託者が写真撮影により状況を記録する。なお、性能基準を満たしている場合であってもデータとして記録保管する。

(支払)

- A除草業務については、要求水準を満足していることを公社がセルフモニタリング結果もしくは公社が行う独自モニタリング結果により確認した上で行う。
- 要求水準に回復できなかった場合は、業務改善計画書を公社に提出し、公社の確認を得ること。

(その他)

- 植栽管理業務に係わる通行料金は、公社の負担（〇〇〇〇有料道路管理用通行券の貸与）とする。

3.7 舗装補修業務

3.7.1 業務概要

受託者は、対象施設を正常な状態で維持するために、舗装機能が低下しないよう道路利用者の走行快適性、安全性を考慮し、舗装補修業務を実施する。

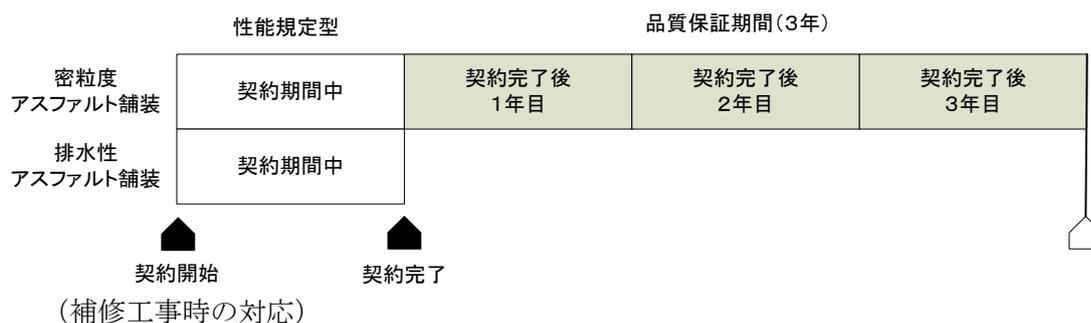
(業務内容)

- 舗装補修業務は、表3及び配布資料2に示す公社の定める範囲に対して舗装補修を実施する。
- なお、保守業務（確認報告業務）もしくは改善提案業務により、公社の指示で表3以外の区間を補修する場合がある。

表3 舗装補修業務の対象範囲

区間	舗装補修区間	舗装工種：対象数量	H23年度時点の区間平均MCI
区間1	〇〇行き（追越） 〇.〇kp～〇.〇kp （高架部）	密粒度アスファルト舗装 延長：〇〇m 幅員〇.〇m 〇,〇〇〇m ²	〇.〇
区間2	××行き（走行） ×.×kp～×.×kp （土工部）	密粒度アスファルト舗装 延長××m 幅員×.×m ×××m ²	×.×
区間3	〇〇行き（走行） 〇.〇kp～〇.〇kp （高架部：〇〇橋）	密粒度アスファルト舗装 延長〇m 幅員〇.〇m 〇〇m ²	〇.〇
区間4	〇〇行き（走行） 〇.〇kp～〇.〇kp （土工部）	排水性アスファルト舗装 延長〇m 幅員〇.〇m 〇〇m ²	〇.〇
区間5	××行き（追越） ×.×kp～×.×kp （高架部）	密粒度アスファルト舗装 延長××m 幅員×.×m ×,×××m ²	×.×

- 舗装工法は、切削オーバーレイ工法を標準とする。
- 舗装工事を行うための測量、補修設計は受託者の負担で実施すること。
- 受託者は、舗装補修を実施した全ての区間（保守業務（確認報告業務）もしくは改善提案業務によって公社より別途指示のあった区間含む）について事業の契約期間中は、舗装工種に関係なく要求水準（表4）に示す品質を確保する。
- 本事業の契約完了後は、密粒度アスファルト舗装に限り要求水準（表4）に示す基準値を契約完了後3年間保持しなくてはならない。
- 表3に示す舗装補修業務の支払は、定額・固定費Iとする。
- 別途公社の指示による舗装補修業務（表3に示す以外の区間）の増額分は、公社負担とする。



(補修工事時の対応)

- 公社が定めた舗装補修区間の補修は、受託者の責任により行うこと。
- 補修工事は、契約後2ヶ月以内までに着工すること。
- ただし、実施前には月間維持管理実施計画で通行規制計画を作成し、公社へ提出すること。

(品質保証期間中の舗装の品質への対応)

- 品質保証期間中に舗装の品質が要求水準を下回った場合は、受託者の責務において保守・補修を行うこと。
- 要求水準に定める基準値の確認は、以下の2方法によることを想定している。
 - : 公社が実施する路面性状調査 (MCI 調査) の結果より、10m単位のひび割れ率、わだち掘れ量のデータを用いる方法。
 - : 管理隊からの通報、道路利用者の苦情などの情報に基づき、基準値を満足していないおそれがある場合、現地にて劣化・損傷規模をメジャー等で計測 (写真撮影) する方法。
- 劣化・損傷の保守・補修に係わる費用はその全てを受託者が負担する。
- 受託者は、品質保証に係わるデータを公社へ依頼した場合は、その都度公社も受託者へ必要なデータ提供を実施する。

(その他)

- 要求水準 (表4) に示す基準値を充足するための業務実施が必要である場合には、受託者の判断により業務を実施しなければならない。なお、かかる業務実施も定額・固定費Iの対象に含まれることを原則とするが、当該業務の原因が災害等の不可抗力によるもので、当該不可抗力が受託者の通常予測できないものである場合には、定額・固定費Iに含めることが適当ではないと思われる範囲で、業務実施に要した増加費用を公社が負担する。

3.7.2 要求水準

① 契約期間中の要求水準

- ・ 契約期間中は、補修した全ての区間において表4の基準値を常に保つこと。

② 契約完了後 (品質保証期間並びに品質保証期間完了時) の要求水準

- ・ 品質保証期間は、契約完了年度の翌年より3年間とする。
- ・ 品質保証期間は、密粒度アスファルト舗装に限り表4の基準値を常に保つこと。
- ・ 保守・補修を実施した場合は、実施した翌日より、当該箇所について品質保証期間を新たに3年間とする。

表4 品質保証の性能要件

劣化・損傷内容	基準値	要件未達成時の 時間的措置の制限
ポットホール	進行方向に長さ 100mm、幅 30mm以上を発生させないこと	3 時間以内の保守
ひび割れ率	ひび割れ率が 20%未満であること	30 日以内の補修
わだち掘れ	わだち掘れ量が 25mm未満であること	30 日以内の補修
段差	段差が 20mm未満であること	30 日以内の補修

3.7.3 特記事項

(改善提案)

- 公社で定めた舗装補修区間に対して、従来の切削オーバーレイではなく、受託者のもつノウハウ（路面性状調査方法、設計方法）を用い、品質保証が可能な範囲で最適な補修工法を改善提案業務で提案できる。なお、受託者の改善提案により路上路盤再生工法又は打換え工法により実施する場合の実施費用は、受託者が本業務の募集手続きにおいて公社に提出した価格提案書の各工法の提案金額に基づき算出するものとする。
- 公社の定めていない範囲で舗装補修の提案を行う場合は、改善提案業務で実施する。
- なお、公社が平成23年度路面性状調査結果のMCIデータを提供する。

(廃棄物処理)

- 舗装補修業務により発生する産業廃棄物は、公社の指示する処分施設に搬出し、建設事業に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）（平成12年法律第104号）等に従って適切に処理・処分すること。
- 公社の指示する処分場以外で処分する場合は、事前に監督職員と協議するものとし、受け入れ不可能等やむを得ない理由以外は変更の対象とならない。
- 搬出に際しては、道路交通法、道路陸送法及び貨物自動車運送事業法の関係法規を遵守すると共に粉塵の発生防止に努めるものとする。

(業務報告)

- 受託者は、舗装補修業務の実施状況を舗装補修実施報告書に記録し、その都度提出すること。
- 受託者は、舗装補修実施報告書を契約完了時まで保管すること。
- 受託者は、MCIデータを含む補修・保守記録管理台帳を作成し、これを管理する。
- 舗装補修区間に対して管理隊からの通報、道路利用者の苦情などの公社からの連絡を受け、現地にて受託者が劣化・損傷規模をメジャー等で計測（写真撮影による記録）し、基準を満たしている場合でも発生箇所のデータを記録しておくこと。

(その他)

- 要求水準に回復できなかった場合は、業務改善計画書を公社に提出し、公社の確認を得ること。
- 舗装補修業務に係わる通行料金は、公社の負担（〇〇〇〇有料道路管理用通行券の貸与）とする。

3.8 雪氷業務

3.8.1 業務概要

受託者は、本道路に路面凍結・積雪による交通障害が発生又は発生するおそれがある場合において、路面の凍結防止・除雪作業等を実施する。

(業務内容)

- 雪氷業務は、凍結防止剤散布と除雪作業を行う。
- 雪氷業務期間は、平成〇〇年〇月〇日～平成〇〇年〇月〇日とし、昼夜を問わず管理事務所等から指示を受けて、速やかに出動し雪氷作業を行う。なお、雪氷業務には出動待機も含まれる。
- 雪氷業務は、雪氷対策業務要領、雪氷対策業務実施マニュアルに準じて実施する。
- 雪氷業務中は、受託者の責任により行う。

(貸与品・提供品等)

- 雪氷業務にあたり、公社より下記の資機材を貸与・提供する。
 - ①塩水貯留槽（1槽）
 - ②凍結防止剤（粒状）散布機（1台）
 - ③塩化カルシウム（粒状）（最大300袋）



(塩水貯留槽)



(凍結防止剤（粒状）散布機)

(支払方法)

- 支払方法は、変動費とする。
- なお、委託費にはトラクタショベル(0.34m³, 1台)の賃貸・回送費が含まれている。

3.8.2 要求水準

① 雪氷作業

作業項目	作業範囲・回数	作業方法
凍結防止剤散布 除雪	公社の指示する範囲に対して、必要に応じて実施	機械・人力による各作業

3.8.3 特記事項

(業務報告)

- 受託者は、雪氷作業を実施した場合、速やかに雪氷対策業務実施マニュアルで定められた所定の様式を用いて雪氷業務実施報告書を提出する。
- 受託者は、雪氷業務実施報告書を契約完了時まで保管すること。

(その他)

- 雪氷業務に係わる通行料金は、公社の負担（〇〇〇〇有料道路管理用通行券の貸与）とする。
- 雪氷対策業務要領、雪氷対策業務実施マニュアルは、4.2 閲覧資料として応募参加企業が技術提案書の提出前に閲覧することができる。

3.9 改善提案業務

3.9.1 業務概要

本委託は、受託者の持つ経験、創意工夫及びノウハウの活用を期待する性能発注の考え方を一部導入して実施するものである。その適用の範囲は、予め公社が定めた業務だけでなく、現在の〇〇〇〇有料道路を常に良好な状態に維持する方法をはじめとして、円滑かつ安全な交通の確保や利用者サービスの向上・利用促進等についても活かしたいと考え、本委託では、こうした受託者からの改善提案を業務として位置付けることとした。その背景としては、経験、創意工夫及びノウハウを有する受託者が、〇〇〇〇有料道路の保守業務、修繕業務、舗装補修業務、植栽管理業務等の複数業務を包括的に実施することで〇〇〇〇有料道路の特性等を熟知し、また実施のための機材・人材・機会等も有効に活用できる立場にある受託者だからこそ、多様で効果的かつ効率的な提案が可能と考えたためである。例えば次のような提案が考えられる。

- 【舗装】長寿命化舗装、路盤の健全性に応じた最適な補修工法の提案
- 【除草】構造物や植物による防草の提案
- 【構造】予防保全への転換を進めるための対策(ex.ジョイントの非排水化等)の提案
- 【計測】予防保全への転換を進めるための計測、データ蓄積・分析(ex.トンネル内クラックの経過観測、排水性舗装区間の性能確認等)の提案
- 【環境】トンネル照明のLED化の提案
- 【ETC】防雷対策の提案 など

公社は、受託者からの提案について予算等を鑑みながらその採否を判断する。

なお、適当とされた提案のうち、提案した受託者が実施する場合がある。

3.9.2 要求水準

① 提案企画

- 〇〇〇〇有料道路を常に良好な状態に維持する方法、円滑かつ安全な交通の確保や利用者サービスの向上・利用促進等の具体的事象（以下、「改善提案事象」という。）を特定し、その改善方法・改善費用（概算）を提案すること。
- 契約期間中に最低限5件の改善提案を行うこと。公社の採否は無関係だが、提案に至らないと認めた場合は除く。
- 改善提案は、契約完了日の2ヶ月前までに実施すること。
- 提案企画の支払方法は、定額・固定費Ⅱとする。

② 提案実施

- 改善提案が採用となった場合、受託者は改善提案実施計画書と費用を公社に提案する。
- 改善提案は受託者の責任と費用をもって行う。

3.9.3 特記事項

(改善提案段階)

- 受託者は A4 版 2 ページ程度の技術提案書（様式自由）により、その都度改善提案すること。
- 改善提案はコンセプトのみでも良く、また、改善提案事象の費用対効果を精査する検討自体も含めその対象となりうる。
- 公社は提案があった改善提案の実施の採否について、提案を受けた日から 1 ヶ月以内に受託者に返答する。

(不採用となった場合)

- 公社は不採用となった改善提案も改善提案実施報告書に記録として保管する。

(業務報告)

- 受託者は、改善提案業務（提案実施）の実施状況を改善提案実施報告書に記録し、その都度提出すること。
- 受託者は、改善提案実施報告書を契約完了時まで保管すること。

(その他)

- 改善提案を行うために各業務の範疇以外で現場踏査などを行う場合は、事前に公社の許可を得ること。
- その場合の費用は受託者が負担すること。

3.10 緊急措置業務

3.10.1 業務概要

受託者は、事故・暴風雨等によって、通行支障が発生した場合等における仮復旧（一時的な措置）を行う。実施にあたっては、〇〇〇〇有料道路の迅速な復旧対応として公社に協力しなければならない。

（業務内容）

- 事故発生後、暴風雨後に公社からの指示がなくても速やかに自主的に現場に向かい現場の状況を確認する。
- 事故・暴風雨等によって発生した不具合・損傷に対して、道路利用者や第三者への危険を回避するための仮復旧（一時的な措置）を講じること。
- 仮復旧（一時的な措置）とは、保守業務、修繕業務、各清掃業務、植栽管理業務、補修業務に含まれない内容であり、その実施例を以下に示す。
 - ・事故、暴風雨により道路付帯施設が損傷し、一時的に損傷を回復させる行為（本復旧させる場合は、修繕業務となる）。
 - ：損傷したデリニエータ等のテーピングによる一時的な固定。
 - ：損傷した立入防護柵へのポストコーンの設置、ロープ等による仮柵の設置 等
 - ・事故、暴風雨により施設が損傷し、道路上に散乱した損傷物を路肩等に一時的に移動させる行為（本復旧させる場合は、修繕業務又は路面清掃業務となる）。
- 緊急措置業務によって受託者に生じる費用は公社が負担する。

3.10.2 要求水準

- 昼夜を問わず 24 時間体制で緊急措置業務の実施が可能なこと。
- 警察・消防隊・公社・管理隊等と協力すること。

3.10.3 特記事項

（業務報告）

- 受託者は、緊急措置業務の実施状況を緊急措置実施報告書に記録し、その都度提出すること。
- 受託者は、緊急措置実施報告書を契約完了時まで保管すること。

（その他）

- 緊急措置業務に係わる通行料金は、公社の負担（〇〇〇〇有料道路管理用通行券の貸与）とする。

3.11 引継業務

3.11.1 業務概要

- 受託者は、契約期間中、引継が必要な新たな事項が判明した場合は、適宜当文書にその内容を反映、記録し、翌月 10 日までに公社に提出する。
- 受託者は、次の維持管理業務の契約者（受託者）がスムーズに業務に着手・執行できるよう、契約終了前に行う業務引継ぎに協力する。
- 引継業務は、定額・固定費Ⅱとする。

3.11.2 要求水準

- 受託者は契約期間を通じて、引継事項を記載した文書として引継業務報告書を作成する。
- 契約期間中、引継が必要な新たな事項が判明した場合は、適宜当文書にその内容を反映、記録し、対象施設固有の維持管理に係わる留意点を次の受託者が把握できるような内容とする。この場合に記載すべき内容の参考を以下に示す。
 - ① 使用状況
 - ② 損傷状況
 - ③ 補修状況
 - ④ その他留意事項、維持管理に関する課題及び改善点

3.11.3 特記事項

（業務報告）

- 受託者は、引継業務を引継業務報告書に記録し、翌月 10 日までに提出すること。
- 受託者は、引継業務報告書を契約完了時まで保管すること。

（契約完了時の状態）

- 受託者は、契約完了時において、本委託の対象施設が本要求水準書で提示した性能を発揮できる機能を有した状態で、公社に引き渡せるようにすること。
- 舗装補修業務（品質保証型）以外でも契約完了時に公社が状態確認を行い、適正な運用で想定される機能低下の程度を著しく超えている場合には、受託者が自らの負担により施設の機能回復のための清掃、除草、修繕、交換を行う場合がある。
- 契約終了にあたっては、業務の履行開始日に支給された貸与品は、支給時の規格のものを支給時の在庫量に復すること。

（その他）

- 公社は、本契約の終了に際して公社が受託者選定を行う場合には、当文書を募集段階で公開することができるものとする。

4. 資料一覧

4.1 配布資料

番 号	名 称	備 考
配布資料 1	〇〇〇〇有料道路 道路維持業務 設計図 1 平成〇年〇月	除草対象範囲 路面清掃範囲 水路清掃位置
配布資料 2	〇〇〇〇有料道路 道路維持業務 設計図 2 平成〇年〇月	舗装補修範囲
配布資料 3	除草数量計算書	
配布資料 4	積算内訳書	
配布資料 5	〇〇県道路公社 事業概要	

4.2 閲覧資料

番 号	名 称	備 考
資料 1	雪氷対策業務要領	
資料 2	雪氷対策業務実施マニュアル	
資料 3	道路維持補修業務委託 報告書 平成 〇年〇月 (路面性状調査結果含む)	

7. 維持管理に関する入札・契約制度小委員会活動概要

第1回（平成25年10月1日，於 東京大学）

- 趣旨説明
- 小委員会における研究の方向性の確認
- 維持管理の現状についての情報共有
 - ・ 報告書、業界誌等の調査による地方自治体における維持管理の現状を情報共有
 - ・ 東京大学受託研究員が行った維持管理に関する研究の紹介
 - ・ インフラ PFI/PPP 研究小委員会活動経緯・研究内容の紹介（大島委員・渡会委員）

第2回（平成25年11月15日，於 公益社団法人土木学会 A 会議室）

- 維持管理における「現状」、「課題」、「対応の考え方」に関する整理結果の報告（第1回小委員会を受けて）
- 各委員が所属する会社および団体における維持管理の事例紹介および質疑応答
 - ・ 東日本旅客鉄道株式会社における維持管理（清水委員）
 - ・ 首都高速道路株式会社における維持管理（田中委員）
 - ・ 東京都道路保全公社における維持管理（高木委員）
 - ・ 千葉市における維持管理（内山委員）
 - ・ 市川市における維持管理（福永委員）
 - ・ 奈良道路公社における包括的委託契約[性能規定型契約]の紹介（水野委員）
 - ・ RCCM 資格制度の紹介（熊谷委員）

第3回（平成25年12月9日，於 東京大学）

- 各委員が所属する会社および団体における維持管理の事例紹介および質疑応答
 - ・ (一社) 全国建設業協会よりインフラの維持管理の現状と課題の紹介（桑原委員）
 - ・ (一社) 日本建設業連合会より維持管理への対応状況およびインフラ再生委員会活動内容の紹介（安部委員）
 - ・ (一社) 日本道路建設業協会における維持管理業務への対応状況の紹介（横田委員）
 - ・ (一社) プレストレスト・コンクリート建設業協会における維持管理業務への対応の紹介（木下賢司委員）
 - ・ 一般社団法人 日本橋梁建設協会における維持管理への対応の紹介（瀬田委員）

第4回（平成26年2月7日，於 公益社団法人土木学会 A 会議室）

- 民間企業による維持管理工事の現状の紹介
- 市川市のインフラ施設の維持管理に関するヒアリング報告
- 栃木県建設業協同組合連合会における取組事例（包括契約）の紹介
- 第1回～第3回の事例紹介を踏まえた契約要素の組合せ（包括化）に関する討議

第5回（平成26年4月18日，於 公益社団法人土木学会 A 会議室）

- 各委員による契約要素の組合せ（包括化）の提案および質疑応答
- ガイドライン作成方針に関する討議
- 情報共有（社会資本整備審議会基本政策部会「道路の老朽化対策の本格実施に関する提言」他）

第6回（平成26年6月17日，於 公益社団法人土木学会 EF 会議室）

- 契約要素の組合せに関する討議
（各委員の提案を元に事務局がとりまとめた維持管理等の包括パターンに関する討議）
- 奈良道路公社における包括的委託契約[性能規定型契約]に関する討議

第7回（平成26年8月7日，於 公益社団法人土木学会 A 会議室）

- 維持管理等の入札契約方式ガイドライン（案）に関する討議
（これまでの小委員会における討議内容を踏まえ事務局で作成したドラフト版の構成・記載内容に関する議論）

第8回（平成26年10月7日，於 公益社団法人土木学会 A 会議室）

- 維持管理等の入札契約方式ガイドライン（案）に関する討議
（第7回委員会の討議を受け、事務局で作成した修正稿に関する討議）

土木学会建設マネジメント委員会維持管理に関する入札・契約制度検討小委員会

委員構成

(50音順、敬称略)

委員長	小澤 一雅	東京大学大学院工学系研究科
委員	安部 吉生	大成建設株式会社
〃	稲垣 孝	国土交通省
〃	内山 恵市	千葉市
〃	大島 邦彦	株式会社熊谷組 [インフラPFI/PPP研究小委員会]
〃	木下 賢司	一般社団法人プレストレスト・コンクリート建設業協会
〃	木下 誠也	日本大学生産工学部
〃	熊谷 清	朝日航洋株式会社
〃	桑原 茂雄	株式会社浅沼組
〃	清水 満	東日本旅客鉄道株式会社
〃	瀬田 真	川田工業株式会社
〃	高木 千太郎	公益財団法人東京都道路整備保全公社
〃	田中 充夫	首都高速道路株式会社
〃	中村 一平	広島工業大学工学部
〃	福永 知義	市川市
〃	水野 高志	八千代エンジニアリング株式会社
〃	横田 耕治	一般社団法人日本道路建設業協会
〃	渡会 英明	株式会社建設技術研究所 [インフラPFI/PPP研究小委員会]
委員兼幹事長	森田 康夫	国土交通省
委員兼幹事	白石 薫	株式会社 IHI インフラシステム
〃	辻 千之	鹿島建設株式会社
〃	深澤 竜介	一般財団法人経済調査会
〃	山地 伸弥	鹿島建設株式会社
〃	横井 宏行	株式会社建設技術研究所

維持管理等の入札契約方式ガイドライン（案）
～包括的な契約の考え方～

参考資料編

平成 27 年 3 月

公益社団法人 土木学会 建設マネジメント委員会
維持管理に関する入札・契約制度検討小委員会